

附 属 资 料

附 属 資 料

1 証券監視委の組織・事務概要	133
1－1 組織及び事務概要	133
1－2 証券取引等の監視体制の概念図	136
1－3 証券監視委の機能強化	137
1－4 証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の 関係の概念図	138
1－5 証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移	139
1－6 機構図	140
1－7 組織・事務に係る法令の概要	142
1－8 証券監視委と自主規制機関との関係の概念図	156
2－1 公正な市場の確立に向けて～「市場の番人」としての今後の 取組み～	157
2－2 証券検査に関する基本指針	160
2－3 取引調査に関する基本指針	187
2－4 開示検査に関する基本指針	191
3 証券監視委の活動実績等	198
3－1 証券監視委の活動状況	198
3－2 市場分析審査実施状況	199
3－3 証券検査実施状況	202
3－4 勧告等実施状況	213
3－5 申立て実施状況	287
3－6 告発実施状況	298
3－7 建議実施状況等	338
3－8 市場のグローバル化への対応状況	346
3－9 平成 26 年度 主な講演会等の開催状況	349
3－10 平成 26 年度 各種広報媒体への寄稿	351
4－1 皆様からの情報提供が、市場を守ります！	354
4－2 年金運用ホットラインでの情報受付について ～疑わしい年金運用等に関する情報の提供をお願いします～ ..	355
4－3 証券取引等監視委員会公益通報窓口・相談窓口	357
4－4 金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話に ご注意ください！～ 未公開株に関するご注意 ～	359

1 証券監視委の組織・事務概要

1-1 組織及び事務概要

(1) 証券監視委設置の経緯

平成3年夏の一連のいわゆる証券不祥事を契機に、証券行政のあり方、特に証券会社及び証券市場に対する検査・監視体制のあり方について、種々の議論が行われた。

こうした状況を踏まえ、同年7月、内閣総理大臣から臨時行政改革推進審議会（以下「行革審」という。）に対して、証券市場の監視・適正化のための是正策について諮問がされ、審議の結果、同年9月に「証券・金融の公正取引の基本的是正策に関する答申」が取りまとめられた。この答申においては、「自由、公正で透明、健全な証券市場の実現」を基本的目標として、証券行政に係る提言等と併せ、新たな検査・監視機関として、大蔵省に行政部門から独立した国家行政組織法第8条に基づく委員会（八条委員会）を設置すべきであるとの提言が盛り込まれた。

大蔵省においては、行革審答申を踏まえつつ、更に各方面の意見も聴取するなど、広範な視点から証券取引等における検査・監視体制のあり方について検討を重ねた末、平成4年2月、証券監視委の設置を柱とする「証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律」案を取りまとめた。

同法案は、第123回通常国会に提出され、衆・参両議院での審議を経て同年5月29日に成立し、同年6月5日に法律第73号として公布、同年7月20日に施行され、同日、国家行政組織法第8条及び大蔵省設置法第7条に基づき大蔵省に置かれる合議制の機関（八条委員会）として証券監視委が発足した。

(2) 金融庁（金融監督庁・金融再生委員会）への移管

民間金融機関等に対する検査・監督機能と金融制度等の企画・立案機能とを分離し、透明かつ公正な金融行政への転換を図るため、平成10年6月22日、総理府の外局として金融監督庁が設置されたが、同時に、証券監視委の果たす中立的・客観的な役割が引き続き重要であるとの観点から、証券監視委は、従前の体制（国家行政組織法第8条及び金融監督庁設置法第7条に基づき設置された合議制の機関（八条委員会））のまま金融監督庁に移管された。

さらに、同年12月15日には、我が国の金融機能の安定及びその再生を図り、金融システムに対する内外の信頼を回復し、金融機能の早期健全化を図ることを主たる任務として、金融再生委員会が発足したが、これに伴い、金融監督庁とともに証券監視委は、従前の体制（国家行政組織法第8条及び金融再生委員会設置法第21条に基づき設置された合議制の機関）のまま金融再生委員会に移管された。

その後、平成12年7月1日には、大蔵省金融企画局が担ってきた金融制度の企画・立案に関する事務が金融監督庁に移管されて、新たに金融庁が発足し、証券監視委は、従前の体制（国家行政組織法第8条及び金融再生委員会設置法第21条に基づき設置された合議制の機関）のまま金融庁に移管された。

なお、平成13年1月6日には、中央省庁改革に際して、金融再生委員会が廃止され、証券監視委は、内閣府の外局として設置された金融庁に移管され、内閣府設置法第54条及び金融庁設置法第6条に基づき設置された合議制の機関（いわゆる八条委員会（（注）国家行政組織法第8条に基づき設置される「八条委員会」に相当するもの。）としての位置づけ）として、現在に至っている。

(3) 事務概要

① 監視のための5つの事務

証券監視委が行う監視事務は、市場分析審査、証券検査、取引調査、開示検査及び犯則事件の調査の5つに分かれる。

イ 市場分析審査

金商法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商品取引業者、登録金融機関、金融商品取引業協会及び金融商品取引所等に対して有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料を徴取し、取引の内容を審査することにより、日常的な市場監視を行う。

ロ 証券検査

金商法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商品取引業者等に対して検査を行う。

また、犯収法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商品取引業者等による顧客等に係る本人確認及び取引記録の保存義務等の遵守状況の検査を行う。

ハ 取引調査

金商法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、風説の流布・偽計、相場操縦、内部者取引といった不公正取引の課徴金に係る事件の調査を行う。

ニ 開示検査

金商法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、開示の適正性を確保するため、有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、公開買付者、大量保有報告書の提出者等に対して検査を行う。

ホ 犯則事件の調査

金商法又は犯収法に基づき、犯則事件を調査するため必要があるときは、質問、検査、領置等の任意調査を行うほか、裁判官の発する許可状による臨検、搜索及び差押えといった強制調査を行うことができる。

金商法等においては、犯則事件の範囲は、具体的には、取引の公正を害するものとして関係する政令において定められており、主なものとしては、重要な事項につき虚偽記載のある有価証券届出書・有価証券報告書等の提出、損失保証・損失補てん、相場操縦、内部者取引などがある。

また、犯収法では、金融商品取引業者等が本人確認を行う場合における顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件とされている。

② 勧告

証券監視委は、証券検査、取引調査、開示検査又は犯則事件の調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため、開示書類の訂正報告書等の提出命令や課徴金納付命令の発出、その他必要な行政処分等を行うよう、内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

また、証券監視委は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、勧告に基づいて執った措置について報告を求めることができる。

③ 建議

証券監視委は、証券検査、取引調査、開示検査又は犯則事件の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するために必要と認められる施策について、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる。

④ 告発

証券監視委は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、検察官に告発を行う。

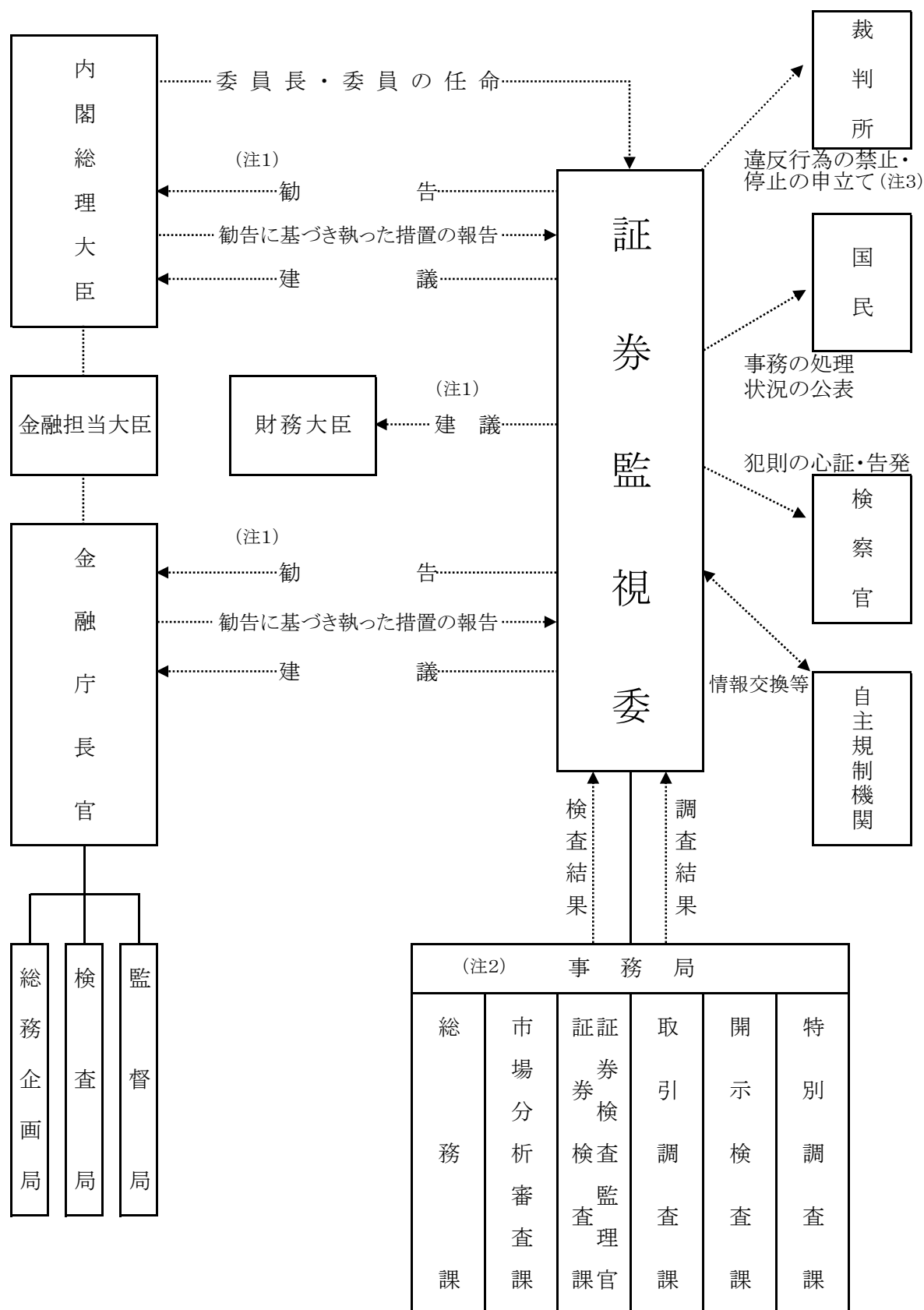
⑤ 裁判所への違反行為の禁止・停止の申立て

金商法第 192 条第 1 項の規定に基づく裁判所への違法行為の禁止・停止の申立て及びその前提となる同法第 187 条の規定に基づく調査権限が金融庁長官から証券監視委に委任されている。

⑥ 事務の処理状況の公表

証券監視委は、毎年、その事務の処理状況の公表を行う。

1-2 証券取引等の監視体制の概念図



(注1) 勧告については内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、建議については内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に対して行うことができる（設置法第20条、第21条）。

(注2) 平成18年7月に総務検査課、特別調査課の2課体制から、総務課、市場分析審査課、証券検査課、課徴金・開示検査課、特別調査課の5課体制に再編、更に、23年7月に、現行の6課体制に強化された。

(注3) 金融法改正(平成20年12月施行)により、同法第192条に基づく当該申立ての権限等が金融庁より委任された。

1-3 証券監視委の機能強化

情報収集・分析・審査

証券検査		取引調査		開示検査		犯罪調査	申立て調査
証券会社等の検査	(17.7～)	(17.7～)	(18.7～)	(20.12～)	(25.9～)	犯罪事件の調査 インサイダー取引 (情報伝達・取引推奨行為を含む⑧) 相場操縦 風説の流布 偽計 虚偽有報等の提出 損失補てん等	裁判所への違反 反行為の禁止・停止 停止に向けた調査
	係る検査の健全性等に 取引の公正の確保に係る検査	(17.7～)	(17.7～)	(17.7～)	(17.7～)		
		(19.9～)	(20.12～)	(20.4～)	(20.12～)		
		(22.4～)	(25.9～)	(26.4～)	(25.9～)		
		(23.4～)	(25.9～)	(26.4～)	(25.9～)		
(24.11～)	(24.11～)	(24.11～)	(24.11～)	(24.11～)	(24.11～)	(24.11～)	(24.11～)
証券会社等の検査		取引調査		開示検査		犯罪調査	申立て調査
証券会社等の検査	(17.7～)	(17.7～)	(18.7～)	(20.12～)	(25.9～)	犯罪事件の調査 インサイダー取引 (情報伝達・取引推奨行為を含む⑧) 相場操縦 風説の流布 偽計 虚偽有報等の提出 損失補てん等	裁判所への違反 反行為の禁止・停止 停止に向けた調査
	係る検査の健全性等に 取引の公正の確保に係る検査	(17.7～)	(17.7～)	(17.7～)	(17.7～)		
		(19.9～)	(20.12～)	(20.4～)	(20.12～)		
		(22.4～)	(25.9～)	(26.4～)	(25.9～)		
		(23.4～)	(25.9～)	(26.4～)	(25.9～)		
(24.11～)	(24.11～)	(24.11～)	(24.11～)	(24.11～)	(24.11～)	(24.11～)	(24.11～)

勧告・建議

告発

※証券監視委は、金融商品取引法、資産流動化法(SPC法)、投信法、社債法、犯罪収益移転防止法、預金保険法に基づき、権限を行使。

- (注1) ① 部分が「証券取引法等の一部を改正する法律(平成16年改正)」の施行(平成17年4月1日 他)に伴い検査・調査の対象となった部分。
(開示検査のうち、有価証券届出書については平成17年4月から、有価証券報告書等については平成17年12月から課徴金の対象となっている。)

(注2) ② 部分が「金融商品取引法」の施行(平成19年9月30日 他)に伴い検査・調査の対象となった部分。

(注3) ③ 部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成20年改正)」の施行(平成20年12月12日)に伴い検査・調査等の対象となった部分。

(注4) 開示検査対象の拡大の内容については、以下のとおり。

 - ・特定投資家向け有価証券に係る情報。
 - ・課徴金対象の拡大の内容については、以下のとおり。
 - ・公開買付届出書・大量保有報告書の虚偽記載・不提出。
 - ・発行開示書類・継続開示書類の不提出。(平成20年12月までは、虚偽記載が課徴金の対象となっていた。)
 - ・特定投資家向け有価証券に係る情報の虚偽等。

(注5) ④ 部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成21年改正)」の施行(平成22年4月1日)に伴い検査の対象となった部分。

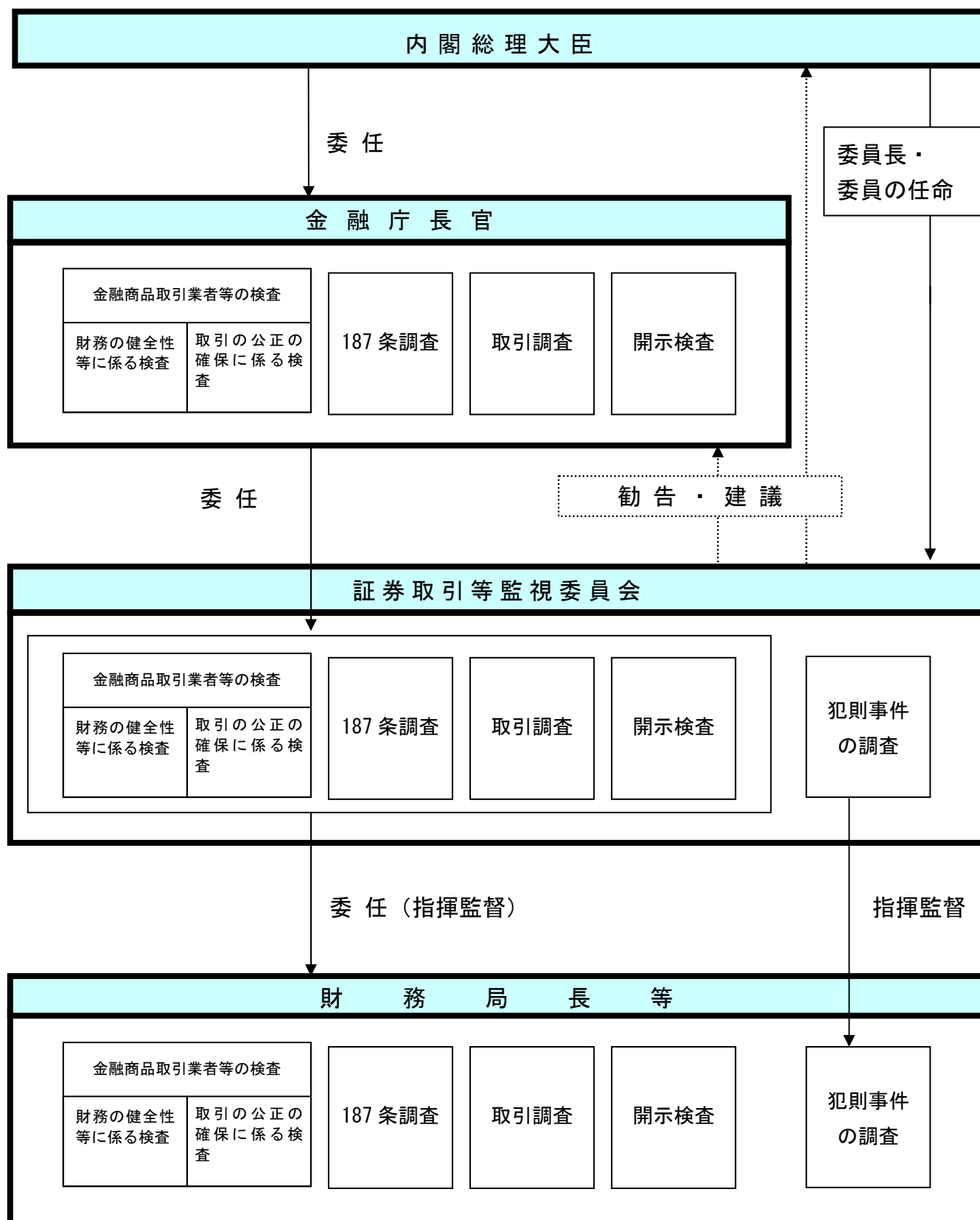
(注6) ⑤ 部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成22年改正)」の施行(平成23年4月1日)に伴い検査の対象となった部分。

(注7) ⑥ 部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成22年改正)」の施行(平成24年11月1日)に伴い検査の対象となった部分。

(注8) ⑦ 部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成24年改正)」の施行(平成25年9月6日)に伴い検査・調査の対象となった部分。

(注9) ⑧ 部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成25年改正)」の施行(平成26年4月1日)に伴い調査の対象となった部分。

1－4 証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関係の概念図



- （注1）証券監視委が財務局長等に委任した権限については、証券監視委が財務局長等を指揮監督する（金商法第194条の7第8項等）。
- （注2）犯則事件の調査については、証券監視委が財務局長等を指揮監督し、必要があるときは財務局等職員を直接指揮監督することができる（金商法第224条第4項、第5項等）。
- （注3）証券監視委は、以下の公示で指定する金融商品取引業者等に関する権限については、財務局長等への委任を行っていない。
- ・金融商品取引法施行令第四十四条第五項並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行令第百三十六条第二項の規定に基づき金融商品取引業者等を指定する公示
 - ・犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第二十八条第六項の規定に基づき金融商品取引業者等を指定する公示

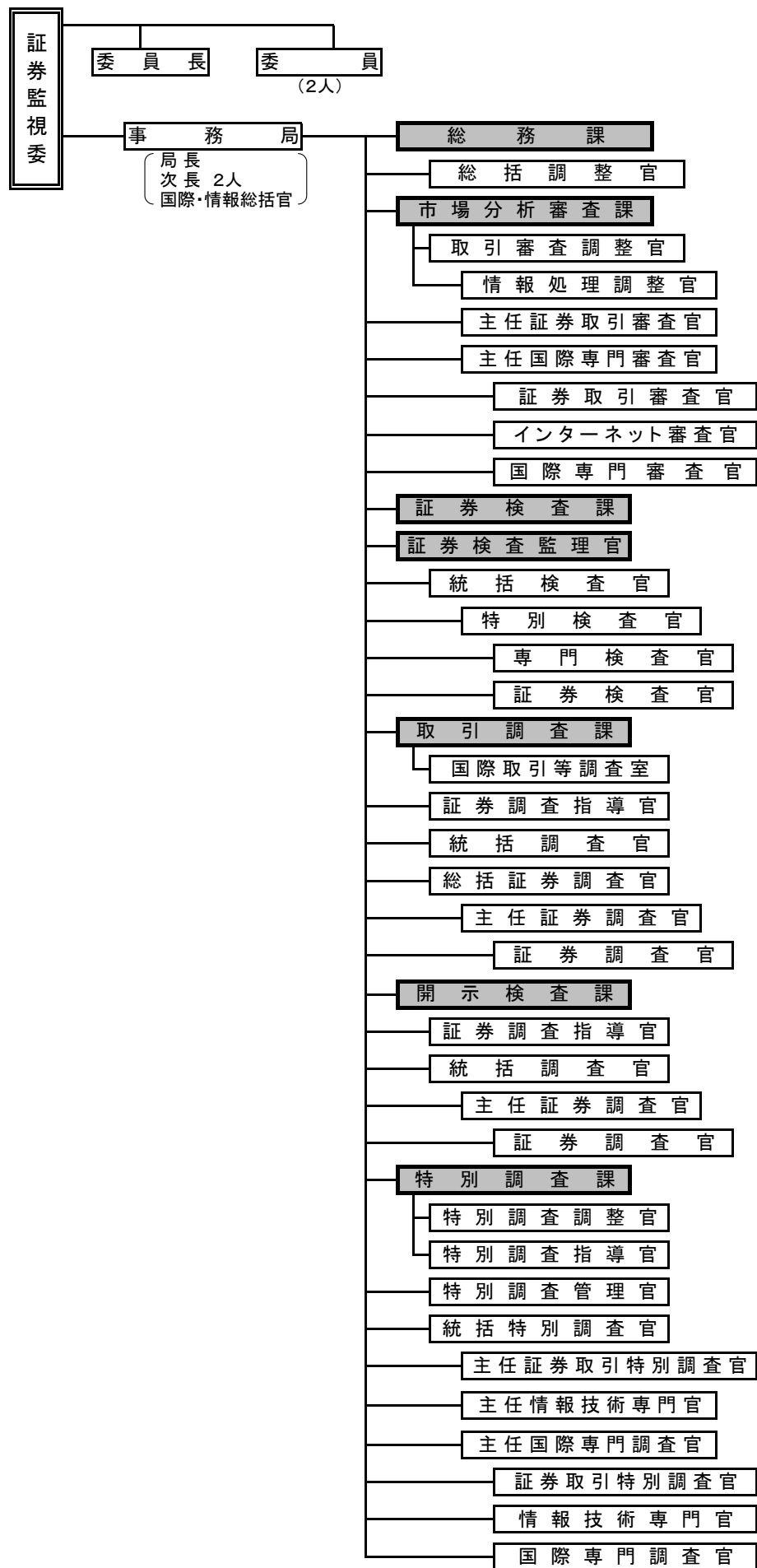
1-5 証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移

年 度	予 算 定 員		
	証券監視委	財務局等	合 計
4 年 度	8 4 人	1 1 8 人	2 0 2 人
5 年 度	8 4 人	1 1 8 人	2 0 2 人
6 年 度	8 6 人	1 1 8 人	2 0 4 人
7 年 度	8 8 人	1 1 8 人	2 0 6 人
8 年 度	8 9 人	1 1 8 人	2 0 7 人
9 年 度	9 1 人	1 1 8 人	2 0 9 人
1 0 年 度	9 8 人	1 2 6 人	2 2 4 人
1 1 年 度	1 0 6 人	1 3 3 人	2 3 9 人
1 2 年 度	1 1 2 人	1 3 9 人	2 5 1 人
1 3 年 度	1 2 2 人	1 4 4 人	2 6 6 人
1 4 年 度	1 8 2 人	1 8 3 人	3 6 5 人
1 5 年 度	2 1 7 人	1 9 9 人	4 1 6 人
1 6 年 度	2 3 7 人	2 0 4 人	4 4 1 人
1 7 年 度	3 0 7 人	2 4 5 人	5 5 2 人
1 8 年 度	3 1 8 人	2 4 6 人	5 6 4 人
1 9 年 度	3 4 1 人	2 6 8 人	6 0 9 人
2 0 年 度	3 5 8 人	2 8 2 人	6 4 0 人
2 1 年 度	3 7 4 人	3 0 0 人	6 7 4 人
2 2 年 度	3 8 4 人	3 1 3 人	6 9 7 人
2 3 年 度	3 9 2 人	3 1 2 人	7 0 4 人
2 4 年 度	3 9 2 人	3 2 2 人	7 1 4 人
2 5 年 度	4 0 0 人	3 3 9 人	7 3 9 人
2 6 年 度	4 0 9 人	3 5 4 人	7 6 3 人
2 7 年 度	4 1 0 人	3 5 4 人	7 6 4 人

(注)財務局等には、沖縄総合事務局財務部を含む。

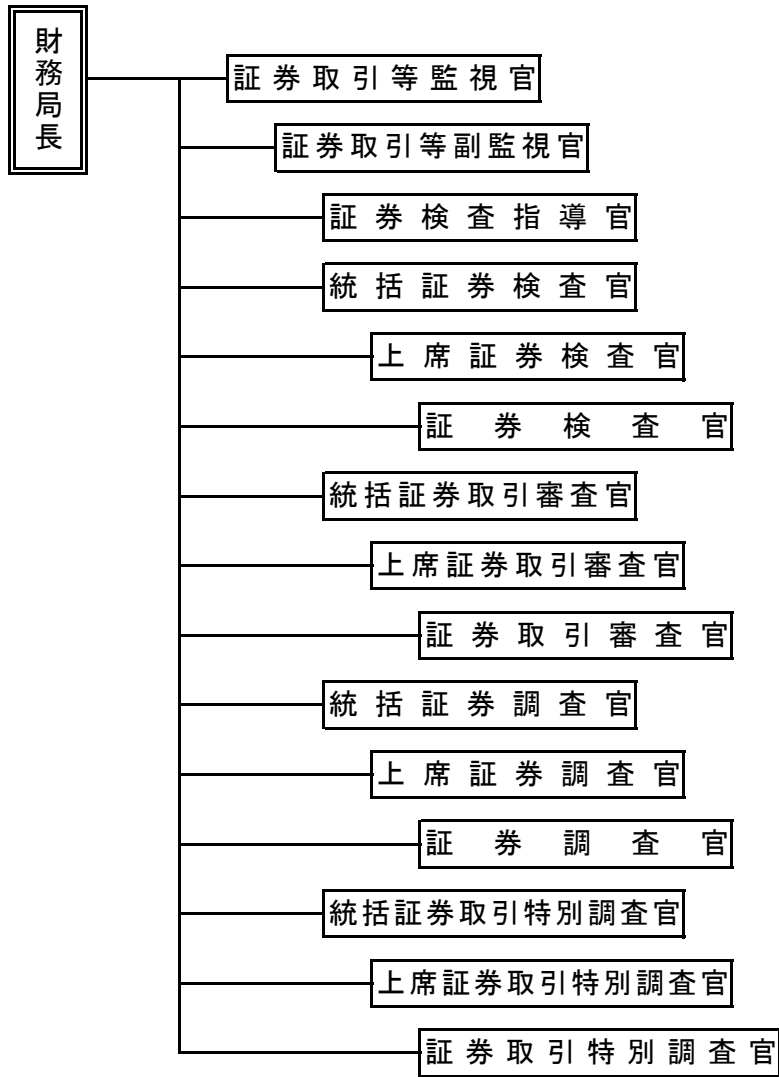
1－6 機構図

1 証券監視委の機構図



(注)平成18年7月に5課体制に再編。さらに、平成23年7月に6課体制に再編。

1－6－2 財務局の機構図（関東財務局）



1－7 組織・事務に係る法令の概要

1 証券監視委の組織・権限等

証券監視委の組織・権限等は、設置法の以下の条項により規定されている。

〔設置法〕

条 項	規 定 の 概 要
第 4 条	金融庁の事務
第 6 条	証券監視委の設置
第 8 条	証券監視委の所掌事務
第 9 条	委員長及び委員の職権の行使
第 10 条	証券監視委の組織
第 11 条	委員長
第 12 条	委員長及び委員の任命
第 13 条	委員長及び委員の任期
第 14 条	委員長及び委員の身分保障
第 15 条	委員長及び委員の罷免
第 16 条	委員長及び委員の服務等
第 17 条	委員長及び委員の給与
第 18 条	会議
第 19 条	事務局
第 20 条	勧告
第 21 条	建議
第 22 条	事務の処理状況の公表

1-7-2 権限及び範囲に係る規定

(1) 証券検査の検査又は報告・資料の徴取の権限

証券監視委は、金融商品取引業者等に対する検査又は報告・資料の徴取権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔金商法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 56 条の 2 第 1 項 (第 65 条の 3 第 3 項において準用する場合を含む。) から第 4 項まで	第 194 条の 7 第 2 項第 1 号及び第 3 項	金融商品取引業者等、金融商品取引業者等と取引をする者、金融商品取引業者等（登録金融機関を除く。）がその総株主等の議決権の過半数を保有する銀行等、金融商品取引業者等を子会社とする持株会社、金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者、金融商品取引業者の主要株主、金融商品取引業者を子会社とする持株会社の主要株主、特定金融商品取引業者等の親金融機関等、特定金融商品取引業者等の子金融機関等、金融商品取引業者の親銀行等、金融商品取引業者の子銀行等
第 57 条の 10 第 1 項	第 194 条の 7 第 3 項	特別金融商品取引業者の子会社等
第 57 条の 23	第 194 条の 7 第 3 項	指定親会社、指定親会社と取引をする者、指定親会社の子会社等、指定親会社から業務の委託を受けた者
第 57 条の 26 第 2 項	第 194 条の 7 第 3 項	指定親会社の主要株主
第 60 条の 11（第 60 条の 12 第 3 項において準用する場合を含む。）	第 194 条の 7 第 2 項第 2 号及び第 3 項	取引所取引許可業者、取引所取引許可業者と取引を行う者、取引所取引許可業者から業務の委託を受けた者
第 63 条第 7 項及び第 8 項	第 194 条の 7 第 3 項	特例業務届出者、特例業務届出者と取引を行う者、特例業務届出者から業務の委託を受けた者
第 66 条の 22	第 194 条の 7 第 2 項第 3 号及び第 3 項	金融商品仲介業者、金融商品仲介業者と取引をする者
第 66 条の 45 第 1 項	第 194 条の 7 第 2 項第 3 号の 2 及び第 3 項	信用格付業者、信用格付業者と取引をする者、信用格付業者から業務の委託を受けた者、信用格付業者の関係法人

検査又は報告・資料 の徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 75 条	第194条の 7 第 2 項第 4 号 及び第 3 項	認可金融商品取引業協会、店頭売買有価証券の発行者、取扱有価証券の発行者、認可金融商品取引業協会から業務の委託を受けた者
第 79 条の 4	第 194 条の 7 第 2 項第 5 号 及び第 3 項	認定金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会から業務の委託を受けた者
第 79 条の 77	第 194 条の 7 第 3 項	投資者保護基金、投資者保護基金から業務の委託を受けた者
第 103 条の 4	第 194 条の 7 第 3 項	株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者（株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）
第 106 条の 6 第 1 項 （同条第 2 項において準用する場合を含む。）	第 194 条の 7 第 3 項	株式会社金融商品取引所の主要株主、株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商品取引所、株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商品取引所持株会社
第 106 条の 16	第 194 条の 7 第 3 項	金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者（金融商品取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）
第 106 条の 20 第 1 項 （同条第 2 項において準用する場合を含む。）	第 194 条の 7 第 3 項	金融商品取引所持株会社の主要株主、金融商品取引所持株会社の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商品取引所
第 106 条の 27	第 194 条の 7 第 3 項	金融商品取引所持株会社、金融商品取引所持株会社の子会社
第109条において準用する第106条の27	第 194 条の 7 第 3 項	親商品取引所等、金融商品取引所持株会社を子会社とする商品取引所
第 151 条	第 194 条の 7 第 2 項第 6 号 及び第 3 項	金融商品取引所、金融商品取引所の子会社、金融商品取引所の商品取引参加者、金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者、金融商品取引所から業務の委託を受けた者

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 153 条の 4 において準用する第 151 条	第 194 条の 7 第 2 項第 6 号及び第 3 項	自主規制法人
第 155 条の 9	第 194 条の 7 第 2 項第 7 号及び第 3 項	外国金融商品取引所、外国金融商品取引所参加者、外国金融商品取引所から業務の委託を受けた者
第 156 条の 5 の 4	第 194 条の 7 第 3 項	金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者（金融商品取引清算機関の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）
第 156 条の 5 の 8	第 194 条の 7 第 3 項	金融商品取引清算機関の主要株主
第 156 条の 15	第 194 条の 7 第 3 項	金融商品取引清算機関、金融商品取引清算機関の清算参加者、金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者
第 156 条の 20 の 12	第 194 条の 7 第 3 項	外国金融商品取引清算機関、外国金融商品取引清算機関の清算参加者、外国金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者
第 156 条の 34	第 194 条の 7 第 3 項	証券金融会社、証券金融会社から業務の委託を受けた者
第 156 条の 58	第 194 条の 7 第 3 項	指定紛争解決機関、指定紛争解決機関の加入金融商品取引関係業者、指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者
第 156 条の 80	第 194 条の 7 第 3 項	取引情報蓄積機関、取引情報蓄積機関と取引情報収集契約を締結した者、取引情報蓄積機関から業務の委託を受けた者（委託を受けた者から委託を受けた者を含む。）

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない（取引等の公正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。）。

〔投信法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 22 条第 1 項	第 225 条第 3 項	投資信託委託会社等、受託会社等、受託会社等と当該受託会社等に係る投資信託に係る業務に関して取引する者
第 213 条第 1 項から第 5 項まで	第 225 条第 2 項及び第 3 項	設立中の投資法人の設立企画人等、投資法人、投資法人の資産保管会社等、投資法人の執行役員等、投資法人又は当該投資法人の資産保管会社等と当該投資法人に係る業務に関して取引する者

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない（取引等の公正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。）。

〔SPC 法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項	第 290 条第 2 項第 1 号及び第 3 項	資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人
第 217 条第 1 項	第 290 条第 3 項	特定目的会社
第 286 条第 1 項において準用する第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項	第 290 条第 2 項第 2 号及び第 3 項	特定目的信託の原委託者

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない（取引等の公正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。）。

〔社債等振替法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 20 条第 1 項（第 43 条第 3 項において準用する場合を含む。）	第 286 条第 2 項	振替機関

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

〔犯収法〕

検査又は報告・資料 の徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 14 条及び第 15 条 第 1 項	第 21 条第 6 項及び第 7 項	金融商品取引業者、特例業務届出者、登録 金融機関、証券金融会社、振替機関、口座 管理機関

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

〔預金保険法〕

検査又は報告・資料 の徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 136 条第 1 項及び 第 2 項並びに第 137 条第 1 項及び第 2 項	第 139 条第 2 項	金融商品取引業者等（金融商品取引業者（第 一種金融商品取引業者のうち有価証券関連 業に該当するものを行う者に限る。）、指定 親会社、金融商品取引業者子特定法人、指 定親会社子会社等、証券金融会社）、金融商 品仲介業者、登録金融機関、金融商品取引 業者等の子会社、金融商品取引業者等から 業務の委託を受けた者

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限並びに預金保険法の円滑な実施を確保するため緊急の必要
があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合に
おける検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

〔不当景品類及び不当表示防止法〕

検査又は報告・資料 の徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 9 条第 1 項	第 12 条第 6 項	金融商品取引業者、金融商品仲介業者、登 録金融機関

※ 金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

(2) 取引調査の権限、範囲

① 取引調査の権限

不公正取引規制等の実効性を確保し、違反行為を抑止するため、新たな行政上の措置として金銭的な負担を課する制度（課徴金制度）が導入されたことにより、証券監視委は、課徴金に係る事件について必要な調査をするため、事件関係人等に対する質問又は報告等の徴取及び検査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。（注）

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔金商法〕

質問・報告等の徴取、 検査の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	質問・報告等の徴取及び検査の対象
第177条	第194条の7第2 項第8号	事件関係人、参考人、事件関係人の営業所そ の他必要な場所

（注）報告を徴する権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

② 取引調査の範囲

上記質問・報告等の徴取及び検査の権限の範囲は、金商法において定められており、個別
的に掲げると以下のとおりである。

〔金商法〕

条 項	規定の概要
第173条	風説の流布等により有価証券等の価格に影響を与えた者
第174条	仮装・馴合売買をした者
第174条の2	相場を変動させるべき一連の有価証券売買等をした者
第174条の3	安定操作取引等の禁止に違反した者
第175条	内部者取引をした者
第175条の2	未公表の重要事実の伝達等の禁止に違反した者

(3) 開示検査及び報告・資料の徴取の権限並びに課徴金の対象範囲

① 開示検査及び報告・資料の徴取の権限

行政命令発出のための事実認定としてのディスクロージャー関係規定の遵守状況に関する検査については、証券監視委が担った方が違反行為の摘発を有効に行えらるることから、報告若しくは資料の提出を命じる権限及び検査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔金商法〕

報告・資料の徴取、 検査の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	報告・資料の徴取及び検査の対象
第26条 (第27条において準用する場合を含む。)	第194条の7第3項	有価証券届出書・有価証券報告書等の縦覧書類(注1)を提出した者又は提出すべきであると認められる者、有価証券の引受人その他の関係者、参考人
第27条の22第1項 (第27条の22の2第2項において準用する場合も含む。)	第194条の7第3項	公開買付者、公開買付けによって株券等の買付け等を行うべきであると認められる者、これらの特別関係者その他の関係者、参考人
第27条の22第2項	第194条の7第3項	意見表明報告書を提出した者又は提出すべきであると認められる者、これらの関係者、参考人
第27条の30第1項	第194条の7第3項	大量保有報告書を提出した者又は提出すべきであると認められる者、これらの共同保有者その他の関係者、参考人
第27条の30第2項 (報告・資料の徴取のみ)	第194条の7第3項	大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社、参考人
第27条の35	第194条の7第3項	特定情報を提供若しくは公表した発行者、特定情報を提供若しくは公表すべきであると認められる発行者、特定情報に係る有価証券の引受人その他の関係者、参考人
第177条	第194条の7第2項第8号	事件関係人、参考人、事件関係人の営業所その他必要な場所
第193条の2第6項 (報告・資料の徴取のみ)	第194条の7第3項	監査証明を行った公認会計士又は監査法人

(注1) 開示検査の対象となる縦覧書類は第25条第1項に掲げられている、
・有価証券届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書

- ・発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの訂正発行登録書
- ・有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
- ・有価証券報告書の記載内容に係る確認書及びその訂正確認書
- ・内部統制報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
- ・四半期報告書、半期報告書及びこれらの訂正報告書
- ・四半期報告書及び半期報告書の記載内容に係る確認書及びこれらの訂正確認書
- ・臨時報告書及びその訂正報告書
- ・自己株券買付状況報告書及びその訂正報告書
- ・親会社等状況報告書及びその訂正報告書

である。

(注2) 有価証券届出書等の効力発生前における届出者等に対する検査等の権限及び公開買付期間中の公開買付者等に対する検査等の権限については、課徴金に係る事件についての検査に係るものを除き、証券監視委に委任されていない。

② 課徴金の対象範囲

課徴金の対象範囲は、金商法において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

[金商法]

条 項	規定の概要
第172条	有価証券届出書（募集・売出しの発行開示）が受理されていないのに有価証券の募集等をした者等
第172条の2	虚偽記載のある有価証券届出書（募集・売出しの発行開示）等の提出により、有価証券を取得させ、又は売り付けた者等
第172条の3	有価証券報告書等を提出しない発行者
第172条の4	虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した発行者
第172条の5	公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をした者
第172条の6	虚偽表示のある公開買付開始公告等を行った者等
第172条の7	大量保有報告書等を提出しない者
第172条の8	虚偽記載のある大量保有報告書等を提出した者
第172条の9	特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等をした者
第172条の10	虚偽のある特定証券等情報の提供又は公表をし、有価証券を取得させ、又は売り付けた発行者等
第172条の11	虚偽のある発行者等情報の提供又は公表をした発行者
第172条の12	虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為をした者

(4) 犯則事件の調査の権限、範囲

① 犯則事件の調査の権限

犯則事件の調査は、内閣総理大臣及び金融庁長官から委任を受けた権限に基づいて行う検査及び報告・資料の徴取とは異なり、証券監視委職員の固有の権限として規定されている。

具体的な権限は、以下のとおりである。

根 拠 規 定	犯 則 事 件 の 調 査 の 権 限
金商法第 210 条 犯収法第 30 条	犯則嫌疑者等に対する出頭の求め、質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限
金商法第 211 条、第 211 条の 2 犯収法第 30 条	裁判官の発する許可状により行う臨検、搜索又は差押えの強制調査権限

② 犯則事件の範囲

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして金商法施行令第45条及び犯収法第30条において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

[金商法]

条 項	行 為 者	規 定 の 概 要
第 5 条、第 24 条等	発行者	有価証券届出書、有価証券報告書等の提出義務等
第 15 条等	発行者、売出しをする者、引受人、金融商品取引業者等	有価証券届出書の効力発生前の募集、売出し又は売付けの禁止等
第 23 条の 3 等	発行登録者	発行登録書等の提出義務等
第 27 条の 3 等	公開買付者	公開買付届出書等の提出義務等
第 27 条の 23 等	大量保有者等	大量保有報告書等の提出義務等
第 30 条の 2 等	金融商品取引業者等	金融商品取引業者等に対する認可の条件
第 37 条等	金融商品取引業者等	広告等の規制
第 37 条の 3	金融商品取引業者等	契約締結前の書面の交付
第 37 条の 4	金融商品取引業者等	契約締結時等の書面の交付

条 項	行為者	規 定 の 概 要
第 37 条の 5	金 融 商 品 取 引業者等	保証金の受領に係る書面の交付
第 38 条等	金 融 商 品 取 引業者等	契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為の禁止
第 38 条の 2	金 融 商 品 取 引業者等	投資顧問契約等に関し、偽計、暴行、脅迫の禁止等
第 39 条第 1 項	金 融 商 品 取 引業者等	損失保証・損失補てん等の禁止
第 40 条の 4	金 融 商 品 取 引業者等	特定投資家向け有価証券の一般投資家を相手方とする売買等
第 41 条の 2	金 融 商 品 取 引業者等	投資助言業務に関する禁止事項
第 42 条の 2	金 融 商 品 取 引業者等	投資運用業に関する禁止事項
第 42 条の 7	金 融 商 品 取 引業者等	運用報告書の交付
第 157 条	何人も	有価証券の売買等について、不正の手段・計画等の禁止
第 158 条	何人も	風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止
第 159 条	何人も	相場操縦行為等の禁止
第 161 条第 1 項	金 融 商 品 取 引業者等	金融商品取引業者等の自己計算取引及び過大な数量の売買取引等の制限
第 163 条等	会社役員等	役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等
第 165 条	会社役員等	役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等
第 166 条	会社関係者等	会社関係者等による内部者取引の禁止
第 167 条	公開買付者等関係者等	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止

条 項	行為者	規 定 の 概 要
第 167 条の 2	会社関係者等	未公表の重要事実の伝達等の禁止
第 168 条	何人も	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
第 169 条	何人も	対価を受けた証券記事等の制限
第 170 条	何人も	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
第 171 条	有価証券の不特定多数者向け勧誘等をする者等	不特定多数向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止

〔犯収法〕

条 項	行為者	規 定 の 概 要
第 4 条第 6 項	顧客等 代表者等	本人特定事項の虚偽申告の禁止

(5) 裁判所への禁止・停止命令の申立て及びそのための調査の権限

証券監視委は、金商法違反行為等を行う者に対する裁判所への禁止・停止命令の申立て及びそのための調査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔金商法〕

申立て、報告等の 徴取・検査等の権限	証券監視委への 権限委任規定	申立て、報告等の徴取・検査等の対象
第 187 条	第 194 条の 7 第 4 項 第 1 号	関係人、参考人、鑑定人
第 192 条第 1 項	第 194 条の 7 第 4 項 第 2 号	金商法又は同法に基づく命令に違反する行為を行い、又は行おうとする者

※ 金商法違反行為を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立て及びそのための調査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

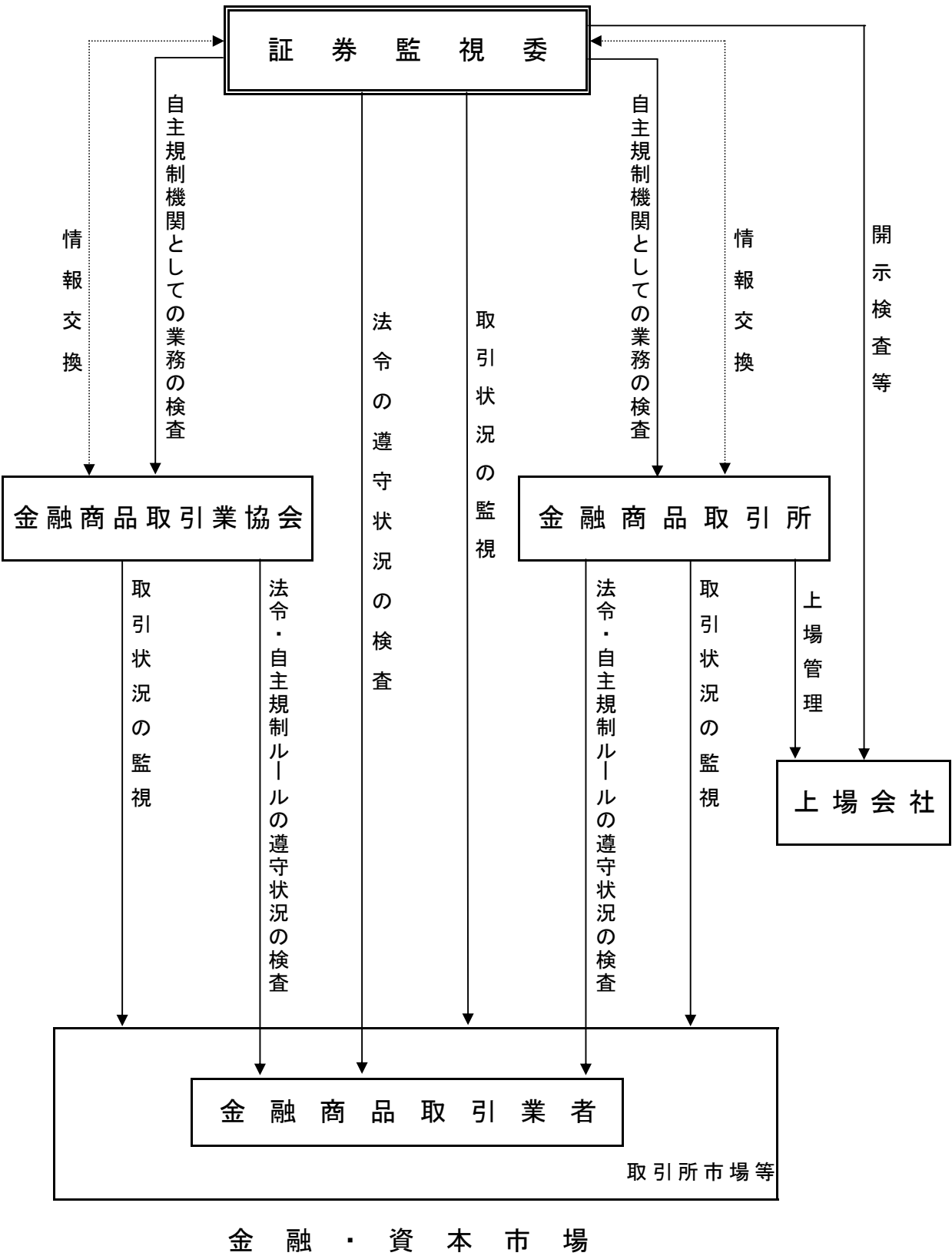
〔投信法〕

申立て、報告等の 徴取・検査等の権限	証券監視委への 権限委任規定	申立て、報告等の徴取・検査等の対象
第 26 条第 1 項(第 54 条第 1 項において準用する場合を含む。)、第 219 条第 1 項	第 225 条第 4 項第 1 号	受益証券等の募集の取扱い等を現に行い、又は行おうとする者について、以下に該当するとき。 ・ 投信法若しくは同法に基づく命令等に違反している場合で、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき。 ・ 受益証券を発行する投資信託委託会社の運用の指図等が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されている場合等で、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき等。
第 60 条第 1 項、第 223 条第 1 項	第 225 条第 4 項第 1 号	外国投資信託等の受益証券の募集の取扱い等を現に行い、又は行おうとする者について、以下に該当するとき。 ・ 受益証券に係る外国投資信託の資産の運用の指図等が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されている場合等で、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき等。

第26条第7項(第54条第1項において準用する場合を含む。)、第60条第3項、第219条第3項、第223条第3項において準用する金融商品取引法第187条の規定による権限	第225条第4項第2号	関係人、参考人、鑑定人
--	-------------	-------------

※ 投信法違反行為等を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立て及びそのための調査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

1－8 証券監視委と自主規制機関との関係の概念図



公正な市場の確立に向けて ～「市場の番人」としての今後の取組み～

1. 証券監視委の使命

証券取引等監視委員会（証券監視委）は、引き続き、

- 市場の公正性・透明性の確保
- 投資者の保護

を目指して市場監視に取り組んでいきます。

2. 基本的な考え方

金融商品取引法の累次の改正、ITの活用等による金融商品・取引のイノベーションの進展、さらには海外との間のクロスボーダー取引の拡大等、我が国市場はダイナミックに変化しています。証券監視委は、こうした市場の動向を常に注視し、感度を一層高めた情報収集・分析を行い、対応を要する問題にタイムリーに取り組んでいきます。

（1）機動性・戦略性の高い市場監視

- ▶ 証券監視委の持つ、勧告、告発、裁判所への申立て及び建議といった手段を戦略的に活用し、現下の市場における問題に早期に取り組み、監督当局や自主規制機関等と連携し、問題の内容に応じ、効果的な対応を行っていきます。
- ▶ その際、最近の市場の動向や外部から入手した情報及び監視活動から得た情報等を総合・分析し、顕在化しつつある問題をタイムリーに把握し、機動的に対応していきます。

（2）市場のグローバル化に対応した監視力の強化

- ▶ クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化し、これらが我が国市場や投資者へ与える影響が高まっていることを踏まえ、海外当局等との連携を一層強化し、グローバルな市場監視に取り組んでいきます。
- ▶ グローバルに活動する大規模な証券会社等に対しては、海外当局との意見交換等、国際的な検査・監督の枠組みを積極的に活用し、内外の業務全体を視野に入れた検査を行っていきます。
- ▶ そのため、国際的な事案への対応力を備えた人材の育成に取り組むとともに、意見交換や人材交流等を通じた海外当局とのネットワークの強化に努めていきます。

（3）市場規律の強化に向けた取組み

- ▶ 市場監視から得られた問題意識を、建議等を通じて、金融庁をはじめとする関係機関によるルール整備、制度づくりに反映させていきます。
- ▶ また、各市場参加者による自主的な取組みを通じた市場規律機能が強化されるよう、自主規制機関等と連携し各市場参加者に積極的に働きかけていきます。そのため、市場参加者との対話や市場への情報発信を充実させ、証券監視委の問題意識を分かりやすく伝えるよう努めます。

証券監視委としては、このような考え方に基づき、その総合力を発揮した実効性の高い市場監視を通じて、公正・透明な質の高い市場の形成に貢献することが、我が国市場の発展、国際競争力の向上に資するものと考えています。

3. 重点施策

市場監視の各手段を戦略的に活用しながら、特に以下のような点に重点をおいて、実効性のある効率的な市場監視を行っていきます。

(1) 情報力に支えられた機動的な市場監視

- ▶ 様々なチャネルを通じて得られる情報の総合・分析や個別取引や市場動向の審査・調査により、市場における問題をタイムリーに把握し、機動的に市場監視を行っていきます。
- ▶ 発行市場・流通市場全体に目を向けた複眼的な監視を行い、違反行為の全体像を解明し、適切な法執行に努めます。
- ▶ 従来取り上げられてこなかったものの、市場の公正性の観点から問題があると認められる取引等についても注意を払い、対応を検討していきます。
- ▶ クロスボーダー取引による違反行為に対しては、証券規制当局間の情報交換枠組み等を積極的に活用し、海外当局への調査依頼等により、実態の解明を行い、適切な法執行に努めます。

(2) 重大・悪質な不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応

- ▶ インサイダー取引、相場操縦、風説の流布・偽計や虚偽記載等の違反行為のうち重大で悪質なものについては、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応していきます。その際、事案の内容に応じ、捜査当局や海外当局等の関係機関と連携し、実態の解明や責任追及を効果的に行っていきます。

(3) ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施

- ▶ 正確な企業情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されることを主眼とし、迅速・効率的な開示検査の実施に努めます。
- ▶ 上場企業等が虚偽記載等を行った場合には、当該企業が自律的かつ迅速に正しい企業情報を市場に提供するよう、企業自身の取組みを促すとともに、関係者への働きかけを強化していきます。その際には、必要に応じて、虚偽記載等の原因となった内部管理上の問題も指摘し、改善を求めています。

(4) 不公正取引等に対する課徴金制度の活用

- ▶ 課徴金制度の特性を活かし、インサイダー取引、相場操縦や風説の流布・偽計といった不公正取引等の調査等を迅速・効率的に実施していきます。
- ▶ 不公正取引規制に係る制度のあり方に関し、引き続き調査結果を踏まえ積極的に必要な提言を行っていきます。

(5) 検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施

- ▶ 検査対象業者の範囲の拡大等を踏まえ、効率的で実効性ある検査を実施する観点から、情報の収集・分析の充実を図り、情報及び分析結果に基づいて検査対象先や検証分野の選定を行う態勢を確立するとともに、検査対象業者の特性に応じた検査手法やノウハウの開発・定着に取り組み、メリハリの利いた証券検査を実施していきます。
- ▶ グローバルに活動する国内大手証券会社・外資系証券会社に対しては、引き続きフォワード・ルッキングな観点から、金融庁検査・監督部局によるモニタリングの情報も活用しつつ、内部管理態勢やリスク管理態勢の適切性を検証していきます。

(6) 詐欺的な営業を行う悪質業者等への対応

- ▶ 投資者保護の観点から、詐欺的な営業を行い投資者に被害をもたらす悪質な金融商品取引業者や適格機関投資家等特例業務届出者等に対しては、早い段階で検査に着手し、法令違反行為の実態の解明及び被害の拡大防止に努めます。検査対象先の選定にあたっては、様々なチャネルを通じて情報を収集・分析し、問題業者に迅速に対応する態勢を強化していきます。また、悪質性の高い業者については、関係機関と連携し、厳正な対応を図っていきます。
- ▶ 無登録業者によるファンドの販売等に対しては、金融庁・財務局や捜査当局等との連携を強化するとともに、裁判所への禁止・停止命令の申立て（金商法第 192 条）の権限を積極的に活用し対応していきます。

（７）情報発信の充実

- ▶ 勧告等の個別事案に係る報道発表等において、事案の内容及び問題点が的確に伝わるよう、具体的で分かりやすい説明に努めます。
- ▶ 過去の事例をまとめた課徴金事例集や証券検査における主な指摘事項の公表等において、違反行為の未然防止に資する観点から内容を充実させ、効果的な情報発信に努めます。
- ▶ 証券監視委のウェブサイトについて、利用者・情報提供者の使いやすさに配慮した見直しを行うほか、英語での情報発信にも注力していきます。

（８）自主規制機関等との連携

- ▶ 全体としての市場監視機能を強化するため、自主規制機関等と情報や問題意識を共有して監視に取り組んでいきます。このため、自主規制機関等の行う考査・監査や、ルール整備、市場参加者や投資者への情報発信・提供の面での連携を一層強化していきます。

証券検査に関する基本指針

平成 27 年 4 月

証券取引等監視委員会

証券検査に関する基本指針

I 検査の基本事項

1. 検査の使命と基本原則

証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)の検査は、公益又は投資者保護を図ることを目的として、法令に基づき、検査対象先の業務又は財産の状況等を検証することにより、経営管理及び業務運営の状況等を的確に把握し、検査対象先に問題点を通知するとともに、必要に応じて、内閣総理大臣(金融庁長官)に対して、適切な措置若しくは施策を求め、又は監督部局(検査対象先に対する監督権限を有する部局をいう。以下同じ。)に対して、必要な情報を提供する等の措置を講ずることを使命とする。

近年、証券監視委の検査対象業者は多様化し、その数も増加している。また、大規模かつ複雑な業務をグループ体として行う証券会社グループについては、内部管理態勢及びリスク管理態勢(以下「内部管理態勢等」という。)の適切性の検証にウェイトをおく必要があるなど、検証分野が拡張等している状況にある。こうした状況を踏まえ、証券監視委の使命を適切に果たしていくためには、効率的・効果的で実効性ある検査を実施する必要があることから、個別業者の検査実施の優先度の判断に際しては、業態、規模その他の特性、その時々々の市場環境等に応じて、検査対象業者に関する様々な情報を収集・分析し、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点等を総合的に勘案して、リスク・ベースで検査対象先を選定することとしている。また、検査においては、法令等(法令、法令に基づく行政官庁の処分又は金融商品取引業協会若しくは金融商品取引所の定款その他の規則をいう。以下同じ。)違反行為のみならず、内部管理態勢等の適切性・実効性の検証を行い、問題の把握に努める必要があるほか、検査対象先との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等に係る認識の共有に努める必要がある。

こうした考えの下、公益及び投資者の期待に応えられる証券検査を実施するために、検査対象業者の特性を勘案しつつ、以下のような目的及び方法に留意して行う必要がある。

(注) 「内部管理態勢」とは、法令等遵守に係る管理態勢を指す。「リスク管理態勢」とは、信用リスク、流動性リスク、市場リスク、オペレーショナルリスク等に係る管理態勢を指す。以下同じ。

(1) 証券検査の目的

- ① 証券検査は、金融商品取引業者等に対して、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護を図るための内部管理態勢の構築を促すことを目的とするものである。
- ② 証券検査は、金融商品取引業者等の財務の健全性を含めたリスク管理態勢の適切性の確保を目的とするものである。
- ③ 証券検査は、金融商品取引業者等に対して、ゲートキーパーとしての役割の自覚を促すことを目的とするものである。

(2) 証券検査の方法

- ① 証券検査においては、双方向の対話を軸とする。
- ② 証券検査においては、内部管理態勢等の構築に責任を有する経営陣の認識の把握に努めるものとする。
- ③ 証券検査においては、全体を広く鳥かんしつつ重大な問題を捉えるようにする。
- ④ 証券検査は、監督部局と十分連携して行うものとする。

2. 検査官の心構え

(1) 目的の認識

検査官は、公益又は投資者保護を図ることが検査の目的であることを念頭に、常に問題意識を持って検査を実施するように努めなければならない。

(2) 効率的な遂行

検査官は、検査事項の軽重及び検査日数等を勘案した順序、分担等に基づき、効率的にこれを遂行するように努めなければならない。

(3) 適正な手続の遵守

検査官は、検査が私企業等への権限の行使であることを自覚し、適正な手続に基づきその権限の行使を行うよう常に留意して検査を遂行しなければならない。

(4) 信用保持

検査官は、常に品位と信用を保持するように努めるとともに、検査の

遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

(5) 実態の把握

検査官は、常に穏健かつ冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取し、正確な実態を把握して事実を解明するように努めなければならない。

(6) 自己研さん

検査官は、金融・証券に関する法令等を正しく理解し、金融商品市場等の動向や新たな金融商品、取引手法等の習得に努めなければならない。

3. 関係部局との連携等

(1) 財務局等(証券取引等監視官部門)

検査の実施に当たっては、証券監視委と財務局等(財務局、財務支局及び沖縄総合事務局をいう。以下同じ。)との間で、合同検査の積極的活用、検査官の相互派遣等により、効率的かつ効果的な検査の実施に努める。また、証券監視委は、検査手法や情報の共有化、検査結果の処理等において、財務局等を支援し、一体的に検査に取り組むものとする。

(2) 監督部局等

金融庁及び財務局等の監督部局との間では、監督を通じて把握された情報と検査を通じて把握された情報をタイムリーに交換すること等によって情報を共有し、相互の問題意識を共有するなど、連携を図るものとする。また、検査に際しては、オンサイトの検査とオフサイトのモニタリングの一体化など、監督部局と切れ目のない連携を図るものとする。

金融庁検査局との間では、問題意識等を共有し、金融グループ内の検査対象先に対する検査を連携して実施するほか、検証項目の設定や検査の時期・方法等に関し、連携を一層強化するものとする。

4. 自主規制機関等との連携等

(1) 自主規制機関

自主規制機関(金融商品取引業協会並びに金融商品取引所及び自主

規制法人をいう。以下同じ。)が実施する所属会員等に対する監査・考査等と、証券監視委が実施する検査との連携を一層強化し、金融商品取引業者等に対する監視機能の総体としての向上に努めるものとする。

こうした観点から、自主規制機関との間では、「証券検査実施計画」(Ⅱ 2. 参照)の調整、情報交換及び検査官の研修における連携を推進するとともに、自主規制機関の業務の状況等を把握し、必要に応じて、自主規制機関に対して検査を実施するなど、自主規制機能の強化に資するものとする。

(2) 捜査当局等

悪質性の高い業者による詐欺的な営業や無登録業者によるファンドの販売等に対応するため、捜査当局等との連携を強化するものとする。

(3) 海外証券規制当局等

海外証券規制当局等との間では、海外・クロスボーダー業務の拡大等に対応するため、証券規制当局間の多国間情報交換枠組み(MMOU)等を活用した情報交換や検査の実施における協力などを通じて、連携を強化するものとする。

Ⅱ 検査実施の手続等

1. 証券検査基本方針及び証券検査基本計画の策定

証券監視委は、年度の当初に「証券検査基本方針」及び「証券検査基本計画」を策定し、公表するものとする。これらの策定及び公表に当たっては、効率的かつ効果的な検査を実施するとの観点から、監督部局の監督方針や金融商品市場を巡る環境の変化等に十分配慮するものとする。

2. 証券検査実施計画の策定

(1) 証券検査実施計画の策定

証券監視委及び財務局等は、「証券検査基本方針」及び「証券検査基本計画」に基づき、「年度検査基本計画」及び四半期ごとに「証券検査実施計画」を策定する。

なお、具体的な策定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

① 検査対象先

検査対象先は、業態、規模その他の特性、その時々市場環境等に応じて、検査対象先に関する様々な情報を収集・分析し、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点等を総合的に勘案して、リスク・ベースで選定するとともに、選定理由や着眼点等の明確化に努めるものとする。

② 検査日数

検査日数は、検査対象先の規模、業務の内容及び前回検査の結果等を考慮して決定する。

③ 臨店検査官数

臨店検査官数は、検査対象先の規模、業務の内容等に加え、検査官の経験・知識等を勘案し決定する。

④ 臨店検査先店舗

臨店検査先店舗の選定は、検査対象先の規模、業務の内容、店舗の分布状況、前回検査の結果及び各種情報等を勘案するとともに、検査日数等を考慮して決定する。

(2) 支店単独検査

原則として、各種情報及び本店検査の検査結果等を総合的に勘案した上で、特に検査を要すると認められる場合は、支店単独検査の「証

券検査実施計画」を策定するものとする。

(3) グループ体型検査

「証券検査実施計画」の策定に当たっては、効率的かつ効果的な検査を実施するとの観点から、検査対象先の親子法人や契約先など、一体として検査を実施することが適当と判断される他の検査対象先がある場合は、必要に応じて、グループ体型の「証券検査実施計画」を策定するものとする。

(4) 特別検査

特別検査を実施する場合、当該検査を必要とする業務運営等に係る特定の事項について、その規模や情報の信ぴょう性等に配慮しつつ対象とする検査対象先(必要があると認められる場合は複数の対象先)、検査期間等を決定するものとする。

なお、検査項目の範囲や前回検査からの経過期間等を考慮し、特別検査として実施するか、又は一般検査の周期を早めて実施するか等について十分検討する。

3. 検査の種類

(1) 検査の種類は、次のとおりとする。

① 一般検査

検査対象先に係る業務運営等の全般について、各種情報、前回検査の結果及び検査周期等を総合的に勘案した上で行う検査をいう。

② 特別検査

検査対象先に係る業務運営等の一部について、情報等を基に機動的に行う検査をいう。

(2) 一般検査及び特別検査は、証券監視委又は財務局等が、単独で担当する検査対象先に対して行うほか、次の方法により行うものとする。

① 合同検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先に対して行う検査のうち、担当以外の財務局等又は証券監視委が、合同して当該検査対象先に対して行う検査をいう。

② 支店単独検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先の支店等のみに対

して行う検査(①に掲げるものを除く。)をいう。

③ 同時検査

効率的かつ効果的な検査の実施に資するため、金融庁検査局と時期を同じくして行う検査をいう。

4. 検査の方式

検査は、原則として、検査対象先の本店、支店又はその他の営業所等を訪問して、帳簿書類その他の物件を検査する方法(以下「臨店検査」という。)により行うものとする。

5. 検査予告

(1) 臨店検査については、原則、無予告検査とするが、検査対象先の業務の特性、検査の重点事項、検査の効率性、検査対象先の受検負担の軽減等を総合的に勘案し、必要に応じて、予告検査とする。

(2) 検査予告は臨店検査着手日の概ね1週間から2週間前に主任検査官が検査対象先の責任者に対して電話連絡して行うものとし、臨店検査着手日等必要な事項を伝えるものとする(Ⅱ 8. (1)参照)。

主任検査官は、検査予告を行ったときには、証券監視委事務局に対し速やかに報告するものとする。

6. 検査基準日

検査基準日は、検査実施の基準となる特定の日であり、原則として、臨店検査着手日の前営業日とする(予告検査を行う場合については、検査予告日の前営業日とする。)。

(注) 財務数値や営業の状況等については、必ずしも検査基準日時点での検証を要するというものではない。

7. 検査命令書の作成

検査命令書(別紙様式1)は、証券監視委においては委員長名、財務局等においては財務局長等(財務局にあっては、「財務局長」、財務支局にあっては、「財務支局長」、沖縄総合事務局にあっては、「沖縄総合事務局長」。以

下同じ。)名で作成する。

8. 検査実施の留意事項

(1) 検査命令書等の提示及び説明事項

主任検査官は、臨店検査着手時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示し、原則として、以下の事項について説明を行うものとする。

- ① 検査の権限及び目的(一般検査・特別検査の別を含む。また、検査の実効性の確保に支障が生じない範囲で、検査の重点分野にも言及する。)
- ② 検査への協力依頼
- ③ 検査のプロセス(初回検査先以外は省略可。)
- ④ 検査関係情報(Ⅱ 8. (2)①参照)の第三者への開示制限の概要
- ⑤ 検査モニターの概要(Ⅱ 検査実施の手続等「10. 検査モニター」参照)
- ⑥ 意見申出制度の概要(Ⅱ 検査実施の手続等「12. 意見申出制度」参照)
- ⑦ 必要な提出資料の提示(Ⅳ 参考「2. 提出資料一覧」参照)
- ⑧ その他必要な事項

予告検査の場合には、検査予告時に、i. 上記①及び②の項目の説明、ii. 臨店検査着手日の伝達並びにiii. これ以降の資料保存等の要請を行うとともに、その後速やかに必要な提出資料の提示を行うものとする。また、検査予告を受けて、書類や電子メールの破棄等が認められた場合には、検査忌避行為として厳格に対処する旨も併せて伝達するものとする。それ以外の項目については、臨店検査初日までに提示及び説明をするものとする。

なお、検査官は、相手方の求めに応じて検査証票を提示できるよう、常に携帯するものとする。

(2) 検査関係情報の第三者への開示制限

① 臨店検査着手時の説明事項

主任検査官は、臨店検査着手時(予告の場合は臨店検査着手前)に検査対象先の責任者に対して、検査関係情報(検査中の検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員等とのやりとりの内容及び検査終了通知書をいう。以下同じ。)の第三者への開示

制限の概要を説明するに当たっては、以下の事項を説明するものとする。

- ・ 検査関係情報は、検査対象先の顧客、取引先等に係る保秘性の高い情報、更には検査の具体的な手法等に関わる情報が含まれていること。
- ・ 適切な情報管理を行い、検査の円滑な実行を阻害しないため、検査関係情報を証券監視委事務局証券検査課長(以下「証券検査課長」という。財務局等にあつては、証券取引等監視官)又は主任検査官の事前の承諾なく第三者に開示しないこと。
- ・ 上記を理解の上、検査関係情報を証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官)又は主任検査官の事前の承諾なく第三者に開示しないことの承諾書(以下「第三者非開示承諾書」という。(別紙様式2))に記名押印すること。

② 第三者非開示承諾書の提出

検査関係情報は、その取扱いに慎重を期す観点から、以下のとおり取り扱うものとする。

- イ. 主任検査官は、臨店検査着手時(予告の場合は臨店検査着手前)に検査対象先の責任者に対して、臨店検査終了前であれば主任検査官(臨店検査終了後であれば証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官))の事前の承諾なく、検査関係情報を第三者に開示してはならない旨を説明し、第三者非開示承諾書に検査対象先の責任者から記名押印を受けるものとする。
- ロ. なお、検査・監督部局、自主規制機関及びこれらに準ずると認められる者並びに検査対象先の組織内に設置された内部管理を目的とした委員会等の構成員となっている外部の弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家については、第三者に該当しないものとする。
- ハ. 検査対象先が、臨店検査期間中に、今回の検査に係る検査関係情報を外部の弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家に開示の上相談する場合については、主任検査官への事前の報告を求めた上で、主任検査官が検査の実効性の確保に支障がないと判断した場合は、当該報告で足り、下記③イ.の開示承諾申請は必要ないものとする。

③ 検査関係情報開示承諾申請書の提出

- イ. 主任検査官(臨店検査終了後であれば証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官))は、検査対象先から第三者への開

示の申出があった場合には、当該検査対象先から書面による申請（以下「開示承諾申請」という。（別紙様式3））を求めるものとする。

検査対象先から開示承諾申請があった場合、主任検査官（臨店検査終了後であれば証券検査課長（財務局等にあつては、証券取引等監視官））は、i. 開示の必要性、ii. 開示対象者における保秘義務の状況（守秘義務契約の締結等）、iii. 検査の実効性への影響等を総合的に勘案して承諾の可否を判断し、書面で回答するものとする。

なお、臨店検査期間中に主任検査官が、検査対象先に対し、今回検査に係る事項について第三者（例えば、業務委託先）に確認を行うよう求める場合、その確認を求めるために必要な限度内の開示については、検査対象先からの開示承諾申請を要しないこととする。

ロ. 検査対象先から開示承諾申請が行われることが想定される事例としては、以下のとおり。

- ・ 検査対象先の経営管理会社その他の親法人等への開示
- ・ 検査対象先又は検査対象先の経営管理会社の適切な業務運営に資するとの観点から行われる弁護士、外部監査人、業務委託先等への開示
- ・ 検査対象先に係るデュー・ディリジェンスの目的で行われる企業結合等の当事者への開示
- ・ 検査対象先に係る破産手続又は民事再生手続が開始された場合における管財人又は監督委員への開示

ハ. 検査対象先が、過去の検査において、検査対象先の経営管理会社に対する開示承諾を受けている場合は、当該経営管理会社が変更している場合等を除きその都度申請の必要はないものとする。

（3） 現物検査

- ① 検査対象先の実態把握やその業務の適切性の検証を効果的に行うため、主任検査官が必要と判断した場合、検査官が検査対象先の役員が現に業務を行っている事務室、資料保管場所等に直接赴き、原資料等を適宜抽出・閲覧する現物検査を行うものとする。
- ② 検査官は、現物検査の実施に際しては次の点に留意し、特に慎重に行うものとする。
 - イ. 検査対象先の責任者等1名以上を立ち会わせ、的確かつ迅速に

行うとともに書類の紛失等の事故がないように留意する。

- ロ. 検査対象先の役職員から私物である旨の申出があった場合であっても、必要かつ適当と認められる場合には現物検査を行うものとするが、相手方の承諾を得て現物検査を実施するよう努める。

(4) 臨店検査の実施

主任検査官は、検査の目的に沿って担当検査官を統括して効率的かつ効果的に臨店検査を遂行するものとする。

① 検査進捗状況の把握及び検査方法の指示

主任検査官は、臨店検査の進捗状況、検証状況及びその結果判明した事項等について、担当検査官から随時報告を求めるとともに適切な指示を行うものとする。

また、必要に応じて検査打合せ会を開き、各検査官の保有する情報を交換するとともに、今後の具体的な検査方法について検討を行い、効率的な臨店検査の実施及び検査官の資質の向上に努めるものとする。

② 臨店検査先店舗の巡回指導

主任検査官は、臨店検査先店舗が複数ある場合には、必要に応じて店舗を巡回して検査指導を行うとともに、当該店舗の責任者等と面談を行うことにより業務の実情を把握し、もって当該検査対象先全体の業務の動向等を把握するよう努めるものとする。

③ 法令等違反又は業務運営上の問題等の取りまとめ

主任検査官は、臨店検査期間中に把握した事項について以下の点に留意し、必要に応じて、問題と考えられる事項等について照会等を行うなど証券監視委事務局証券検査監理官(以下「証券検査監理官」という。)と密接に連携を取り(財務局等にあつては、証券検査指導官や審査担当係等経由。)、早期に取りまとめるものとする。証券検査監理官は、照会等を受けた事項について、証券監視委事務局証券検査課審査担当(以下「審査係」という。)と連携を図りながら、速やかに処理するよう努めるものとする。

イ. 事案の事実の的確な把握

ロ. 検査対象先における問題の重要性

ハ. 根拠規定

ニ. 発生原因及び責任の所在の解明

ホ. 検査対象先の認識及び対応

④ 証券検査監理官による巡回指導

証券検査監理官(財務局等にあつては、証券取引等監視官。なお、証券検査指導官が設置されている財務局等にあつては、証券検査指導官)は、各検査の臨店検査終了前に巡回し、検査チームが検査対象先との間で確認した事項や議論した内容について、どの事項を整理票(Ⅱ 8. (12)①参照)として求めるか等、検査チームが臨店検査期間中に論点の詰めを十分に行うよう指導を行うものとする。

(5) 検査対象先の業務等への配慮

主任検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように以下の点に留意するものとする。

- ① 小規模な検査対象先に対する臨店検査に当たっては、その対応能力を踏まえ、業務の円滑な遂行に支障が生じないように配慮する。
- ② 臨店検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、就業時間外に行おうとするときは、検査対象先の承諾を得るものとするが、合理的な理由なく恒常的に就業時間外に臨店検査を行うことのないように配慮するものとする。

(6) 双方向の対話を重視した検査の実施

主任検査官は、効率的かつ効果的な臨店検査を実施する観点から、下記のとおり経営陣と意見交換を行うなど、臨店検査の目的や状況等を総合的に勘案しつつ、検査対象先との双方向の対話を重視した臨店検査の実施に努めるものとする。

- ① 臨店検査初日(初日に実施できない場合には、可能な限り速やかに)に意見交換を行い、経営陣の内部管理やリスク管理に対する認識等の把握に努める。
- ② 臨店検査終了時に意見交換(以下「エグジット・ミーティング」という。)を行い、臨店検査期間中に議論してきた事実関係に係る認識を最終的に確認するものとする。

エグジット・ミーティングにおいては、検査対象先の責任者、コンプライアンス担当者及びリスク管理責任者の出席を求め、主任検査官が、検査の結果問題点として認識した事実関係について、検査官としての評価(法令適用及び内部管理態勢の不備等)を検査対象先に口頭で伝えるものとする。その際、証券監視委又は財務局等としての最終的な意見を伝えるものではないことを併せて伝えるものとする。

なお、エグジット・ミーティングにおいて伝達した内容に変更が生じた場合は、必要に応じて、改めてエグジット・ミーティングを行う

ものとする。

また、必要に応じて、臨店検査終了後の検査プロセスについても改めて説明するものとする。

- ③ エグジット・ミーティングにおいて、主任検査官と検査対象先との間で認識の相違する事実が認められた場合は、主任検査官は当該相違する事実を明らかにし、書面を作成するものとする。なお、検査対象先からその写しの提出を求められた場合は交付するものとする。ただし、検査対象先の確認を得た整理票で当該相違する事実が明らかな場合は、当該書面の作成を要しないものとする。

主任検査官は上記以外にも、必要に応じて、臨店検査の進捗状況や、検査対象先の臨店検査への対応、検査官の検査手法等について経営陣と意見交換も行うものとする。また、検査対象先が初回検査である場合は、意見交換によりその業務内容や特性等の把握に努めるものとする。

(7) 検査対象先への指示の禁止

検査官は、臨店検査期間中、事実の解明又は認定に努めるものとし、その解明又は認定した事実に基づき、検査官の私見により断定的にその是非を述べることは又は是正措置を指示すること等のないよう留意する。ただし、これは事実認定の一環として検査対象先の自主的な改善に向けた取組みを聴取することを妨げるものではない。

(8) 証券検査基本方針、検査マニュアル等の取扱い

検査官は、検査の実施に当たっては、「証券検査基本方針」を十分踏まえ、「金融商品取引業者等検査マニュアル」等の検査マニュアル(以下「検査マニュアル」という。)を活用して、検査対象先の実態把握に努めるものとする。

ただし、「検査マニュアル」の確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と思われる確認事項を例示したものであることから、検査対象先の特性、業務の状況、取扱商品等を十分考慮する必要がある、各項目を機械的・画一的に検証することのないよう留意するものとする。

なお、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」についても、検査の実施に当たっての参考とするものとする。

(9) ヒアリングの実施

検査官は、役職員に対するヒアリングの際、検査対象先から他の役職員の同席を依頼された場合は、臨店検査に支障が生じない範囲内で、これを認めるものとする。

なお、同席を認めない場合は、その合理的な理由を検査対象先に対して説明するものとする。

(10) 検査対象先からの申入れ等

検査官は、検査対象先から臨店検査に関する申入れ等があった場合には、主任検査官に報告するものとする。主任検査官は、当該申入れ等について慎重な取扱いが必要であると判断した場合には、証券検査監理官(財務局等にあつては、証券取引等監視官)へ連絡し、必要な指示を受けるものとする。

(11) 計数等による実態把握

臨店検査に当たっては、検査対象先からの口頭説明等のみに依存することなく、経営管理の状況、業務運営等の状況及びそれらに関する法令等の遵守状況について、計数等の客観的資料に基づいて実態を的確に把握するよう努めるものとする。

(12) 事実及び経緯の記録

検査官は、ヒアリングや帳簿その他の証票類の調査・検討を行うことにより問題点等を的確に把握し、主任検査官に報告後、検査対象先の役職員から書面の提出を求める等の方法により、事実関係の確認を得るものとする。

事実関係の確認のため、検査対象先の役職員から書面の提出を求める際には、主任検査官はその必要性を十分考慮した上で行うものとし、以下の方法によるものとする。

① 整理票(別紙様式4)

検査官が問題点として指摘する可能性のある事実関係及び当該事実関係に対する検査対象先の認識を確認するため、必要に応じて、整理票を作成する。

② 質問票(別紙様式5)

事実関係について検査対象先の担当者等に回答を求めるため、必要に応じて、質問票を作成する。

(13) 業務運営等の基本的な問題の把握

検査官は、臨店検査において認められた業務運営上の問題について、事実関係や経緯等を詳細に分析することにより、法令等に抵触するか否かの検証にとどまらず、内部管理やリスク管理などの管理上の問題との関連性を検討し、業務運営上の問題の発生原因を追究するものとする。更に、経営方針等との関連性を検証することにより、経営管理上の基本的問題点の把握に努めるものとし、必要に応じ、整理票を作成するものとする。

(14) 反面調査の留意事項

主任検査官が、顧客等から検査対象先との取引状況等の確認(反面調査)を行う必要があると判断した場合には、証券検査監理官(財務局等にあつては、証券取引等監視官)に報告し指示を受けて行うものとする。

(15) 主要株主等に対する検査が必要な場合の対応

主任検査官が、主要株主、金融商品取引業者を子会社とする持株会社等への検査を行う必要があると判断した場合には、証券検査監理官(財務局等にあつては、証券取引等監視官)に報告する。当該検査については、証券検査監理官は証券検査課長と協議し、証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官)がこれらの者に対して検査を行う必要があると認めた場合に、必要な手続を経て、これを実施するものとする。

(16) 問題発生時の対応

主任検査官は、臨店検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故等(以下「検査拒否等」という。)により臨店検査の実施が困難な状況になったときは、検査対象先に対して受検等の説得に努めるとともに、検査拒否等の経緯、理由、検査対象先の言動その他の事実関係を詳細に記録し、直ちに証券検査監理官(財務局等にあつては、証券取引等監視官)にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

なお、証券検査監理官は、上記報告を受け次第、速やかに証券検査課長とその対応について協議するものとする。

この際、主任検査官又は証券検査監理官(財務局等にあつては、証券取引等監視官)は、検査対象先の責任者に対し、事実確認を行うとともに、検査拒否等に係る理由書を求める等適切な措置を講ずるものとする。

(17) 臨店検査期間の変更等

主任検査官は、原則として、与えられた臨店検査期間中に必要な検証を完了し、整理票の記載内容を確定の上、臨店検査を終えるように努めるものとする。ただし、検証に時間を要すると考えられる場合、臨店検査終了期間終盤においても検査対象先との間で重大な問題点について認識の相違がある場合等には、証券検査監理官(財務局等にあつては、証券取引等監視官)にその旨報告し、臨店検査期間の延長又は臨店検査の一時的な中断の是非について指示を受けるものとする。また、早期に検証を終了することが見込まれる場合等には、証券検査監理官(財務局等にあつては、証券取引等監視官)にその旨報告し、臨店検査期間の短縮の是非について指示を受けるものとする。

証券検査監理官は、主任検査官に指示を与えるに先立ち、証券検査課長と臨店検査期間の変更等の可否について協議するものとする。

(18) 災害発生時等の対応

主任検査官は、災害発生により検査対象先が被災した場合には、直ちに証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官)にその旨を報告し、指示を受けるものとする。証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官)は、検査対象先における復旧業務を優先すべき観点から、主任検査官を通じた検査対象先との協議を可能な限り経た上で、検査を一時的に中断又は中止することを検討するものとする。

また、検査対象先が被災していない場合においても、証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官)は、主任検査官を通じた検査対象先との協議を可能な限り経た上で、検査を継続するか否かを検討するものとする。

上記検討の結果、検査を継続、中断又は中止する場合は、主任検査官は、検査対象先の責任者に対して、その旨を口頭により伝達するものとする。

災害以外にも、会社の消滅、システム障害等の特別な事情により、検査の継続が困難であると考えられる場合には、同様の取扱いとする。

(19) 検査結果の取りまとめ

主任検査官は、臨店検査終了後の検査結果の取りまとめに当たっては、個々の事案の事実を的確に把握するとともに、事案の特徴及び現象がどのような原因によるものかを正確に把握し、問題点等として抽出するものとする。

また、上記の結果、抽出された問題点等については、必要に応じて、

審査係(財務局等にあつては、各局の審査担当係等を経由。)と密接な連携を図りつつ、取りまとめるものとする。

9. 検査資料の徴求

(1) 既存資料の有効活用

検査官は、原則として、検査対象先の既存資料等を活用するものとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討するものとする。

検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があつた場合には、検査に支障が生じない限りこれに応ずるものとする。

(2) 資料徴求の迅速化

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を依頼する場合には、原則として、内部管理部門等を通じて一元的に行うよう努めるとともに、依頼の趣旨を適切に説明するものとする。

検査官は、徴求する資料について、臨店検査における優先順位や検査対象先への負担等を考慮し、必要に応じて、書面を取り交わすなどして迅速かつ正確に処理するものとする。

主任検査官は、各検査官の検査対象先に対する資料徴求の状況を常時把握し、資料の重複等がないように努めるものとする。

(3) 資料の借用

検査官は、的確かつ効率的な実態把握のため必要な場合には、検査対象先より、資料等の現物を借り受けるものとする。

その際、原則として借用書を交付するものとし、借り受けた資料等については、適切な管理を行うとともに、早期の返却に努めるものとする。

(4) 資料の返却等

検査官は、臨店検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料等として検査会場からの持出しや返却等の要求があつた場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの持出しや返却等を認めるものとする。

10. 検査モニター

検査モニターは、検査対象先からの意見聴取により臨店検査の実態を把握することにより、証券監視委及び財務局等による適切な臨店検査の実施を確保するとともに、効率性・実効性の高い検査の実施に資する目的から、検査の目的、期間等を総合的に勘案しつつ、原則として、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、臨店検査着手日において検査モニターの概要を検査対象先の責任者に対して説明する。

(2) 検査モニターの概要

検査モニターは、「意見受付(アンケート方式)」の方法により実施することとし、必要に応じて、「意見聴取」の方法を併せて実施する。

なお、意見の対象は検査官の検査手法に限る。

① 意見受付(アンケート方式)

イ. 意見提出方法

所定のアンケート用紙(別紙様式6)に記入し、電子メール又は郵送により送付する。

ロ. 提出先

提出先は、証券監視委の検査においては証券検査課長宛てとする。財務局等の検査においては証券取引等監視官宛てを原則とするが、証券検査課長宛てに提出することもできる。

ハ. 受付期間

臨店検査開始日から臨店検査終了後 10 日目(行政機関の休日を除く。)までを目安とする。

② 意見聴取

イ. 実施者

実施者は、証券監視委事務局においては、事務局長、次長(証券検査課担当)、総務課長又は証券検査課長とする。

財務局等においては、原則として、証券取引等監視官又は証券取引等監視官が指名する者(必要に応じ、証券監視委事務局の実施者)とする。

ロ. 実施方法

実施者は、検査の適切性を確保するため必要と判断した場合に

は、臨店検査期間中に検査対象先を訪問し、検査官の検査手法について検査対象先の責任者から意見聴取を行う。

(注) 実施者は、検査の実効性をモニターする観点から、実施前に(必要があれば実施後も)検査チームとの面談を行うものとする。

③ 処理

検査対象先からの意見は、適切かつ効率性・実効性の高い検査の実施に資するための実態把握として役立たせるものとし、実施者は、必要に応じ、主任検査官に指示するなどの措置をとる。

11. 講評等

(1) 主任検査官は、臨店検査終了後、指摘事項が整理された段階で(指摘事項がない場合は可能な限り速やかに)、検査対象先の責任者に対し、以下の方法により、当該検査の講評を行うものとする。

なお、証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官)が公益又は投資者保護上緊急を要すると判断した場合等については、講評を行わない場合もある。

(注) 指摘とは、検査により検査対象先の問題点と判断した事項を、当該検査対象先に検査結果として通知する事実行為をいう。

① 検査で認められた法令等違反行為等を伝達する。

また、問題が認められない場合にはその旨を伝達する。

② 上記①のうち、検査対象先と認識が相違した事項(以下「意見相違事項」という。)を確認する。

(2) 主任検査官は、講評内容に変更が生じた場合は、必要に応じて、改めて講評を行う旨を説明するものとする。

(3) 講評の際の出席者

① 証券監視委又は財務局等

原則として、主任検査官のほか担当検査官1名以上とする。

② 検査対象先

検査対象先の責任者の出席を必須とする。当該責任者が検査対象先の他の役職員の出席を要望した場合は、特段の支障がない限りこれを認めるものとする。

(4) 講評方法

講評は、主任検査官が、検査対象先の責任者に対して、原則として、口頭により伝達（指摘事項がない場合のほか、証券検査課長(財務局等)にあっては、証券取引等監視官)が効率性等の観点から電話による伝達が適当と判断した場合は、電話により伝達)する。なお、講評は、意見申出の前提となるものであること等を踏まえ、その実施に際しては、検査対象先に十分内容が伝わるよう努めるものとする。

12. 意見申出制度

意見申出制度は、証券監視委及び財務局等の検査水準の維持・向上並びに手続の透明性及び公正性確保を図る目的から、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、以下の意見申出制度の概要を臨店検査着手時及び講評時に、検査対象先の責任者に対して説明するものとする。

(2) 意見申出制度の概要

① 意見申出書の提出等

イ. 申出者(検査対象先の代表者)は、確認された意見相違事項について、事実関係及び申出者の意見を意見申出書(別紙様式7)に記載し、必要な説明資料を添付した上で、申出者名による発出文書により、証券監視委事務局長宛てに、直接又は主任検査官経由で提出する。

また、認識の相違に至った経緯を明らかにするため、意見相違事項についての検査官との議論の経緯についても書面で提出する。

ロ. 意見申出は、原則として、検査で認められた法令等違反行為等のうち、意見相違事項に限る。

ハ. 意見申出書の提出期間は、責任者に対する検査の講評が終わった日から3日間(講評が終わった日の翌日から起算し、行政機関の休日を除く。)とする。ただし、講評の終わった日から3日以内に提出期間延長の要請があれば、更に2日間(行政機関の休日を除く。)を限度として、提出期間の延長ができる。郵送の場合については、消印が提出期間内(延長の場合は、延長した提出期間内)のものを有効とする。

ニ、意見申出書に添付する説明資料の提出が提出期間内に間に合わない等の場合については、提出期間内に意見申出書のみを提出し、後日、速やかに説明資料を提出する。

ホ、申出者は、提出した意見申出書を取り下げる場合は、取下書(別紙様式8)を提出した上で意見申出書の返却を求める。

② 審理手続等

イ、意見申出事項は、証券監視委事務局(証券検査課以外の課)が作成した審理結果(案)に基づいて、証券監視委において審理を行う。

ロ、審理結果については、検査終了通知書(案)に反映させる。

③ 審理結果の回答方法

審理結果については、検査終了通知書に包含する。

13. 検査終了の通知

検査終了通知書は、証券監視委の議決後(財務局等にあつては、財務局長等説明後)速やかに証券監視委委員長名(財務局等にあつては財務局長等名)において、検査対象先の責任者に対して交付するものとする(別紙様式9)。

なお、検査終了通知書の交付に当たっては、検査対象先の責任者に対して、証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官)の事前の承諾なく、第三者に開示してはならないことを伝えるものとする。

また、検査を中止した場合その他の特段の事情が認められる場合については、検査終了通知書の交付を行わないものとし、主任検査官は、検査対象先の責任者に対して、その旨を口頭により伝達するものとする。

検査終了通知書の交付は、臨店検査終了後、3月以内を目途に行うよう努めるものとする。

14. 勧告

検査の結果、必要があると認められた場合は、法令等違反の事実関係並びに内閣総理大臣及び金融庁長官に対し行政処分その他の措置を行うことを勧告する旨を記載した勧告書(案)を作成し、証券監視委に付議するものとする。

なお、勧告書(案)が証券監視委において議決された場合は、証券監視委事務局から監督部局に対して勧告書を交付するものとする。

15. 検査結果等の公表

(1) 検査結果の公表

証券監視委の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、投資者保護に資するため、証券監視委及び財務局等の行った検査事務の処理状況については、国家公務員の守秘義務の観点から慎重な検討を行った上で、以下のとおり、証券監視委のウェブサイト上等で公表するものとする。

- ① 金融商品取引業者等に対する検査において、勧告に至った事案については、検査終了後、直ちに公表する。この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等を公表する。
- ② 金融商品取引業者等に対する検査において、勧告に至らない事案については、必要と認められる場合に、適宜、公表する。この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等の公表は控えるものとする。
- ③ 適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査においては、金融商品取引法(以下「金商法」という。)上、不利益処分が限定されていることから、金商法の違反行為等について、行為の重大性・悪質性に鑑み、証券監視委が投資者保護上広く周知することが適当であると認める事案については、上記①に準じて、検査対象先の名称又は商号等について公表する。
- ④ 証券監視委が行った検査事務の処理状況について、1年分ごとに取りまとめて公表する。

なお、公益又は投資者への影響等から、公表が不相当と判断される事案については、公表を控える等の措置を講ずるものとする。

(2) 検査対象先名の公表

法令等の遵守状況等を検証する上で端緒となるべき検査対象先に係る情報を広く求めていくとの観点から、原則として、臨店検査着手日(予告検査の場合にあっては検査予告日)から一定の期間、証券監視委のウェブサイト上で検査対象先名を公表するものとする。

公表期間は、金融商品取引業者等の業態及び規模等を考慮し、以下のとおりとする。なお、公表期間の経過前に臨店検査が終了した場合には、当該臨店検査の終了日までの期間とする。

- ・ 第一種金融商品取引業者(金融庁監理業者) 30 営業日
- ・ その他 15 営業日

16. その他留意事項

(1) 支店単独検査の実施

支店単独検査は、当該支店独自の問題点の検証に加え、本店等検査の際に指摘した事項の支店等における改善状況及び次回の本店等検査の参考となる事項を検証する。

(2) 合同検査及び同時検査の実施

合同検査の実施に当たっては、合同して行う証券監視委、財務局等の間で、十分調整の上行うものとする。また、同時検査の実施に当たっては、金融庁検査局との間で、十分調整の上行うものとする。

なお、講評は、本店担当主任検査官が検査対象先の責任者に対して行うことから、支店担当主任検査官は行わないものとする。

(3) 特別検査の実施

特別検査は、各種情報等を有効に活用し、金融商品市場の新たな動向や個別の取引等を端緒に、時機を失することなく機動的に実施するとの趣旨に鑑み、検査項目を絞る等効率的な検査を行うものとする。

Ⅲ 施行日

本指針は、平成 17 年 7 月 14 日を検査基準日とする検査から実施する。

(改正)

本指針は、平成 18 年 7 月 3 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 19 年 9 月 30 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 20 年 8 月 11 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 21 年 6 月 29 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 22 年 7 月 29 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 22 年 11 月 10 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 23 年 7 月 4 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 24 年 7 月 23 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 25 年 8 月 8 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 27 年 4 月 3 日から適用する。

IV 参考

1. 検査のイメージ図

2. 提出資料一覧

(別紙)

- ・ 様式 1 検査命令書
- ・ 様式 2 第三者非開示承諾書
- ・ 様式 3-1 検査関係情報 開示承諾申請書(経営管理会社用)
- ・ 様式 3-2 検査関係情報 開示承諾申請書(経営管理会社以外用)
- ・ 様式 4 整理票
- ・ 様式 5 質問票
- ・ 様式 6 オフサイト検査モニター用紙
- ・ 様式 7 意見申出書
- ・ 様式 8 意見申出取下書
- ・ 様式 9 検査終了通知書

※ 上記については、予告なく変更する場合がある。

・ 検査対象先

- (1) 金融商品取引業者等(金商法第 56 条の 2 第 1 項、第 194 条の 7 第 2 項第 1 号及び第 3 項)
- (2) 金融商品取引業者の主要株主等(金商法第 56 条の 2 第 2 項から第 4 項まで、第 194 条の 7 第 2 項第 1 号及び第 3 項)
- (3) 特別金融商品取引業者の子会社等(金商法第 57 条の 10 第 1 項、第 194 条の 7 第 3 項)
- (4) 指定親会社(金商法第 57 条の 23、第 194 条の 7 第 3 項)

- (5) 指定親会社の主要株主(金商法第 57 条の 26 第 2 項、第 194 条の 7 第 3 項)
- (6) 取引所取引許可業者(金商法第 60 条の 11、第 194 条の 7 第 2 項第 2 号及び第 3 項)
- (7) 特例業務届出者(金商法第 63 条第 8 項、第 194 条の 7 第 3 項)
- (8) 金融商品仲介業者(金商法第 66 条の 22、第 194 条の 7 第 2 項第 3 号及び第 3 項)
- (9) 信用格付業者(金商法第 66 条の 45 第 1 項、第 194 条の 7 第 2 項第 3 号の 2 及び第 3 項)
- (10) 認可金融商品取引業協会(金商法第 75 条、第 194 条の 7 第 2 項第 4 号及び第 3 項)
- (11) 認定金融商品取引業協会(金商法第 79 条の 4、第 194 条の 7 第 2 項第 5 号及び第 3 項)
- (12) 投資者保護基金(金商法第 79 条の 77、第 194 条の 7 第 3 項)
- (13) 株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者(金商法第 103 条の 4、第 194 条の 7 第 3 項)
- (14) 株式会社金融商品取引所の主要株主(金商法第 106 条の 6、第 194 条の 7 第 3 項)
- (15) 金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者(金商法第 106 条の 16、第 194 条の 7 第 3 項)
- (16) 金融商品取引所持株会社の主要株主(金商法第 106 条の 20、第 194 条の 7 第 3 項)
- (17) 金融商品取引所持株会社(金商法第 106 条の 27、第 194 条の 7 第 3 項)
- (18) 金融商品取引所(金商法第 151 条、第 194 条の 7 第 2 項第 6 号及び第 3 項)
- (19) 自主規制法人(金商法第 153 条の 4 において準用する第 151 条、第 194 条の 7 第 2 項第 6 号及び第 3 項)
- (20) 外国金融商品取引所(金商法第 155 条の 9、第 194 条の 7 第 2 項第 7 号及び第 3 項)
- (21) 金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者(金商法第 156 条の 5 の 4、第 194 条の 7 第 3 項)
- (22) 金融商品取引清算機関の主要株主(金商法第 156 条の 5 の 8、第 194 条の 7 第 3 項)
- (23) 金融商品取引清算機関(金商法第 156 条の 15、第 194 条の 7 第 3 項)
- (24) 外国金融商品取引清算機関(金商法第 156 条の 20 の 12、第 194 条の

7 第 3 項)

- (25) 証券金融会社(金商法第 156 条の 34、第 194 条の 7 第 3 項)
- (26) 指定紛争解決機関(金商法第 156 条の 58、第 194 条の 7 第 3 項)
- (27) 取引情報蓄積機関等(金商法第 156 条の 80、第 194 条の 7 第 3 項)
- (28) 投資信託委託会社等(投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。))第 22 条第 1 項、第 225 条第 3 項)
- (29) 投資法人の設立企画人等(投信法第 213 条第 1 項、第 225 条第 2 項及び第 3 項)
- (30) 投資法人(投信法第 213 条第 2 項、第 225 条第 3 項)
- (31) 投資法人の資産保管会社等(投信法第 213 条第 3 項、第 225 条第 3 項)
- (32) 投資法人の執行役員等(投信法第 213 条第 4 項、第 225 条第 3 項)
- (33) 特定譲渡人(資産の流動化に関する法律(以下「SPC 法」という。))第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項、第 290 条第 2 項第 1 号及び第 3 項)
- (34) 特定目的会社(SPC 法第 217 条第 1 項、第 290 条第 3 項)
- (35) 特定目的信託の原委託者(SPC 法第 286 条第 1 項において準用する第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項、第 290 条第 2 項第 2 号及び第 3 項)
- (36) 振替機関(社債、株式等の振替に関する法律第 20 条第 1 項、第 286 条第 2 項)
- (37) その他、上記(1)から(36)までに掲げる法律の規定により証券検査の対象とされている者

なお、次に掲げる者が検査対象先の場合には、犯罪収益移転防止法により証券監視委に委任された権限に基づく検査を同時に実施するものとするので留意する。

- イ. 金融商品取引業者(法令により規制対象とならない業者を除く。)、特例業務届出者(犯罪収益移転防止法第 15 条第 1 項、第 21 条第 6 項第 1 号)
- ロ. 登録金融機関(犯罪収益移転防止法第 15 条第 1 項、第 21 条第 6 項第 2 号)
- ハ. 証券金融会社、振替機関、口座管理機関(犯罪収益移転防止法第 15 条第 1 項、第 21 条第 7 項)

(注) () 書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定。

※ IV 参考の 1 及び 2 並びに別紙の様式の掲載は省略。

取引調査に関する基本指針

I. 基本的考え方

1. 取引調査の目的等

取引調査とは、金融商品取引法（以下「金商法」という。）が定める課徴金制度において、風説の流布・偽計や相場操縦、内部者取引といった不公正取引について、金商法第 177 条の権限に基づき、事件関係人や参考人に対する質問調査や立入検査等を行うものである。

取引調査は、市場を取り巻く状況の変化に対応した機動性・戦略性の高い市場監視が求められる中、不公正取引の可能性がある場合に、迅速・効率的に実施することにより、違反行為を抑止し、もって市場の公正性・透明性の確保を図り、投資者を保護することを目的とする。

2. 取引調査に携わる職員の心構え

取引調査に携わる職員（以下「調査官」という。）は、取引調査（以下「調査」という。）の目的を意識しつつ、以下の心構えを持って業務を遂行するものとする。

（１）証券取引等監視委員会の使命

調査官は、証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）が、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命としていることを常に自覚し、調査を実施するように努めなければならない。

（２）綱紀・品位・秘密の保持

調査官は、国民の信用・信頼を確保するため、常に綱紀・品位の保持に努めるとともに、業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

（３）適正な手続の遵守

調査官は、金商法の規定及び課徴金制度の趣旨を十分に理解した上で、私企業又は個人に対して法令上の権限を行使する立場にあることを自覚し、常に適正な手続に基づいてその権限を行使しなければならない。

（４）効率的・効果的な調査による事案の解明

調査官は、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を慎重かつ十分に聴取するとともに、創意工夫を通じて、効率的・効果的な調査を行い、事案の実態を解明するように努めなければならない。

（５）自己研鑽と能力の発揮

調査官は、金融・証券に係る法令・諸規制等を正しく理解し、新たな金融商品、取引手法等の習得に努めるとともに、金融・証券市場等の動向に広く目を向け、常に自己研鑽に努めなければならない。また、全ての調査官が、持てる能力を最大限発揮して業務を遂行するように努めなければならない。

Ⅱ．取引調査の実施手続等

1．調査の実施

金商法第 173 条、第 174 条、第 174 条の 2、第 174 条の 3、第 175 条又は第 175 条の 2 に定められる違反行為が疑われる取引（以下「事案」という。）について、事実を解明するために調査を行う。

2．調査対象者等に対する立入検査又は質問調査の実施

立入検査又は質問調査を行うに当たっては、対象者・法人等（以下「対象先」という。）に配慮し、効率的・効果的なものとするよう努めるものとする。

（１）立入検査

① 証票の提示及び説明

立入検査（以下「検査」という。）を行うに際しては、調査官は、証票を携帯し、検査着手時には対象先に対して証票を提示し、自らが証券監視委の職員であることを伝えるとともに、以下の事項について説明し、協力を得て行うものとする。

イ 検査の権限（金商法第 177 条）及び目的

ロ 検査の事実及び内容にかかる情報を適切に管理すること

② 留意事項等

検査を行うに際して、調査官は以下の事項に十分に留意するものとする。

イ 検査の権限は金商法第 177 条を根拠とし、検査は対象とする物件又は場所の所有者若しくは管理者の同意を得たうえで行うものとする。

ロ 対象先の資料等を閲覧するに当たっては、対象先（対象先が法人等の団体である場合は当該資料等の管理者等）を立ち会わせるものとする。

ハ 対象先の状況等を踏まえ、対象先の業務遂行等への支障が最小限となるよう配慮するものとする。なお、法人等の就業時間内に実施することを原則とする。

ニ 閲覧や提出を求める資料等は予め、その必要性について十分に検証を行い、必要最小限のものとする。

ホ 検査で求めた資料等の個人情報や機密性等に配慮し、紛失、置き忘れ、第三者が閲覧可能な状況にするといったことがないよう留意するものとする。

③ 資料等の借用

的確かつ効率的な実態把握のために必要な場合、調査官は、物件の所有者又は管理者の同意を得たうえで、資料等を一時的に借り受けるものとする。その際には、借用書を交付し、借り受けた資料等については、紛失・毀損することがないよう適切な管理を行うとともに、早期の返却に努めるものとする。

（２）質問調査

① 証票の提示及び説明

質問調査を行うに際しては、調査官は、証票を携帯し、質問調査着手時には対象

者に対して証票を提示し、自らが証券監視委の職員であることを伝えけるとともに、以下の事項について説明し、協力を得て行うものとする。

イ 質問調査の権限（金商法第177条）及び目的

ロ 質問調査の事実及び内容にかかる情報を適切に管理すること

② 留意事項等

質問調査を行うに際して、調査官は以下の事項に十分に留意するものとする。

イ 質問調査の権限は金商法第177条を根拠とし、質問調査は対象者の同意を得たうえで行うものとする。

ロ 法令違反が疑われる事項については、対象者に対して十分な説明を求め、対象者の意見又は主張についても十分に聴取するものとする。

ハ 質問調査で知り得た内容については秘密として厳守する。

ニ 質問調書を作成した場合は、供述人に調書の内容を読み聞かせ、又は閲覧させて誤りがないかを問い、供述人が調書の修正を申し立てたときは、必要な修正を加え、あらためて供述人に内容の確認を求めるものとする。

ホ 質問調査は、公務所等、調査内容の秘密が保たれる場所において行うものとする。

ヘ 対象先の状況等を踏まえ、対象先の業務遂行等への支障が最小限となるよう配慮する。なお、法人等の就業時間内に実施することを原則とする。

ト 質問調査が長時間となる場合は、対象者の休憩時間を適切に確保するものとする。

3. 調査対象先からの申入れ等

対象先からの調査に関する申入れ等について、慎重な取扱いが必要であると判断した場合には、主任証券調査官等は、速やかに統括調査官又は証券調査指導官にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

4. 問題発生時の対応

主任証券調査官等は、調査の拒否、妨害、忌避、その他重大な事故等により、調査の実施が困難な状況になったときは、法令に基づく調査であることをあらためて説明するとともに、経緯及び事実関係を詳細に記録し、直ちに統括調査官又は証券調査指導官に報告し、指示を受けるものとする。報告を受けた統括調査官又は証券調査指導官は、速やかに取引調査課長に報告し、その対応について協議するものとする。

5. 災害発生時の対応

調査中に予期せぬ災害が発生し、対象者又は調査官の生命・身体に危害が及ぶ可能性がある場合には、調査官は調査を中断し、直ちに取引調査課長又は統括調査官にその旨を報告し、指示を受けるとともに、対象者及び自らの生命・身体の安全の確保と書類等の滅失・情報漏洩の防止に努めるものとする。

Ⅲ. 勧告

調査の結果、金商法に定められる違反行為が認められた場合は、法令等違反の事実関係並びに内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令を行うことを勧告する旨を記載した勧告書(案)を作成し、証券監視委に付議するものとする。付議の結果、議決された場合には、証券監視委事務局から金融庁に対して勧告書を交付するものとする。

Ⅳ. 公表

勧告を行った際は、原則として記者レクを行い、勧告事案の概要を公表する。また、記者レク後の同日に証券監視委ウェブサイトにおいても勧告事案の概要を掲載、公表を行う。

Ⅴ. 情報管理

1. 情報管理上の留意点

調査官は、調査で得られた情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に即して、適切に管理する。その際、特に以下の点に配慮する。

- イ 調査の実施により知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ロ 調査に関する情報は、不公正取引の抑止及び投資者の保護という目的以外には使用してはならない(ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。)
- ハ とりわけ、対象先の秘密事項及びプライバシー等に係る情報の取扱いについては、細心の注意を払う。

2. 主任文書管理者等による実態把握等

主任文書管理者等及び主任証券調査官等は、調査官が上記の点を含め、適切に情報を管理しているかを把握し、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

(注) 主任文書管理者等とは、金融庁行政文書管理規則で定める主任文書管理者、文書管理者をいう。

Ⅵ. 関係課との連携

市場監視機能の維持・強化のため、証券監視委内の関係課との緊密な連携と情報共有に努める。

Ⅶ. 施行日

本基本指針は平成 25 年 8 月 30 日から施行する。

(改正)

本基本指針は平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

開示検査に関する基本指針

I 基本的考え方

1. 開示検査の基本的考え方

金融商品取引法（以下「金商法」という。）における開示制度とは、有価証券の発行・流通市場において、投資者が十分に投資判断を行うことができるような資料を提供するため、有価証券届出書をはじめとする各種開示書類の提出を有価証券の発行者等に義務付け、これらを公衆縦覧に供することにより、有価証券の発行者の事業内容、財務内容等を正確、迅速かつ公平に開示し、もって証券市場の機能の十全な発揮と、投資者保護を図ろうとする制度である。

金商法第 26 条その他の法令に基づき実施する開示検査等に携わる調査官は、このような制度の趣旨を踏まえ、

- ① 正確な企業情報が迅速かつ公平に市場に提供されるようにすること
- ② 開示規制の違反行為を適切に抑止すること

を目的として開示検査等を行わなければならない。有価証券の発行者等に法令違反等が認められる場合には、その法令違反等の事実関係並びに課徴金納付命令その他の措置の内閣総理大臣及び金融庁長官への勧告について、証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）に付議する。こうした活動を通じて、証券監視委の使命である市場の公正性・透明性の確保と投資者保護の実現に資するよう努めるものとする。

2. 調査官の心構え

調査官は、上記開示制度の趣旨と開示検査等の目的を意識しつつ、以下の心構えを持って業務を遂行するものとする。

（１）綱紀・品位・秘密の保持

調査官は、開示検査行政の担い手として、国民の信用・信頼を確保するため、常に綱紀・品位の保持に努めるとともに、業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

（２）適正な手続の遵守

調査官は、報告の徴取及び検査等において、金商法の規定及び課徴金制度の趣旨を十分に理解した上で、私企業等又は個人に対して法令上の権限を行使する立場にあることを自覚し、常に適正な手続に基づいてその権限を行使しなければならない。

（３）効率的・効果的な事案の解明

調査官は、不断に必要な情報の収集・分析に努め、また検査対象先と接する際には、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明を慎重に聴取するとともに、有益な資料を確保すること等、効率的・効果的に事案の実態を解明するよう努めなければならない。

(4) 自己研鑽と能力の発揮

調査官は、金融・証券・会計等に係る法令・諸規則等を正しく理解するとともに、金融・証券市場や会計実務等の動向に広く目を向け、常に自己研鑽に努めなければならない。また、全ての調査官が、持てる能力を最大限発揮して業務を遂行するように努めなければならない。

Ⅱ 開示検査等の実施手続等

検査対象先に対する報告の徴取及び検査等は、法令に定められた正当な権限の行使であるが、検査対象先に大きな負担等をもたらすおそれがあり、検査対象先の理解と協力があってはじめて実施できるものである。このため、手続の透明性及び検査対象先の予見可能性を高め、調査に当たって検査対象先の協力を促すことで、より円滑かつ効果的な調査が実施されることをねらいとして、以下に、開示検査等の実施に際して、その基本となる上場企業に対する標準的な実施手続等を示す。

なお、本基本指針で定める実施手続等は、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要があるとともに、開示検査等の状況等により、主任証券調査官と開示検査課長との間で協議等のうえ、機動的な対応を行うことを妨げない。

1. 実施手続

1－1. 情報収集・分析

調査官は、有価証券の発行者が提出した各種開示書類、関係政府機関等が把握した情報、一般投資家等から証券監視委に寄せられた情報や公益通報者保護法に基づく公益通報を通じて提供された情報等を幅広く収集するとともに平素から蓄積し、培ってきた知識や手法等を用いて様々な角度から分析し、開示検査を実施する必要性について検討する。

(注) 有価証券の発行者より過年度決算の訂正に係る適時開示が行われた場合や開示書類の訂正報告書が提出された場合等には、必要に応じて、当該発行者に対してヒアリング等を実施する。

1－2. 開示検査

(1) 報告又は資料の徴取

調査官は、有価証券の発行者が提出した又は提出すべき開示書類の記載内

容等に関する的確な実態把握及びその適切性の検証を行う観点から、当該発行者その他参考人等の検査対象先に対して、報告又は資料を徴取することができる。

資料等を求めるに当たっては、検査遂行に支障が生じない限り、原則として検査対象先の既存資料等を活用することとし、また、電子媒体による受渡し又は提出を認めるなど、検査対象先の事務負担に留意する。

検査対象先の担当者等が、合理的な理由なく資料等の提出を遅延していると認められる等の場合は、主任証券調査官は、この旨を検査対象先の役員その他の責任者に告げ、改善を求める。

(2) 立入検査

調査官は、有価証券の発行者が提出した又は提出すべき開示書類の記載内容等に関する的確な実態把握及びその適切性の検証を効果的に行うため、開示検査課長の承認を得て、当該発行者その他参考人等の検査対象先に対して立入検査を行うことができる。

調査官は、立入検査の実施に際しては次の点に留意し、特に慎重に行うものとする。

① 予告

検査の効率性の観点から、原則として、検査対象先に対して立入開始前に予告を行う。ただし、実効性のある実態把握の確保の観点から、必要と認める場合には、無予告で立入検査を実施することができる。

② 証票等の提示及び説明事項

調査官は、立入検査の開始に際しては、検査対象先の役員その他の責任者に対して、証票及び法令の規定に基づき報告を求める旨の書面を提示するとともに、原則として、以下の事項について説明を行うものとする。

- イ. 検査の権限、目的及び主な検証範囲
- ロ. 検査への協力依頼
- ハ. 検査関係情報の適切な情報管理を行うこと
- ニ. 必要な提出資料の提示
- ホ. その他必要な事項

③ 現物検査

調査官は、検査対象先の役職員が現に業務を行っている事務室、資料保管場所等に直接赴き、原資料等を適宜抽出・閲覧する必要があると判断した場合には、次の点に留意の上、現物検査を行うものとする。

- イ. 検査対象先の責任者等 1 名以上を立ち合わせ、的確かつ迅速に行うとともに書類の紛失等の事故がないように留意する。

ロ. 検査対象先の役職員から私物である旨の申出があった場合であっても、的確な実態把握のため必要な場合、相手方の了解を得て現物検査を実施するよう努める。

④ その他の留意事項

イ. 検査対象先からの申出による立入検査への第三者立会いについては、検査の円滑な実施に支障がないと主任証券調査官が判断する場合を除き、これを認めない。

ロ. 調査官は、的確かつ効率的な実態把握のため必要な場合、資料等の現物を借り受けるものとする。その際、借用書を交付するものとし、借り受けた資料等については、適切な管理を行うとともに、早期の返却に努める。

(3) 証拠の収集・保全と的確な事実認定

① 調査官は、開示検査の過程において、開示書類の重要な事項につき虚偽の記載等の法令違反が疑われる事項を把握した場合には、必要な証拠の収集・保全を行った上で、検査対象先にその事項について十分な説明を求め、その意見又は主張を十分聴取して内容等を整理し、的確な事実認定を行う。なお、調査官は、開示検査の必要に応じ、検査対象先の監査人（公認会計士又は監査法人をいう。以下同じ。）の意見等を聴取する。

② 検査対象先が、不適正な会計処理等の疑義について、検査対象先と利害関係のない外部の専門家によって構成される委員会（以下「外部調査委員会」という。）を設置して調査を実施した場合は、その調査資料や調査結果等を開示検査の事実認定において判断材料とすることができる。ただし、外部調査委員会の独立性、中立性、専門性及び調査手法の有用性・客観性を十分検証した上で、合理性が認められた場合に限る。

③ 法令違反が疑われる事項がある開示書類について訂正報告書等が提出されていない場合は、訂正報告書等の自発的提出の必要性に関する検査対象先の意見又は主張を十分聴取する。訂正報告書等が自発的に提出された場合は、提出に至った経緯や訂正内容の妥当性等を検証する。

(4) その他の留意事項

① 証票の携帯及び提示

調査官は、その身分を示す証票を携帯し、検査を実施するに当たっては検査対象先に提示しなければならない。

② 検査対象先の業務等への配慮

- イ. 調査官は、銀行等金融機関、監査人、情報提供者、検査対象先の取引先等の参考人や公務所等に対して報告又は資料の徴取及び立入検査を実施するに当たっては、その必要性を十分検討する。
- ロ. 検査対象先の役職員等に対し、質問調査を行う場合又は資料等の提出を求める場合には、検査対象先の就業時間内に行うことを原則とする。
- ハ. 調査官は、開示検査による的確かつ効率的な実態把握や検査対象先の担当者等の事務負担の軽減の観点を考慮し、資料等の提出範囲・方法について適時・適切な見直しに努める。

③ 検査対象先からの申入れ等

主任証券調査官は、検査対象先からの立入検査等に関する申入れ等について、慎重な取扱いが必要であると判断した場合には、速やかに統括調査官又は総括証券調査官にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

④ 問題発生時の対応

主任証券調査官は、報告若しくは資料の不提出、虚偽の報告若しくは資料の提出、検査拒否、検査妨害又は検査忌避に該当するおそれがある行為が見出された場合には、相手方の説得に努めるとともに事実関係を詳細に記録した上で、速やかに統括調査官又は総括証券調査官にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

⑤ 災害発生時等の対応

主任証券調査官は、災害発生により検査対象先が被災した場合は検査を休止し、直ちに統括調査官又は総括証券調査官にその旨を報告するとともに、検査対象先の職員等の生命・身体の安全の確保に配慮し、書類等の滅失・情報漏洩の防止に努めるものとする。

⑥ 開示検査の中止

主任証券調査官は、災害・システム障害等の特別な事情や、開示書類の記載内容等に関する適切な実態把握が著しく困難なときその他の検査の継続が困難になった場合には、検査全体の効率性を考慮して開示検査を中止することができる。

1－3. 開示検査等の終了

(1) 勧告

開示検査等の結果、開示書類の重要な事項につき虚偽の記載等の法令違反が認められる場合には、法令違反等の事実関係並びに内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令その他の措置を行うことを勧告する旨を記載した勧告書（案）を作成し、証券監視委に付議するものとする。

勧告書（案）が証券監視委において議決された場合は、証券監視委事務局から金融庁に対して勧告書を交付するものとする。

（２）検査終了通知書の交付

開示書類の提出者に対して報告の徴取及び検査を行った場合で、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令等の勧告を行わない場合は、証券監視委の議決後速やかに証券監視委名において、検査対象先の責任者に対して検査終了通知書を交付するものとする。

（注）開示検査を中止した場合は、検査終了通知書の交付を行わないものとする。

（３）検査結果の公表

証券監視委の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、投資者保護に資するため、開示検査等の結果、証券監視委が課徴金納付命令等の勧告を行った事案については、検査終了後、証券監視委のウェブサイト上等で勧告の概要等を公表するものとする。

2. 情報管理

（１）検査等情報管理上の留意点

調査官は、開示検査等に関する情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に即して、適切に管理する。その際、特に、以下の点に配慮する。

イ. 開示検査等の実施により知った秘密を漏らしてはならない。

ロ. 開示検査等に関する情報は、適正な開示の確保及び開示規制違反の抑止という目的以外には使用してはならない（ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。）。

ハ. とりわけ、検査対象先の秘密事項等に係る情報の取扱いについては、細心の注意を払う。

（２）主任文書管理者等による実態把握等

主任文書管理者等及び主任証券調査官は、調査官が上記の点を含め、適切に情報を管理しているかを把握し、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

（注）主任文書管理者等とは、金融庁行政文書管理規則で定める主任文書管理者、文書管理者をいう。

（３）検査関係情報の取扱い

主任証券調査官は、立入検査着手時に検査対象先の責任者に対して、検査関係情報（開示検査中の調査官からの質問、指摘、要請その他調査官と検査対象先の役職員等とのやりとりの内容及び検査終了通知書をいう。以下同

じ)には開示検査の端緒や具体的な検査手法に関わる情報、開示検査の過程で第三者から入手した保秘性の高い情報が含まれていることから、検査関係情報につき適切な情報管理を行わなければならない旨を説明し、この旨の承諾を得るものとする。

3. 関係部局等との連携

- (1) 金融庁及び財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）との間において、有価証券の発行者による適切な開示を確保する観点から、適切な連携を図るものとする。
- (2) 公認会計士・監査審査会事務局との間において、公認会計士・監査審査会、証券監視委のそれぞれの独立性を尊重しつつ、適切な連携を図るものとする。
- (3) 金融商品取引所との間において、市場の公正性及び透明性を確保する観点から、適切な連携を図るものとする。

Ⅲ その他

1. 金商法上の関連規定

金商法第 27 条の 22 第 1 項に基づく公開買付者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同法第 27 条の 22 の 2 第 2 項により準用される同法第 27 条の 22 第 1 項に基づく公開買付者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同条第 2 項に基づく意見表明報告書の提出者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同法第 27 条の 30 第 1 項に基づく大量保有報告書の提出者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同条第 2 項に基づく大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社等に対する報告・資料の徴取、同法第 27 条の 35 に基づく特定情報の提供者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同法第 177 条に基づく調査（金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 86 号）の施行後）並びに金商法第 193 条の 2 第 6 項に基づく監査人に対する報告・資料の徴取に当たっては、本指針に示された基本的な考え方を踏まえつつ、事案の実態に即して検査を実施するものとする。

2. 施行日

本基本指針は、平成 25 年 8 月 30 日から施行する。

総 括 表

単位:件数

区 分 \ 年 度	4～21	22	23	24	25	26	合 計
犯則事件の告発	134	8	15	7	3	6	173
勸 告	533	64	45	62	70	66	840
証券検査結果等に基づく勧告	407	19	16	20	18	16	496
課徴金納付命令に関する勧告 (不公正取引)	92	26	18	32	42	42	252
課徴金納付命令に関する勧告 (開示書類の虚偽記載等)	32	19	11	9	9	8	88
訂正報告書等の提出命令に関する 勧告	2	0	0	1	1	0	4
適格機関投資家等特例業務届出者等に 対する検査結果等の公表	0	1	0	13	11	17	42
無登録業者・無届募集等に対する裁判所 への禁止命令等の申立て	0	2	3	1	2	6	14
建 議	19	2	1	1	0	1	24
証 券 検 査	2,322	186	202	214	271	266	3,461
金融商品取引業者	2,011	148	148	153	222	206	2,888
第一種金融商品取引業者	1,755	91	85	57	69	77	2,134
第二種金融商品取引業者	24	6	14	20	108	72	244
投資運用業者、 投資助言・代理業者	232	51	49	76	45	57	510
登録金融機関	247	28	32	28	9	1	345
適格機関投資家等特例業務 届出者	1	2	6	21	23	31	84
金融商品仲介業者	4	1	9	9	8	18	49
信用格付業者	—	0	4	3	0	2	9
自主規制機関等	22	1	0	0	3	3	29
投資法人	34	6	2	0	3	2	47
その他	3	0	1	0	3	3	10
取引審査	9,015	691	913	973	1,043	1,084	13,719

(注)

- 証券検査の計数は、着手ベースの実施件数である。
- 上記の第一種金融商品取引業者(旧国内証券会社)に対する検査のほか、財務局等において委員会担当第一種金融商品取引業者(旧国内証券会社)の支店単独検査を実施している。
- 18年度以前は、「投資運用業者」は「旧投資信託委託業者」、「投資助言・代理業者」は「旧投資顧問業者」である。
- 24年度及び26年度における適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表件数には、金融商品取引法第187条に基づく調査結果の公表がそれぞれ1件含まれている。

3-2 市場分析審査実施状況

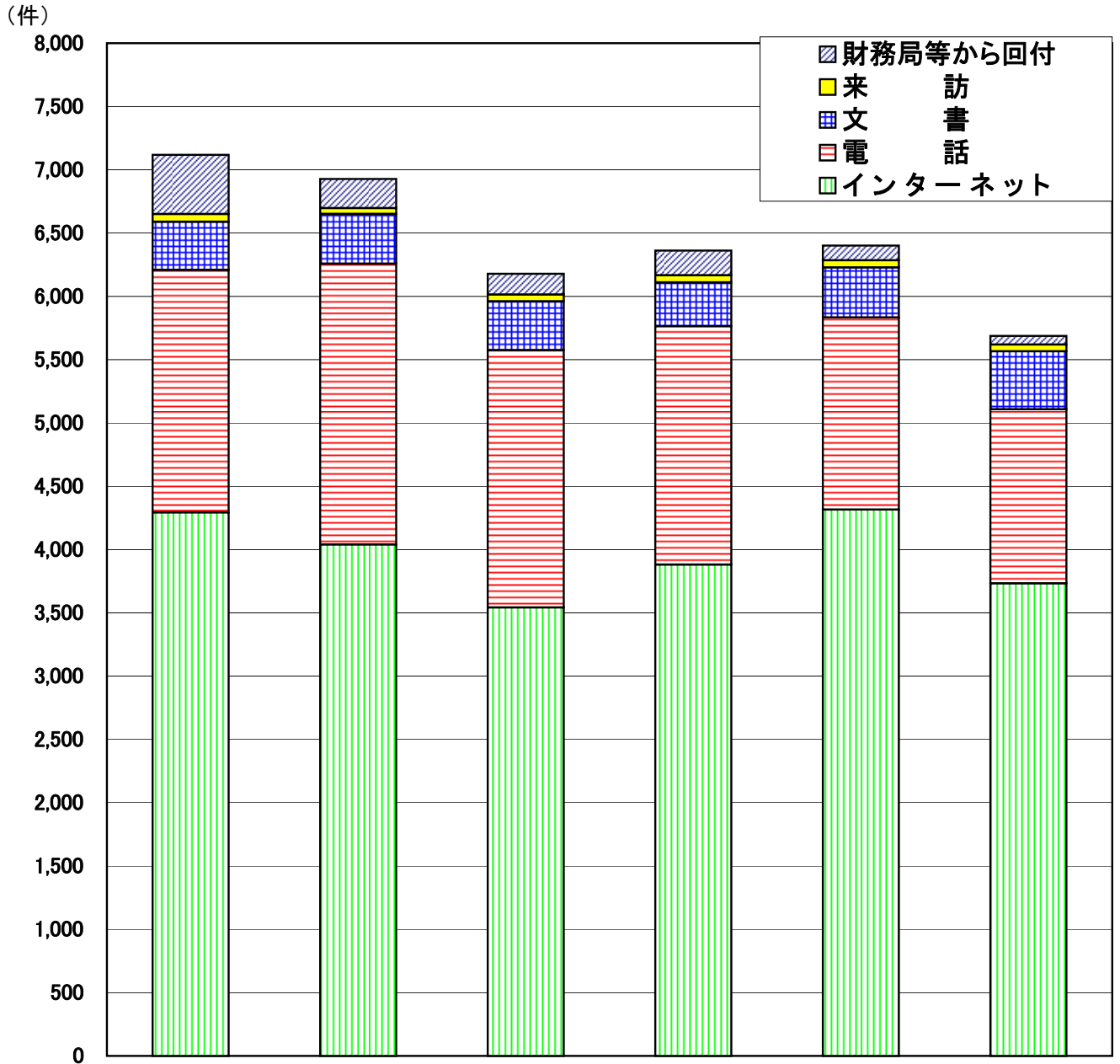
1 取引審査実施状況

(単位：件)

区 分 \ 年 度	22	23	24	25	26
価格形成に関するもの	54	73	84	86	94
内部者取引に関するもの	613	819	875	943	978
そ の 他	24	21	14	14	12
合 計	691	913	973	1,043	1,084
(証券監視委)	224	396	400	410	447
(財務局等)	467	517	573	633	637

(注) 「会計年度ベース」 4月～翌年3月

3-2-2 情報の受付状況



年度 区分	21	22	23	24	25	26
合 計	7,118	6,927	6,179	6,362	6,401	5,688
うち年金運用ホットライン	-	-	-	23	18	9
インターネット	4,293	4,040	3,543	3,881	4,316	3,733
電 話	1,917	2,219	2,033	1,883	1,518	1,375
文 書	380	393	385	346	395	458
来 訪	60	45	54	57	56	54
財務局等から回付	468	230	164	195	116	68

(注) 年金運用ホットラインは、平成24年4月に運用開始

3-2-3 情報の内容別受付状況

(単位:件)

区 分 \ 年 度	21	22	23	24	25	26
A. 個別銘柄						
a. 取引規制						
1. 風説の流布・偽計	627	608	813	990	401	544
2. 相場操縦	2,753	2,468	1,995	2,297	2,735	2,400
3. インサイダー取引	385	463	327	252	279	364
0. その他	50	58	80	201	615	580
b. 開示						
1. 大量保有報告書の虚偽記載	11	5	6	4	0	2
2. 大量保有報告書の未提出	54	34	6	7	9	11
0. その他	9	4	0	0	1	3
(小 計)	3,889	3,640	3,227	3,751	4,040	3,904
B. 発行体						
a. 法定開示						
1. 無届募集	45	29	19	21	3	1
2. ファイナンス	143	64	20	15	17	49
3. 有価証券報告書等の虚偽記載	152	141	136	110	224	161
4. 有価証券報告書等の未提出	109	25	27	21	16	6
5. 内部統制報告	2	5	10	0	0	0
6. 無届公開買付	14	3	1	0	1	0
0. その他	65	38	32	17	12	8
b. 協会・取引所ルール						
1. 適時開示	53	62	22	51	34	38
0. その他	2	3	5	6	1	3
c. その他						
1. ガバナンス等	27	17	19	8	10	39
0. その他	223	210	149	187	84	105
(小 計)	835	597	440	436	402	410
C. 金融商品取引業者等						
a. 禁止行為等						
1. 断定的判断を提供した勧誘	20	16	18	19	9	21
2. 無断売買	57	17	19	22	16	11
3. 損失保証・補てん	4	3	6	3	2	12
4. 虚偽告知	-	-	-	-	-	0
5. 無登録での募集・私募の取扱い	-	-	-	-	-	0
0. その他法令違反	153	101	135	162	100	89
b. 業務の運営状況						
1. 顧客の知識等に照らした不当な勧誘	122	79	55	11	7	10
2. システム関連	141	219	76	37	102	31
3. 投資運用関連	-	-	-	-	-	16
0. その他営業姿勢に関するもの	752	626	443	319	371	303
c. 経理						
1. 法定帳簿に関する不正	20	22	32	13	19	20
2. 財務の健全性・リスク管理	25	21	5	5	5	13
d. 協会・取引所ルール						
1. 自主ルール違反	12	3	19	10	12	16
e. その他						
0. その他	43	35	70	189	264	110
(小 計)	1,349	1,142	878	790	907	652
D. その他						
a. 意見・要望等						
1. 委員会に対する意見等	34	77	362	296	171	72
2. 証券行政・政策に対する意見等	107	97	79	76	61	48
b. その他						
1. 無登録業者	208	258	277	192	242	278
2. 未公開株	471	732	559	376	77	46
3. 適格機関投資家等特例業者等	29	70	46	58	82	41
0. その他	196	314	311	387	419	237
(小 計)	1,045	1,548	1,634	1,385	1,052	722
合 計	7,118	6,927	6,179	6,362	6,401	5,688

(注) 情報区分「Ca4」「Ca5」「Cb3」は、平成26年4月に新設した区分

3-3 証券検査実施状況

1 検査実施状況一覧表

(単位：件数)

区 分	22年 4 月 ～23年 3 月	23年 4 月 ～24年 3 月	24年 4 月 ～25年 3 月	25年 4 月 ～26年 3 月	26年 4 月 ～27年 3 月
合 計	186	202	214	271	266
(証 券 監 視 委)	(35)	(38)	(48)	(48)	(54)
(財 務 局 長 等)	(151)	(164)	(166)	(223)	(212)
金 融 商 品 取 引 業 者	148	148	153	222	206
(証 券 監 視 委)	(26)	(23)	(34)	(33)	(32)
(財 務 局 長 等)	(122)	(125)	(119)	(189)	(174)
第一種金融商品取引業者	91	85	57	69	77
(証 券 監 視 委)	(17)	(17)	(11)	(16)	(12)
(財 務 局 長 等)	(74)	(68)	(46)	(53)	(65)
第二種金融商品取引業者	6	14	20	108	72
(証 券 監 視 委)	(0)	(0)	(1)	(9)	(8)
(財 務 局 長 等)	(6)	(14)	(19)	(99)	(64)
投資助言・代理業者	36	40	40	29	42
(証 券 監 視 委)	(0)	(0)	(2)	(2)	(1)
(財 務 局 長 等)	(36)	(40)	(38)	(27)	(41)
投 資 運 用 業 者	15	9	36	16	15
(証 券 監 視 委)	(9)	(6)	(20)	(6)	(11)
(財 務 局 長 等)	(6)	(3)	(16)	(10)	(4)
登 録 金 融 機 関	28	32	28	9	1
(証 券 監 視 委)	(2)	(4)	(0)	(1)	(0)
(財 務 局 長 等)	(26)	(28)	(28)	(8)	(1)
適格機関投資家等特例業務届出者	2	6	21	23	31
(証 券 監 視 委)	(0)	(4)	(10)	(5)	(12)
(財 務 局 長 等)	(2)	(2)	(11)	(18)	(19)
金 融 商 品 仲 介 業 者	1	9	9	8	18
(証 券 監 視 委)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)
(財 務 局 長 等)	(1)	(9)	(8)	(8)	(18)
信 用 格 付 業 者	0	4	3	0	2
(証 券 監 視 委)	(0)	(4)	(3)	(0)	(2)
(財 務 局 長 等)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
自 主 規 制 機 関 等	1	0	0	3	3
(証 券 監 視 委)	(1)	(0)	(0)	(3)	(3)
(財 務 局 長 等)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
投 資 法 人	6	2	0	3	2
(証 券 監 視 委)	(6)	(2)	(0)	(3)	(2)
(財 務 局 長 等)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
そ の 他	0	1	0	3	3
(証 券 監 視 委)	(0)	(1)	(0)	(3)	(3)
(財 務 局 長 等)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

3-3-2 1 検査対象当たりの平均延べ検査投入人員

(単位：人・日)

区 分		22年 4 月 ～23年 3 月	23年 4 月 ～24年 3 月	24年 4 月 ～25年 3 月	25年 4 月 ～26年 3 月	26年 4 月 ～27年 3 月
金融 商品 取引 業者	第一種金融商品取引業者	134	84	104	128	112
	第二種金融商品取引業者	26	36	42	19	39
	投資助言・代理業者	27	22	25	37	29
	投資運用業者	69	84	173	168	144
登録金融機関		47	56	35	33	38
適格機関投資家等特例業務届出者		33	57	32	50	58
金融商品仲介業者		18	11	11	23	15
信用格付業者		0	114	204	0	0
自主規制機関等		86	0	0	50	0
その他の		0	0	0	91	394

(注) 検査年度中に検査に着手し、終了したものについて、臨店期間分を算出したものである。

３－３－３ 検査結果の状況

(1) 検査終了件数

(単位：件数)

区 分	22年４月 ～23年３月	23年４月 ～24年３月	24年４月 ～25年３月	25年４月 ～26年３月	26年４月 ～27年３月
検 査 終 了 件 数	210	186	170	283	277
金融商品取引業者	171	141	112	230	232
第一種金融商品取引業者	100	90	50	63	86
第二種金融商品取引業者	18	12	18	81	94
投資助言・代理業者	35	32	38	40	38
投資運用業者	18	7	6	46	14
登 録 金 融 機 関	28	27	31	14	1
適格機関投資家等特例業務届出者	2	5	14	22	24
金 融 商 品 仲 介 業 者	1	9	6	10	16
信 用 格 付 業 者	0	2	5	0	0
自 主 規 制 機 関 等	1	0	0	3	0
投 資 法 人	7	2	1	3	1
そ の 他	0	0	1	1	3

(2) 問題点が認められた業者等の数

区 分	22年４月 ～23年３月	23年４月 ～24年３月	24年４月 ～25年３月	25年４月 ～26年３月	26年４月 ～27年３月
問題点が認められた業者等の数	105	87	102	118	105
不公正取引に関するもの	9	7	6	5	7
投資者保護に関するもの	45	46	52	65	71
財産・経理等に関するもの	18	31	11	9	19
その他業務運営に関するもの	71	58	71	69	52

(注１) 「問題点が認められた業者等の数」とは、検査終了通知書において問題点を指摘した会社等の数をいう。

(注２) 「不公正取引に関するもの」、「投資者保護に関するもの」、「財産・経理等に関するもの」及び「その他業務運営に関するもの」は、各項目で問題点が認められた業者等の数をいう。したがって、各項目で重複する会社等があるため、各項目の合計と「問題点が認められた業者等の数」の数値とは一致しない。

３－３－４ オンサイト・オフサイト一体でのモニタリングの実施状況

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

担当	区分	被 検 査 法 人	モニタリング 開 始 日	モニタリング 終 了 日
委員会	金商業者 (一種業)	野 村 證 券	H26. 10. 7	—
		野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービスズ	H26. 10. 7	—
		大 和 証 券	H26. 10. 7	—
	その他	野 村 ホ ー ル デ ィ ン グ ス	H26. 10. 7	—
		大 和 証 券 グ ル ー プ 本 社	H26. 10. 7	—

(注) オンサイト・オフサイト一体でのモニタリングとは、大規模証券会社グループ等について、フォワードルッキングな観点から内部管理態勢等の適切性や、経営管理態勢・リスク管理態勢の適切性に重点を置いた検証を行うものをいう。

なお、モニタリング開始日とは、オンサイト・オフサイト一体でのモニタリングを開始した日をいう。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日をいう。

3-3-5 平成26年度に検査が終了した法人等一覧

担 当	区 分		被 検 査 法 人	検査着手日	臨店終了日	検査終了 通知日	備考
委員会	金 商 業 者						
		一 種 業	1 ばんせい証券	H25.4.15	H25.6.27	H26.6.13	○
			2 シティグループ証券	H25.11.11	H26.1.24	H26.4.25	—
			3 SMBC日興証券	H25.11.18	H25.12.20	H26.4.11	—
			4 大和証券	H26.1.20	H26.2.21	H26.4.30	—
			5 マネックス証券	H26.2.3	H26.3.20	H26.6.24	—
			6 みずほ証券	H26.2.18	H26.4.4	H26.6.18	—
			7 UBS証券	H26.2.24	H26.4.11	H26.6.6	—
			8 岡三オンライン証券	H26.2.24	H26.4.4	H26.7.1	—
			9 野村證券	H26.3.24	H26.4.25	H26.6.27	—
			10 野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス	H26.3.24	H26.4.25	H26.6.27	—
		二 種 業	1 松井証券	H26.4.21	H26.5.27	H26.6.24	—
			2 三菱UFJモルガン・スタンレー証券	H26.5.8	H26.6.11	H26.7.29	—
			3 モルガン・スタンレーMUFG証券	H26.5.8	H26.6.25	H26.8.1	—
			4 バークレイズ証券	H26.9.1	H26.10.24	H26.11.26	—
			5 ニューエッジ・ジャパン証券	H26.9.1	H26.10.7	H26.12.12	—
			6 ナティクシス日本証券	H26.10.27	H26.12.3	H27.3.13	—
			7 メリルリンチ日本証券	H26.11.11	H26.12.18	H27.1.23	—
			1 アドベンチャー・アンリミテッド	H25.9.2	H25.9.20	H26.6.6	—
			2 レガリア・フィナンシャル	H25.9.3	H25.9.20	H26.5.16	—
			3 エクスチェンジオコーポレーション	H25.10.17	H25.11.15	H26.4.14	—
			4 おひさまエネルギーファンド	H25.12.2	H26.1.17	H26.5.16	○
			5 CAIJ	H25.12.3	H26.2.3	H26.4.18	—
			6 ヴァンネット	H26.2.26	H26.3.31	H26.8.1	—
		助 言	1 ジースリー	H26.5.13	H26.7.1	H26.7.3	○
			2 maneoマーケット	H26.5.14	H26.6.24	H26.9.16	—
			3 クラム・インベストメント	H26.9.1	H26.9.30	H26.10.21	—
			4 ファンドクリエーション	H26.11.4	H26.12.5	H27.2.2	—
			5 匠投信投資顧問	H26.11.25	H27.1.16	H27.3.10	—
			6 ザイマックス	H27.1.14	H27.2.6	H27.3.16	—
			1 コンサルティング・アルファ	H26.2.26	H26.3.31	H26.8.1	○
			1 FCパートナーズ	H26.11.4	H26.12.5	H27.2.2	—
		運 用	1 ばんせい投信投資顧問	H25.4.15	H25.6.21	H26.6.13	○
			1 平和不動産アセットマネジメント	H26.5.8	H26.6.11	H26.7.29	—
			2 三菱UFJ投信	H26.9.1	H26.10.7	H26.11.18	—
			3 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント	H26.9.1	H26.10.3	H26.11.18	—
			4 新光投信	H26.11.4	H26.12.3	H27.2.24	—
			5 ファンドクリエーション・アール・エム	H26.11.4	H26.12.5	H27.2.2	—
			6 三井住友トラスト・アセットマネジメント	H27.1.14	H27.2.6	H27.3.13	—
			7 ビムコジャパンリミテッド	H27.1.14	H27.2.6	H27.3.13	—
			8 ザイマックス不動産投資顧問	H27.1.14	H27.2.6	H27.3.16	—
		投 資 法 人	1 平和不動産リート投資法人	H26.5.8	H26.6.11	H26.7.29	—
	特例業務届出者	1	アジア投資	H26.2.26	H26.2.26	H26.4.11	△
			2 アール・オー・イー	H26.2.19	H26.3.4	H26.4.11	△
		1	クエストキャピタルマネージメント	H26.9.1	H26.10.3	H27.3.3	△
			2 ウィンヴォール	H26.9.3	H26.9.19	H26.12.17	△
		3	ウィンヴォール・ステーション	H26.9.3	H26.9.19	H26.12.17	△
			4 ウィンヴォール・ドリーム	H26.9.3	H26.9.19	H26.12.17	△
		5	ウィンヴォール・ファルコン	H26.9.3	H26.9.19	H26.12.17	△
			6 日本ヴェリタス	H27.2.12	H27.3.6	H27.3.20	△

担 当	区 分		被 検 査 法 人	検査着手日	臨店終了日	検査終了 通 知 日	備考
	そ の 他	1	大和証券グループ本社	H26.1.20	H26.2.21	H26.4.30	—
		2	野村ホールディングス	H26.3.24	H26.4.25	H26.6.27	—
		1	三菱UFJ証券ホールディングス	H26.5.8	H26.6.11	H26.7.29	—

(注1) 区分欄の「運用」は投資運用業者、「特例業務届出者」は適格機関投資家等特例業務届出者である。

(注2) 斜字体数字は、平成25年度に検査着手をした法人である。

(注3) 備考欄の○は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告を行ったものである。
なお、勧告の公表を控える場合がある。

(注4) 備考欄の△は、検査の結果、問題が認められ、その結果について公表を行い、さらに、金融庁(財務局)が警告書の発出を行ったものである。

担 当	区分		被 検 査 法 人	検査着手日	臨店終了日	検査終了 通知日	備考
関 東	金 商 業 者 一 種 業	1	セントレード証券	H25.5.23	H25.10.29	H26.7.23	—
		2	DMM.com証券	H25.11.14	H25.12.13	H26.6.19	—
		3	白木証券	H25.11.26	H25.12.11	H26.6.30	—
		4	GMOクリック証券	H26.1.16	H26.2.21	H26.6.18	—
		5	日産センチュリー証券	H26.1.16	H26.2.14	H26.4.8	—
		6	アイネット証券	H26.1.16	H26.1.31	H26.4.7	—
		7	みらい証券	H26.1.16	H26.1.31	H26.4.11	—
		8	岡三にいがた証券(旧丸福証券)	H26.2.25	H26.3.14	H26.5.20	—
		9	アルパリジャパン	H26.2.26	H26.3.7	H26.8.25	—
		10	FXトレード・フィナンシャル	H26.2.26	H26.3.7	H26.9.30	—
		11	MCPアセット・マネジメント証券	H26.3.10	H26.3.18	H26.5.20	—
		1	むさし証券	H26.4.7	H26.5.16	H26.6.13	○
		2	트레이ダーズ証券	H26.4.7	H26.4.25	H26.9.4	—
		3	アーツ証券	H26.4.7	H26.4.24	H26.8.26	—
		4	エイチ・エス証券	H26.5.20	H26.6.17	H26.11.18	—
		5	キャピタル・パートナーズ証券	H26.5.20	H26.6.16	H26.9.17	—
		6	JPアセット証券	H26.5.28	H26.6.6	H26.7.11	—
		7	武甲証券	H26.5.28	H26.6.6	H26.7.14	—
		8	GAM証券投資顧問	H26.6.5	H26.6.13	H26.7.30	—
		9	丸國証券	H26.7.9	H26.7.25	H26.9.9	—
		10	レクセム証券	H26.7.9	H26.7.24	H26.9.4	—
		11	AMPキャピタル・インベスターズ	H26.7.9	H26.7.25	H26.9.1	—
		12	富岡証券	H26.7.9	H26.7.23	H26.9.1	—
		13	FXコーポレーション	H26.7.9	H26.7.25	H26.8.29	○
		14	中原証券	H26.9.1	H26.9.19	H26.10.22	—
		15	アヴァトレード・ジャパン	H26.9.1	H26.9.16	H26.11.13	—
		16	水戸証券	H26.9.3	H26.10.3	H26.12.3	—
		17	丸三証券	H26.9.3	H26.10.3	H26.12.5	—
		18	藍澤証券	H26.9.3	H26.10.6	H26.12.8	—
		19	新潟証券	H26.10.15	H26.10.31	H26.12.22	—
		20	國府証券	H26.10.15	H26.10.24	H26.11.26	—
		21	ストームハーバー証券	H26.10.15	H26.10.28	H26.12.17	—
		22	フォレックスクラウン	H26.10.15	H26.10.28	H26.12.16	—
		23	ひまわり証券	H26.10.27	H26.11.12	H27.2.3	—
		24	あい証券	H26.10.28	H26.11.11	H26.12.17	—
		25	IS証券	H26.10.28	H26.11.7	H26.12.25	—
		26	エスピーシー証券	H26.10.28	H26.11.7	H26.12.9	—
		27	ワンアジア証券	H26.11.19	H26.12.5	H27.1.26	—
		28	山和証券	H26.11.19	H26.12.9	H27.1.29	—
		29	マネーパートナーズ	H26.11.19	H26.12.9	H27.1.28	—
		30	IG証券	H26.11.26	H26.12.9	H27.2.5	—
		31	ジャパンオルタナティブ証券	H26.12.2	H26.12.9	H27.2.2	—
		32	イタウ・アジア・セキュリティーズ・リミテッド	H26.12.2	H26.12.10	H27.1.20	—
		33	オリックス・ホールセール証券	H26.12.2	H26.12.9	H27.1.21	—
		34	バンクオブニューヨークメロン証券	H27.1.15	H27.1.30	H27.2.25	—
		35	KOYO証券	H27.1.15	H27.1.30	H27.2.26	—
		36	FXCMジャパン証券	H27.1.15	H27.1.30	H27.3.3	—
	二 種 業	1	インテレス・キャピタル・マネージメント	H25.7.11	H25.7.26	H26.4.15	○
		2	FIPパートナーズ	H25.10.2	H25.11.15	H26.6.26	—
		3	グローバルネクストアソシエイト(旧グローバルネクスト)	H25.11.26	H25.12.6	H26.6.18	—
		4	インフィニット	H25.11.26	H25.12.10	H26.5.22	—
		5	フォーカスキャピタルマネージメント	H26.1.16	H26.1.31	H26.4.2	—
		6	FORTIA	H26.1.16	H26.1.31	H26.4.25	—
		7	生活サポート基金	H26.1.21	H26.2.5	H26.4.14	—
		8	ASAアセットマネージメント	H26.1.21	H26.2.5	H26.4.11	—
		9	三井住友ファイナンス&リース	H26.2.25	H26.3.12	H26.5.19	—
		10	岡藤商事	H26.2.25	H26.3.12	H26.5.15	—
		11	東京センチュリーリース	H26.2.25	H26.3.14	H26.6.12	—
		12	日本エンジェルス・インベストメント	H26.2.25	H26.3.11	H26.5.22	—
		13	リアルキャピタルマネージメント	H26.2.26	H26.8.27	H26.10.17	○

担 当	区分		被 検 査 法 人	検査着手日	臨店終了日	検査終了 通 知 日	備考
		14	日生不動産販売	H26.2.27	H26.2.28	H26.4.18	※
		15	デイズ・トラスティ	H26.3.6	H26.3.6	H26.4.7	※
		16	リコークリエイティブサービス	H26.3.17	H26.3.18	H26.4.24	※
		17	中央物流	H26.3.17	H26.3.17	H26.4.16	※
		18	湾岸企業投資	H26.3.24	H26.3.24	H26.4.17	※
		1	三菱UFJリース	H26.4.7	H26.4.18	H26.5.26	—
		2	LBI	H26.4.7	H26.4.18	H26.10.3	—
		3	NEXT TRUST	H26.5.20	H26.8.4	H26.12.9	○
		4	ソーシャルインパクト・リサーチ	H26.5.20	H26.6.6	H26.7.24	—
		5	ゼック	H26.5.20	H26.6.5	H26.6.26	—
		6	Promoters	H26.5.20	H26.6.6	H26.9.5	—
		7	スマートエナジー	H26.5.20	H26.6.9	H26.7.24	—
		8	プロトラスト	H26.5.20	H26.6.6	H26.7.11	—
		9	JA三井リース	H26.7.9	H26.7.25	H26.8.26	—
		10	NTTファイナンス	H26.7.9	H26.7.25	H26.9.29	—
		11	社楽パートナーズ	H26.9.1	H26.9.19	H26.10.31	—
		12	ウィルシーズ	H26.9.1	H26.9.19	H26.11.19	—
		13	ユニゾン・キャピタル	H26.9.1	H26.9.19	H26.10.28	—
		14	ブルズウルトラインベストメント	H26.9.11	H26.9.11	H26.10.10	※
		15	ビーブラント	H26.9.18	H26.9.18	H26.10.10	※
		16	日本産業復興基金	H26.10.28	H26.11.10	H27.3.6	○
		17	日本プレミアム	H26.10.28	H26.11.7	H27.1.27	—
	18	JSKパートナーズ	H26.11.19	H26.12.5	H27.3.26	—	
	19	千代田中央コンサルティング	H26.11.27	H26.11.27	H27.1.29	※	
	20	百楽リアルパートナー	H26.11.27	H26.11.27	H27.1.27	※	
	21	グローバル投資顧問	H26.12.2	H26.12.2	H27.1.28	※	
	22	日本管理センター	H26.12.2	H26.12.2	H27.2.10	※	
	助言	1	トラフィック	H25.1.21	H25.2.12	H26.6.17	○
		2	ライフスタイルインベストメント	H25.6.17	H25.7.25	H26.6.17	○
		3	チャートマスター	H25.7.10	H25.7.30	H26.5.30	○
		4	日本インベストメント・リサーチ	H26.1.20	H26.1.31	H26.4.2	—
		5	ヴィエナキャピタル・ジャパン	H26.1.23	H26.2.26	H26.5.20	○
		1	AMオンライン	H26.9.1	H26.9.12	H26.11.5	—
		2	アキュラシー・インベストメント	H26.9.11	H26.9.11	H26.10.10	※
		3	谷口郁夫(谷口パートナーズ国際会計・税務事務所)	H26.9.18	H26.9.18	H26.10.20	※
		4	マーケットバンク	H26.10.9	H26.10.22	H26.12.17	—
		5	みんかブルトレードパートナーズ	H26.11.19	H26.12.5	H27.2.2	—
		6	ワカバヤシエフエックスアソシエイツ	H26.11.19	H26.11.28	H27.1.20	—
		7	シグマベイスキャピタル	H26.11.27	H26.11.27	H27.1.28	※
		8	フラトン・ファンド・マネジメント・ジャパン	H26.11.27	H26.11.27	H27.1.27	※
		9	ファーストスタンダード投資顧問	H26.12.2	H26.12.2	H27.1.29	※
	10	ダイヤモンド・フィナンシャル・リサーチ	H26.12.2	H26.12.2	H27.1.27	※	
	11	WIN-INVEST JAPAN	H26.12.2	H26.12.9	H27.2.17	—	
	12	イタウ・ジャパン・アセットマネジメント	H26.12.2	H26.12.9	H27.1.26	—	
	13	新日本情報システム	H26.12.4	H26.12.4	H27.1.29	※	
	14	池田 俊彦	H26.12.8	H26.12.8	H26.12.26	※	
	運用	1	KW Investment	H27.1.15	H27.1.28	H27.3.4	—
		2	日本グローバル・インベストメント	H27.1.15	H27.2.4	H27.3.9	—
	特例業務届出者	1	インテレスCX	H25.7.11	H25.7.26	H26.4.15	△
		2	アルファ・メディア	H25.7.11	H25.7.26	H26.4.15	△
		3	ジー・クエスト	H25.7.11	H25.7.26	H26.4.15	△
		4	ORTIZ	H25.8.28	H25.9.10	H26.4.2	—
		5	Black Clover	H25.10.23	H25.11.6	H26.6.27	—
		6	ティーイーアイ	H26.3.13	H26.4.9	H26.9.5	—
		7	ゴールデンゲート	H26.3.13	H26.4.9	H26.9.5	—

担 当	区分		被 検 査 法 人	検査着手日	臨店終了日	検査終了 通 知 日	備考
近 畿		1	ロキ・コンサルティング	H26.4.7	H26.4.18	H26.10.3	—
		2	クリーンコントロールベトナム	H26.4.9	H26.8.28	H26.10.17	△
		3	エークシト	H26.10.9	H26.10.29	H27.1.23	△
		4	マーケットバンクアセットマネジメント	H26.10.9	H26.10.22	H26.12.17	—
		5	KSG RESOURCE	H26.10.15	H26.11.4	H27.1.16	△
		6	ドアウェイブ	H26.10.28	H26.11.18	H27.2.24	△
		7	NGIS1	H27.1.15	H27.2.4	H27.3.9	—
	仲 介	1	ソーシャルトレード	H26.11.19	H26.12.5	H27.2.2	—
	金 商 業 者						
	一 種 業	1	岡安証券	H26.1.21	H26.2.13	H26.4.9	—
		2	西村証券	H26.3.6	H26.4.2	H26.6.2	—
		1	西脇証券	H26.4.10	H26.4.25	H26.6.3	—
		2	光証券	H26.5.27	H26.6.12	H26.7.9	—
		3	エース証券	H26.8.27	H26.12.19	H27.2.5	—
	二 種 業	1	プロテクノス	H25.3.25	H26.2.21	H26.5.21	—
		2	フルハウスサポート	H26.3.28	H26.3.31	H26.4.9	※
		1	MID都市開発	H26.4.18	H26.4.24	H26.5.28	—
		2	フォーサイトビジネスジャパン	H26.8.27	H26.8.28	H26.10.8	※
		3	エイ・アイ・シー債権回収	H26.11.11	H26.11.18	H26.12.17	—
		4	コーニッシュ	H26.12.4	H26.12.9	H27.1.8	—
		5	富士商行	H26.12.4	H26.12.8	H26.12.18	—
		6	Okatos Hero Real Estate	H27.1.26	H27.1.29	H27.3.2	—
		7	平成コーポレーション	H27.3.17	H27.3.18	H27.3.27	※
	助 言	1	シックス・インベストメント	H25.12.6	H26.1.28	H26.6.26	—
		1	アイ波動経済研究所	H26.4.18	H26.4.24	H26.5.28	—
		2	アチーゴ	H26.5.15	H26.11.21	H27.3.3	—
		3	ザ・タイミング株式投資学研究所	H26.6.3	H26.6.16	H26.7.15	—
		4	アセットアライブ	H26.7.15	H26.7.22	H26.8.27	—
		5	ランドスカイ	H26.7.15	H26.7.30	H26.11.12	—
		6	トリロジー	H26.7.16	H26.8.8	H26.12.2	—
	運 用	7	Havana	H26.9.2	H26.9.3	H26.9.17	※
		1	パナソニックペンションファンドマネジメント	H26.2.17	H26.2.26	H26.4.15	—
		2	グローバルリンクアドバイザーズ	H26.2.18	H26.3.19	H26.7.25	—
	特例業務届出者	1	渡邊 和彦	H25.11.13	H26.4.3	H26.9.26	△
		1	UAG	H26.5.13	H26.5.13	—	*
	仲 介	1	財コンサルティング	H26.4.14	H26.6.3	H26.9.26	○
北 海 道	金 商 業 者						
	二 種 業	1	コンストラクションマネジメントサービス	H26.4.15	H26.4.17	H26.5.1	—
		2	T'sフロンティア	H26.8.26	H26.8.29	H26.9.11	※
		3	スミセキ・コンテック	H26.9.2	H26.9.3	H26.9.11	※
		4	三光不動産	H26.10.28	H26.10.30	H26.11.12	※
	助 言	1	プラスアルファ	H26.9.24	H26.10.14	H26.11.12	—
東 北	金 商 業 者						
	一 種 業	1	荘内証券	H26.8.20	H26.9.11	H26.9.26	—
		1	カナヤマコーポレーション	H26.1.20	H26.1.31	H26.5.7	—
	二 種 業	1	共和ホーム	H26.4.16	H26.4.17	H26.5.7	※
		2	アート不動産	H26.10.6	H26.10.10	H26.10.29	—
		3	中央住宅産業	H26.11.10	H26.11.14	H26.11.27	—
		4	サラリサーチ	H26.12.1	H26.12.4	H26.12.12	—
		5	オフィスメディア	H27.1.19	H27.1.23	H27.1.28	—
		6	ワンアイト・キャピタル・アドバイザーズ	H27.3.2	H27.3.5	H27.3.11	—
	仲 介	1	エフピーライン	H27.2.9	H27.2.12	H27.2.19	—
	金 商 業 者						
東 海	一 種 業	1	安藤証券	H26.1.21	H26.2.26	H26.5.14	—
		2	寿証券	H26.2.6	H26.2.26	H26.4.7	—
		1	大万証券	H26.5.15	H26.6.5	H26.9.1	—
		2	田原証券	H26.8.28	H26.9.12	H26.12.10	—
	二 種 業	1	ミソノサービス	H26.3.17	H26.3.20	H26.6.11	—
		2	プロバティパートナーズ	H26.3.17	H26.3.28	H26.6.11	—

担 当	区分		被 検 査 法 人	検査着手日	臨店終了日	検査終了 通 知 日	備考
			1 荘苑	H26.4.15	H26.4.17	H26.6.23	—
			2 リアルエステートジャパン	H26.9.8	H26.9.10	H26.11.17	—
			3 川口事務所	H26.12.1	H26.12.1	H27.1.7	※
		助言	1 今福 博文(デイボード株式投資顧問)	H26.4.14	H26.4.18	H26.6.23	—
			2 今村 勝(大伸経済研究社)	H26.5.15	H26.5.22	H26.6.27	—
			3 Gコーポレーション	H26.6.16	H26.6.16	H26.6.26	※
			4 プレコオンライン	H26.8.28	H26.9.12	H26.12.8	—
			5 東山総研	H27.1.20	H27.2.4	H27.3.25	—
北 陸	金 商 業 者	一 種 業	1 坂本北陸証券	H26.4.9	H26.4.25	H26.5.27	—
			2 竹松証券	H26.8.19	H26.9.9	H26.11.19	—
			3 石動証券	H26.10.15	H26.10.31	H26.11.25	—
	仲 介	助 言	1 國澤 晃(ラディッシュ・リサーチ)	H26.11.14	H26.11.28	H26.12.16	—
			1 エフピーサポート研究所	H26.6.11	H26.6.12	H26.6.23	—
			2 Fan	H26.12.5	H26.12.11	H27.1.15	—
			3 インブルー	H27.1.13	H27.1.20	H27.1.27	—
			4 アセット&ライフクリニック	H27.1.28	H27.2.3	H27.2.16	—
中 国	金 商 業 者	一 種 業	1 ワイエム証券	H25.11.26	H26.5.29	H26.6.19	—
			1 中銀証券	H26.10.23	H26.11.14	H26.12.10	—
			2 ウツミ屋証券	H27.1.27	H27.2.17	H27.3.6	—
		二 種 業	1 ほくしん	H26.2.25	H26.2.28	H26.4.17	—
			2 ライフメントホーム	H26.3.17	H26.3.20	H26.4.18	—
			1 積和不動産中国	H26.4.10	H26.4.14	H26.5.26	—
			2 ケイアイホールディングス	H26.7.14	H26.7.23	H26.8.25	※
			3 ラポールエステート	H26.8.26	H26.8.29	H26.10.20	—
			4 ひろしま信愛不動産	H26.9.30	H26.10.9	H26.11.7	—
			5 リビングハウス	H26.10.1	H26.10.3	H26.10.30	※
			6 アイディオー	H26.12.9	H26.12.11	H27.1.7	※
		助 言	1 フィデリア	H26.9.2	H26.9.9	H27.1.16	※
			1 Jade	H26.4.9	H26.5.30	H26.6.26	—
			2 ココ・DE・プランニング	H26.12.9	H27.1.21	H27.2.13	—
	登 金	1	もみじ銀行	H26.5.8	H26.5.21	H26.6.20	—
四 国	金 商 業 者	一 種 業	1 香川証券	H25.5.14	H25.6.25	H26.12.8	—
			2 三豊証券	H26.1.22	H26.2.14	H26.4.8	—
			1 愛媛証券	H26.8.27	H26.9.26	H26.12.22	—
			2 いよぎん証券	H26.11.6	H26.11.27	H27.1.7	—
			3 阿波証券	H27.1.15	H27.2.4	H27.3.10	—
	仲 介	1	塚本イズムジャパン	H26.5.13	H26.5.15	H26.5.29	—
			2 TFIB	H26.6.3	H26.6.5	H26.6.17	—
			3 サイラタウン	H26.10.15	H26.10.17	H26.11.11	—
			4 西田 幸世	H26.10.15	H26.10.17	H26.10.27	—
九 州	金 商 業 者	二 種 業	1 Lion Force International	H26.8.25	H26.11.4	H27.1.9	—
			2 明和不動産	H26.11.17	H26.12.12	H27.3.4	※
	仲 介	助 言	1 明和アセットマネジメント	H26.11.12	H26.11.13	H26.12.8	※
			1 プロGRESS	H26.2.3	H26.2.6	H26.4.25	—
			1 フィナンシャル情報館	H26.4.14	H26.4.25	H26.6.24	—
福 岡	金 商 業 者	一 種 業	1 飯塚中川証券	H26.11.6	H27.2.5	H27.3.16	—
			1 福岡キャピタルパートナーズ	H26.1.29	H26.2.5	H26.4.3	—
		二 種 業	1 三和エステート	H26.4.22	H26.4.23	H26.5.16	※
			2 西日本不動産開発	H26.6.11	H26.6.13	H26.6.30	※
			3 大央	H26.6.17	H26.6.19	H26.6.30	※
			4 不動産パートナー	H26.9.1	H26.9.3	H26.9.24	※
			5 地域開発プランニング	H26.9.17	H26.9.18	H26.10.6	※
			6 リアンホールディングス	H26.12.15	H26.12.16	H27.1.20	※

担 当	区分		被 検 査 法 人	検査着手日	臨店終了日	検査終了 通 知 日	備考
	運用	1	アヴァルセック	H26.5.19	H26.5.26	H26.6.30	—
	仲 介	1	Bicman Asia	H26.10.7	H26.10.10	H26.10.28	—

(注1) 区分欄の「助言」は投資助言・代理業者、「運用」は投資運用業者、「登金」は登録金融機関、「仲介」は金融商品仲介業者、「特例業務届出者」は適格機関投資家等特例業務届出者である。

(注2) 斜字体数字は、平成24年度及び同25年度に検査着手をした法人等である。

(注3) 備考欄の○は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告を行ったものである。

なお、勧告の公表を控える場合がある。

(注4) 備考欄の△は、検査の結果、問題が認められ、その結果について公表を行い、さらに、金融庁(財務局)が警告書の発出を行ったものである。

(注5) 備考欄の※は、登録申請書等に記載されたとおりの業務運営体制が構築されているかを把握するための検査(登録事項検査)を行ったものである。

(注6) 備考欄の＊は、金商法第187条に基づく調査を実施し、同法第192条に基づき裁判所へ金商法違反行為の禁止命令等の申立てを行ったものである。

なお、検査については、裁判所から命令の発令があったことを踏まえ中止した。

3-4 勧告等実施状況

1 勧告実施件数一覧表

区分	年度	21	22	23	24	25	26
勧告件数		74	64	45	62	70	66
行政処分に関する勧告		21	19	16	20	18	16
証券検査の結果に基づく勧告		21	19	16	18	18	16
証券監視委の行った検査等にかかるもの		8	4	7	7	6	5
財務局長等の行った検査等にかかるもの		13	15	9	11	13	11
取引調査の結果に基づく勧告		0	0	0	0	0	0
国際取引等調査の結果に基づく勧告		-	-	0	1	0	1
犯則事件の調査に基づく勧告		0	0	0	1	0	0
課徴金納付命令に関する勧告		53	45	29	41	51	50
取引調査の結果に基づく勧告		43	26	17	25	35	38
国際取引等調査の結果に基づく勧告		-	-	1	7	7	4
開示検査の結果に基づく勧告		10	19	11	9	9	8
訂正報告書等の提出命令に関する勧告		0	0	0	1	1	0

(注) 25・26年度の行政処分に関する勧告には、証券監視委及び財務局等が実施した検査・調査に基づくものを一つの勧告として行っていたものがあり、これについては内訳として証券監視委及び財務局にそれぞれ計上したため、合計数と一致しない。

3-4-2-① 金融商品取引業者等に対する行政処分等に係る勧告実績 ～平成24年度～

	担当	被 検 査 法 人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
1	委員会	SMBC日興証券	H24.4.13	法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況及び法令違反行為を含む不適切な勧誘行為
2	関東	FXCMジャパン証券	H24.6.19	業務運営に関し重大な問題が認められる状況 顧客に必要証拠金の不足額を預託させることなく、FX取引に係る契約を継続する行為
3	東海	大万証券	H24.6.22	報告徴取命令に対する事実と異なる報告 損失の補てん及び利益の追加のために財産上の利益を提供する行為等
4	委員会 (国際取引等調査)	ジャパン・アドバイザー	H24.6.29	内部者取引規制に違反した行為 無登録で投資運用業を営んだ行為 法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況
5	委員会	野村證券	H24.7.31	公募増資案件に係る法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況 有価証券の売買その他の取引等につき法人関係情報を顧客に提供して勧誘する行為及びその他不適切な業務運営状況
6	委員会 (犯則事件の調査)	アイティーエム証券	H24.8.3	投資一任契約に係る善管注意義務違反 役職員による投資一任契約の締結に係る偽計への関与
7	委員会	ユナイテッド投信投資顧問	H24.10.10	投資一任契約に係る善管注意義務違反
8	委員会	スタッツインベストメントマネジメント	H24.10.10	投資一任契約に係る善管注意義務違反
9	関東	サンハーベスト	H24.10.12	海外事業に出資する集団投資スキーム(ファンド)の契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 自己の名義をもって他人(新日本経済投資顧問)にファンド持分の取得勧誘を行わせている状況 ファンドに関し著しく不当な行為を行っている状況
10	関東	新日本経済投資顧問	H24.10.12	無登録で集団投資スキーム(ファンド)持分に係る私募の取扱いを行っている状況 著しく不当な勧誘を行っている状況
11	東海	ユーレカプロジェクト	H24.11.26	業務の運営の状況に関し、投資者保護上重大な問題が認められる状況 著しく事実と相違する表示のある広告をする行為
12	関東	イニシア・スター証券	H24.12.5	顧客区分管理必要額を運転資金等に流用しているなど公益及び投資者保護上著しく不当な行為が認められる状況
13	委員会	ビパーチェ・キャピタル・マネジメント	H24.12.7	顧客勧誘資料に虚偽の表示をする行為等
14	委員会	新生インベストメント・マネジメント	H24.12.7	投資一任業務にかかる善管注意義務違反
15	委員会	スタンダード&ブアーズ・レーティング・ジャパン	H24.12.11	付与した信用格付に係る検証及び更新を適切かつ継続的に実施するための措置が適切に講じられておらず業務管理体制の整備が不十分な状況 業務の運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況
16	近畿	企業設計	H24.12.14	無登録で外国集団投資スキーム持分に係る募集又は私募の取扱いを行っている状況
17	北海道	FPLアセットマネジメント	H24.12.14	無登録で投資信託に係る私募の取扱いを行っている状況
18	東海	Forex & Mineral Trading	H24.12.21	集団投資スキーム(ファンド)持分の取得勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 権利者から出資を受けた金銭を流用する行為 純財産額が公益又は投資者保護のため必要かつ適当な金額を満たさない状況
19	関東	メジャーインベスト	H25.3.15	顧客からの金銭の預託の受入れ
20	近畿	Joule	H25.3.15	業務停止命令違反、検査忌避及び業務改善命令違反

	24年度
委員会	7
財務局	11
関東	5
近畿	2
東海	3
北海道	1
その他	2
合計	20

※ ジャパン・アドバイザーについては国際取引等調査の過程で、アイティーエム証券については犯則事件の調査の過程で明らかとなった事案である。

3-4-2-② 金融商品取引業者等に対する行政処分等に係る勧告実績 ～平成25年度～

	担当	被 検 査 法 人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
1	委員会	アール・ビー・エス・セキュリ ティーズ・ジャパン・リミテッド (アール・ビー・エス証券会社東京支店)	H25.4.5	円LIBORに係る不適切な行為 親法人等からの顧客に関する非公開情報を受領する行為
2	関東	ライツマネジメント	H25.4.16	業務運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況等
3	委員会	MRI INTERNATIONAL,INC.	H25.4.26	顧客からの出資金を他の顧客に対する配当金及び償還金の支払いに流用する行為等 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 虚偽の内容の事業報告書を作成し、関東財務局長に提出する行為 報告徴取命令に対する虚偽の報告
4	委員会	ブラザアセットマネジメント	H25.6.25	投資一任契約の締結又はその勧誘に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
5	関東	ケートス・キャピタル・パートナーズ	H25.6.28	年金基金関係者に対し特別の利益を提供している状況
6	委員会	With Asset Management	H25.8.2	公益又は投資者保護上著しく不当な行為を行っている状況
7	関東	アマデウスアドバイザーズ	H25.8.30	投資一任業務に係る忠実義務違反等
8	関東	ディベックス	H25.8.30	業務の運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況 報告徴取命令に対する虚偽報告
9	関東	K2Investment	H25.9.27	無登録で外国投資証券の募集又は私募の取扱いを行っている状況
10	関東委員会	アブラハム・プライベートバンク	H25.10.3	無登録で海外ファンドの募集又は私募の取扱いを行っている状況 著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示のある広告をする行為 顧客の利益に追加するため財産上の利益を提供する行為
11	関東	IFA JAPAN	H25.10.3	無登録で外国投資証券の募集又は私募の取扱いを行っている状況
12	委員会	ドイツ証券	H25.12.5	厚生年金基金の役職員に対し特別の利益を提供している状況
13	関東	ジーク投資顧問	H25.12.9	金融商品取引契約の締結の勧誘に関する虚偽告知等 検査忌避
14	関東	Global Arena Capital	H25.12.11	集団投資スキーム持分の取得勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 顧客出資金の目的外運用及び流用 純財産額が法定の基準を下回っている状況等
15	関東	Liaison Japon証券(旧 プロ フィット証券)	H26.1.17	純財産額が法定の最低純財産額に満たない状況 業務の運営に関し、投資者保護上重大な問題が認められる状況
16	関東	トラヴィス・コンサルティング	H26.2.21	無登録業者に名義貸しを行っている状況
17	関東	K2Investment	H26.3.5	業務停止命令違反
18	関東	PROUD Asset Management	H26.3.25	無登録業者による投資事業有限責任組合の出資持分の取得勧誘に加担している状況等

	25年度
委員会	6
財務局	13
関東	13
合計	18

※アブラハム・プライベートバンクについては、委員会及び財務局が実施した検査に基づくものを一つの勧告として行っており、内訳として委員会及び財務局にそれぞれ計上したため、合計数と一致しない。

3-4-2-③ 金融商品取引業者等に対する行政処分等に係る勧告実績 ～平成26年度～

	担当	被 検 査 法 人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
1	関東	インテレス・キャピタル・マネージメント	H26.4.15	ファンドの私募の取扱いに関して、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況 無登録で社債の私募の取扱いを行っている状況
2	委員会	おひさまエネルギーファンド	H26.5.16	分別管理が確保されていないにもかかわらずファンド持分の取得勧誘を行っている状況 当局への虚偽報告
3	関東	ヴィエナキャピタル・ジャパン	H26.5.20	無登録で海外ファンドの私募の取扱いを行っている状況 報告徴取命令で提出を求められた資料の不提出 投資助言・代理業を適確に遂行するに足る人的構成が確保されていない状況等
4	関東	チャートマスター	H26.5.30	無登録で店頭デリバティブ取引の媒介を行っている状況 無登録業者に名義貸しを行っている状況
5	委員会 (国際取引等調査) 関東	むさし証券	H26.6.13	自己売買による相場操縦行為 株券に係る市場デリバティブ取引の自己売買に係る売買審査態勢に不備が認められる状況
6	委員会	ばんせい証券	H26.6.13	船舶関連私募債の売買に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況
7	委員会	ばんせい投信投資顧問	H26.6.13	年金基金との投資一任契約における忠実義務違反について
8	関東	トラフィック	H26.6.17	ファンドの運用において、投資者保護上重大な問題が認められる状況 無登録でファンドの出資持分の私募を行っている状況
9	関東	ライフスタイルインベストメント	H26.6.17	無登録で外国株式の募集の取扱いを行い、金銭の預託を受ける行為
10	委員会	ジースリー	H26.7.3	業務運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況等 無登録業者に対する名義貸し 金融商品取引業を適確に遂行するに足る人的構成を有しない状況
11	委員会	コンサルティング・アルファ	H26.8.1	無登録で海外ファンドの募集又は私募の取扱いを行っている状況
12	関東	FXコーポレーション	H26.8.29	純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況等
13	近畿	財コンサルティング	H26.9.26	外務員の登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせる行為
14	関東	リアルキャピタルマネジメント	H26.10.17	不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いと認められる状況等
15	関東	NEXT TRUST	H26.12.9	名義貸し
16	関東	日本産業復興基金	H27.3.6	不正の手段により金融商品取引業の登録を受けた状況 金融商品取引業を適確に遂行するに足る人的構成が確保されていない状況

	26年度
委員会	5
財務局	11
関東	10
近畿	1
その他	1
合計	16

※むさし証券については、国際取引等調査及び関東財務局が実施した検査に基づくものを一つの勧告として行っており、内訳としてその他及び財務局にそれぞれ計上したため、合計数と一致しない。

3-4-3 勧告等事案の概要一覧表

(1) 金融商品取引業者等に対する行政処分等に関する勧告等

①証券検査の結果に基づく勧告

(平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月)

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
1	26. 4. 15	【株式会社インテレス・キャピタル・マネージメント(関東)】 ※会社勧告 (1) ファンドの私募の取扱いに関して、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況 当社は、当社代表取締役が取締役を兼務している適格機関投資家等特例業務届出者（以下「特例業務届出者」という。）であるアルファ・メディア株式会社、株式会社インテレスCX及び株式会社ジー・クエストをそれぞれ営業者とする匿名組合（以下「本件3ファンド」という。）の出資持分に係る私募の取扱いを行っているところ、当該特例業務届出者が行う業務において、下記のとおり、投資者保護上重大な問題がある行為が行われている状況を認識していたにもかかわらず、本件3ファンドの私募の取扱いを継続していた。 ア 本件3ファンドの出資金の流用 上記特例業務届出者3社は、顧客からの出資金のうち、少なくとも約4,700万円について、匿名組合契約で定められた商品先物取引や株式・公社債等で運用することなく、本件3ファンドのうち自らが営業者となっているもの以外のファンドの顧客への解約返戻金や、アルファ・メディア株式会社及び株式会社インテレスCXが発行している社債の利払い、及び当社のA取締役が代表取締役等を兼務している関連会社等の事務経費等に流用していた。 イ 虚偽の運用報告書の交付 上記特例業務届出者3社は、それぞれ、自らが運用するファンドに損失が発生しているにもかかわらず、解約の防止を図る等のため、顧客に対し、自らが算出した単価より高い単価を記載した運用報告書を交付していた。 ウ 分配基準未達での配当 アルファ・メディア株式会社及び株式会社インテレスCXは、匿名組合契約約款において、運用利益が一定の水準に達した場合に限り配当を行うと定めているが、運用で利益が出ておらず、当該利益水準に達していないにもかかわらず、解約の防止を図る等のため、顧客に対し、配当を実施していた。 当社代表取締役は、当該特例業務届出者3社の取締役を兼務し、自らが指示して、当該特例業務届出者3社に投資者保護上重大な問題のある上記ア～ウの行為を行わせており、当社は、上記ア～ウの行為が行われている状況を認識しながら本件3ファンドの私募の取扱いを継続していた。当社におけるこのような状況は、金商法第52条第1項第9号に掲げる「金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いと」に該当するものと認められる。 (2) 無登録で社債の私募の取扱いを行っている状況 当社は、第一種金融商品取引業の登録を受けていないにもかかわらず、顧客に対し、アルファ・メディア株式会社及び株式会社インテレスCXが新たに発行する社債の勧誘を行い、取得させている状況が認められた。 具体的には、当社代表取締役は、当社が本件3ファンドの私募の取扱い等を行っている顧客に対し、「当社の子会社が新たなシステムを開発するので、システム開発の資金を出資してほしい。」等と説明した上で、同社が発行する社債の取得を希望した顧客に対しては、当社の社名入りの案内文等の書類を当社の社名入りの封筒で送付していた。 当該行為は、上記特例業務届出者のために当該社債の私募の取扱いを行っていたものと認められる。	行政処分日 平成 26 年 4 月 22 日 会社に対する処分 登録取消し ・関東財務局長（金商）第 565 号の登録を取消す。 業務改善命令 ①顧客の状況、顧客財産の運用・管理状況を早急に把握し、当該財産の顧客への返還に関する方針及び返還する場合の方策について検討すること。 ②顧客に対し、顧客財産の運用・管理状況等の説明に努め、顧客の意向も踏まえて必要な手続を行うこと。 ③顧客間の公平に配慮しつつ、顧客保護に万全の措置を講ずること。 ④上記の対応・実施状況について、完了までの間、書面により随時報告すること。

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
1 つづき		上記の行為は、金商法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業（同法第 2 条第 8 項第 9 号に掲げる「有価証券の私募の取扱い」を業として行うこと。）に該当するものであり、当社が同法第 31 条第 4 項に基づく変更登録を受けることなく第一種金融商品取引業を行うことは、同法第 29 条に違反するものと認められる。	
2	26. 5. 16	【おひさまエネルギーファンド株式会社(証券監視委)】 ※会社勧告 当社は、市民出資による自然エネルギー事業への投資を目的として組成された匿名組合契約（以下「ファンド」という。）に基づく権利（以下「ファンド持分」という。）に係る取得勧誘を業として行う第二種金融商品取引業者であり、第二種金融商品取引業に係る登録を受けた日（平成 20 年 6 月）以降、検査基準日（平成 25 年 11 月）までの間、計 7 種類 14 本のファンド持分（以下、当社が取得勧誘を行ったファンドを「本件ファンド」といい、それに基づく権利を「本件ファンド持分」という。）につき取得勧誘を行っている。 また、本件ファンドのほとんどにおいて、当社自身のほか当社と実質的に一体と認められる関係会社が営業者を務めており、当社は、本件ファンドの運用状況を把握できる状況にある。 今回の検証の結果、本件ファンドにおいてファンド資金の私的流用等の問題は認められなかったものの、当社等においては、少ない人的資源を自然エネルギー事業に係る業務等に費やす状況となっており、資金管理に係る業務について、代表取締役 A（以下「A 社長」という。）一人で集中的に管理することとなっていたため、ファンドの資金の管理等につき以下のとおり不適切な状況が認められた。 (1) 分別管理が確保されていないにもかかわらずファンド持分の取得勧誘を行っている状況 当社が本件ファンド持分の取得勧誘の際に使用している匿名組合契約書等の内容を検証したところ、営業者の固有財産とファンド資金との分別管理を行うことが確保されておらず、また、ファンド持分に関し出資された金銭であることが名義により明らかとなる預貯金口座が開設されていない状況が認められた。 そして、実際の分別管理の状況を検証したところ、各出資者からの出資金は、各営業者名義の預貯金口座に対して振り込まれており、現に、各営業者の固有財産とファンド資金の分別管理が確保されていない状況が認められた。 更に、本件ファンドのうち、当社又は当社と実質的に一体と認められる関係会社が営業者を務めるファンドは、契約締結前交付書面等により、ファンド立上げ直後の事業利益が発生していない計算期間等においては現金分配が行えないこととされているにもかかわらず、A 社長は業務多忙で個別のファンド収益の算出が困難であるとして、当初の計画として掲げた目標に概ね沿った金額の現金分配を行っていた。 このように、事業利益が発生しておらず、契約上、現金分配を行うことができない事業状況であったにもかかわらず、目標に沿った現金分配を行ったことに伴い、一部の本件ファンド間で資金の貸借が行われてファンドからの現金分配に充当されるなど、本件ファンドの出資金の管理には不適切な状況が認められた。 以上のとおり、当社は、本件ファンドについて分別管理が確保されていない状況にあり、また、当該状況を当然に知りうる立場にあったにもかかわらず、当該状況が発生した後においても、ファンド資金に係る管理態勢を見直すことなく、新たなファンド持分の取得勧誘を継続していた。 (2) 当局への虚偽報告 当社は、関東財務局長による平成 25 年 6 月 28 日付の報告徴取命令に基づく報告書において、本件ファンドの分別管理に係る事項につき、「顧客の出資金および運用が、営業者の	行政処分日 平成 26 年 5 月 23 日 会社に対する処分 <u>業務改善命令</u> ①法令違反等の事実について原因を究明するとともに、責任の所在を明らかにすること。 ②適切な再発防止策及び改善計画（分別管理を確保する態勢の整備及びファンド間の資金の貸借の解消方法を含む。）を策定し、確実に実施すること。 ③出資者に対し、行政処分に至った経緯及び事実関係を正確に説明し、誠実に対応すること。 ④金融商品取引業務を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び法令等遵守態勢を整備すること。 ⑤上記①から④について、その対応・実施状況を 1 ヶ月以内に報告すること。

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
2 つづき		固有財産とは区分されたファンドの管理口座において管理されていることが確認された」等の虚偽の報告を行っていた。 当社における上記(1)の状況は、金商法第 40 条の 3 (分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止) に違反するものと認められ、また、上記(2)については、同法第 52 条第 1 項第 6 号に掲げる「金融商品取引業に関し法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき」に該当するものと認められる。	
3	26. 5. 20	【ヴィエナキャピタル・ジャパン株式会社(関東)】 ※会社勧告 (1) 無登録で海外ファンドの私募の取扱いを行っている状況 当社は、平成 20 年 2 月上旬から同 26 年 1 月中旬までの間、当社と投資顧問契約を締結している顧客に対し、外国で発行される集団投資スキーム持分(以下「海外ファンド」という。)の資料を提示し、その商品内容、コスト、メリット、デメリット等の説明を行った上で、取得申込書の送付など、取得申込手続のサポートを行うことにより、少なくとも 8 顧客に対し、取得契約を成立させている。 他方、顧客による海外ファンドの取得に関しては、当社の代表取締役が唯一の株主・役職員として業務上の意思決定を行うなど当社と一体と認められる Vienna Capital Holdings Limited が、海外ファンドの発行者との間の契約に基づき、当社顧客の海外ファンドに対する投資資産残高に応じた報酬を当該海外ファンドの発行者から受領している。 このような当社の行為は、海外ファンドの発行者のためにを行っている海外ファンドの取得の勧誘行為であり、私募の取扱いに該当するものと認められる。 当社が行った上記の行為は、金商法第 28 条第 2 項に規定する第二種金融商品取引業に該当するものであり、当社が金商法第 31 条第 4 項に基づく変更登録を受けることなく第二種金融商品取引業を行うことは、金商法第 29 条に違反するものと認められる。 (2) 報告徴取命令で提出を求められた資料の不提出 今回検査の過程において、上記(1)の具体的な実態把握のため必要な資料の提出を再三要請したものの、当社は提出を拒否し続けている。これを踏まえ、関東財務局長は当社に対して二度にわたる報告徴取命令を発出し、当該資料の提出を求めたが、当社は正当な理由がないにもかかわらずこれを提出していない。 当社が行った上記の行為は、金商法第 52 条第 1 項第 6 号に掲げる「金融商品取引業に関し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき」に該当するものと認められる。 (3) 投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況等 当社は、当社の唯一の常勤役職員である代表取締役が金商法等の理解を欠いているにもかかわらず、投資助言・代理業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人を配置していないなど、必要な法令等遵守態勢の整備を怠っている結果、上記(1)のとおり、無登録で海外ファンドの私募の取扱いを行っていることに加え、契約締結前交付書面などの法定書面の記載不備等、多くの法令違反が認められる状況となっている(※法定書面の記載不備等の法令違反の該当法令は別添参照)。また、上記(2)のとおり、当社の代表取締役に法令等遵守意識が著しく欠如している。 以上のことから、当社は、金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況にあると認められる。 当社の上記の状況は、金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ニに掲げる「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構	行政処分日 平成 26 年 5 月 28 日 会社に対する処分 <u>登録取消し</u> ・関東財務局長(金商)第 1729 号の登録を取り消す。 <u>業務改善命令</u> ①本件についての適切な顧客説明を行い、顧客の求めに応じ、誠実に対応すること。 ②現在、当社と投資顧問契約を締結している者との契約を適切に終了させること。 ③本件行為の責任の所在の明確化を図ること。 ④上記①から③について、1ヶ月以内に書面で報告すること。

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
3 つづき		成を有しない者」に該当するものと認められ、このような当社の状況は、金商法第 52 条第 1 項第 1 号に該当するものと認められる。 (別添記載内容) ※ 法定書面の記載不備等 (今回認められた法令違反) ア 標識の未揭示 (金商法第 36 条の 2 第 1 項に違反) イ 契約締結前交付書面の記載不備 (金商法第 37 条の 3 第 1 項に違反) ウ 契約締結時交付書面の記載不備 (金商法第 37 条の 4 第 1 項に違反) エ 投資顧問契約に基づく助言の内容を記載した書面の未作成 (金商法第 47 条に違反) オ 契約締結前交付書面の写し、契約締結時交付書面の写し及び投資顧問契約の内容を記載した書面の未保存 (金商法第 47 条に違反) カ 事業報告書の記載不備 (金商法第 47 条の 2 に違反) キ 説明書類の公衆縦覧の不履行 (金商法第 47 条の 3 に違反) ク 訴訟当事者になった旨の届出の未提出 (金商法第 50 条第 1 項に違反)	
4	26. 5. 30	【株式会社チャートマスター(関東)】 ※会社勧告 (1) 無登録で店頭デリバティブ取引の媒介を行っている状況 当社は、顧客 91 名に対し、金融商品取引業の登録を受けていない特定の外国証券業者 2 社の証券口座で外国為替証拠金取引 (以下「FX 取引」という。) を行うための当社開発の自動売買ソフト (以下「当社ソフト」という。) を販売し、当社ソフトを購入した顧客に対し、口座開設手続きをサポートしていた。 一方で、当社は、当社代表取締役が唯一の株主であり CEO を務める海外法人である Twins International Ltd. (以下「Twins 社」という。) を設立し、当社顧客が当社ソフトを利用して行った FX 取引の取引量に応じた報酬を受領する契約を Twins 社と当該外国証券業者との間で締結していた。 この結果、当社が紹介した顧客は、当該外国証券業者との間で当社ソフトを利用して、継続的に FX 取引を行うに至っており、当社は、平成 23 年 1 月 13 日から検査基準日 (同 25 年 7 月 9 日) までの間、当該外国証券業者から、当該取引の取引量に応じた報酬を Twins 社経由で受領していた。 当社が行った上記の行為は、外国証券業者と国内顧客間における FX 取引を媒介する行為と認められるため、金商法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業 (同法第 2 条第 8 項第 4 号に掲げる「店頭デリバティブ取引の媒介」を業として行うこと) に該当するものであり、当社が同法第 31 条第 4 項に基づく変更登録を受けることなく第一種金融商品取引業を行うことは、同法第 29 条に違反するものと認められる。 (2) 無登録業者に名義貸しを行っている状況 当社は、金融商品取引業の登録を受けていない株式会社 E A アーキテクツに当社の名義を使用させて、平成 24 年 3 月 20 日から検査基準日までの間に、338 名の顧客と投資顧問契約を締結させ、日経 225 オプション取引の投資助言行為を行わせていた。 当社が行った上記の行為は、自己の名義をもって、他人に金融商品取引業を行わせたものであり、金商法第 36 条の 3 に違反するものと認められる。	行政処分日 平成 26 年 6 月 6 日 会社に対する処分 <u>業務停止命令</u> ・金融商品取引業の全ての業務を平成 26 年 6 月 6 日から平成 26 年 12 月 5 日まで停止すること (ただし、顧客との投資顧問契約の解約業務を除く。) <u>業務改善命令</u> ① 当該法令違反による顧客に対し、適切な顧客対応を行う等、投資者保護のために万全の方策をとること。 ② 責任の所在の明確化を図ること。 ③ 当該法令違反状況を直ちに是正するとともに、適切な再発防止策を講じること。 ④ 金融商品取引業務 (投資助言業務) を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び法令等遵守態勢を整備すること。 ⑤ 上記①から④について、具体的な改善策を 1 ヶ月以内に書面で報告すること。

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
5	26. 6. 13	【ばんせい証券株式会社及びばんせい投信投資顧問株式会社(証券監視委)】 ※会社勧告 (1) 本件指摘に関する各ファンドの概要 ばんせい証券株式会社(以下「ばんせい証券」という。)は、平成17年から同22年にかけて、以下の商品ファンドの組成・販売等を行った。 ・ファンドA：甲年金基金からの優先投資及びばんせい証券からの劣後投資約2.6億円で構成される商品ファンド。当該ファンドに運用損が生じて、損失額がばんせい証券の劣後投資額の範囲内であれば、ばんせい証券のみに損失が帰属する仕組み。 ・ファンドα：ファンドAの資金が全額投資される商品ファンド。 ・ファンドB：一般投資家向けに組成された商品ファンド。 ・ファンドβ：ファンドBの資金が全額投資される商品ファンド。 ・ファンドC：ばんせい投信投資顧問株式会社(以下「ばんせい投信」という。)と甲年金基金の間で締結された投資一任契約に基づき、同年金基金の運用資金が投資される商品ファンド。 (2) 船舶関連私募債の売買に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況(ばんせい証券) ばんせい証券は、ファンドα、ファンドβ及びファンドCの運営を行う法人をそれぞれ設立し、当該各法人の職務執行をばんせい証券の乙取締役(当時)に行わせていた。そして、このように実質的にばんせい証券が各ファンドの運営に係る業務を行う中、ファンドの主たる運用対象である商品投資については商品投資顧問業者に運用が委託される一方、余資運用としての有価証券運用は乙取締役が行っていた。 こうした中、乙取締役は、ファンドαが組み入れていた額面金額2.6億円分の船舶関連私募債(以下「船舶債」という。)の価値が下落していることを認識していたにもかかわらず、平成22年3月に船舶債全額をファンドαからファンドβへ、更に、同年4月に船舶債2.6億円のうち2億円分をファンドβからファンドCへ、価値の下落を反映させない価格(簿価)で売却した。 ファンドAは、平成22年6月に投資元本を上回る形で償還され、劣後部分を保有していたばんせい証券も約2.8億円の償還金を受領したが、上記のとおりファンドαからファンドβへ、ファンドβからファンドCへ簿価で売却された船舶債は、その後、同24年3月になって、ファンドβ及びファンドCにおいて、その全額が減損処理された。この結果、ばんせい証券は船舶債の価値下落に伴う損失を免れる一方、ファンドBに投資を行った一般投資家及びファンドCに投資を行った甲年金基金が当該損失を負担することとなった。 ばんせい証券は、乙取締役のほか、他の取締役ら(当時)においても、船舶債の簿価が実質的な価値を反映していないことを認識している状況にあったが、上記のような利益相反となる船舶債の売買について、適切な管理・検証を行わず看過しているなど、乙取締役の業務について適切な管理を怠っていた。 ばんせい証券が行った、利益相反となる船舶債の上記売買及び利益相反管理態勢に係る不備は、金融商品取引業者として極めて不適切なものであり、金商法第51条に基づく業務改善命令を発出することができる場合の要件となる「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。	行政処分日 平成26年6月20日 会社に対する処分 【ばんせい証券】 業務改善命令 ①本件により損失を与えた顧客に対し、今回の行政処分の内容について十分に説明し、顧客の意向を確認して誠実に対応すること。 ②本件について、経営管理態勢及び内部管理態勢の問題点を含め、発生原因を究明するとともに、経営責任の明確化を図ること。 ③経営管理態勢の抜本的な見直しを図るとともに、経営管理態勢及び内部管理態勢の強化を含む再発防止策を策定し、確実に実施すること。 ④本件と類似の事例の有無(当社の役職員が運用に関与しているファンドの有無及びその運用の適切性を含む)について検証すること。 (注)検証の結果、類似の事例が認められた場合には、その原因及び改善方針について報告すること。 ⑤上記①から④について、その対応・実施状況を1ヶ月以内に書面で報告す

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
6		(3) 年金基金との投資一任契約における忠実義務違反について (ばんせい投信) ばんせい投信は、甲年金基金との間で投資一任契約を締結し、当該契約に基づき、同年金基金の運用資金をファンドCへ投資していた。 こうした中、上記(2)のとおり、ばんせい証券は、ファンドβに組み入れられていた船舶債を、その価値が下落していることを認識していたにもかかわらず、価値の下落を反映させない価格(簿価)によりファンドCに売却した。 この取引を行った乙取締役は、ばんせい投信の運用担当取締役でもあったことから、ばんせい投信は、こうしたばんせい証券による取引を当然に知り得る立場にあったが、投資一任契約に基づき年金基金の運用を受託している投資運用業者として何ら対応を行わず、その結果、平成24年3月にファンドCが取得した船舶債について全額減損処理が行われたことにより、甲年金基金に対し2億円の損失を与えた。 ばんせい投信が行った上記の行為は、顧客である甲年金基金のために忠実に投資運用業を行っていないものであり、金商法第42条第1項に違反すると認められる。	ること。 【ばんせい投信】 業務改善命令 ①本件により損失を与えた顧客に対し、今回の行政処分の内容について十分に説明し、顧客の意向を確認して誠実に対応すること。 ②責任の所在の明確化を図ること。 ③本件発生原因を究明するとともに、現在の経営管理態勢及び内部管理態勢が十分かどうか検証を行った上、再発防止策を策定し、確実に実施すること。 ④本件と類似の事例の有無について再点検すること。 ⑤上記①から④について、その対応・実施状況を1ヶ月以内に書面で報告すること。
7	26. 6. 17	【株式会社トラフィック(関東)】 ※会社勧告 当社は、適格機関投資家等特例業務(以下「特例業務」という。)の届出を行い、特例業務として自らを営業者とし、外国為替証拠金取引及び有価証券等の取引を主な投資対象事業とする複数の匿名組合(以下「ファンド」という。)の出資持分の私募(取得勧誘)を行い、その出資金の運用を行っている。そのような中、当社の行う業務の運営状況を検証したところ、以下の問題点が認められた。 (1) ファンドの運用において、投資者保護上重大な問題が認められる状況 当社は、検査基準日(平成25年1月)現在、運用している7つのファンドのうち4つのファンドについて、その出資金の一部を、匿名組合契約書に定められた投資対象事業以外の使途(当社と本店の所在地を同一とし、当社に社員を派出させ、かつ、当社の元取締役が代表取締役を務める2社に対する金銭貸付)に充当していた。なお、当社は、上記2社による資金の使用目的を確認することなく当該貸付を行っており、また、当該4つのファンドの運用報告書には当該貸付の状況を記載していなかった。 更に、当社は、上記7つのファンドのうち1つのファンドについては、顧客からの出資金の一部を別のファンドの運用に充当していた。 当社が行った上記の行為は、金商法第51条に規定する「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。 (2) 無登録でファンドの出資持分の私募を行っている状況 特例業務については、1名以上の適格機関投資家を相手方とする取得勧誘が行われることが要件とされている。 当社は、今回の検査対象期間中(平成22年4月～同25年1月)、10のファンド(以下「本件10ファンド」という。)の営業者として、出資持分の私募(取得勧誘)を行っている。本件10ファンドに、唯一の適格機関投資家として出資しているのは、甲投資事業有限責任組合(以下「甲組合」とい	行政処分日 平成26年6月25日 会社に対する処分 業務停止命令 ・金融商品取引業の全ての業務を平成26年6月25日から平成26年8月24日まで停止すること(ただし、顧客との投資顧問契約の解約業務を除く。) 業務改善命令 ①当社が関与した全てのファンドについて、取扱い状況(顧客属性、ファンド名、投資金額及び現在の評価額)を把握し、報告すること。 ②本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応など投資者保護のために万全の措置を講じること。 ③無登録金融商品取引業務を直ちに停止し、適切な再発防止策を講じること。 ④金融商品取引業務

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
7 つづき		う。)であるが、甲組合の業務執行は、当社が行っている。 このため、当社は、本件 10 ファンドの営業者であるとともに、甲組合の業務執行者でもあることから、甲組合からの本件 10 ファンドに対する出資は、適格機関投資家を相手方とする取得勧誘によるものとは認められない。 したがって、当社が行った本件 10 ファンドの出資持分の私募（取得勧誘）は、特例業務の要件を満たさないものと認められる。 当社が特例業務の要件を満たすことなく行った本件 10 ファンドの出資持分の私募（取得勧誘）は、金商法第 28 条第 2 項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当するものであり、当社が同法第 31 条第 4 項に基づく変更登録を受けることなく第二種金融商品取引業を行うことは、同法第 29 条に違反するものと認められる。	を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び法令等遵守態勢を整備すること。 ⑤責任の所在の明確化を図ること。 ⑥上記①から⑤について、1ヶ月以内に書面で報告すること。
8	26. 6. 17	【株式会社ライフスタイルインベストメント(関東)】 ※会社勧告 ○ 無登録で外国株式の募集の取扱いを行い、金銭の預託を受ける行為 当社は、海外の不動産への投資で利益をあげることを目的とする外国法人の代表者から要請を受け、平成 24 年 12 月から同 25 年 6 月までの間、当社が開催するセミナーに参加した投資者に対し、当該法人が発行する株式（以下「本件株式」という。）の商品内容、リスク等の説明を行ったうえ、本件株式の取得の申込手続きを支援し、本件株式の発行者のために 78 名の投資者との取得契約を成立させ、当該契約の締結件数に応じた報酬を受領している。 上記の当社の行為は、本件株式の募集の取扱いに該当すると認められる。 また、当社は、本件株式の募集の取扱いに関し、平成 24 年 12 月から同 25 年 6 月までの間、62 名の投資者から、本件株式の取得資金として、約 167 百万円の金銭の預託を受けている。 当社が行った上記の行為は、金商法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業（同項第 1 号及び第 5 号に掲げる行為を業として行うこと）に該当し、当社が同法第 31 条第 4 項に基づく変更登録を受けることなく第一種金融商品取引業を行うことは、同法第 29 条に違反するものと認められる。	行政処分日 平成 26 年 6 月 25 日 会社に対する処分 <u>業務停止命令</u> ・金融商品取引業の全ての業務を平成 26 年 6 月 25 日から平成 26 年 9 月 24 日まで停止すること（ただし、顧客との投資顧問契約の解約業務を除く。）。 <u>業務改善命令</u> ①当社が取得勧誘を行った株式について、取扱い状況（顧客属性、株式名、投資金額及び現在の評価額）を至急把握し報告すること。 ②本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応など投資者保護のために万全の措置を講じること。 ③無登録金融商品取引業務を直ちに停止し、適切な再発防止策を講じること。 ④金融商品取引業務（投資助言業務）を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び法令等遵守態勢を整備すること。 ⑤責任の所在の明確化を図ること。 ⑥上記①から⑤について、1ヶ月以内に書面で報告すること。

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
9	26. 7. 3	【ジースリー株式会社(証券監視委)】 ※会社勧告 (1) 業務運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況等 ア 無登録代理店を利用した海外ファンド等の取得勧誘行為 当社及び当社の代表取締役であるA（以下「A社長」という。）は、平成22年1月頃から同23年11月頃までの間、B及び株式会社Grant（以下「Grant社」という。Bは、同社の会長を自称している。）の代表取締役であるC（B、A社長及びCの3名を以下「Bら」という。）とともに、多数の金融商品取引業の登録を受けていない代理店（以下「無登録代理店」という。）を利用して、海外集団投資スキーム持分に該当する積立型の金融商品（以下「海外ファンド」という。）及びBらが実質支配する海外法人等が営業者となり組成・運用するファンド（以下「自製ファンド」という。）に係る取得勧誘を行っている状況が認められた。また、平成23年12月頃以降は、Grant社による同社自ら又は無登録代理店を利用した海外ファンドの取得勧誘行為に加担している状況が認められた。 イ 自製ファンドの取得勧誘行為に係る問題点 当社における自製ファンドの勧誘状況等を検証したところ、上記アのとおり、無登録代理店を利用して取得勧誘を行っていた事実のほか、以下のとおり、外国為替証拠金取引、日経225先物取引等による運用を目的とするファンド（以下「自製ファンドA」という。）、金鉱山を所有する外国企業の未公開株に投資するファンド（以下「自製ファンドB」という。）及びバッテリー関連事業等を行う外国企業の事業に投資するファンド（以下「自製ファンドC」という。）について、問題点が認められた。 (ア) 自製ファンドA a 自製ファンドAは、A社長が株主及び取締役となっている海外法人（取締役については、平成22年12月にBに交代）Grand City Asia Pacific Limited（以下「GCAP社」という。）を営業者とするものであるところ、当社は、無登録代理店を利用するなどして、平成22年1月から同23年10月までの間に、顧客延べ863名から約19億円の出資金を集めた。なお、GCAP社は、金融商品取引業の登録を受けることなく、これらの出資金を外国為替証拠金取引等で運用していた。 b 遅くとも平成22年3月以降、当該ファンドにおいては、事業内容を詳細に把握しないまま、外国におけるごみ処理事業やカジノ顧客への貸付事業、自製ファンドCへの出資等、匿名組合契約に定める事業目的以外の事業に投資しているところ、当社は、A社長がGCAP社の株主及び取締役であることから、当然にこうした状況を認識していたにもかかわらず、その後も漫然と当該ファンドの取得勧誘を継続していた。 (イ) 自製ファンドB a 自製ファンドBは、Bが実質的に所有する海外法人No.1 Limited（以下「No.1社」という。）を営業者とするものであるところ、当社は、無登録代理店を利用するなどして、平成23年9月頃から1か月余りの間に、顧客延べ83名から約2億4,000万円の出資金を集めた。なお、No.1社は、金融商品取引業の登録を受けることなく、これらの出資金を未公開株で運用していた。 b A社長は、当該ファンドの出資金は、海外ファンドに係る顧客の拠出金額に応じて海外の第一次販売代理店から支払われる販売手数料を受領するためのNo.1 Limited名義の銀行口座において、当該販売手数料と区別されことなく管理されていた上、出資金を現金で預かった場合には、当社の金庫に入れて匿名組合契約上の投資目的以外の用途に使用することもあったとしている。また、出資金の大半をBら	行政処分日 平成26年7月3日 会社に対する処分 登録取消し ・関東財務局長（金商）第1928号の登録を取消す。 業務改善命令 ①当社が関与した全てのファンドについて、当該ファンドを取得した全ての出資者を把握し、当該出資者に対し、行政処分の事実及び処分理由について説明を行うこと。 ②ファンドの出資者に対し、ファンド財産の運用・管理状況等の説明に努め、出資者の意向も踏まえて必要な対応を行うこと。 ③出資者間の公平に配慮しつつ、出資者保護に万全の措置を講ずること。 ④上記の対応・実施状況について、完了までの間、書面により随時報告すること。

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
9 つづき		は自製ファンドAの解約払戻金や当社の経費に充て、匿名組合契約上の投資対象である未公開株式への投資には、手元に残った数千万円のみを充てたとしている。 (ウ) 自製ファンドC a 自製ファンドCは、A社長が代表社員兼職務執行社員を務める合同会社ジースリーを営業者としているところ、当社は、無登録代理店を利用するなどして、平成22年10月から同23年1月までの間に、顧客延べ159名から約2億7,000万円の出資金を集めた。 b 当社は、自製ファンドCの投資対象となる外国企業を決定するに当たり、その事業内容や財務状況等に係る資料を確認せず、事業計画等の分析も行っていないところ、当該ファンドの勧誘パンフレットに合理的な根拠のない配当利回り等を記載し、これを利用して、当社が主催するセミナーにおいて取得勧誘を行っていた。 c さらに、当社は、当該ファンドについては、実際には顧客からの出資金のほか、自製ファンドAからその匿名組合契約上の投資目的以外の投資の一部として50万U Sドルが出資されたのみで、出資額は募集目標である5億円に達していなかったにもかかわらず、これが顧客に知られて匿名組合契約が解除されることを恐れ、「海外投資家が300万U Sドルを追加出資した」旨を記載した虚偽の報告書を顧客に送付していた。 当社が上記ア及びイに記載の行為を行っている状況は、金商法第52条第1項第9号に掲げる「金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき」に該当するものと認められる。また、上記イ(ウ) bに記載の行為は、金商法第38条第1号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」にも該当するものと認められる。 (2) 無登録業者に対する名義貸し 当社は、平成22年5月から同23年2月までの間、株式会社オーバル（金融商品取引業の登録はない。）との合意のもと、同社の社員及びその傘下の無登録代理店（あわせて個人9名）に対し、当社の商号等が記載された名刺を使用させるなど、当社の名義において海外ファンド等の取得勧誘を行っていた。 当社による上記の行為は、金商法第36条の3（名義貸しの禁止）に違反するものと認められる。 (3) 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない状況 A社長は、Grant社や無登録代理店が海外ファンドの取得勧誘をすることは違法であると認識していたにもかかわらず、上記(1)アのとおり、平成23年12月頃以降、同社による違法行為に加担している状況が認められた。 また、A社長は、外国の不動産を対象としたランドバンキング事業への投資を行う海外法人の社債及び株式の取得勧誘を行い、平成24年7月から同25年11月までの間、顧客6名から合計約3,000万円の出資金を集めた。A社長は、当社が無登録の第一種金融商品取引業で行政処分を受けることを回避するため、個人として、当該社債及び株式の発行者との間で販売代理店契約を締結していたものであり、代表者が自ら違法行為を行っていたものと認められる。 さらに、当社にはA社長を含め役職員2名が在籍しているものの、そのうち1名は大阪市所在のGrant社に勤務しているため、当社における勤務実態はなく、実質的にA社長以外の役職員が存在しない状況であると認められる。 上記の状況から、当社は、金商法第29条の4第1項第1号ニに掲げる「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」に該当するものと認められ、このよう	

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
9 つづき		な当社の状況は、金商法第 52 条第 1 項第 1 号に該当するものと認められる。	
10	26. 8. 1	【株式会社コンサルティング・アルファ(証券監視委)】 ※会社勧告 ○ 無登録で海外ファンドに係る募集又は私募の取扱いを行っている状況 当社は、投資助言・代理業の登録を受けている金融商品取引業者であるが、前回検査基準日(平成 23 年 5 月 18 日)から今回検査基準日(同 26 年 2 月 25 日)までの間(以下「対象期間」という。)、外国の者の発行する証券又は証書で株券又は社債券の性質を有するものに表示されるべき権利(以下「海外ファンド」という。)の募集又は私募の取扱いを行っている状況が認められた。 具体的には、当社は、平成 10 年頃から運営していた会員制投資情報提供ウェブサイトへの海外ファンドに係る概要説明の掲載及び海外ファンドの購入を希望する会員向けに行う取得申込手続に係るサポート業務(以下「海外ファンド取得支援業務」という。)を行っており、同 23 年 4 月には海外ファンド取得支援業務を資産ナビ株式会社(以下「資産ナビ社」という。)に移管させ、対象期間において、同社の会員(26 顧客)に対し、海外ファンドを延べ 29 件取得させていた。 しかしながら、資産ナビ社の代表取締役は、当社代表取締役が兼務しており、また、海外ファンド取得支援業務の運営は、従前どおり当社役職員が行っていること等から、移管の前後において、海外ファンド取得支援業務を遂行する態勢に変更はなく、当社が、資産ナビ社の名を用いて実質的に海外ファンド取得支援業務を行っているものと認められる。その上で、資産ナビ社は、海外ファンドの販売会社等との間の契約に基づき、同社の会員による海外ファンドの取得額に応じた報酬を当該販売会社等から受領していた。 以上のことから、当社は、資産ナビ社の名を用いて海外ファンドの発行者のために有価証券を顧客に取得させる意図又は目的をもって当該有価証券の商品内容等を説明し、また、海外ファンドの販売会社等との間で契約を締結した上で、当該販売会社等から海外ファンドへの投資額に応じた報酬を受領しており、当社が行った一連の行為は、投資助言の範囲にとどまらず、有価証券の募集又は私募の取扱いに該当するものと認められる。 当社が行った上記の行為は、金商法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業(同法第 2 条第 8 項第 9 号に掲げる「有価証券の募集又は私募の取扱い」を業として行うこと)に該当するものであり、当社が同法第 31 条第 4 項に基づく変更登録を受けることなく第一種金融商品取引業を行うことは、同法第 29 条に違反するものと認められる。	行政処分日 平成 26 年 8 月 8 日 会社に対する処分 <u>業務停止命令</u> ・金融商品取引業の全ての業務を平成 26 年 8 月 8 日から平成 26 年 11 月 7 日まで停止すること(ただし、顧客との投資顧問契約の解約業務を除く。) <u>業務改善命令</u> ①無登録金融商品取引業務を直ちに停止し、適切な再発防止策を講じること。 ②本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応などの投資者保護のために万全の措置を講じること。 ③当社が関与した全ての海外ファンドについて、取扱い状況(顧客属性、海外ファンドの名称、投資金額)を至急把握すること。 ④本件行為の責任の所在の明確化を図ること。 ⑤上記①から④について、1ヶ月以内に書面で報告すること。
11	26. 8. 29	【FXコーポレーション株式会社(関東)】 ※会社勧告 ○ 純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況等 当社は、平成 26 年 2 月 3 日以降、現預金勘定に 47 百万円を計上しているものの、同日以降検査基準日(同年 7 月 8 日)に至るまで、当社において、47 百万円に相当する現預金は確認されていない。 これにより、当社は、遅くとも平成 26 年 3 月末以降、純財産額が金商法第 29 条の 4 第 1 項第 5 号ロに基づく金商法施行令第 15 条の 9 第 1 項に定める金額(50 百万円。以下「法定額」という。)に満たない状況となっており、また、自己	行政処分日 平成 26 年 9 月 5 日 会社に対する処分 <u>業務停止命令</u> ・平成 26 年 9 月 5 日から 12 月 4 日までの間、金融商品取引業に係る全ての業務(顧客取引の結了のための処理等当局が

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
11 つづき		資本規制比率が 140% (同年 6 月末以降は 120%) を下回る状況となっている。 しかしながら、当社は、純財産額が法定額に満たないことについて、当局から処分されることを恐れ、必要な会計処理を行わなかったほか、金商法第 50 条第 1 項第 8 号に基づく金商業等府令第 199 条第 11 号イに掲げる場合（純財産額が法定額に満たなくなった場合）の届出を行っていなかった。 また、当社は、純財産額が法定額に満たない事実を隠蔽するために、金商法第 46 条の 6 第 1 項に基づく月次の自己資本規制比率の届出に際し、平成 26 年 2 月末以降、虚偽の純財産額等を基に同比率を算出し、当局に届け出していた。さらに、当社は、自己資本規制比率が、平成 26 年 3 月末から検査基準日までの間、140% を下回っている状況にあるにもかかわらず、金商法第 46 条の 6 第 1 項に基づく金商業等府令第 179 条第 1 項第 1 号に掲げる場合（自己資本規制比率が 140% を下回った場合）の届出を行っていなかった。 以上のとおり、当社の純財産額が法定額に満たない状況は、第一種金融商品取引業者に対して、監督上の処分を命ずることができる場合の要件となる金商法第 52 条第 1 項第 3 号（金商法第 29 条の 4 第 1 項第 5 号ロ（純財産額が法定額に満たない者）に該当することとなったとき）に該当するものと認められる。また、当社は、純財産額が法定額に満たなくなった場合（金商法第 50 条第 1 項第 8 号に基づく金商業等府令第 199 条第 11 号イに掲げる場合）に該当するにもかかわらず、必要とされる届出を行っておらず、金商法第 50 条第 1 項に違反するものと認められる。 さらに、当社が虚偽の自己資本規制比率を当局に届け出したこと及び当社の自己資本規制比率が 140% を下回っている場合（金商法第 46 条の 6 第 1 項に基づく金商業等府令第 179 条第 1 項第 1 号に掲げる場合）に該当するにもかかわらず、必要とされる届出を行っていないことは、金商法第 46 条の 6 第 1 項に違反するものと認められる。また、当社の自己資本規制比率が 120% を下回っている状況は、金商法第 46 条の 6 第 2 項に違反するものと認められる。	個別に承認したものを除く。)を停止すること。 業務改善命令 ①純財産額を 50 百万円以上、自己資本規制比率を 120% 以上に回復させるための方策を策定すること。 ②本件処分に係る責任の所在を明確にすること。 ③本件処分の内容について、顧客に対し十分な説明を行うこと。 ④上記①から③について、その対応・実施状況を平成 26 年 9 月 19 日までに書面で報告すること。
12	26. 9. 26	【株式会社財コンサルティング(近畿)】 ※会社勧告 ○ 外務員の登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせる行為 当社は、外務員の登録を受けた者でなければ外務員の職務を行うことができないという認識があったにもかかわらず、外務員の登録を受けていない当社使用人 8 名に、遅くとも平成 23 年 10 月以降、各人それぞれ一定期間、所属金融商品取引業者が取り扱う投資信託の取得勧誘等の外務員の職務を行わせていた。 当社が行った上記の行為は、金商法第 66 条の 25 において準用する同法第 64 条第 2 項に違反するものと認められる。	行政処分日 平成 26 年 10 月 3 日 会社に対する処分 業務改善命令 ①本件法令違反に係る原因を究明し、役職員による法令遵守を徹底させることを含む実効性のある再発防止策を策定すること。 ②本件に係る責任の所在の明確化を図ること。 ③上記①、②について、その対応・実施状況を 1 ヶ月以内に書面で報告すること。 また、①については、その実施状況を、当分の間 3 ヶ月ごとに書面で報告すること。

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
13	26.10.17	【株式会社リアルキャピタルマネジメント(関東)】 ※会社勧告 ○ 不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いと認められる状況等 (1) 適格機関投資家からの出資が行われたように装う行為 当社は、23 の適格機関投資家等特例業務を行おうとする者(以下「特例業務届出希望者」という。)から、その組成するファンドに出資を行う適格機関投資家を紹介して欲しいとの依頼を受け、適格機関投資家である海外のA証券の代理人と称する 045fund 合同会社(以下「045fund 社」という。)に当該ファンドへの出資を依頼することにより、A証券から当該ファンドに出資を行わせる旨を約す行為を行っていた。 そして、当該ファンドには 045fund 社から出資が行われた。 しかしながら、実際には、当社及び 045fund 社は、特例業務届出希望者から受け取った資金の一部を、045fund 社を通じて、当該特例業務届出希望者が組成したファンドへの出資に充てていたものである。 このスキームは、当社及び 045fund 社が考案したもので、当社は、A証券から出資がされていないこと及び同証券による出資とされていた資金が、当該特例業務届出希望者から拠出されたものであることを認識していた。 当社において上記の行為が行われている状況は、金商法第 52 条第 1 項第 9 号に掲げる「金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき」に該当するものと認められる。 (2) 自己の名義をもって、他人にファンド持分の取得勧誘を行わせている状況(名義貸し) 当社は、平成 24 年 4 月 1 日から同年 7 月 13 日までの間に、クリーンコントロールベトナム合同会社(以下「クリーン社」という。)が組成、運用するファンドの出資持分の取得勧誘について、クリーン社に対し、当社の名義を用いてこれを行わせていた。 当社における上記の行為は、金商法第 36 条の 3(名義貸しの禁止)に違反するものと認められる。 (3) 法定書面の未交付等 当社は、契約締結前交付書面などの法定書面の未交付等、多くの法令違反が認められる状況(※法定書面の未交付等の法令違反の該当法令は別添参照)となっている。 (4) 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況等 当社の業務の多くは、代表取締役一人により主体的に処理されているところ、当社代表取締役が行った上記(1)ないし(3)記載の業務において法令違反等の問題が認められ、当社はこれらの業務によって、営業収益のほとんどを上げている。 したがって、当社代表取締役は、業務運営に当たり、法令等遵守意識が著しく欠如しているものと認められる。 当社における上記の状況は、金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号二に掲げる「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」に該当するものと認められ、このような当社の状況は、金商法第 52 条第 1 項第 1 号に該当するものと認められる。 (別添記載内容) ※ 法定書面の未交付等	行政処分日 平成 26 年 10 月 24 日 会社に対する処分 <u>登録取消し</u> ・関東財務局長(金商)第 1143 号の登録を取消す。 <u>業務改善命令</u> ①当社が関与した適格機関投資家等特例業務届出者を全て把握し、当該届出者に対し、行政処分の事実及び理由について説明を行うこと。 ②当該届出者に対し、当該届出者が運営するファンドの出資者に当社の行政処分の事実のうち「適格機関投資家からの出資が行われたように装う行為」について説明を行わせる等、投資家保護のために万全の方策をとること。 ③現在、当社と投資顧問契約を締結している者との契約を適切に終了させること。 ④上記の対応・実施状況について、完了までの間、書面により随時報告すること。

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
13 つづき		ア 政令で定める使用人の変更届出の未済（金商法第 31 条第 1 項に違反） イ 契約締結前交付書面の未交付等（金商法第 37 条の 3 第 1 項に違反） ウ 契約締結時交付書面の未交付等（金商法第 37 条の 4 第 1 項に違反） エ 業務に関する帳簿書類（投資顧問契約に基づく助言の内容を記載した書面）の未作成（金商法第 47 条に違反） オ 事業報告書の記載不備（金商法第 47 条の 2 に違反）	
14	26. 12. 9	【株式会社NEXT TRUST（関東）】 ※会社勧告 ○ 名義貸し 当社は、金融商品取引業の登録を受けていない株式会社グランター（以下「グランター社」という。）に対し、グランター社がその関連会社である P B E D G E C O M P A N Y L I M I T E D（以下「P B」という。）と顧客との間における投資一任契約の締結の媒介を行うに際して、当社の名義を使用することを許諾した。 これを受け、グランター社は、自らが開催したセミナーにおいて、少なくとも平成 25 年 9 月頃から同 26 年 1 月頃までの間、当社名義により P B と顧客との間における投資一任契約の締結の媒介を反復継続して行うことにより、投資助言・代理業を行った。その結果、少なくとも 171 名の顧客が P B との間で投資一任契約を締結した。 当社が行った行為は、自己の名義をもって、他人に金融商品取引業を行わせたものであり、金商法第 36 条の 3 に違反するものと認められる。	行政処分日 平成 26 年 12 月 16 日 会社に対する処分 <u>業務停止命令</u> ・金融商品取引業の全ての業務を平成 26 年 12 月 16 日から平成 27 年 3 月 15 日まで停止すること。 <u>業務改善命令</u> ①自己の名義を貸し、無登録業者に投資助言・代理業務を行わせている状況を直ちに是正するとともに、適切な再発防止策を講じること。 ②名義貸しによる顧客に対し、適切な顧客対応を行う等、投資者保護のために万全の方策をとること。 ③本件行為の責任の所在の明確化を図ること。 ④金融商品取引業務を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び法令等遵守態勢を整備すること。 ⑤上記①から④について、具体的な改善策を 1 ヶ月以内に提出すること。
15	27. 3. 6	【日本産業復興基金株式会社（関東）】 ※会社勧告 (1) 不正の手段により金融商品取引業の登録を受けた状況 当社は、X 監査役（平成 17 年 3 月の設立時から同 26 年 9 月までの間、代表取締役。）の下、設立時以降、貸借対照表に資本金 1,000 万円を計上するとともに、一定額の架空の現金を計上し続け、同 21 年 2 月期の貸借対照表においては、「現金及び預金」の額として約 921 万円を計上していたが、実際に保有していたのは預金残高として計上した約 216 万円であり、差額の約 705 万円については架空の金額となっていた。	行政処分日 平成 27 年 3 月 13 日 会社に対する処分 <u>登録取消し</u> ・関東財務局長（金商）第 2281 号の登録を取消す。 <u>業務改善命令</u> ①当社が関与した

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
15 つづき		こうした中、当社は、第二種金融商品取引業の登録申請書に添付すべき最終の貸借対照表（平成 21 年 2 月期）において、「現金及び預金」の額が虚偽の金額であることを認識しながらこれを記載し、登録申請書を関東財務局長宛てに提出することによって、同 21 年 11 月 16 日付けで第二種金融商品取引業の登録を受けたものである。 当社が行った上記の行為は、金商法第 29 条の 4 第 1 項柱書きに規定する「登録申請書に添付すべき書類に虚偽の記載があるとき」に該当するものと認められる。このような当社の状況は、金商法第 52 条第 1 項第 5 号に規定する「不正の手段により第二十九条の登録を受けたとき」に該当するものと認められる。 (2) 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況 当社は、第二種金融商品取引業を行うに当たり当該業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人を確保していなければならないところ、実質的に一人で業務を行っている X 監査役は、法令等遵守意識が欠如しており、法令等を熟知した役員又は使用人の配置などの必要な整備を怠っている。その結果、当社は、上記(1)のとおり、不正の手段により金融商品取引業の登録を受けたほか、上記(1)と同様に「現金及び預金」等の額に虚偽の金額を記載した貸借対照表を含む事業報告書を関東財務局長宛てに提出している。 また、当社が当社ウェブサイトで本店所在地と表示している事務所には、当社以外の複数社が入居しており、当社の役員又は使用人を常駐させておらず、当社ウェブサイト等に記載している電話番号に架電をしても応対しない状況が継続し、顧客等は当社との連絡が取れない状況となっている。 さらに、当社は、当社の使用人以外の者で、金融商品取引業の登録を受けていない者に対し、ファンドの出資持分に係る取得勧誘を行わせている。 当社の上記の状況は、金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ニに規定する「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」に該当するものと認められ、このような当社の状況は、同法第 52 条第 1 項第 1 号に該当するものと認められる。 さらに、当社が虚偽の金額を記載した貸借対照表を含む事業報告書を関東財務局長宛てに提出する行為は、金商法第 47 条の 2 に違反するものと認められる。	全てのファンド（以下「ファンド」という。）について、ファンド持分を取得した全ての出資者に対し、行政処分の事実及び理由について説明を行うこと。 ②ファンド財産の運用・管理の状況を早急に把握し、ファンド出資者に対し、当該状況その他必要な事項の説明を行うこと。 ③ファンド出資者の意向を踏まえ、ファンド財産の返還等に関する方針を速やかに策定し、実施すること。 ④ファンドの出資者間の公平に配慮しつつ、出資者保護に万全の措置を講ずること。 ⑤上記①から④までの対応・実施状況について、完了までの間、書面により随時報告すること。

※ 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

②国際取引等調査の結果及び証券検査の結果に基づく勧告

(平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月)

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
1	26. 6. 13	【むさし証券株式会社(証券監視委及び関東)】 ※(1)は会社勧告及び役職員勧告、(2)は会社勧告 (1) 自己売買による相場操縦行為 当社は、同社契約ディーラーとして同社ディーリング業務に従事していたAディーラーにおいて、同社の業務に関し、株式会社東京証券取引所(当時。以下「東証」という。)に上場されていたT O P I X先物(平成 25 年 9 月限月)について、市場デリバティブ取引を誘引する目的をもって、平成 25 年 7 月 29 日から同月 31 日まで及び同年 9 月 9 日から同月 11 日までの間、合計 6 取引日にわたり、上記取引所において、約定させる意思がないのに、買い最良気配値に多数の買い注文を発注したり、売り最良気配値に多数の売り注文を発注したりする方法により、上記先物合計 2016 単位を買い付ける一方、同先物合計 2016 単位を売り付けるとともに、同先物合計 4 万 3554 単位の買い注文及び合計 4 万 4889 単位の売り注文を発注し、もって、自己の計算において、市場デリバティブ取引が繁盛であると誤解させ、かつ、上記取引所における上記先物の相場を変動させるべき一連の市場デリバティブ取引及び申込みを行った。 上記の行為は、金商法第 159 条第 2 項第 1 号に掲げる行為に該当するものと認められる。 (2) 株券に係る市場デリバティブ取引の自己売買に係る売買審査態勢に不備が認められる状況 当社は、内規上、当社の自己勘定による取引(以下「自己売買」という。)における不公正取引の審査を監査部売買審査課に行わせることとしていたが、売買審査課は委託取引の売買審査で多忙であったことから、自己売買に係る売買審査を行っていなかった。また、同課課長は自己売買の審査をディーリング部長に任せていたとしているが、同部長も、株券に係る市場デリバティブ取引における不公正取引のチェックという観点からはほとんど売買審査を行っていなかった。 こうした中、当社は、Aディーラーの約定させる意思がない注文の発注等について、東証から平成 25 年 7 月 31 日に注意を受け、Aディーラーに口頭注意を行うとともに、株券に係る市場デリバティブ取引における不公正取引の売買管理システムによる抽出を開始したが、不公正取引に係る検証は依然として不十分であり、Aディーラーによる同年 9 月 9 日から 11 日までの上記不公正取引を看過するなど、売買審査態勢の抜本的な検証・見直しは行っていない。 また、当社はその後、東証から平成 25 年 10 月 1 日に 2 度目の注意を受けたものの、本来の担当である売買審査課が自己売買の審査を行っていない等の状況は引き続き継続していた。 更に、内部管理統括責任者である当社副社長は、当社の売買審査の人員が不足している状況を知りながら、売買審査態勢の状況を確認しておらず、東証による上記 2 度の注意を受けても、適切な態勢整備は行われていなかった。 上記のとおり、当社の株券に係る市場デリバティブ取引の自己売買に係る売買審査態勢には不備が認められ、このような当社の状況は、金融商品取引業者として極めて不適切なものであり、金商法第 51 条に基づく業務改善命令を发出することができる場合の要件となる「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。	行政処分日 平成 26 年 6 月 20 日 会社に対する処分 <u>業務停止命令</u> ・平成 26 年 6 月 23 日から平成 26 年 7 月 4 日までの間、自己の計算による株券に係る市場デリバティブ取引の売買業務(当局が個別に認めたものを除く)を停止すること。 <u>業務改善命令</u> ①取引の公正を確保するための必要な人員配置や検証データ整備などを含め、売買管理態勢の抜本的な見直しを図るとともに、法令違反の根絶に向けた再発防止策を講じること。 ②全役職員に対して法令遵守の徹底を図るための措置を講じること。 ③本件に係る経営陣を含む責任の所在を明確化すること。 ④上記①から③について、その対応・実施状況を 1 ヶ月以内に書面で報告すること。 外務員に対する処分 ○職務停止 13 週間

※根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

③適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表

(平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月)

一連 番号	公表実施 年月日	公表内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
1	26. 4. 11	【株式会社アール・オー・イー(証券監視委)】 当社は、自らを営業者とし、主に外国為替証拠金取引等に対する投資を行うとする匿名組合であるファンド（以下「本件ファンド」という。）を組成し、顧客に対して、本件ファンドの匿名組合契約に基づく権利の取得勧誘を行い、出資金の運用を行っている。 そのような中、当社の業務の運営状況を検証したところ、以下の問題点が認められた。 (1) 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 当社は、適格機関投資家等特例業務の届出を行った平成 24 年 8 月から、本件ファンドの取得勧誘を行っているところ、以下のとおり、実態と相違した虚偽の説明を行っている状況が認められた。 ア 勧誘資料における虚偽の説明 当社は、勧誘資料中の本件ファンドの運用に係る説明として、外国為替証拠金取引、上場株式及び日経 225 先物取引の売買システムが 24 時間フルタイムで完全自動運転する旨を記載している。 しかしながら、当社に外国為替証拠金取引等に係る売買システムなるものは存在せず、当社は、一部期間を除き、外国為替証拠金取引等による運用を行っていない。 イ 契約締結前交付書面における虚偽の説明 当社は、契約締結前交付書面において、本件ファンドについて、出資金を当社の固有財産を保管する銀行口座とは別の預り金口座としての銀行預金口座に預金し、分別管理するなどとしている。 しかしながら、実際には、当社は、本件ファンドの取得勧誘を開始した平成 24 年 8 月以降、同一の当社名義預金口座で、当社固有財産と出資金を管理しており、分別管理をしていない。 当社の上記行為は、金商法第 63 条第 4 項に基づき適格機関投資家等特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして適用される同法第 38 条第 1 号に規定する「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当すると認められる。 (2) 投資者保護上問題が認められる状況 ア 出資金の流用等 当社は、本件ファンドに係る出資金について、外国為替証拠金取引等で運用を行うとしていた。 しかしながら、当社は、本件ファンドに係る出資金を当社の社会保険料等の支払いに充てるなどして、本件ファンドに係る出資金を運用に充てていない状況が認められた。 また、当社は、本件ファンドに係る出資金及び配当金を現金により授受したとしているが、出資及び配当の事実を確認できる書類等の記録を保管しておらず、出資金や配当金の受渡しの管理を行っていない。 なお、当社は、こうした状況にもかかわらず、本件ファンドの取得勧誘を継続している。 イ 業務運営が著しく杜撰な状況 当社は、当社と雇用関係にない者に委託し、本件ファンドに係る業務を行わせていることから、勧誘した顧客及びその人数等を正確に把握しておらず、顧客管理台帳も作成していない。 更に、当社は運用開始以来、運用報告書を作成していない。 上記のとおり、当社は、本件ファンドに係る出資金を当社の経費として流用しているにもかかわらず、本件ファンドの	警告書発出日 平成 26 年 4 月 11 日 ・ 関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・ 金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。

一連 番号	公表実施 年月日	公表内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
1 つづき		取得勧誘を継続しており、また、当社の本件ファンドに対する運用管理は著しく杜撰な状況にあり、こうした当社の業務の運営状況は、投資者保護上問題があると認められる。	
2	26. 4. 11	【アジア投資株式会社(証券監視委)】 当社は、自らを営業者とし、主に外国優良企業等に対する事業投資を行うとする匿名組合である4つのファンド(以下「本件ファンド」という。)を組成し、顧客に対して、本件ファンドの匿名組合契約に基づく権利の取得勧誘を行い、出資金の運用を行っていたとしている。 そのような中、当社の業務の運営状況を検証したところ、以下のとおり、投資者保護上問題と認められる状況が判明した。 (1) 運用実態の把握が極めて杜撰な状況 当社は、本件ファンドの勧誘資料に複数の運用委託契約先を記載しており、これらの運用委託契約先のうち外国法人1社が破綻したことを理由に解散し、清算手続に入ったとしている。 しかしながら、当社は、運用委託契約先における資金の運用状況について一切把握しておらず、具体的にどの運用委託先が破綻したのかも明らかになっていない。 また、当社は、運用委託契約先への多額の出資金の受渡しについて、関係者に現金による手渡しで行ったとしているが、その実態は一切不明である。 更に、当社は、清算業務を行うに当たって確認すべき本件ファンドの運用の状況も把握していない。 (2) 出資者の出資状況の把握が極めて杜撰な状況 当社は、本件ファンドに対する全出資者分の匿名組合契約書を保管しておらず、本件ファンドに係る出資残高を検証できる資料も保管していないなど、出資者の出資状況を把握できる客観的資料を欠いている状況にある。 (3) 不適切な勧誘行為 当社は、本件ファンドのうち、2つのファンドにおける契約締結前交付書面において、各出資者からの出資金の振込先として、当社があらかじめ指定する個人名義の預金口座を記載していた。 しかしながら、当社は、当該預金口座が銀行によって平成24年9月に強制解約とされていたにもかかわらず、強制解約以降、同25年4月頃までの間、契約締結前交付書面において当該預金口座を出資金の振込先と記載したまま、取得勧誘を行い、匿名組合契約を締結していた。当社は、当該匿名組合契約を締結した者からの出資金を現金で受領したとしているが、その実態は一切不明である。 なお、今回臨店検査では、出資者の匿名組合契約書、運用委託契約先との契約書等の存在が確認できず、業務の詳細な検証が困難である状況が認められた。 当社の上記の業務の運営状況は、投資者保護上極めて問題があると認められる。	警告書発出日 平成26年4月11日 ・関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。
3	26. 4. 15	【アルファ・メディア株式会社、株式会社インテレスCX及び株式会社ジー・クエスト(関東)】 アルファ・メディア株式会社(同社を営業者とする匿名組合を以下「Aファンド」という。)、株式会社インテレスCX(同社を営業者とする匿名組合を以下「Bファンド」という。)及び株式会社ジー・クエスト(同社を営業者とする匿名組合を以下「Cファンド」という。)(いずれも適格機関投資家等特例業務届出者。(以下「特例業務届出者」といい、3社を総称して「本件3社」という。))は、それぞれが自身を営業者とする匿名組合であるAファンド、Bファンド及びCファンド(以下「本件3ファンド」という。)の出資金の運用を行っている。 本件3ファンドの出資持分に係る私募の取扱い、本件3社の取締役であるXが代表取締役を兼務している株式会社インテレス・キャピタル・マネージメント(第二種金融商品取引業	警告書発出日 平成26年4月22日 ・関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に本件3社の名称等を掲載し公表。

一連 番号	公表実施 年月日	公表内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
3 つづき		者)が行っている。 こうした状況の中、本件3社の運営状況等を検証したところ、以下の問題が認められた。 (1) 投資者保護上問題がある行為 ア 出資金の流用 (ア) アルファ・メディア株式会社 アルファ・メディア株式会社は、平成23年8月18日から同25年1月18日までの間にAファンドに出資した顧客13名の出資金3,600万円のうち、少なくとも約1,600万円を匿名組合契約で定められた商品先物取引や株式・公社債等で運用することなく、Bファンド及びCファンドの口座に送金し、当該ファンドの顧客への解約返戻金及び関連会社等の事務経費等に流用していた。 (イ) 株式会社インテレスCX 株式会社インテレスCXは、平成23年7月12日から同25年5月24日までの間にBファンドに出資した顧客3名の出資金2,400万円のうち、少なくとも約1,500万円を匿名組合契約で定められた商品先物取引や株式・公社債等で運用することなく、Aファンドの口座に送金し、当該ファンドの顧客への解約返戻金及び同社の代表取締役が代表取締役等を兼務している関連会社等の事務経費等に流用していた。 (ウ) 株式会社ジー・クエスト 株式会社ジー・クエストは、平成25年1月21日から同年6月27日までの間にCファンドに出資した顧客7名の出資金1,700万円のうち、少なくとも約1,600万円を匿名組合契約で定められた商品先物取引や株式・公社債等で運用することなく、Aファンド、Bファンド及び株式会社ジー・クエストの代表取締役個人の口座に送金し、当該ファンドの顧客への解約返戻金、当該ファンドの特例業務届出者が発行している社債の利払い及び関連会社等の事務経費等に流用していた。 イ 虚偽の運用報告書の交付 本件3社は、それぞれ、自らが運用するファンドに損失が発生しているにもかかわらず、解約の防止を図る等のため、Aファンドは平成23年9月末基準以降、Bファンド及びCファンドは同22年11月末基準以降、顧客に対し、自らが算出した単価より高い単価を記載した運用報告書を交付していた。 ウ 分配基準未達での配当 アルファ・メディア株式会社及び株式会社インテレスCXは、匿名組合契約約款において、運用利益が一定の水準に達した場合に限り配当を行うと定めているが、運用で利益が出ておらず、当該利益水準に達していないにもかかわらず、解約の防止を図る等のため、アルファ・メディア株式会社は全ての顧客に対し、株式会社インテレスCXは特定の顧客に対し、それぞれ配当を実施していた。 本件3社が行った上記ア～ウの行為は、投資者保護上問題があるものと認められる。 (2) 報告徴取命令に対する虚偽報告 株式会社ジー・クエストは、関東財務局長が平成24年10月31日付で発出した、Cファンドの出資対象及び出資先の状況等に関する報告徴取命令に対し、同年11月13日付、同年12月5日付及び同月27日付で、出資対象は債券等であり、出資先は株式会社ジー・クエストの代表取締役が取締役を務める関連会社であるなどとする回答を記載した報告書及び当該出資を証する契約書等の写しを提出している。 しかしながら、株式会社ジー・クエストは、Cファンドについて平成24年5月以降、全く運用を行っていない状況であった。	

一連 番号	公表実施 年月日	公表内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
3 つづき		株式会社ジー・クエストが行った上記の行為は、金商法第63条第7項の規定に基づく報告徴取命令に対して虚偽の報告を行ったものと認められる。	
4	26. 9. 26	【渡邊 和彦(近畿)】 (1) 無登録で第二種金融商品取引業及び投資運用業を行う行為 ア 当該者は、平成20年4月1日以降、第二種金融商品取引業の登録を受けることなく出資持分の取得勧誘を行い、また、投資運用業の登録を受けることなく出資金を外国為替証拠金取引等により運用していた。 イ 当該者は、平成22年10月、適格機関投資家等特例業務(以下「特例業務」という。)の届出を行い、特例業務において、自らを営業者として、平成22年12月及び同23年8月にそれぞれ組成した2つの匿名組合(以下「本件匿名組合」という。)に係る出資金を外国為替証拠金取引により運用していた。 当該者は、本件匿名組合について、平成24年7月末日及び同年11月末日に適格機関投資家との間の本件匿名組合に係る契約をそれぞれ解消したにもかかわらず、同契約を解消した日の翌日以降、適格機関投資家からの出資を受けることなく、また、投資運用業の登録を受けることもなく運用を継続していた。 当該者が行った上記アに係る出資持分の取得勧誘は、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に、上記ア及びイに係る出資金の運用は、同条第4項に規定する「投資運用業」に該当し、当該者が同法第29条に基づく登録を受けることなく、業として上記行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。 (2) 虚偽の変更届出書の提出 当該者は、本件匿名組合について、適格機関投資家からの出資がなく特例業務の要件を欠いた後も運用を継続していた。しかしながら、当該者は、特例業務の要件を満たさなくなった事態の発覚を避けるため、本件匿名組合を解散したとする虚偽の特例業務に係る届出事項の変更届出書を平成24年11月及び同25年6月に近畿財務局長に提出していた。 当該者が行った上記の行為は、金商法第63条第3項に違反するものと認められる。	警告書発出日 平成26年9月26日 ・近畿財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当該者の名称等を掲載し公表。
5	26. 10. 17	【クリーンコントロールベトナム合同会社(関東)】 当社は、平成24年2月から、適格機関投資家等特例業務(以下「特例業務」という。)として自らを営業者とする匿名組合(以下「本件ファンド」という。)の出資持分の取得勧誘を行っている(当社の業務執行については、当社の会長と称するXが、その実質的な代表者として、指示、決定、統括している。))。 (1) 第二種金融商品取引業に係る無登録営業 特例業務については、1名以上の適格機関投資家を相手方とする取得勧誘が行われることが要件の一つとされている。当社は、本件ファンドに唯一の適格機関投資家として出資しているのは、海外のA証券としていた。 しかしながら、当社は、実際には、特例業務の開始当初から、本件ファンドにおいて、A証券を含む適格機関投資家からの出資を全く受けていないことから、本件ファンドの出資持分の取得勧誘は、金商法第63条第1項第1号に規定する特例業務の要件を充足していない。 したがって、当社が業として行った上記行為は、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、当社が同法第29条に基づく登録を受けることなく、上記行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。	警告書発出日 平成26年10月24日 ・関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。

一連 番号	公表実施 年月日	公表内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
5 つづき		(2) 金融商品取引業者の名義を用いた取得勧誘 当社は、平成24年4月1日から同年7月13日までの間に、株式会社リアルキャピタルマネジメント(第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者。以下「リアル社」という。)との合意のもと、リアル社の名義を用いて、本件ファンドの出資持分の取得勧誘を行った。 (3) 出資金の流用 当社は、平成24年2月9日から同年10月27日までの間に本件ファンドに出資した顧客13名の出資金約2,200万円のうち、少なくとも約1,200万円を匿名組合契約で定められた事業のために運用することなく、当社社員及び関連会社の経費等に流用していた。 当社が行った上記(2)及び(3)の行為は、投資者保護上問題があると認められる。	
6	26.12.17	【株式会社ウィンヴォル外3社(証券監視委)】 株式会社ウィンヴォル(以下「当社」という。)、ウィンヴォル・ステーション合同会社、ウィンヴォル・ドリーム合同会社及びウィンヴォル・ファルコン合同会社(以下、各合同会社を併せて「合同会社3社」といい、当社と合同会社3社を併せて「当社外3社」という。)は、それぞれが自身を営業者とする匿名組合型ファンド(以下単に「ファンド」という。)の取得勧誘を行い、出資金の運用を行っている。 合同会社3社を営業者とするファンドの出資金は、当社への貸付け又は当社発行の社債購入による運用という形式を通じて当社に集約され、当社を営業者とするファンドの出資金とともに未公開株式等の投資に充てるとされている。 なお、合同会社3社は当社代表取締役のXの支配下にあると認められる。 そのような中、当社外3社のファンド業務の運営状況等を検証したところ、以下の問題点が認められた。 (1) 出資金の流用等 上記ファンドにおいては、当社による十分な運用収益が生じていなかったところ、出資金の元本を取り崩して分配金の支払いが行われていた。このような状況において、当社は、満期を迎えたファンドに係る出資金全額を、元本を取り崩して支払った分配金相当額を控除することなく償還しており、当社に集約された未償還ファンドの出資金を他のファンドの償還金の一部に流用していた。 このほか、当社は、営業損益が赤字となっている状況において、当社に集約された未償還ファンドの出資金を販売管理費等に流用していた。 なお、当社が作成した決算報告書(第5期)に記載の貸借対照表によれば、平成26年5月末現在、当社は債務超過状態にある。 (2) 不適切な勧誘行為 当社外3社は、上記(1)の状況下でありながらも、ファンドの取得勧誘を継続し、出資金を新たに集めている。 当社は、未償還ファンドの出資金を他のファンドの償還金や販売管理費等に流用していた上、当社外3社はそのような状況の中でも取得勧誘を継続しており、こうした状況は、投資者保護上重大な問題があると認められる。	警告書発出日 平成26年12月17日 ・関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に本件4社の名称等を掲載し公表。
7	27.1.16	【KSG RESOURCE株式会社(関東)】 当社は、平成25年4月19日から、適格機関投資家等特例業務(以下「特例業務」という。)として、自らを営業者とし、金の現物取引に事業投資を行うとする匿名組合(以下「本件ファンド」という。)の出資持分の取得勧誘を行っている。	警告書発出日 平成27年1月16日 ・関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト

一連 番号	公表実施 年月日	公表内容 (業名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
7 つづき		(1) 第二種金融商品取引業に係る無登録営業 特例業務については、1名以上の適格機関投資家から出資を受けることが要件の一つとされている。 しかしながら、当社は、特例業務の開始当初から、本件ファンドにおいて、適格機関投資家からの出資を受けていないことから、本件ファンドの出資持分の取得勧誘は、金商法第63条第1項第1号に規定する特例業務の要件を充足していないこととなる。 したがって、当社が業として行った上記行為は、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、当社が同法第29条に基づく登録を受けることなく、上記行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。 (2) 投資者保護上問題が認められる状況 当社は、顧客に対して契約前に交付した書面において、本件ファンド資金を当社（営業者）の固有の財産と分別して管理するとしている。 しかしながら、本件ファンド資金の管理口座には、当社グループ会社が借り入れた金銭等が混在し、本件ファンド資金を判別できない状態にある。 また、当社は、本件ファンド資金の運用状況を把握していない。 上記のとおり、当社における本件ファンド資金の管理は、極めて不透明で杜撰なものと認められ、このような行為は、投資者保護上問題があるものと認められる。	「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。
8	27. 1. 23	【株式会社エークシト(関東)】 当社は、平成26年2月3日から、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）として、自らを営業者とし、主に国内上場株式を投資対象とする匿名組合（以下「本件ファンド」という。）の出資持分の取得勧誘及び出資金の運用を行っている。 (1) 第二種金融商品取引業及び投資運用業に係る無登録営業 特例業務については、1名以上の適格機関投資家から出資を受けることが要件の一つとされている。 しかしながら、当社は、平成26年2月3日から同年6月26日までの間、本件ファンドにおいて、適格機関投資家からの出資を受けていないことから、当該期間における本件ファンドの出資持分の取得勧誘及び出資金の運用は、金商法第63条第1項第1号及び第2号に規定する特例業務の要件を充足していないこととなる。 したがって、平成26年2月3日から同年6月26日までの間、当社が業として行った上記行為は、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」及び同条第4項に規定する「投資運用業」に該当し、当社が同法第29条に基づく登録を受けることなく、上記行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。 (2) 投資者保護上問題が認められる状況 当社は、平成26年2月3日から同年10月8日までの間に本件ファンドに出資した顧客20名の出資金約1億2,000万円のうち、約5,000万円を匿名組合契約で定められた投資等の用途に充てることなく、当社の職員給与等の経費等に流用していた。 当社が行った上記行為は、投資者保護上問題があるものと認められる。	警告書発出日 平成27年1月23日 ・関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。
9	27. 1. 30	【株式会社Money Management Strength(東海)】 当社は、平成24年11月から同26年7月までの間、適格機関投	警告書発出日 平成27年1月30日 ・東海財務局におい

一連 番号	公表実施 年月日	公表内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
9 つづき		資家等特例業務（以下「特例業務」という。）として、匿名組合型ファンドⅠ（以下「ファンドⅠ」という。）及び同Ⅱ（以下「ファンドⅡ」といい、ファンドⅠと合せて「本件ファンド」という。）の取得勧誘を行っていた（当社の業務執行については、代表取締役A及び専務取締役Bが、指示、決定、統括している。）。 当社の主張等によれば、本件ファンドの投資対象は、米国事業会社Money Management Strategies, LLC（以下「米MMS社」という。）に対する「信用供与のサポート事業」であり、米MMS社によって米国の銀行に開設されたファンド名義の口座（以下「ファンド口座」という。）へ出資金を送金するだけで、米MMS社から高額の手数料報酬を受領できるとのことである。その具体的内容は、以下のとおりとされている。 イ 当社は米MMS社との間で資産運用に関する「EXCLUSIVE PRIVATE PROGRAM」という名称の契約（以下「EPP契約」という。）を締結し、同契約に基づき、米MMS社は米国の銀行にファンド口座を開設する。 ロ 当社は、募集した出資金をファンド口座に送金する。 ハ 米国の銀行と米MMS社間の合意に基づき、ファンド口座の残高相当額のクレジットラインが米MMS社口座（トレーディングアカウント）に対して設定され、口座残高相当額が米MMS社口座に信用供与される。 ニ クレジットラインの設定に伴い、ファンド口座は米国の銀行によって封鎖（ブロック）され、かつ、担保にも供されない状態に置かれる。 ホ 米MMS社は、米国の銀行から信用供与を受け、資産運用の極秘プログラムである「EXCLUSIVE PRIVATE PROGRAM」によりデリバティブ等による運用を行うが、当社に対しては、当該運用の成績に関係なく、EPP契約に基づき、ファンド口座残高の40%をクレジットライン開設のための手数料報酬として支払う（2月、5月、8月及び11月に1年分の報酬が分割して支払われる。）。 ヘ 当社は、米MMS社から受領した手数料報酬の50%（すなわちファンド口座残高の20%）を上限に出資者へ配当し、残りを営業報酬として取得する。 そして、当社は、平成24年11月頃から同26年7月頃までの間に、延べ65名の顧客に対し、総額約5億3,000万円のファンド持分を取得させている（ファンドⅠ：延べ33名、約3億5,000万円。ファンドⅡ：延べ32名、約1億8,000万円。）。 そのような中、本件ファンド業務の運営状況等を検証したところ、以下の問題点が認められた。 (1) 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ア 出資金の使途等に関する虚偽告知 当社は、本件ファンドに係る匿名組合契約の締結又はその勧誘に際し、出資金の使途等に関して、「本件ファンドの出資対象事業はクレジットライン開設への信用供与サポート事業である。出資金はその他の目的には使われない。」などと説明しているほか、本件ファンドの契約書にも「出資金は信用供与のサポート事業のためにのみ使う。」と明記している。 また、当社は、「出資金の送金先である米国の銀行に開設されたファンド口座は、同行によって1年間封鎖（ブロック）される。」などと説明しているほか、その旨を明記した契約締結前交付書面等を顧客に交付している。 しかしながら、ファンド口座に送金した出資金は、本件ファンドの手数料報酬の支払、同報酬とは別のA及びBの各個人に対する金銭支払、米MMS社の関係先会社への振込出金、米MMS社関係者によるクレジットカード決済への支払等に充当されるなど、全く封鎖（ブロック）されておらず、信用供与サポート事業には充てられていなかった。 イ 配当金の支払に関する虚偽告知 当社は、配当金の支払に関して、「配当金は信用供与サ	て、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。

一連 番号	公表実施 年月日	公表内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
9 つづき		ポート事業の成果の分配として、米MMS社から当社へ支払われる手数料報酬から、当社によって支払われる。」などと説明しているほか、本件ファンドの契約書においても、「本件ファンドの収益は米MMS社から支払われる手数料報酬である。」と明記している。 しかしながら、ファンド口座の内容は、上記ア記載のとおりであり、配当金の支払原資には、ファンド口座に送金された出資金が充てられていた。 当社によるファンドIの出資持分に係る上記説明は、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為に該当する（金商法第63条第4項・第38条第1号。なお、下記(2)の無登録営業に該当するファンドIIの出資持分に係る説明は、投資者保護上問題のある行為に該当する。）。 なお、当社は、ファンド口座は封鎖（ブロック）されておらず、出資金が信用供与サポート事業以外に使われていることなどの可能性が高いことを認識していたにもかかわらず、出資金が引き出されないようにするための適切な措置等を講じることなく漫然と出資者に対する取得勧誘を継続していたものである。 (2) 第二種金融商品取引業に係る無登録営業 特例業務については、1名以上の適格機関投資家を相手方とする取得勧誘が行われることが要件の一つとされている。当社は、ファンドIIに唯一の適格機関投資家として出資しているのは、X投資事業有限責任組合としていた。しかしながら、当社は、実際には、ファンドIIに係る特例業務の開始当初から、X投資事業有限責任組合を含む適格機関投資家からの出資を全く受けていないことから、ファンドIIの出資持分の取得勧誘は、金商法第63条第1項第1号に規定する特例業務の要件を充足していない。 したがって、当社が業として行った上記行為は、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、当社が同法第29条に基づく登録を受けることなく、上記行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。	
10	27. 2. 24	【株式会社ドアウェイブ(関東)】 当社は、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）として、自らを営業者とし、外国為替証拠金取引（以下「FX取引」という。）で運用を行うとする匿名組合型ファンド（以下「Aファンド」という。）のほか、名称の異なる複数のファンド（以下、各ファンドの名称にかかわらず「Bファンド」という。）を組成し、顧客に対し、両ファンドの出資持分（以下、それぞれ「Aファンド持分」、「Bファンド持分」という。）の取得勧誘及び出資金の運用を行っている。 今回検査において、当社のファンド業務の運営状況等を検証したところ、以下の問題点が認められた。 (1) 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ア Aファンドの運用実績に係る虚偽告知 当社は、Aファンドの出資金を運用していないか、又は運用しても継続的に運用利益を計上できていないにもかかわらず、Aファンド持分の取得勧誘に当たり、顧客に対し、「運用実績として年率20%相当の利益が出ている。」などと実態と異なる説明をしているほか、過去の運用実績として、勧誘資料の運用目標を上回るように架空の運用利回りが記載された書面を交付して実態と異なる説明をしている。 イ Aファンドの運用方法に係る虚偽告知 当社は、実際にはFX取引だけでなく商品先物取引による運用も行うことを意図していたにもかかわらず、Aファ	警告書発出日 平成27年2月24日 ・関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。

一連 番号	公表実施 年月日	公表内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
10 つづき		ンド持分の取得勧誘に当たり、顧客に対し、「運用方法はF X取引である。」と実態と異なる説明をしている。 当社によるAファンド持分に係る上記説明は、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為に該当する（金商法第63条第4項・第38条第1号）。 (2) 第二種金融商品取引業に係る無登録営業等 ア 第二種金融商品取引業に係る無登録営業 当社は、Bファンド持分の取得勧誘を行っているところ、Bファンドはいずれも適格機関投資家からの出資を受けておらず、当該取得勧誘は金商法第63条第1項第1号に規定する特例業務の要件を満たしていない。 イ Bファンド持分の取得勧誘の際の虚偽説明 当社は、Bファンドが出資時に運用利益の分配率や出資金全額の償還が確定しているものではないにもかかわらず、Bファンド持分の取得勧誘に当たり、顧客に対し、「年率40%から75%の利益分配が確実に受けられる。」、「出資金全額が確実に償還される。」などと実態と異なる説明をしている。 また、当社は、両ファンドに出資している顧客のうち、過去に金融商品取引で損害を受けたことのある顧客に対し、「債権者保護・保全機構に保証金を預ければ損害の一部が補てんされる。」などと架空の話を説明し、「当社が保証金を負担するので、保証金の一部相当額をBファンドに出資してほしい。」と、Bファンド持分の取得勧誘を行っている。 当社が業として行った上記(2)アの行為は、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、当社が同法第29条に基づく登録を受けることなく、上記行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。 また、当社が行った上記(2)イの行為は、投資者保護上重大な問題があると認められる。 (3) 運用資産の杜撰な管理等 ア 出資金による配当金の支払い 当社は、顧客との間で、契約書又は口頭により、運用利益が生じない限り配当金の分配は行わない旨を合意しているにもかかわらず、両ファンドの運用を行っていない期間においても、顧客に対する配当を実施しており、同配当は両ファンドの出資金を原資として行われている。 イ Bファンドの出資金の目的外使用 当社は、顧客に対し、「Bファンドの出資金はF X取引により運用される。」と説明しているにもかかわらず、Bファンドの出資金を原資として第三者への多額の貸付けを行っており、出資金を目的外に使用している。 当社が行った上記(3)の行為は、投資者保護上重大な問題があると認められる。	
11	27. 3. 3	【クエストキャピタルマネジメント有限会社(証券監視委)】 当社は、AR1有限責任事業組合（以下「AR1」という。）、AR2有限責任事業組合（以下「AR2」という。）及びKLEM任意組合（以下「KLEM」といい、AR1及びAR2と併せて「本件ファンド」という。）の業務執行組合員として、組合財産の運用、管理等を行っている。 しかしながら、当社は、平成25年10月に適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）の届出を行った際、既に組合財産の運用、管理等を行っていた本件ファンドについて、その旨を全く記載しなかった。また、当社は、同26年7月の関東財務局長からの報告命令に対しても、本件ファンドにおいて多額の出資金を集めていたにもかかわらず、記載しない又は偽った金額を記載することにより虚偽の報告を行っている。	警告書発出日 平成 27 年 3 月 3 日 ・ 関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・ 金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。

一連 番号	公表実施 年月日	公表内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
11 つづき		そのような中、本件ファンド業務の運営状況等を検証したところ、以下の問題点が認められた。 (1) 第二種金融商品取引業に係る無登録営業 当社は、自身を営業者とするAR1及びKLEMの各出資持分の取得勧誘を行っているところ、AR1及びKLEMはいずれも適格機関投資家からの出資を受けておらず、当該取得勧誘は金商法第63条第1項第1号に規定する特例業務の要件を充足していない。 当社が行った上記行為は、同法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第29条に基づく登録を受けないまま、上記行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。 (2) 投資者保護上問題が認められる状況 ア 無登録の者にファンドの取得勧誘を行わせている状況 当社は、金融商品取引業の登録を受けていないAR2の一部の組合員等及びグローバルエコシス株式会社（東京都新宿区）と、「準業務執行組合員契約」と称する合意を締結した上（以下、AR2との間で、同合意を締結した組合員等を「準業務執行組合員等」という。）、準業務執行組合員等にAR2の取得勧誘を行わせ、金銭を支払っている。 準業務執行組合員等が行った行為は、同法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第29条に基づく登録を受けないまま、上記行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。 イ 出資金の流用等 当社は、AR2の出資金について、契約上定められた投資対象事業による運用をほとんど行っておらず、したがって、運用収益が発生していないため、契約上は分配を行わないものとされているにもかかわらず、AR2の組合員に対し、出資金を原資として、配当金を定期的に支払っているほか、準業務執行組合員等に対する金銭支払並びに他のファンドの組合員に対する配当金及び償還金に出資金を流用している。 ウ 組合員に対する虚偽の運用報告書の交付等 当社は、AR2の一部の組合員に対し、運用収益が発生しているという虚偽の内容を記載した運用報告書を交付しているほか、契約上定められた投資対象事業により出資金を運用している旨の虚偽の説明を行っている。 当社は、無登録の者にAR2の取得勧誘を行わせているとともに、AR2の出資金を流用し、さらに組合員に虚偽の運用報告書を交付するなどしており、こうした状況は、投資者保護上重大な問題があると認められる。	
12	27. 3. 20	【株式会社日本ヴェリタス（証券監視委）】 当社及び当社の業務の実質的管理者であるA（以下「A社長」という。）は、平成23年1月頃から同26年7月頃までの間、適格機関投資家等特例業務として、自らを営業者とする3つの名称の匿名組合契約（以下、同契約の個別の名称にかかわらず「ファンド」という。）に基づく権利の取得勧誘を行い、延べ233名から約5億円の出資を受けている。 なお、当社の各ファンドに出資した顧客の多くは、関連会社である株式会社ギフタージャパン（東京都中央区、適格機関投資家等特例業務届出者）が組成したファンドに移管されている。 今回検査において、当社のファンド業務の運営状況等を検証したところ、以下の問題点が認められた。	警告書発出日 平成27年3月20日 ・ 関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・ 金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。

一連 番号	公表実施 年月日	公表内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
12 つづき		○ 出資金の杜撰な管理等 A社長は、当社で一般投資家から集めた出資金を、株式会社JBSホールディングス(東京都中央区)に集約した上で、各ファンドでは顧客の配当を賄えるだけの運用益が出ていないにもかかわらず、出資金を原資として、分配上限額相当額(出資金額の1%相当額)を長期間顧客に支払い、また、残りの大部分を当社及び関連会社の役職員の給与等の経費の支払いやA社長への貸付けに充てるなど、出資金を極めて杜撰に管理している。 また、当社は、顧客に対し、実際の運用率を上回る虚偽の運用率を記載した分配金支払通知書を交付している。 当社における上記状況は、投資者保護上重大な問題があると認められる。	

※ 根拠条文は、公表実施日時点において適用される法律を記載している。

(2) 課徴金納付命令に関する勧告

①取引調査の結果に基づく勧告（不公正取引）

（平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月）

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1	26. 4. 22	【違反行為】 内部者取引（金商法第 175 条第 1 項） 【銘柄名】 ノジマ（東証 J A S D A Q） 【課徴金納付命令対象者】 ㈱ノジマとの契約締結者 【違反行為の態様】 対象者は、㈱ノジマ（以下「ノジマ」という。）と法律顧問契約を締結していた者であるが、契約の履行に関し、ノジマの業務執行を決定する機関がノジマの発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実を知らず、この事実が公表された平成 25 年 11 月 19 日より前の同月 15 日、自己の計算において、ノジマ株式合計 2,000 株を売付価額合計 194 万 6,900 円で売り付けた。 【課徴金額】 39 万円 （注）課徴金額は、 （売付価額）×（売付株数）－（重要事実が公表された後 2 週間における最も低い価格）×（売付株数） となる。したがって、重要事実の公表後 2 週間におけるノジマの最も低い株価は、778 円であることから、 売付価額 1,946,900（※）－（778 円×2,000 株） ＝390,900 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>39 万円</u> （※）売付価額は、「970 円×100 株＋971 円×700 株＋972 円×300 株＋973 円×100 株＋975 円×200 株＋977 円×500 株＋978 円×100 株」の合計額である。	審判手続開始決定日 平成 26 年 4 月 22 日 第 1 回審判期日（結審） 平成 26 年 7 月 25 日 課徴金納付命令決定日 平成 26 年 8 月 21 日 なお、本件決定に対して、課徴金納付命令対象者は、平成 26 年 9 月 19 日に東京地方裁判所に取消し訴訟を提起している。
2	26. 4. 22	【違反行為】 相場操縦（金商法第 174 条の 2 第 1 項） 【銘柄名】 三洋貿易（東証 2 部） 【課徴金納付命令対象者】 無職の者 【違反行為の態様】 対象者は、三洋貿易㈱株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。 【課徴金額】 1,042 万円 （注） 1. 課徴金額は、 （1） 売買対当数量（※ 1）に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（有価証券の買付価額） と、 （2） 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量）	審判手続開始決定日 平成 26 年 4 月 22 日 課徴金納付命令決定日 平成 26 年 5 月 26 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
2 つづき		または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量)－(有価証券の買付価額) との合計額として計算される。 (※1) 売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。 2. 本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計 10,429,000 円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>1,042 万円</u> (1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、 ① 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、58,900 株であり、 ② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量 83,600 株に、違反行為開始時にその時の価格 (715 円) で買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 107,700 株を加えた 191,300 株である。 当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額 43,145,700 円 (※2)－買付価額 42,113,500 円 (※3)＝1,032,200 円 (※2) 売付価額は、「717 円×1,000 株+718 円×5,500 株+719 円×3,500 株+721 円×2,700 株+723 円×4,800 株+724 円×2,500 株+725 円×1,000 株+727 円×2,200 株+729 円×2,400 株+730 円×2,200 株+732 円×2,000 株+734 円×3,100 株+739 円×2,000 株+740 円×3,200 株+741 円×2,000 株+742 円×2,400 株+743 円×5,400 株+744 円×6,400 株+746 円×2,100 株+747 円×2,500 株」の合計額である。 (※3) 買付価額は、「715 円×58,900 株」の額である。 (※4) 買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。 本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格 (715 円) で買い付けたものとみなされるもの (みなし買付け) から割り当てられることとなる。 (2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、 当該超える数量 132,400 株 (191,300 株－58,900 株) について、 当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格 (798 円) に当該超える数量を乗じて得た額 105,655,200 円 (798 円×132,400 株)－買付価額 96,258,400 円 (※5)＝9,396,800 円 (※5) 買付価額は、「709 円×100 株+715 円×49,300 株+716	

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
2 つづき		円×600 株+717 円×100 株+718 円×1,800 株+719 円×1,200 株+720 円×2,000 株+721 円×3,500 株+722 円×3,000 株+723 円×6,300 株+724 円×4,500 株+725 円×2,200 株+726 円×200 株+727 円×3,100 株+728 円×1,300 株+729 円×100 株+730 円×300 株+731 円×400 株+732 円×3,600 株+733 円×2,200 株+734 円×4,300 株+735 円×600 株+736 円×100 株+737 円×600 株+738 円×1,000 株+739 円×3,200 株+740 円×5,400 株+741 円×4,300 株+742 円×3,200 株+743 円×7,300 株+744 円×6,700 株+745 円×2,800 株+746 円×4,200 株+747 円×2,900 株」の合計額である。	
3	26.5.20	【違反行為】 内部者取引（金商法第 175 条第 1 項） 【銘柄名】 フライトシステムコンサルティング（東証マザーズ） 【課徴金納付命令対象者】 (株)フライトシステムコンサルティングとの契約締結交渉者の社員 【違反行為の態様】 対象者は、ソフトバンクモバイル(株)（以下「ソフトバンクモバイル」という。）の社員であるが、(株)フライトシステムコンサルティング（以下「フライトシステムコンサルティング」という。）とソフトバンクモバイルとの売買契約の締結の交渉に関し、フライトシステムコンサルティングの業務執行を決定する機関が、新たに決済装置を発売することについての決定をした旨の重要事実を知りながら、この事実が公表された平成 25 年 4 月 11 日より前の同月 10 日、自己の計算において、フライトシステムコンサルティング株式会社 100 株を買付価額合計 179 万 9,000 円で買い付けた。 【課徴金額】 137 万円 （注）課徴金額は、 （重要事実が公表された後 2 週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数） となる。したがって、重要事実の公表後 2 週間におけるフライトシステムコンサルティングの最も高い株価は、31,700 円であることから、 （31,700 円×100 株）－ 買付価額 1,799,000 円（※） ＝1,371,000 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>137 万円</u> （※）買付価額は、「17,990 円×100 株」の額である。	審判手続開始決定日 平成 26 年 5 月 20 日 課徴金納付命令決定日 平成 26 年 6 月 17 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。
4	26.5.20	【違反行為】 内部者取引（金商法第 175 条第 1 項） 【銘柄名】 ジャムコ（東証 2 部） 【課徴金納付命令対象者】 (株)ジャムコ社員 【違反行為の態様】 対象者は、職務に関し、(株)ジャムコ（以下「ジャムコ」という。）の属する企業集団の平成 25 年 3 月期の経常利益について、平成 24 年 5 月 11 日に公表がされた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の重要事実を知りながら、新たに算出した予想値が経常利益 22 億円として公表がされた平成 25 年 2 月 8 日より前の同月 7 日、自己の計算において、ジャ	審判手続開始決定日 平成 26 年 5 月 20 日 課徴金納付命令決定日 平成 26 年 6 月 17 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
4 つづき		ムコ株式合計 4,200 株を買付価額合計 196 万 8,900 円で買い付けた。 【課徴金額】 40 万円 (注) 課徴金額は、 (重要事実が公表された後 2 週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、重要事実の公表後 2 週間におけるジャムコの最も高い株価は、566 円であることから、 (566 円 × 4,200 株) - 買付価額 1,968,900 円 (※) =408,300 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>40 万円</u> (※) 買付価額は、「462 円 × 600 株 + 463 円 × 400 株 + 465 円 × 1,100 株 + 470 円 × 1,100 株 + 478 円 × 1,000 株」の合計額である。	
5	26. 5. 30	【違反行為】 内部者取引 (金商法第 175 条第 2 項) 【銘柄名】 ダイエー (東証 1 部) 【課徴金納付命令対象者】 公開買付者の役員 【違反行為の態様】 対象者は、イオン(株)の役員であったが、その職務に関し、同社の業務執行を決定する機関が、(株)ダイエー (以下「ダイエー」という。) 株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知りながら、この事実が公表された平成 25 年 3 月 28 日より前の同年 2 月 14 日から 3 月 5 日までの間、自己の計算において、ダイエー株式合計 1 万 4,000 株を買付価額合計 314 万 4,100 円で買い付けた。 【課徴金額】 197 万円 (注) 課徴金額は、 (公開買付け等の実施に関する事実が公表された後 2 週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、公開買付け等の実施に関する事実の公表後 2 週間におけるダイエーの最も高い株価は、366 円であることから、 (366 円 × 14,000 株) - 買付価額 3,144,100 円 (※) =1,979,900 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>197 万円</u> (※) 買付価額は、「201 円 × 3,900 株 + 202 円 × 100 株 + 234 円 × 10,000 株」の合計額である。	審判手続開始決定日 平成 26 年 5 月 30 日 課徴金納付命令決定日 平成 26 年 6 月 26 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。
6 ～ 8	26. 5. 30	【違反行為】 内部者取引 (金商法第 175 条第 2 項) 【銘柄名】 ダイエー (東証 1 部) 【課徴金納付命令対象者】 公開買付者の役員からの情報受領者①ないし③ 【違反行為の態様】 対象者①ないし③は、イオン(株)の役員から、同人がその職務に関し知った、同社の業務執行を決定する機関が、(株)ダイエー (以下「ダイエー」という。) 株式の公開買付けを行うこ	審判手続開始決定日 平成 26 年 5 月 30 日 課徴金納付命令決定日 平成 26 年 6 月 26 日 なお、課徴金納付命令対象者①ないし③から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
6～ 8 つづき		とについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、 対象者①は、この事実が公表された平成 25 年 3 月 28 日より前の同年 2 月 14 日から 3 月 5 日までの間、自己の計算において、ダイエー株式合計 1 万 4,000 株を買付価額合計 315 万 4,100 円で買い付けた。 対象者②は、この事実が公表された平成 25 年 3 月 28 日より前の同月 13 日及び 14 日、自己の計算において、ダイエー株式合計 1 万株を買付価額合計 229 万 5,000 円で買い付けた。 対象者③は、この事実が公表された平成 25 年 3 月 28 日より前の同月 13 日及び 15 日、自己の計算において、ダイエー株式合計 5,000 株を買付価額合計 114 万 5,000 円で買い付けた。 【課徴金額】 課徴金納付命令対象者① 196 万円 課徴金納付命令対象者② 136 万円 課徴金納付命令対象者③ 68 万円 (注) 課徴金額は、 (公開買付け等の実施に関する事実が公表された後 2 週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、公開買付け等の実施に関する事実の公表後 2 週間におけるダイエーの最も高い株価は、366 円であることから、 対象者①の課徴金額は、 (366 円 × 14,000 株) - 買付価額 3,154,100 円 (※) = 1,969,900 円 ⇒ 課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>196 万円</u> (※) 買付価額は、「201 円 × 3,900 株 + 202 円 × 100 株 + 235 円 × 10,000 株」の合計額である。 対象者②の課徴金額は、 (366 円 × 10,000 株) - 買付価額 2,295,000 円 (※) = 1,365,000 円 ⇒ 課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>136 万円</u> (※) 買付価額は、「225 円 × 5,000 株 + 234 円 × 5,000 株」の合計額である。 対象者③の課徴金額は、 (366 円 × 5,000 株) - 買付価額 1,145,000 円 (※) = 685,000 円 ⇒ 課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>68 万円</u> (※) 買付価額は、「225 円 × 3,000 株 + 235 円 × 2,000 株」の合計額である。	
9	26. 6. 20	【違反行為】 内部者取引 (金商法第 175 条第 2 項) 【銘柄名】 ローヤル電機 (東証 J A S D A Q) 【課徴金納付命令対象者】 公開買付者との契約締結者の役員からの情報受領者	審判手続開始決定日 平成 26 年 6 月 20 日 課徴金納付命令決定日 平成 26 年 7 月 18 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
9 つづき		【違反行為の態様】 対象者は、みらいコンサルティング㈱（以下「みらいコンサルティング」という。）の役員から、みらいコンサルティングと㈱小田原エンジニアリング（以下「小田原エンジニアリング」という。）との間で締結していたアドバイザリー契約の履行に関し知った、小田原エンジニアリングの業務執行を決定する機関が、ローヤル電機㈱（以下「ローヤル電機」という。）の株式等の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 25 年 8 月 13 日より前の同月 1 日から 9 日までの間、自己の計算において、ローヤル電機株式合計 1 万 7,000 株を買付価額合計 633 万 700 円で買い付けた。 【課徴金額】 242 万円 （注）課徴金額は、 （公開買付け等の実施に関する事実が公表された後 2 週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数）となる。したがって、公開買付け等の実施に関する事実の公表後 2 週間におけるローヤル電機の最も高い株価は、515 円であることから、 （515 円×17,000 株）－ 買付価額 6,330,700 円（※） ＝2,424,300 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>242 万円</u> （※）買付価額は、「370 円×10,100 株+373 円×200 株+375 円×4,500 株+378 円×2,200 株」の合計額である。	等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。
10	26. 6. 20	【違反行為】 内部者取引（金商法第 175 条第 2 項） 【銘柄名】 アイ・エム・アイ（大証 J A S D A Q） 【課徴金納付命令対象者】 公開買付者との契約締結者の職員 【違反行為の態様】 対象者は、新日本アーンストアンドヤング税理士法人（以下「新日本アーンストアンドヤング」という。）の職員であったが、その職務に関し、新日本アーンストアンドヤングの別の職員が K T C ㈱（以下「K T C」という。）と新日本アーンストアンドヤングとの業務委託契約の履行に関し知った、K T C の業務執行を決定する機関がアイ・エム・アイ㈱（以下「アイ・エム・アイ」という。）株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知りながら、この事実が公表された平成 25 年 7 月 6 日より前の同年 6 月 13 日、自己の計算において、アイ・エム・アイ株式合計 200 株を買付価額合計 31 万 2,000 円で買い付けた。 【課徴金額】 21 万円 （注）課徴金額は、 （公開買付け等の実施に関する事実が公表された後 2 週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数）となる。したがって、公開買付け等の実施に関する事実の公表後 2 週間におけるアイ・エム・アイの最も高い株価は、2,615 円であることから、 （2,615 円×200 株）－ 買付価額 312,000 円（※） ＝211,000 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>21 万円</u> （※）買付価額は、「1,560 円×200 株」の額である。	審判手続開始決定日 平成 26 年 6 月 20 日 課徴金納付命令決定日 平成 26 年 7 月 18 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
11	26. 6. 20	【違反行為】 内部者取引（金商法第 175 条第 2 項） 【銘柄名】 アイ・エム・アイ（大証 J A S D A Q） 【課徴金納付命令対象者】 公開買付者との契約締結者の職員からの情報受領者 【違反行為の態様】 対象者は、新日本アーンストアンドヤング税理士法人（以下「新日本アーンストアンドヤング」という。）の職員から、同人がその職務に関し知った、K T C ㈱（以下「K T C」という。）の業務執行を決定する機関がアイ・エム・アイ㈱（以下「アイ・エム・アイ」という。）株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 25 年 7 月 6 日より前の同年 6 月 13 日、自己の計算において、アイ・エム・アイ株式合計 400 株を買付価額合計 62 万 4,000 円で買い付けた。 上記公開買付けの実施に関する事実は、新日本アーンストアンドヤングの別の職員が K T C と新日本アーンストアンドヤングとの業務委託契約の履行に関し知ったものである。 【課徴金額】 42 万円 （注）課徴金額は、 （公開買付け等の実施に関する事実が公表された後 2 週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数）となる。したがって、公開買付け等の実施に関する事実の公表後 2 週間におけるアイ・エム・アイの最も高い株価は、2,615 円であることから、 （2,615 円×400 株）－ 買付価額 624,000 円（※） ＝422,000 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>42 万円</u> （※）買付価額は、「1,560 円×400 株」の額である。	審判手続開始決定日 平成 26 年 6 月 20 日 課徴金納付命令決定日 平成 26 年 7 月 18 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。
12	26. 7. 29	【違反行為】 相場操縦（金商法第 174 条の 2 第 1 項） 【銘柄名】 メディアクリエイト（東証マザーズ） 【課徴金納付命令対象者】 無職の者 【違反行為の態様】 対象者は、㈱メディアクリエイトの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。 【課徴金額】 71 万円 （注） 1. 課徴金額は、 （1） 売買対当数量（※ 1）に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（有価証券の買付価額） と、 （2） 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える	審判手続開始決定日 平成 26 年 7 月 29 日 課徴金納付命令決定日 平成 26 年 8 月 21 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
12 つづき		数量) または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量)－(有価証券の買付価額) との合計額として計算される。 (※1) 売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。 2. 本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計 710,000 円 ⇒課徴金の額は、<u>71 万円</u> (1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、 ① 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、18,000 株であり、 ② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、違反行為の開始時にその時における価格(89 円)で買付けをしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 21,000 株である ことから、18,000 株となる。 当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額 2,114,000 円(※2)－買付価額 1,602,000 円(※3) ＝ 512,000 円 (※2) 売付価額は、「105 円×2,000 株+119 円×16,000 株」の合計額である。 (※3) 買付価額は、「89 円×18,000 株」の額である。 (2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、 当該超える数量 3,000 株(21,000 株－18,000 株)について、 当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格(155 円)に当該超える数量を乗じて得た額 465,000 円(155 円×3,000 株)－買付価額 267,000 円(89 円×3,000 株)＝198,000 円	
13	26. 7. 29	【違反行為】相場操縦(金商法第174条の2第1項) 【銘柄名】T A S A K I (東証1部) 【課徴金納付命令対象者】会社員 【違反行為の態様】 対象者は、(株)T A S A K I の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。 【課徴金額】 172 万円	審判手続開始決定日 平成26年7月29日 課徴金納付命令決定日 平成26年11月6日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
13 つづき		(注) 1. 課徴金額は、 (1) 売買対当数量(※1)に係るものについて、 (有価証券の売付価額)－(有価証券の買付価額) と、 (2) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (有価証券の売付価額)－(当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量) または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量)－(有価証券の買付価額) との合計額として計算される。 (※1) 売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。 2. 本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計 1,722,800 円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>172 万円</u> (1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、当該違反行為に係る有価証券の売付数量が0株であることから、0株である。 (2) 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付数量8,400株に、違反行為の開始時にその時における価格(311円)で買付けをしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量8,500株を加えた16,900株である。 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、 当該超える数量16,900株(16,900株－0株)について、 当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格(416円)に当該超える数量を乗じて得た額 7,030,400円(416円×16,900株)－買付価額5,307,600円(※2)＝1,722,800円 (※2) 本件においては、違反行為の開始時において所有している有価証券について、違反行為の開始時にその時における価格(311円)で買い付けたものとみなされる(みなし買付け)。 よって、買付価額は、「311円×8,700株+312円×2,100株+315円×2,000株+316円×800株+317円×300株+318円×100株+319円×300株+320円×100株+321円×100株+322円×300株+323円×1,200株+324円×300株+326円×400株+327円×200株」の合計額である。	
14	26. 9. 9	【違反行為】 内部者取引(金商法第175条第1項) 【銘柄名】 技研興業(東証2部)	審判手続開始決定日 平成26年9月9日 課徴金納付命令決定日 平成26年10月3日

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
14 つづき		【課徴金納付命令対象者】 技研興業(株)役員 【違反行為の態様】 対象者は、その職務に関し、技研興業(株)（以下「技研興業」という。）の平成 26 年 3 月期の売上高について、平成 25 年 5 月 14 日に公表がされた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の重要事実を知らながら、新たに算出した予想値が売上高 137 億円として公表がされた平成 25 年 8 月 1 日より前の同年 7 月 29 日、自己の計算において、技研興業株式合計 3,000 株を買付価額合計 48 万 6,000 円で買い付けた。 【課徴金額】 22 万円 (注) 課徴金額は、 (重要事実が公表された後 2 週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、重要事実の公表後 2 週間における技研興業の最も高い株価は、238 円であることから、 $(238 \text{ 円} \times 3,000 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 486,000 \text{ 円} \text{ (※)}$ $= 228,000 \text{ 円}$ ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>22 万円</u> (※) 買付価額は、「162 円 × 3,000 株」の額である。	なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。
15	26. 9. 9	【違反行為】 相場操縦（金商法第 174 条の 2 第 1 項） 【銘柄名】 ホクシン（東証 1 部） 【課徴金納付命令対象者】 会社役員 【違反行為の態様】 対象者は、ホクシン(株)の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。 【課徴金額】 4,367 万円 (注) 1. 課徴金額は、 (1) 売買対当数量（※ 1）に係るものについて、 (有価証券の売付価額) - (有価証券の買付価額) と、 (2) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (有価証券の売付価額) - (当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格 × 当該超える数量) または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格 × 当該超える数量) - (有価証券の買付価額) との合計額として計算される。 (※ 1) 売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量	審判手続開始決定日 平成 26 年 9 月 9 日 課徴金納付命令決定日 平成 26 年 10 月 17 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
15 つづき		と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。 2. 本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計 43,677,600 円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>4,367 万円</u> (1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、 ① 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、922,500 株であり、 ② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量 324,100 株に、違反行為の開始時にその時における価格 (186 円) で買付けをしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 2,197,300 株を加えた 2,521,400 株である ことから、922,500 株となる。 当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額 184,347,100 円 (※2) － 買付価額 171,585,000 円 (※3) = 12,762,100 円 (※2) 売付価額は、「186 円×2,000 株+186.5 円×500 株+187 円×1,200 株+188 円×1,800 株+188.5 円×500 株+189 円×12,900 株+189.5 円×1,000 株+190 円×64,400 株+190.5 円×500 株+191 円×23,700 株+192 円×9,500 株+192.5 円×500 株+193 円×16,700 株+194 円×34,800 株+195 円×42,100 株+195.5 円×1,000 株+196 円×22,700 株+196.5 円×500 株+197 円×63,600 株+197.5 円×500 株+198 円×62,500 株+199 円×36,400 株+199.5 円×1,500 株+200 円×82,700 株+200.5 円×500 株+201 円×65,800 株+201.5 円×1,500 株+202 円×59,500 株+202.5 円×8,500 株+203 円×51,800 株+203.5 円×2,000 株+204 円×19,700 株+204.5 円×1,000 株+205 円×22,200 株+205.5 円×2,600 株+206 円×85,000 株+207 円×44,800 株+208 円×63,600 株+208.5 円×600 株+209 円×9,600 株+210 円×300 株」の合計額である。 (※3) 買付価額は、「186 円×922,500 株」の額である。 (※4) 買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。 本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格 (186 円) で買い付けたものとみなされるもの (みなし買付け) から割り当てられることとなる。 (2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、 当該超える数量 1,598,900 株 (2,521,400 株－922,500 株) について、 当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格 (208 円) に当該超える数量を乗じて得た額 332,571,200 円 (208 円×1,598,900 株) － 買付価額 301,655,700 円 (※5) = 30,915,500 円 (※5) 買付価額は、「186 円×1,275,100 株+187 円×2,400 株+	

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
15 つづき		188 円×3,900 株+189 円×2,600 株+190 円×6,200 株+ 191 円×40,900 株+192 円×18,900 株+193 円×8,100 株 +194 円×4,200 株+195 円×21,700 株+196 円×25,400 株 +197 円×9,400 株+198 円×16,200 株+199 円×11,300 株 +200 円×5,500 株+201 円×7,800 株+202 円×23,200 株 +203 円×21,300 株+204 円×4,000 株+205 円×4,600 株 +206 円×15,400 株+207 円×37,000 株+208 円×33,800 株」の合計額である。	
16	26. 10. 10	【違反行為】 内部者取引（金商法第 175 条第 1 項） 【銘柄名】 夢の街創造委員会（大証 J A S D A Q） 【課徴金納付命令対象者】 夢の街創造委員会社員からの情報受領者 【違反行為の態様】 対象者は、夢の街創造委員会(株)（以下「夢の街創造委員会」という。）の社員から、同人がその職務に関し知った、夢の街創造委員会の業務執行を決定する機関が、(株)薩摩恵比寿堂の発行済株式の全部を取得して子会社化することについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 25 年 5 月 17 日より前の同年 4 月 19 日から同年 5 月 16 日までの間、自己の計算において、夢の街創造委員会株式合計 8,600 株を買付価額合計 471 万 9,500 円で買い付けた。 【課徴金額】 256 万円 (注) 課徴金額は、 (重要事実が公表された後 2 週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、重要事実の公表後 2 週間における夢の街創造委員会の最も高い株価は、847 円であることから、 (847 円×8,600 株) - 買付価額 4,719,500 円 (※) =2,564,700 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>256 万円</u> (※) 買付価額は、「515 円×700 株+516 円×1,400 株+518 円×1,700 株+561 円×200 株+562 円×600 株+563 円×900 株+565 円×1,900 株+572 円×200 株+612 円×1,000 株」の合計額である。	審判手続開始決定日 平成 26 年 10 月 14 日 課徴金納付命令決定日 平成 26 年 11 月 6 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。
17	26. 10. 10	【違反行為】 相場操縦（金商法第 174 条の 2 第 1 項） 【銘柄名】 川口化学工業（東証 2 部） 【課徴金納付命令対象者】 無職の者 【違反行為の態様】 対象者は、川口化学工業(株)の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。 【課徴金額】 93 万円 (注) 1. 課徴金額は、 (1) 売買対当数量 (※ 1) に係るものについて、 (有価証券の売付価額) - (有価証券の買付価額)	審判手続開始決定日 平成 26 年 10 月 14 日 課徴金納付命令決定日 平成 26 年 10 月 30 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
17 つづき		と、 (2) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (有価証券の売付価額)－(当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量) または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量)－(有価証券の買付価額) との合計額として計算される。 (※1) 売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。 2. 本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計 932,000 円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>93万円</u> (1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、 ① 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、46,000 株であり、 ② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量 22,000 株に、違反行為の開始時にその時における価格(109円)で買付けをしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 26,000 株を加えた 48,000 株である ことから、46,000 株となる。 当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額 6,003,000 円(※2)－買付価額 5,090,000 円(※3) ＝ 913,000 円 (※2) 売付価額は、「110円×2,000株+124円×4,000株+125円×4,000株+130円×19,000株+131円×1,000株+133円×1,000株+134円×2,000株+135円×3,000株+138円×10,000株」の合計額である。 (※3) 買付価額は、「109円×28,000株+110円×3,000株+111円×7,000株+112円×5,000株+123円×1,000株+124円×2,000株」の合計額である。 (※4) 買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。 本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格(109円)で買い付けたものとみなされるもの(みなし買付け)から割り当てられることとなる。 (2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、 当該超える数量 2,000 株(48,000 株－46,000 株)について、 当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格(134円)に当該超える数量を乗じて得た額	

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
17 つづき		268,000 円 (134 円×2,000 株)－買付価額 249,000 円 (※5) ＝19,000 円 (※5) 買付価額は、「124 円×1,000 株+125 円×1,000 株」の合計額である。	
18	26. 11. 11	【違反行為】相場操縦（金商法第 174 条の 2 第 1 項） 【銘柄名】伊勢化学工業（東証 2 部） 【課徴金納付命令対象者】会社員 【違反行為の態様】 対象者は、伊勢化学工業㈱の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。 【課徴金額】 105 万円 (注) 1. 課徴金額は、 (1) 売買対当数量 (※1) に係るものについて、 (有価証券の売付価額)－(有価証券の買付価額) と、 (2) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (有価証券の売付価額)－(当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量) または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量)－(有価証券の買付価額) との合計額として計算される。 (※1) 売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。 2. 本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計 1,050,000 円 ⇒課徴金の額は、<u>105 万円</u> (1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、 ① 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、46,000 株であり、 ② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量 91,000 株に、違反行為の開始時にその時における価格 (484 円) で買付けをしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 18,000 株を加えた 109,000 株であることから、46,000 株となる。 当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額 23,387,000 円 (※2)－買付価額 22,510,000 円 (※3)＝877,000 円	審判手続開始決定日 平成 26 年 11 月 12 日 課徴金納付命令決定日 平成 26 年 12 月 4 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
18 つづき		(※2) 売付価額は、「489 円×10,000 株+494 円×8,000 株+510 円×7,000 株+515 円×4,000 株+520 円×7,000 株+525 円×5,000 株+530 円×5,000 株」の合計額である。 (※3) 買付価額は、「484 円×19,000 株+488 円×1,000 株+489 円×12,000 株+490 円×2,000 株+491 円×1,000 株+494 円×7,000 株+500 円×1,000 株+509 円×1,000 株+510 円×2,000 株」の合計額である。 (※4) 買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。 本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格（484 円）で買い付けたものとみなされるもの（みなし買付け）から割り当てられることとなる。 (2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、 当該超える数量 63,000 株（109,000 株－46,000 株）について、 当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格（518 円）に当該超える数量を乗じて得た額 32,634,000 円（518 円×63,000 株）－ 買付価額 32,461,000 円（※5）＝173,000 円 (※5) 買付価額は、「495 円×4,000 株+500 円×3,000 株+510 円×17,000 株+512 円×2,000 株+513 円×6,000 株+514 円×1,000 株+515 円×4,000 株+520 円×9,000 株+522 円×3,000 株+525 円×6,000 株+529 円×1,000 株+530 円×7,000 株」の合計額である。	
19	26. 11. 11	【違反行為】 内部者取引（金商法第 175 条第 2 項） 【銘柄名】 チムニー（東証 2 部） 【課徴金納付命令対象者】 公開買付者との契約締結交渉者からの情報受領者 【違反行為の態様】 対象者は、㈱やまや（以下「やまや」という。）と公開買付けの実施及び応募に関する契約の締結の交渉をしていた者から、同人が同契約の締結交渉に関し知った、やまやの業務執行を決定する機関が、チムニー㈱（以下「チムニー」という。）株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 25 年 11 月 7 日より前の同年 10 月 22 日から同月 24 日までの間、自己の計算において、チムニー株式合計 1,500 株を買付価額合計 162 万 1,500 円で買い付けた。 【課徴金額】 44 万円 (注) 課徴金額は、 （公開買付け等の実施に関する事実が公表された後 2 週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数）となる。したがって、公開買付け等の実施に関する事実の公表後 2 週間におけるチムニーの最も高い株価は、1,380 円であることか	審判手続開始決定日 平成 26 年 11 月 12 日 課徴金納付命令決定日 平成 26 年 12 月 4 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
19 つづき		ら、 (1,380 円×1,500 株) - 買付価額 1,621,500 円 (※) =448,500 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、 <u>44 万円</u> (※) 買付価額は、「1,088 円×1,000 株+1,067 円×500 株」の合計 額である。	
20	26. 12. 5	【違反行為】 内部者取引（金商法第 175 条第 2 項） 【銘柄名】 日立メディコ（東証 1 部） 【課徴金納付命令対象者】 公開買付者との契約締結交渉者の社員からの情報受領者 【違反行為の態様】 対象者は、(株)日立メディコ（以下「日立メディコ」という。）の社員から、(株)日立製作所（以下「日立製作所」という。）の業務執行を決定する機関が日立メディコ株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 25 年 11 月 13 日より前の同月 12 日、自己の計算において、日立メディコ株式合計 1,000 株を買付価額合計 135 万 3,000 円で買い付けた。 上記公開買付けの実施に関する事実は、日立メディコの役員が、同社と日立製作所との公開買付けの条件に関する契約の締結交渉に関し知り、その後、日立メディコの社員が、その職務に関しこの事実を知ったものである。 【課徴金額】 44 万円 (注) 課徴金額は、 (公開買付け等の実施に関する事実が公表された後 2 週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、公開買付け等の実施に関する事実の公表後 2 週間における日立メディコの最も高い株価は、1,799 円であることから、 (1,799 円×1,000 株) - 買付価額 1,353,000 円 (※) =446,000 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>44 万円</u> (※) 買付価額は、「1,353 円×1,000 株」の額である。	審判手続開始決定日 平成 26 年 12 月 8 日 課徴金納付命令決定日 平成 27 年 1 月 15 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。
21	26. 12. 12	【違反行為】 内部者取引（金商法第 175 条第 1 項） 【銘柄名】 ワイヤレスゲート（東証マザーズ） 【課徴金納付命令対象者】 (株)ワイヤレスゲート役員からの情報受領者 【違反行為の態様】 対象者は、(株)ワイヤレスゲート（以下「ワイヤレスゲート」という。）の役員から、同人がその職務に関し知った、ワイヤレスゲートの業務執行を決定する機関が株式の分割を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 25 年 7 月 19 日午後 3 時頃より前の同日午前 10 時 12 分頃、自己の計算において、ワイヤレスゲート株式合計 1,000 株を買付価額合計 548 万円で買い付けた。	審判手続開始決定日 平成 26 年 12 月 12 日 課徴金納付命令決定日 平成 27 年 1 月 15 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
21 つづき		【課徴金額】 52 万円 (注) 課徴金額は、 (重要事実が公表された後 2 週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、重要事実の公表後 2 週間におけるワイヤレスゲートの最も高い株価は、6,000 円であることから、 (6,000 円 × 1,000 株) - 買付価額 5,480,000 円 (※) = 520,000 円 ⇒ 課徴金の額は、<u>52 万円</u> (※) 買付価額は、「5,480 円 × 1,000 株」の額である。	
22	26. 12. 19	【違反行為】 内部者取引 (金商法第 175 条第 1 項) 【銘柄名】 日神不動産 (東証 1 部) 【課徴金納付命令対象者】 日神不動産(株)役員からの情報受領者 【違反行為の態様】 対象者は、日神不動産(株) (以下「日神不動産」という。)の役員から、同人がその職務に関し知った、同社の平成 26 年 3 月期の剰余金の配当について、平成 25 年 5 月 10 日に公表がされた直近の予想値 (10 円) に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実の伝達を受けながら、新たに算出した剰余金の配当予想値が実質 12 円と公表された平成 25 年 10 月 21 日午後 3 時頃より前の同日午前 10 時 34 分頃、自己の同族会社の計算において、日神不動産株式会社 計 9,700 株を買付価額合計 686 万 3,300 円で買い付けた。 【課徴金額】 104 万円 (注) 課徴金額は、 (重要事実が公表された後 2 週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、重要事実の公表後 2 週間における日神不動産の最も高い株価は、815 円であることから、 (815 円 × 9,700 株) - 買付価額 6,863,300 円 (※) = 1,042,200 円 ⇒ 課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>104 万円</u> (※) 買付価額は、「705 円 × 500 株 + 706 円 × 2,300 株 + 707 円 × 1,000 株 + 708 円 × 3,100 株 + 709 円 × 2,800 株」の合計額である。	審判手続開始決定日 平成 26 年 12 月 19 日 審判手続中 (平成 27 年 4 月 30 日現在)
23	27. 2. 20	【違反行為】 内部者取引 (金商法第 175 条第 1 項) 【銘柄名】 加地テック (東証 2 部) 【課徴金納付命令対象者】 (株)加地テック社員 【違反行為の態様】 対象者は、その職務に関し、(株)加地テック (以下「加地テック」という。)の平成 26 年 3 月期の業績予想における売上高について、平成 25 年 4 月 30 日に公表がされた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実を知りながら、新たに算出した予想値が、売上高	審判手続開始決定日 平成 27 年 3 月 2 日 課徴金納付命令決定日 平成 27 年 3 月 18 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
23 つづき		50 億円として公表がされた平成 25 年 10 月 24 日午後 4 時 30 分頃より前の同日午後 0 時 30 分頃、自己の計算において、加地テック株式合計 1 万株を売付価額合計 382 万円で売り付けた。 【課徴金額】 71 万円 (注) 課徴金額は、 $(\text{売付価格}) \times (\text{売付株数}) - (\text{重要事実が公表された後 2 週間における最も低い価格}) \times (\text{売付株数})$ となる。したがって、重要事実の公表後 2 週間における加地テックの最も低い株価は、311 円であることから、 $\text{売付価額 } 3,820,000 \text{ 円} (\text{※}) - (311 \text{ 円} \times 10,000 \text{ 株}) = 710,000 \text{ 円}$ $\Rightarrow$課徴金の額は、<u>71 万円</u> (※) 売付価額は、「382 円 $\times$ 10,000 株」の額である。	
24	27. 2. 27	【違反行為】相場操縦（金商法第 174 条の 2 第 1 項） 【銘柄名】高田工業所（東証 2 部、福証） 【課徴金納付命令対象者】会社役員 【違反行為の態様】 対象者は、(株)高田工業所の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。 【課徴金額】 739 万円 (注) 1. 課徴金額は、 (1) 売買対当数量（※ 1）に係るものについて、 $(\text{有価証券の売付価額}) - (\text{有価証券の買付価額})$ と、 (2) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 $(\text{有価証券の売付価額}) - (\text{当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格} \times \text{当該超える数量})$ または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 $(\text{当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格} \times \text{当該超える数量}) - (\text{有価証券の買付価額})$ との合計額として計算される。 (※ 1) 売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。 2. 本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計 7,398,000 円 $\Rightarrow$課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>739 万円</u> (1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、 ① 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、83,500 株であ	審判手続開始決定日 平成 27 年 3 月 2 日 審判手続中 （平成 27 年 4 月 30 日現在）

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
24 つづき		り、 ② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量 100,000 株に、違反行為の開始時にその時における価格 (312 円) で買付けをしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 61,000 株を加えた 161,000 株であることから、83,500 株となる。 当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額 27,438,000 円 (※2) - 買付価額 26,058,500 円 (※3) = 1,379,500 円 (※2) 売付価額は、「312 円×20,000 株+314 円×2,500 株+315 円×13,000 株+316 円×500 株+317 円×2,000 株+318 円×2,000 株+322 円×500 株+323 円×2,500 株+324 円×500 株+325 円×500 株+326 円×1,500 株+329 円×3,000 株+330 円×6,000 株+333 円×1,000 株+334 円×1,000 株+335 円×1,000 株+336 円×1,000 株+337 円×2,000 株+338 円×500 株+339 円×1,000 株+340 円×1,000 株+341 円×1,000 株+342 円×1,000 株+343 円×1,500 株+344 円×500 株+345 円×1,500 株+348 円×1,000 株+350 円×1,000 株+354 円×3,500 株+355 円×1,500 株+357 円×2,000 株+360 円×2,000 株+361 円×500 株+365 円×500 株+372 円×500 株+373 円×500 株+374 円×500 株+378 円×500 株+379 円×1,000 株」の合計額である。 (※3) 買付価額は、「312 円×80,500 株+314 円×2,500 株+315 円×500 株」の合計額である。 (※4) 買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。 本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格 (312 円) で買い付けたものとみなされるもの (みなし買付け) から割り当てられることとなる。 (2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、 当該超える数量 77,500 株 (161,000 株-83,500 株) について、 当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格 (418 円) に当該超える数量を乗じて得た額 32,395,000 円 (418 円×77,500 株) - 買付価額 26,376,500 円 (※5) = 6,018,500 円 (※5) 買付価額は、「314 円×6,000 株+315 円×14,500 株+316 円×500 株+317 円×1,000 株+318 円×2,500 株+321 円×3,500 株+322 円×1,000 株+325 円×500 株+329 円×500 株+333 円×500 株+336 円×500 株+338 円×500 株+339 円×3,000 株+342 円×500 株+343 円×1,000 株+345 円×500 株+347 円×3,000 株+350 円×11,000 株+352 円×1,500 株+353 円×500 株+354 円×1,000 株+355 円×6,000 株+357 円×2,500 株+361 円×500 株+362 円×1,000 株+363 円×1,000 株+364 円×3,000 株+365 円×2,500 株+367 円×1,000 株+368 円×1,000 株+369 円×	

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
24 つづき		500 株+370 円×2,000 株+372 円×500 株+373 円×500 株 +374 円×500 株+382 円×500 株+383 円×500 株+384 円 ×500 株」の合計額である。	
25 ～28	27. 3. 24	【違反行為】 内部者取引（金商法第 175 条第 2 項） 【銘柄名】 トーメンエレクトロニクス（東証 1 部） 【課徴金納付命令対象者】 公開買付者との契約締結交渉者の役員からの情報受領者①ないし④ 【違反行為の態様】 対象者①ないし④は、公開買付者との契約締結交渉者の役員から、豊田通商㈱の業務執行を決定する機関が㈱トーメンエレクトロニクス（以下「トーメンエレクトロニクス」という。）株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、 対象者①は、この事実が公表された平成 26 年 1 月 28 日より前の同月 14 日、自己の計算において、トーメンエレクトロニクス株式合計 2,000 株を買付価額合計 253 万 1,100 円で買い付けた。 対象者②は、この事実が公表された平成 26 年 1 月 28 日より前の同月 9 日、自己の計算において、トーメンエレクトロニクス株式合計 2,000 株を買付価額合計 253 万 4,000 円で買い付けた。 対象者③は、この事実が公表された平成 26 年 1 月 28 日より前の同月 14 日、自己の計算において、トーメンエレクトロニクス株式合計 1,000 株を買付価額合計 126 万 6,900 円で買い付けた。 対象者④は、この事実が公表された平成 26 年 1 月 28 日より前の同月 8 日、自己の計算において、トーメンエレクトロニクス株式合計 200 株を買付価額合計 23 万 9,200 円で買い付けた。 【課徴金額】 課徴金納付命令対象者① 76 万円 課徴金納付命令対象者② 76 万円 課徴金納付命令対象者③ 38 万円 課徴金納付命令対象者④ 9 万円 (注) 課徴金額は、 (公開買付け等の実施に関する事実が公表された後 2 週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、公開買付け等の実施に関する事実の公表後 2 週間におけるトーメンエレクトロニクスの最も高い株価は、1,648 円であることから、 対象者①の課徴金額は、 (1,648 円×2,000 株) - 買付価額 2,531,100 円 (※) =764,900 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>76 万円</u> (※) 買付価額は、「1,264 円×200 株+1,265 円×500 株+1,266 円×1,300 株」の合計額である。 対象者②の課徴金額は、 (1,648 円×2,000 株) - 買付価額 2,534,000 円 (※)	審判手続開始決定日 平成 27 年 3 月 27 日 課徴金納付命令決定日 平成 27 年 4 月 23 日 なお、課徴金納付命令対象者①ないし④から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
25 ～28 つづき		＝762,000 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>76 万円</u> (※) 買付価額は、「1,267 円×2,000 株」の額である。 対象者③の課徴金額は、 (1,648 円×1,000 株) － 買付価額 1,266,900 円 (※) ＝381,100 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>38 万円</u> (※) 買付価額は、「1,266 円×100 株+1,267 円×900 株」の合計額である。 対象者④の課徴金額は、 (1,648 円×200 株) － 買付価額 239,200 円 (※) ＝90,400 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>9 万円</u> (※) 買付価額は、「1,196 円×200 株」の額である。	
29 ～36	27. 3. 27	【違反行為】 内部者取引（金商法第 175 条第 2 項） 【銘柄名】 大陽日酸（東証 1 部） 【課徴金納付命令対象者】 大陽日酸㈱役職員からの情報受領者 ①ないし⑧ 【違反行為の態様】 対象者①ないし⑧は、大陽日酸㈱（以下「大陽日酸」という。）の役員等から、㈱三菱ケミカルホールディングス（以下「三菱ケミカルホールディングス」という。）の業務執行を決定する機関が大陽日酸株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、下記のとおり、大陽日酸株式を買い付けた。 上記公開買付けの実施に関する事実は、三菱ケミカルホールディングスの役員から、大陽日酸の役員がその職務に関し伝達を受け、その後、上記の大陽日酸の役員及び社員がその職務に関し知ったものである。 対象者①は、この事実が公表された平成 26 年 5 月 13 日より前の同月 9 日、自己の計算において、大陽日酸株式合計 4 万株を買付価額合計 3,164 万 4,000 円で買い付けた。 対象者②は、この事実が公表された平成 26 年 5 月 13 日より前の同月 9 日、自己の計算において、大陽日酸株式合計 3,000 株を買付価額合計 236 万円で買い付けた。 対象者③は、この事実が公表された平成 26 年 5 月 13 日より前の同月 8 日、自己の計算において、大陽日酸株式合計 2 万 5,000 株を買付価額合計 1,979 万 1,000 円で買い付けた。 対象者④（法人）は、この事実が公表された平成 26 年 5 月 13 日午後 3 時より前の同日午後 2 時 7 分頃及び 8 分頃、自己の計算において、大陽日酸株式合計 2 万株を買付価額合計 1,780 万円で買い付けた。	審判手続開始決定日 平成 27 年 3 月 27 日 課徴金納付命令決定日 平成 27 年 4 月 23 日 なお、課徴金納付命令対象者①ないし⑧から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
29 ～36 つづき		対象者⑤は、この事実が公表された平成 26 年 5 月 13 日午後 3 時より前の同日午前 10 時 13 分頃、自己の計算において、大陽日酸株式合計 1 万株を買付価額合計 897 万円で買い付けた。 対象者⑥は、この事実が公表された平成 26 年 5 月 13 日より前の同月 8 日、自己の計算において、大陽日酸株式合計 1 万 3,000 株を買付価額合計 1,029 万 6,000 円で買い付けた。 対象者⑦（法人）は、この事実が公表された平成 26 年 5 月 13 日より前の同月 8 日、自己の計算において、大陽日酸株式合計 5 万株を買付価額合計 3,960 万円で買い付けた。 対象者⑧は、この事実が公表された平成 26 年 5 月 13 日より前の同月 8 日及び 9 日、自己の計算において、大陽日酸株式合計 1 万 4,000 株を買付価額合計 1,105 万 4,000 円で買い付けた。 【課徴金額】 課徴金納付命令対象者① 503 万円 課徴金納付命令対象者② 39 万円 課徴金納付命令対象者③ 313 万円 課徴金納付命令対象者④ 54 万円 課徴金納付命令対象者⑤ 20 万円 課徴金納付命令対象者⑥ 162 万円 課徴金納付命令対象者⑦ 625 万円 課徴金納付命令対象者⑧ 178 万円 (注) 課徴金額は、 (公開買付け等の実施に関する事実が公表された後 2 週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、公開買付け等の実施に関する事実の公表後 2 週間における大陽日酸の最も高い株価は、917 円であることから、 対象者①の課徴金額は、 (917 円 × 40,000 株) - 買付価額 31,644,000 円 (※) = 5,036,000 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>503 万円</u> (※) 買付価額は、「790 円 × 12,000 株 + 791 円 × 12,000 株 + 792 円 × 16,000 株」の合計額である。 対象者②の課徴金額は、 (917 円 × 3,000 株) - 買付価額 2,360,000 円 (※) = 391,000 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>39 万円</u> (※) 買付価額は、「786 円 × 1,000 株 + 787 円 × 2,000 株」の合計額である。 対象者③の課徴金額は、 (917 円 × 25,000 株) - 買付価額 19,791,000 円 (※) = 3,134,000 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>313 万円</u> (※) 買付価額は、「791 円 × 9,000 株 + 792 円 × 16,000 株」の合計額である。 対象者④の課徴金額は、	

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
29 ～36 つづき		(917 円×20,000 株) － 買付価額 17,800,000 円 (※) ＝540,000 円 ⇒課徴金の額は、<u>54 万円</u> (※) 買付価額は、「890 円×20,000 株」の額である。 対象者⑤の課徴金額は、 (917 円×10,000 株) － 買付価額 8,970,000 円 (※) ＝200,000 円 ⇒課徴金の額は、<u>20 万円</u> (※) 買付価額は、「897 円×10,000 株」の額である。 対象者⑥の課徴金額は、 (917 円×13,000 株) － 買付価額 10,296,000 円 (※) ＝1,625,000 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>162 万円</u> (※) 買付価額は、「792 円×13,000 株」の額である。 対象者⑦の課徴金額は、 (917 円×50,000 株) － 買付価額 39,600,000 円 (※) ＝6,250,000 円 ⇒課徴金の額は、<u>625 万円</u> (※) 買付価額は、「792 円×50,000 株」の額である。 対象者⑧の課徴金額は、 (917 円×14,000 株) － 買付価額 11,054,000 円 (※) ＝1,784,000 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>178 万円</u> (※) 買付価額は、「789 円×10,000 株+791 円×4,000 株」の合計 額である。	
37	27. 3. 27	【違反行為】 内部者取引（金商法第 175 条第 2 項） 【銘柄名】 大陽日酸（東証 1 部） 【課徴金納付命令対象者】 大陽日酸(株)社員からの情報受領者の 社員 【違反行為の様態】 対象者は、勤務先の役員が大陽日酸(株)（以下「大陽日酸」という。）の社員から職務上伝達を受けた、(株)三菱ケミカルホールディングス（以下「三菱ケミカルホールディングス」という。）の業務執行を決定する機関が大陽日酸株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を、その職務に関し知りながら、この事実が公表された平成 26 年 5 月 13 日午後 3 時より前に、下記のとおり、大陽日酸株式を買い付けた。 上記公開買付けの実施に関する事実は、三菱ケミカルホールディングスの役員から、大陽日酸の役員がその職務に関し伝達を受け、その後、上記の大陽日酸の社員がその職務に関し知ったものである。 【課徴金額】 54 万円 (注) 課徴金額は、 (公開買付け等の実施に関する事実が公表された後 2 週間におけ	審判手続開始決定日 平成 27 年 3 月 27 日 課徴金納付命令決定日 平成 27 年 4 月 23 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
37 つづき		る最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、公開買付け等の実施に関する事実の公表後 2 週間における大陽日酸の最も高い株価は、917 円であることから、 (917 円 × 4,000 株) - 買付価額 3,124,000 円 (※) = 544,000 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>54 万円</u> (※) 買付価額は、「781 円 × 4,000 株」の額である。	
38	27. 3. 27	【違反行為】 内部者取引 (金商法第 175 条第 1 項) 【銘柄名】 三菱ケミカルホールディングス (東証 1 部) 【課徴金納付命令対象者】 (株)三菱ケミカルホールディングスとの契約締結交渉者の役員からの情報受領者 【違反行為の様態】 対象者 (法人) は、同社役員において、大陽日酸(株) (以下「大陽日酸」という。)の役員から、(株)三菱ケミカルホールディングス (以下「三菱ケミカルホールディングス」という。)の業務執行を決定する機関が、大陽日酸の発行済株式を取得して子会社化することについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 26 年 5 月 13 日午後 3 時より前の同日午後 2 時 26 分頃、自己の計算において、三菱ケミカルホールディングス株式合計 2 万株を買付価額合計 830 万円で買い付けた。 上記重要事実は、三菱ケミカルホールディングスと公開買付けの基本的内容に関する契約の締結交渉をしていた大陽日酸の役員が同契約の交渉に関し知り、その後、上記の大陽日酸の役員がその職務に関し知ったものである。 【課徴金額】 24 万円 (注) 課徴金額は、 (重要事実が公表された後 2 週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、重要事実の公表後 2 週間における三菱ケミカルホールディングスの最も高い株価は、427 円であることから、 (427 円 × 20,000 株) - 買付価額 8,300,000 円 (※) = 240,000 円 ⇒課徴金の額は、<u>24 万円</u> (※) 買付価額は、「415 円 × 20,000 株」の額である。	審判手続開始決定日 平成 27 年 3 月 27 日 課徴金納付命令決定日 平成 27 年 4 月 23 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

※ 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

②国際取引等調査の結果に基づく勧告（不公正取引）

（平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月）

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1	26. 6. 13	【違反行為】相場操縦（金商法第 174 の 2 条第 1 項） 【銘柄名】TOPIX 先物 【課徴金納付命令対象者】むさし証券株式会社 【違反行為の態様】 むさし証券株式会社（以下「むさし証券」という。）は、第一種金融商品取引業を行うことにつき内閣総理大臣の登録を受けている株式会社であるが、同社ディーラーにおいて、同社の業務に関し、TOPIX 先物（平成 25 年 9 月限月）について、市場デリバティブ取引を誘引する目的をもって、平成 25 年 7 月 29 日から同月 31 日まで及び同年 9 月 9 日から同月 11 日までの間、合計 6 取引日にわたり、約定させる意思がないのに、買い最良気配値に多数の買い注文を発注したり、売り最良気配値に多数の売り注文を発注したりするなどの方法により、上記先物合計 2,016 単位を買い付ける一方、同先物合計 2,016 単位を売り付けるとともに、同先物合計 4 万 3,554 単位の買い注文及び合計 4 万 4,889 単位の売り注文を発注し、もって、自己の計算において、市場デリバティブ取引が繁盛であると誤解させ、かつ、上記先物の相場を変動させるべき一連の市場デリバティブ取引及び申込みをした。 【課徴金額】 543 万円 （注）課徴金額は、 1. 売買対当数量（※ 1）に係るものについて、（有価証券の売付け等の価額）－（有価証券の買付け等の価額）として計算される。 （※ 1）売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付け等数量と買付け等数量のうち、いずれか少ない数量をいう。 2. 本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ計算した額 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>543 万円</u> (1)平成 25 年 7 月 29 日ないし同月 31 日における一連の市場デリバティブ取引及び申込みについて （有価証券の売付け等の価額）22,641,455,000 円－（有価証券の買付け等の価額）22,636,145,000 円＝5,310,000 円 (2)平成 25 年 9 月 9 日ないし同月 11 日における一連の市場デリバティブ取引及び申込みについて （有価証券の売付け等の価額）356,675,000 円－（有価証券の買付け等の価額）356,550,000 円＝125,000 円	審判手続開始決定日 平成 26 年 6 月 13 日 課徴金納付命令決定日 平成 26 年 6 月 26 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。
2	26. 9. 5	【違反行為】相場操縦（金商法第 174 の 2 条第 1 項） 【銘柄名】長期国債先物 【課徴金納付命令対象者】会社役員 【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者は、長期国債先物（平成 25 年 9 月限月）について、市場デリバティブ取引を誘引する目的をもって、平成 25 年 6 月 26 日午前 9 時 33 分頃から同日午後 2 時 58 分頃までの間、約定させる意思がないのに、買い最良気配値以下の価格に多数の買い注文を発注したり、売り最良気配	審判手続開始決定日 平成 26 年 9 月 5 日 課徴金納付命令決定日 平成 26 年 11 月 6 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
2 つづき		値以上の価格に多数の売り注文を発注したりするなどの方法により、上記先物合計 39 単位を買い付ける一方、同先物合計 39 単位を売り付けるとともに、同先物合計 1,672 単位の買い注文及び合計 757 単位の売り注文を発注し、もって、自己の計算において、市場デリバティブ取引が繁盛であると誤解させ、かつ、上記先物の相場を変動させるべき一連の市場デリバティブ取引及び委託をした。 【課徴金額】 33 万円 (注) 課徴金額は、 1. 売買対当数量(※1)に係るものについて、(有価証券の売付け等の価額)－(有価証券の買付け等の価額)として計算される。 (※1) 売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付け等数量と買付け等数量のうち、いずれか少ない数量をいう。 2. 本件における課徴金の額は、下記のとおり計算した額 ⇒33 万円 平成 25 年 6 月 26 日における一連の市場デリバティブ取引及び委託について (有価証券の売付け等の価額) 5,545,500,000 円－(有価証券の買付け等の価額) 5,545,170,000 円＝330,000 円	
3	26.12.5	【違反行為】相場操縦(金商法第 174 の 2 条第 1 項) 【銘柄名】日東電工(東証 1 部) 【課徴金納付命令対象者】Areion Asset Management Company Limited 【違反行為の態様】 Areion Asset Management Company Limited(以下「アレイオン」という。)は、香港法に基づき設立されたリミテッド・カンパニーであり、ケイマン籍ユニット・トラストのハレイオン・ファンド(Hareion Fund)の受託者であるオジェ・トラスティーズ(ケイマン)・リミテッド及びインベストメント・マネージャーであるジリオン・キャピタル・リミテッドとの間で締結したインベストメント・アドバイザリー契約に基づき、同ファンドに出資された資産の運用権限を有していたものである。 アレイオンは、その代表者らにおいて、アレイオンの業務に関し、日東電工株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 25 年 9 月 25 日午後 2 時 59 分 30 秒から同日午後 3 時までの間、成行又は直前約定値より高指値で大量の買い注文を連続して発注して株価を引き上げたり、下値に大量の買い注文を発注するなどの方法により、同株式合計 788 万 6,900 株を買い付けるとともに、同株式合計 131 万 1,200 株の買付けの委託を行い、もって、アレイオンの役員等の同年 9 月度における同ファンドへの出資割合である 7.25 パーセント相当については自己の計算において、それ以外については自己以外の者である同ファンドへの出資者の計算において、同株式の売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。 【課徴金額】 4 億 3,074 万円	審判手続開始決定日 平成 27 年 1 月 16 日 審判手続中 (平成 27 年 4 月 30 日現在)

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
3 つづき		(注) 課徴金額は、 1. (1) 売買対当数量(※1)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額 (※1) 売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付け等数量と買付け等数量のうち、いずれか少ない数量をいう。 (2) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量が当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量を超える場合、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての平成25年法律第45号による改正前の金商法第67条の19に規定する最高の価格のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額 及び (3) 違反者が、自己以外の者の計算において、当該違反行為の開始時から当該違反行為の終了後1月を経過するまでの間に違反行為等をした場合、当該違反行為等に係る手数料、報酬その他の対価の額 の合計額として算定される。 2. 本件における課徴金の額は、下記(1)ないし(3)によりそれぞれ算定される額の合計 430,740,136 円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>4億3,074万円</u> (1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、 (i) 自己の計算による有価証券の売付け等の数量が0株であり、 (ii) 自己の計算による有価証券の買付け等の数量が1,030,522.25株(※2)である ことから、0株となる。 (※2) 実際の買付け等の数量7,886,900株に違反者の役員等のハレイオン・ファンド(Hareion Fund)に対する出資割合7.25パーセントを乗じて得られる571,800.25株に、上記改正前の同法第174条の2第8項及び金商法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(6,690円)で当該違反行為に係る有価証券の買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量6,327,200株に同7.25パーセントを乗じて得られる458,722株を加えた数量。 (2) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量が当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量を超えることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての上記改正前の同法第67条の19に規定する最高の価格に当該超える数量を乗じて得た額から、当該超	

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
3 つづき		える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額は、 (7,300 円×1,030,522.25 株) －{違反行為期間中における有価証券の買付け等の価額のうち 上記ファンドに対する違反者の役員等の出資割合相当額 (55,617,651,000 円×7.25%)}＋違反行為の開始時にその 時における価格で当該違反行為に係る有価証券の買付け等 を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為 の開始時に所有している当該有価証券の価額 (6,690 円× 6,327,200 株×7.25%)} により算定される 421,682,547 円となる。 (3)違反者は、自己以外の者の計算において、運用財産の運用とし て当該違反行為の開始時から当該違反行為の終了後 1 月を経過 するまでの間に違反行為等をしていることから、当該違反行為 等に係る手数料、報酬その他の対価の額は、上記改正前の同法 第 174 条の 2 第 1 項及び平成 26 年内閣府令第 7 号による改正前 の金商法第六章の二による課徴金に関する内閣府令第 1 条の 16 の規定により、(ア) 算定対象取引が行われた月について違 反者に当該運用財産の運用の対価として支払われた運用報酬の 価額の総額に、(イ) 違反行為の開始時から違反行為の終了後 1 月を経過するまでの間の当該運用財産である算定対象取引の銘 柄の総額のうち最も高い額を乗じた額を、(ウ) 算定対象取引が 行われた月の末日のうち最も遅い日における当該運用財産の総 額で除して得た額のうち、(エ) 上記ファンドに対する違反者の 役員等以外の者の出資割合相当額 (ア) 13,927,406 円×(イ) (7,540 円×14,214,100 株)÷(ウ) 152,832,389,165 円×(エ) 92.74% により算定される 9,057,589 円となる。	
4	27.3.6	【違反行為】相場操縦（金商法第 174 の 2 条第 1 項） 【銘柄名】日本海洋掘削（東証 1 部）ほか 44 銘柄 【課徴金納付命令対象者】Select Vantage Inc. 【違反行為の態様】 Select Vantage Inc.（以下「セレクト・バンテイジ」とい う。）は、英領アンギラに登記住所を置き、自己資金により株 式売買等を行って収益を得ることを業とする会社であるが、 同社の株式売買業務に従事していたトレーダーらにおいて、 同社の業務に関し、日本海洋掘削株式会社の株式等、いづれ も金融商品取引所が上場する合計 45 銘柄の株式につき、私設 取引システム（Proprietary Trading System。以下「PTS」 という。）を利用した上記各株式の売買を誘引する目的をもっ て、平成 26 年 4 月 9 日から同年 5 月 23 日までの間、合計 28 取引日にわたり、金融商品取引所の午前立会時間終了後から 午後立会時間開始前までの注文受付時間に、取引所金融商品 市場で成行又は直前の寄前気配値段よりも上値の価格帯に約 定させる意思のない大量の買い注文を発注して寄前気配値段 を引き上げた上で、PTS で売り注文を発注し、その売り注 文の一部に自己の買い注文を対当させて株価を引き上げて残 りの売り注文を自己に有利な価格で約定させるなどの方法に より、上記各株式合計 25 万 2,600 株を買い付け、及び合計 27 万 6,800 株を売り付けるとともに、上記各株式合計 153 万 8,200 株の買い注文及び合計 17 万 1,200 株の売り注文を発注	審判手続開始決定日 平成 27 年 4 月 7 日 審判手続中 (平成 27 年 4 月 30 日現在)

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
4 つづき		し、もって、自己の計算において、上記各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、取引所金融商品市場における上記各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。 【課徴金額】 2,213 万 2,935 円 (注) 課徴金額は、 1. (1) 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額、 (2) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量が当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量を超える場合は、当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額から、当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券等に係る有価証券の買付け等についての金商法第 67 条の 19 又は第 130 条に規定する最低の価格のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額を控除した額 及び (3) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量が当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量を超える場合は、当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券等に係る有価証券の売付け等についての同法第 67 条の 19 又は第 130 条に規定する最高の価格のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額 の合計額として算定。 2. また、同法第 174 条の 2 第 8 項及び金商法施行令第 33 条の 13 第 1 号の規定により、違反者が違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を所有している場合には、上記 1. に掲げる額の計算において、当該違反者が、当該違反行為の開始時にその時における価格で当該違反行為に係る有価証券の買付け等を自己の計算においてしたものとし、 3. さらに、同法第 185 条の 7 第 15 項の規定により、違反者が、違反行為を開始した日から遡り 5 年以内に同法第 185 条の 7 第 1 項の決定を受けたことがあるときは、上記 1. 及び 2. により算定した額に代えて、当該額の 1.5 倍に相当する額を課徴金の額とする。 本件では、課徴金納付命令対象者は平成 26 年 4 月 9 日に違反行為を開始したところ、同者は同日から遡り 5 年以内に同法第 185 条の 7 第 1 項の決定を受けた。 よって、上記「違反行為の態様」に掲げる事実につき、課徴金の額は、上記 1. ないし 3. により算定される 2,213 万 2,935 円となる。 (注) 算定の詳細は、 http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2015/2015/20150306-2/02.pdf を参照願いたい。	

※ 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

③開示検査の結果に基づく勧告（開示書類の虚偽記載等）

（平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月）

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯																					
1	26. 4. 22	【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 （金商法第 172 条の 4 第 1 項・第 2 項） 【課徴金納付命令対象者】 （株）太陽商会（名証セントレックス） 【違反行為の態様】 売買取引の実体を伴っていない物品販売契約を締結すること等により架空の売上を計上した結果、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。 【虚偽記載の内容】 （単位：百万円） <table><thead><tr><th>（平成 25 年 3 月期）</th><th>虚偽記載額</th><th>認定金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>連結経常損益</td><td>43</td><td>5</td></tr><tr><td>連結当期純損益</td><td>50</td><td>11</td></tr><tr><td>連結純資産額</td><td>7</td><td>▲30</td></tr></tbody></table> （平成 25 年 6 月第 1 四半期） <table><tbody><tr><td>連結純資産額</td><td>24</td><td>▲21</td></tr></tbody></table> （平成 25 年 9 月第 2 四半期） <table><tbody><tr><td>連結純資産額</td><td>858 千円</td><td>▲44</td></tr></tbody></table> （平成 25 年 12 月第 3 四半期） <table><tbody><tr><td>連結純資産額</td><td>▲32</td><td>▲78</td></tr></tbody></table> 【課徴金額】 1,200 万円 （注）課徴金額は、以下のように算出される。 ① 平成 25 年 3 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額（16,732 円）が 600 万円を超えないことから、<u>600 万円</u>となる。 ② 平成 25 年 6 月第 1 四半期四半期報告書、平成 25 年 9 月第 2 四半期四半期報告書及び平成 25 年 12 月第 3 四半期四半期報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 〔平成 25 年 6 月第 1 四半期四半期報告書 21,280 円 平成 25 年 9 月第 2 四半期四半期報告書 17,913 円 平成 25 年 12 月第 3 四半期四半期報告書 28,619 円〕 が 600 万円を超えないことから、 イ 平成 25 年 6 月第 1 四半期四半期報告書については、 300 万円 ロ 平成 25 年 9 月第 2 四半期四半期報告書については、 300 万円 ハ 平成 25 年 12 月第 3 四半期四半期報告書については、 300 万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 i 平成 25 年 6 月第 1 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>200 万円</u> ii 平成 25 年 9 月第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の額	（平成 25 年 3 月期）	虚偽記載額	認定金額	連結経常損益	43	5	連結当期純損益	50	11	連結純資産額	7	▲30	連結純資産額	24	▲21	連結純資産額	858 千円	▲44	連結純資産額	▲32	▲78	審判手続開始決定日 平成 26 年 4 月 22 日 課徴金納付命令決定日 平成 26 年 5 月 26 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。
（平成 25 年 3 月期）	虚偽記載額	認定金額																						
連結経常損益	43	5																						
連結当期純損益	50	11																						
連結純資産額	7	▲30																						
連結純資産額	24	▲21																						
連結純資産額	858 千円	▲44																						
連結純資産額	▲32	▲78																						

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1 つづき		は、 <u>200 万円</u> iii 平成 25 年 12 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の額 は、 <u>200 万円</u>	
2	26.6.5	【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 (金商法第 172 条の 4 第 1 項、第 172 条の 2 第 1 項第 1 号) 【課徴金納付命令対象者】 (株)三栄建築設計 (東証 1 部、名証 1 部) 【違反行為の態様】 「虚偽記載の内容」欄に記載のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書等を組込情報とする有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。 【虚偽記載の内容】 ○継続開示 平成 23 年 8 月期 有価証券報告書 ・第 4 【提出会社の状況】 1 【株式等の状況】 (7) 【大株主の状況】 に掲記された大量保有者の所有株式数が 6,840,200 株であるところを 6,554,000 株と記載し、同人の発行済株式総数に対する所有株式数の割合が 72.32% であるところを 69.29% と記載 ・第 4 【提出会社の状況】 5 【役員の状況】 に掲記された大量保有者の所有株式数が 6,840,200 株であるところを 6,554,000 株と記載 ○発行開示 平成 24 年 7 月 13 日提出有価証券届出書 (一般募集) (組込情報) 平成 23 年 8 月期有価証券報告書 平成 24 年 7 月 13 日提出有価証券届出書 (その他の者に対する割当) (組込情報) 平成 23 年 8 月期有価証券報告書 【課徴金額】 7,896 万円 (注) 課徴金額は、以下のように算出される。 ① 平成 23 年 8 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 (693,331 円) が 600 万円を超えないことから、<u>600 万円</u>となる。 ② 重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の 100 分の 4.5 に相当する額が課徴金の額となることから、 イ 平成 24 年 7 月 13 日提出の有価証券届出書 (一般募集) に係る課徴金の額は、 $1,410,200,000 \text{ 円} \times 4.5 / 100 = 63,459,000 \text{ 円}$ について、1 万円未満を切り捨てて、<u>6,345 万円</u>となる。 ロ 平成 24 年 7 月 13 日提出の有価証券届出書 (その他の者に対する割当) に係る課徴金の額は、 $211,530,000 \text{ 円} \times 4.5 / 100 = 9,518,850 \text{ 円}$ について、1 万円未満を切り捨てて、<u>951 万円</u>となる。	審判手続開始決定日 平成 26 年 6 月 5 日 課徴金納付命令決定日 平成 26 年 7 月 1 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯								
3	26. 6. 5	【違反行為】 変更報告書の虚偽記載 (金商法第 172 条の 8) 【課徴金納付命令対象者】 三栄建築設計株式に係る大量保有者 【違反行為の態様】 「虚偽記載の内容」欄に記載のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある変更報告書を提出した。 【虚偽記載の内容】 <table><tr><td>変更報告書 No. 3 (平成 21 年 11 月 16 日提出)</td><td>保有株券等の数が 18,329 株であるところを 17,900 株と記載し、株券等保有割合が 77.94%であるところを 75.70%と記載</td></tr><tr><td>変更報告書 No. 4 (平成 22 年 5 月 19 日提出)</td><td>保有株券等の数が 3,481,500 株であるところを 3,350,000 株と記載し、株券等保有割合が 74.04%であるところを 70.83%と記載</td></tr><tr><td>変更報告書 No. 5 (平成 22 年 8 月 13 日提出)</td><td>保有株券等の数が 3,419,200 株であるところを 3,277,000 株と記載し、株券等保有割合が 72.72%であるところを 69.29%と記載</td></tr><tr><td>変更報告書 No. 6 (平成 24 年 7 月 27 日提出)</td><td>保有株券等の数が 13,540,200 株であるところを 12,946,800 株と記載し、株券等保有割合が 72.00%であるところを 68.44%と記載</td></tr></table> 【課徴金額】 41 万円 (注) 課徴金額は、以下のように算出される。 変更報告書に係る株券等の発行者が発行する株券の当該変更報告書が提出された日の翌日における金商法第 130 条に規定する最終の価格に、当該翌日における当該発行者の発行済株式の総数を乗じて得た額に 10 万分の 1 を乗じて得た額となることから、 イ 平成 21 年 11 月 16 日提出の変更報告書に係る課徴金の額は、 311,000 円×23,647 株× 1 /100,000=73,542 円 について、1 万円未満を切り捨てて、<u>7 万円</u>となる。 ロ 平成 22 年 5 月 19 日提出の変更報告書に係る課徴金の額は、 2,185 円×4,729,400 株× 1 /100,000=103,337 円 について、1 万円未満を切り捨てて、<u>10 万円</u>となる。 ハ 平成 22 年 8 月 13 日提出の変更報告書に係る課徴金の額は 2,250 円×4,729,400 株× 1 /100,000=106,411 円 について、1 万円未満を切り捨てて、<u>10 万円</u>となる。 ニ 平成 24 年 7 月 27 日提出の変更報告書に係る課徴金の額は、 767 円×18,917,600 株× 1 /100,000=145,097 円 について、1 万円未満を切り捨てて、<u>14 万円</u>となる。	変更報告書 No. 3 (平成 21 年 11 月 16 日提出)	保有株券等の数が 18,329 株であるところを 17,900 株と記載し、株券等保有割合が 77.94%であるところを 75.70%と記載	変更報告書 No. 4 (平成 22 年 5 月 19 日提出)	保有株券等の数が 3,481,500 株であるところを 3,350,000 株と記載し、株券等保有割合が 74.04%であるところを 70.83%と記載	変更報告書 No. 5 (平成 22 年 8 月 13 日提出)	保有株券等の数が 3,419,200 株であるところを 3,277,000 株と記載し、株券等保有割合が 72.72%であるところを 69.29%と記載	変更報告書 No. 6 (平成 24 年 7 月 27 日提出)	保有株券等の数が 13,540,200 株であるところを 12,946,800 株と記載し、株券等保有割合が 72.00%であるところを 68.44%と記載	審判手続開始決定日 平成 26 年 6 月 5 日 課徴金納付命令決定日 平成 26 年 7 月 1 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。
変更報告書 No. 3 (平成 21 年 11 月 16 日提出)	保有株券等の数が 18,329 株であるところを 17,900 株と記載し、株券等保有割合が 77.94%であるところを 75.70%と記載										
変更報告書 No. 4 (平成 22 年 5 月 19 日提出)	保有株券等の数が 3,481,500 株であるところを 3,350,000 株と記載し、株券等保有割合が 74.04%であるところを 70.83%と記載										
変更報告書 No. 5 (平成 22 年 8 月 13 日提出)	保有株券等の数が 3,419,200 株であるところを 3,277,000 株と記載し、株券等保有割合が 72.72%であるところを 69.29%と記載										
変更報告書 No. 6 (平成 24 年 7 月 27 日提出)	保有株券等の数が 13,540,200 株であるところを 12,946,800 株と記載し、株券等保有割合が 72.00%であるところを 68.44%と記載										
4	26. 6. 19	【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 (金商法第 172 条の 4 第 1 項・第 2 項) 【課徴金納付命令対象者】 (株)アイレックス (東証ジャスダック)	審判手続開始決定日 平成 26 年 6 月 19 日 課徴金納付命令決定日 平成 26 年 7 月 18 日 なお、課徴金納付命								

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯																																													
4 つづき		【違反行為の態様】 システム開発に係る派遣業務について、実際には作業に従事していない人員の勤務表を改ざんして実態を上回る作業時間を計上することにより、これに対応する架空の売上を計上するなどし、また、システムの開発及び制作を受注して行う取引について、顧客の検収後に発生した労務費等を費用として処理すべきであったにもかかわらず、仕掛品として計上するなどした結果、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。 【虚偽記載の内容】 （単位：百万円） <table><tr><th>（平成 24 年 3 月期）</th><th>虚偽記載額</th><th>認定金額</th></tr><tr><td>連結経常損益</td><td>335</td><td>211</td></tr><tr><td>連結当期純損益</td><td>248</td><td>124</td></tr></table> （平成 24 年 6 月第 1 四半期） <table><tr><td>連結純資産額</td><td>806</td><td>596</td></tr></table> （平成 24 年 9 月第 2 四半期） <table><tr><td>連結四半期経常損益</td><td>190</td><td>▲14</td></tr><tr><td>連結四半期純損益</td><td>135</td><td>▲68</td></tr><tr><td>連結純資産額</td><td>899</td><td>545</td></tr></table> （平成 24 年 12 月第 3 四半期） <table><tr><td>連結四半期経常損益</td><td>129</td><td>▲16</td></tr><tr><td>連結四半期純損益</td><td>69</td><td>▲75</td></tr><tr><td>連結純資産額</td><td>846</td><td>551</td></tr></table> （平成 24 年 9 月第 2 四半期（訂正）） <table><tr><td>連結四半期経常損益</td><td>68</td><td>▲14</td></tr><tr><td>連結四半期純損益</td><td>13</td><td>▲68</td></tr><tr><td>連結純資産額</td><td>715</td><td>545</td></tr></table> 【課徴金額】 1,500 万円 （注）課徴金額は、以下のように算出される。 ① 平成 24 年 3 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額（206,903 円）が 600 万円を超えないことから、<u>600 万円</u>となる。 ② 平成 24 年 6 月第 1 四半期四半期報告書、平成 24 年 9 月第 2 四半期四半期報告書及び平成 24 年 12 月第 3 四半期四半期報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 <table><tr><td>平成 24 年 6 月第 1 四半期四半期報告書</td><td>203,455 円</td></tr><tr><td>平成 24 年 9 月第 2 四半期四半期報告書</td><td>192,050 円</td></tr><tr><td>平成 24 年 12 月第 3 四半期四半期報告書</td><td>191,479 円</td></tr></table> が 600 万円を超えないことから、 イ 平成 24 年 6 月第 1 四半期四半期報告書については、 300 万円 ロ 平成 24 年 9 月第 2 四半期四半期報告書については、 300 万円 ハ 平成 24 年 12 月第 3 四半期四半期報告書については、 300 万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別	（平成 24 年 3 月期）	虚偽記載額	認定金額	連結経常損益	335	211	連結当期純損益	248	124	連結純資産額	806	596	連結四半期経常損益	190	▲14	連結四半期純損益	135	▲68	連結純資産額	899	545	連結四半期経常損益	129	▲16	連結四半期純損益	69	▲75	連結純資産額	846	551	連結四半期経常損益	68	▲14	連結四半期純損益	13	▲68	連結純資産額	715	545	平成 24 年 6 月第 1 四半期四半期報告書	203,455 円	平成 24 年 9 月第 2 四半期四半期報告書	192,050 円	平成 24 年 12 月第 3 四半期四半期報告書	191,479 円	令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。
（平成 24 年 3 月期）	虚偽記載額	認定金額																																														
連結経常損益	335	211																																														
連結当期純損益	248	124																																														
連結純資産額	806	596																																														
連結四半期経常損益	190	▲14																																														
連結四半期純損益	135	▲68																																														
連結純資産額	899	545																																														
連結四半期経常損益	129	▲16																																														
連結四半期純損益	69	▲75																																														
連結純資産額	846	551																																														
連結四半期経常損益	68	▲14																																														
連結四半期純損益	13	▲68																																														
連結純資産額	715	545																																														
平成 24 年 6 月第 1 四半期四半期報告書	203,455 円																																															
平成 24 年 9 月第 2 四半期四半期報告書	192,050 円																																															
平成 24 年 12 月第 3 四半期四半期報告書	191,479 円																																															

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯						
4 つづき		決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 i 平成 24 年 6 月第 1 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>200 万円</u> ii 平成 24 年 9 月第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>200 万円</u> iii 平成 24 年 12 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>200 万円</u> ③ 平成 24 年 9 月第 2 四半期四半期報告書の訂正報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額（192, 050 円）が 600 万円を超えないことから、<u>300 万円</u>となる。							
5	26. 6. 19	【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 （金商法 172 条の 4 第 1 項、第 172 条の 2 第 1 項第 1 号） 【課徴金納付命令対象者】 日本アセットマーケティング(株)（東証マザーズ） 【違反行為の態様】 ソフトウェアの販売に当たり、実体のない販売代理業務に係る契約を締結し、当該契約に基づき仲介手数料を支払うことにより資金を販売先に還流させるとともに、当該仲介手数料に相当する金額を含めたソフトウェアの販売代金を計上することにより、売上を過大に計上した結果、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書等を組込情報とする有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。 【虚偽記載の内容】 ○継続開示 (単位： 百万円) <table><tr><td>(平成 24 年 3 月期)</td><td><u>虚偽記載額</u></td><td><u>認定金額</u></td></tr><tr><td>売上高</td><td>103</td><td>83</td></tr></table> ○発行開示 平成 24 年 9 月 7 日提出有価証券届出書 （新株予約権証券） （組込情報）平成 24 年 3 月期有価証券報告書 平成 24 年 9 月 7 日提出有価証券届出書（株式） （組込情報）平成 24 年 3 月期有価証券報告書 平成 25 年 3 月 1 日提出有価証券届出書 （組込情報）平成 24 年 3 月期有価証券報告書 【課徴金額】 1 億 915 万円 （注）課徴金額は、以下のように算出される。 ① 平成 24 年 3 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額（85, 250 円）が 600 万円を超えないことから、<u>600 万円</u>となる。 ② 重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の 100 分の 4. 5 に相当する額が課徴金の額となることから、 イ 平成 24 年 9 月 7 日提出の有価証券届出書（新株予約権証券）に係る課徴金の額は、	(平成 24 年 3 月期)	<u>虚偽記載額</u>	<u>認定金額</u>	売上高	103	83	審判手続開始決定日 平成 26 年 6 月 19 日 課徴金納付命令決定日 平成 26 年 7 月 18 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。
(平成 24 年 3 月期)	<u>虚偽記載額</u>	<u>認定金額</u>							
売上高	103	83							

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯																																																																											
5 つづき		302,642,640 円×4.5／100＝13,618,918 円 について、1 万円未満を切り捨てて、<u>1,361 万円</u>となる。 ロ 平成 24 年 9 月 7 日提出の有価証券届出書（株式）に係る課徴金の額は、 299,999,340 円×4.5／100＝13,499,970 円 について、1 万円未満を切り捨てて、<u>1,349 万円</u>となる。 ハ 平成 25 年 3 月 1 日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、 1,690,000,000×4.5／100＝<u>7,605 万円</u>となる。																																																																												
6	26.9.2	【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 （金商法第 172 条の 4 第 1 項・第 2 項、第 172 条の 2 第 1 項第 1 号） 【課徴金納付命令対象者】 インスパイアー(株)（東証ジャスダック） 【違反行為の態様】 実際は、カード事業に係るソフトウェアの開発を行っていなかったにもかかわらず、同事業のためのソフトウェアを開発するなどとして、ソフトウェア仮勘定等の架空の資産計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書等を組込情報とする有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。 【虚偽記載の内容】 ○継続開示 （単位：百万円） <table><tr><th>（平成 21 年 9 月第 2 四半期）</th><th>虚偽記載額</th><th>認定金額</th></tr><tr><td>四半期純損益</td><td>▲194</td><td>▲354</td></tr><tr><td>純資産額</td><td>376</td><td>216</td></tr><tr><td>（平成 21 年 12 月第 3 四半期）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>四半期純損益</td><td>▲301</td><td>▲459</td></tr><tr><td>純資産額</td><td>351</td><td>192</td></tr><tr><td>（平成 22 年 3 月期）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>当期純損益</td><td>▲535</td><td>▲698</td></tr><tr><td>純資産額</td><td>259</td><td>97</td></tr><tr><td>（平成 22 年 6 月第 1 四半期）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>純資産額</td><td>180</td><td>17</td></tr><tr><td>（平成 22 年 9 月第 2 四半期）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>純資産額</td><td>44</td><td>▲101</td></tr><tr><td>（平成 22 年 12 月第 3 四半期）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>純資産額</td><td>▲46</td><td>▲192</td></tr><tr><td>（平成 23 年 3 月期）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>純資産額</td><td>▲158</td><td>▲276</td></tr><tr><td>（平成 23 年 6 月第 1 四半期）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>純資産額</td><td>▲228</td><td>▲343</td></tr><tr><td>（平成 23 年 9 月第 2 四半期）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>純資産額</td><td>▲275</td><td>▲383</td></tr><tr><td>（平成 23 年 12 月第 3 四半期）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>純資産額</td><td>▲337</td><td>▲439</td></tr><tr><td>（平成 24 年 3 月期）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>純資産額</td><td>10</td><td>▲85</td></tr></table>	（平成 21 年 9 月第 2 四半期）	虚偽記載額	認定金額	四半期純損益	▲194	▲354	純資産額	376	216	（平成 21 年 12 月第 3 四半期）			四半期純損益	▲301	▲459	純資産額	351	192	（平成 22 年 3 月期）			当期純損益	▲535	▲698	純資産額	259	97	（平成 22 年 6 月第 1 四半期）			純資産額	180	17	（平成 22 年 9 月第 2 四半期）			純資産額	44	▲101	（平成 22 年 12 月第 3 四半期）			純資産額	▲46	▲192	（平成 23 年 3 月期）			純資産額	▲158	▲276	（平成 23 年 6 月第 1 四半期）			純資産額	▲228	▲343	（平成 23 年 9 月第 2 四半期）			純資産額	▲275	▲383	（平成 23 年 12 月第 3 四半期）			純資産額	▲337	▲439	（平成 24 年 3 月期）			純資産額	10	▲85	審判手続開始決定日 平成 26 年 9 月 2 日 課徴金納付命令決定日 平成 26 年 10 月 3 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。
（平成 21 年 9 月第 2 四半期）	虚偽記載額	認定金額																																																																												
四半期純損益	▲194	▲354																																																																												
純資産額	376	216																																																																												
（平成 21 年 12 月第 3 四半期）																																																																														
四半期純損益	▲301	▲459																																																																												
純資産額	351	192																																																																												
（平成 22 年 3 月期）																																																																														
当期純損益	▲535	▲698																																																																												
純資産額	259	97																																																																												
（平成 22 年 6 月第 1 四半期）																																																																														
純資産額	180	17																																																																												
（平成 22 年 9 月第 2 四半期）																																																																														
純資産額	44	▲101																																																																												
（平成 22 年 12 月第 3 四半期）																																																																														
純資産額	▲46	▲192																																																																												
（平成 23 年 3 月期）																																																																														
純資産額	▲158	▲276																																																																												
（平成 23 年 6 月第 1 四半期）																																																																														
純資産額	▲228	▲343																																																																												
（平成 23 年 9 月第 2 四半期）																																																																														
純資産額	▲275	▲383																																																																												
（平成 23 年 12 月第 3 四半期）																																																																														
純資産額	▲337	▲439																																																																												
（平成 24 年 3 月期）																																																																														
純資産額	10	▲85																																																																												

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯																
6 つづき		300 万円 ニ 平成 23 年 3 月期有価証券報告書については、 600 万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 i 平成 22 年 6 月第 1 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120 万円</u> ii 平成 22 年 9 月第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120 万円</u> iii 平成 22 年 12 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120 万円</u> iv 平成 23 年 3 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、<u>240 万円</u> ③ 平成 23 年 6 月第 1 四半期四半期報告書、平成 23 年 9 月第 2 四半期四半期報告書、平成 23 年 12 月第 3 四半期四半期報告書及び平成 24 年 3 月期有価証券報告書に係るもの <table><tr><td colspan="2">同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額</td></tr><tr><td>平成 23 年 6 月第 1 四半期四半期報告書</td><td>6,846 円</td></tr><tr><td>平成 23 年 9 月第 2 四半期四半期報告書</td><td>8,219 円</td></tr><tr><td>平成 23 年 12 月第 3 四半期四半期報告書</td><td>7,537 円</td></tr><tr><td>平成 24 年 3 月期有価証券報告書</td><td>7,788 円</td></tr></table> が 600 万円を超えないことから、 イ 平成 23 年 6 月第 1 四半期四半期報告書については、 300 万円 ロ 平成 23 年 9 月第 2 四半期四半期報告書については、 300 万円 ハ 平成 23 年 12 月第 3 四半期四半期報告書については、 300 万円 ニ 平成 24 年 3 月期有価証券報告書については、 600 万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 i 平成 23 年 6 月第 1 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120 万円</u> ii 平成 23 年 9 月第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120 万円</u> iii 平成 23 年 12 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120 万円</u> iv 平成 24 年 3 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、<u>240 万円</u> ④ 平成 24 年 6 月第 1 四半期四半期報告書及び平成 24 年 9 月第 2 四半期四半期報告書に係るもの <table><tr><td colspan="2">同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額</td></tr><tr><td>平成 24 年 6 月第 1 四半期四半期報告書</td><td>24,208 円</td></tr><tr><td>平成 24 年 9 月第 2 四半期四半期報告書</td><td>21,836 円</td></tr></table> が 600 万円を超えないことから、 イ 平成 24 年 6 月第 1 四半期四半期報告書については、 <u>300 万円</u> ロ 平成 24 年 9 月第 2 四半期四半期報告書については、 <u>300 万円</u> ⑤ 重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の 100 分の 4.5 に相当する額が課徴金の額となることから、 イ 平成 24 年 2 月 20 日提出の有価証券届出書（株式）に係る課徴金の額は、	同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額		平成 23 年 6 月第 1 四半期四半期報告書	6,846 円	平成 23 年 9 月第 2 四半期四半期報告書	8,219 円	平成 23 年 12 月第 3 四半期四半期報告書	7,537 円	平成 24 年 3 月期有価証券報告書	7,788 円	同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額		平成 24 年 6 月第 1 四半期四半期報告書	24,208 円	平成 24 年 9 月第 2 四半期四半期報告書	21,836 円	
同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額																			
平成 23 年 6 月第 1 四半期四半期報告書	6,846 円																		
平成 23 年 9 月第 2 四半期四半期報告書	8,219 円																		
平成 23 年 12 月第 3 四半期四半期報告書	7,537 円																		
平成 24 年 3 月期有価証券報告書	7,788 円																		
同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額																			
平成 24 年 6 月第 1 四半期四半期報告書	24,208 円																		
平成 24 年 9 月第 2 四半期四半期報告書	21,836 円																		

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯																																																
6 つづき		322,759,896 円×4.5／100＝14,524,195 円 について、1 万円未満を切り捨てて、 <u>1,452 万円</u> となる。 ロ 平成 24 年 2 月 20 日提出の有価証券届出書(新株予約権証券) に係る課徴金の額は、 107,562,500 円×4.5／100＝4,840,312 円 について、1 万円未満を切り捨てて、 <u>484 万円</u> となる。																																																	
7	26.11.21	【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 (金商法第 172 条の 4 第 1 項・第 2 項、第 172 条の 2 第 1 項第 1 号) 【課徴金納付命令対象者】 J A L C Oホールディングス(株) (東証ジャスダック) 【違反行為の態様】 連結子会社において、売買取引の実体を伴っていない割賦 販売契約を締結すること等により、売上等を過大に計上した 結果、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等 を提出した。 【虚偽記載の内容】 ○継続開示 (単位：百万円) <table><tr><th>(平成 24 年 6 月第 1 四半期)</th><th>虚偽記載額</th><th>認定金額</th></tr><tr><td>連結四半期純損益</td><td>▲108</td><td>▲138</td></tr></table> (平成 24 年 9 月第 2 四半期) <table><tr><td>売上高</td><td>914</td><td>537</td></tr><tr><td>連結四半期純損益</td><td>▲178</td><td>▲259</td></tr><tr><td>連結純資産額</td><td>81</td><td>▲5</td></tr></table> (平成 24 年 12 月第 3 四半期) <table><tr><td>売上高</td><td>1,860</td><td>718</td></tr><tr><td>連結四半期純損益</td><td>▲219</td><td>▲342</td></tr><tr><td>連結純資産額</td><td>33</td><td>▲96</td></tr></table> (平成 25 年 3 月期) <table><tr><td>売上高</td><td>3,351</td><td>904</td></tr><tr><td>連結当期純損益</td><td>▲219</td><td>▲421</td></tr></table> (平成 25 年 6 月第 1 四半期) <table><tr><td>売上高</td><td>1,421</td><td>266</td></tr><tr><td>連結四半期純損益</td><td>229</td><td>168</td></tr></table> (平成 25 年 9 月第 2 四半期) <table><tr><td>売上高</td><td>3,111</td><td>646</td></tr><tr><td>連結四半期純損益</td><td>267</td><td>131</td></tr></table> (平成 25 年 12 月第 3 四半期) <table><tr><td>売上高</td><td>4,801</td><td>980</td></tr><tr><td>連結四半期純損益</td><td>363</td><td>150</td></tr></table> ○発行開示 平成 24 年 12 月 26 日提出有価証券届出書 (株式) (組込情報) 平成 24 年 9 月第 2 四半期四半期報告書 平成 25 年 11 月 1 日提出有価証券届出書 (株式) (組込情報) 平成 25 年 3 月期有価証券報告書 平成 25 年 6 月第 1 四半期四半期報告書	(平成 24 年 6 月第 1 四半期)	虚偽記載額	認定金額	連結四半期純損益	▲108	▲138	売上高	914	537	連結四半期純損益	▲178	▲259	連結純資産額	81	▲5	売上高	1,860	718	連結四半期純損益	▲219	▲342	連結純資産額	33	▲96	売上高	3,351	904	連結当期純損益	▲219	▲421	売上高	1,421	266	連結四半期純損益	229	168	売上高	3,111	646	連結四半期純損益	267	131	売上高	4,801	980	連結四半期純損益	363	150	審判手続開始決定日 平成 26 年 11 月 21 日 課徴金納付命令決定日 平成 26 年 12 月 16 日 なお、課徴金納付命 令対象者から事実関係 等を認める旨の答弁書 の提出があったため、 審判の期日は開かれな かった。
(平成 24 年 6 月第 1 四半期)	虚偽記載額	認定金額																																																	
連結四半期純損益	▲108	▲138																																																	
売上高	914	537																																																	
連結四半期純損益	▲178	▲259																																																	
連結純資産額	81	▲5																																																	
売上高	1,860	718																																																	
連結四半期純損益	▲219	▲342																																																	
連結純資産額	33	▲96																																																	
売上高	3,351	904																																																	
連結当期純損益	▲219	▲421																																																	
売上高	1,421	266																																																	
連結四半期純損益	229	168																																																	
売上高	3,111	646																																																	
連結四半期純損益	267	131																																																	
売上高	4,801	980																																																	
連結四半期純損益	363	150																																																	

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯														
7 つづき		【課徴金額】 1 億 5,150 万円 (注) 課徴金額は、以下のように算出される。 ① 平成 24 年 6 月第 1 四半期四半期報告書、平成 24 年 9 月第 2 四半期四半期報告書、平成 24 年 12 月第 3 四半期四半期報告書及び平成 25 年 3 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 <table><tr><td>平成 24 年 6 月第 1 四半期四半期報告書</td><td>39,922 円</td></tr><tr><td>平成 24 年 9 月第 2 四半期四半期報告書</td><td>32,514 円</td></tr><tr><td>平成 24 年 12 月第 3 四半期四半期報告書</td><td>33,974 円</td></tr><tr><td>平成 25 年 3 月期有価証券報告書</td><td>46,810 円</td></tr></table> が 600 万円を超えないことから、 イ 平成 24 年 6 月第 1 四半期四半期報告書については、 300 万円 ロ 平成 24 年 9 月第 2 四半期四半期報告書については、 300 万円 ハ 平成 24 年 12 月第 3 四半期四半期報告書については、 300 万円 ニ 平成 25 年 3 月期有価証券報告書については、 600 万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 i 平成 24 年 6 月第 1 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120 万円</u> ii 平成 24 年 9 月第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120 万円</u> iii 平成 24 年 12 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120 万円</u> iv 平成 25 年 3 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、<u>240 万円</u> ② 平成 25 年 6 月第 1 四半期四半期報告書、平成 25 年 9 月第 2 四半期四半期報告書及び平成 25 年 12 月第 3 四半期四半期報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 <table><tr><td>平成 25 年 6 月第 1 四半期四半期報告書</td><td>238,289 円</td></tr><tr><td>平成 25 年 9 月第 2 四半期四半期報告書</td><td>406,673 円</td></tr><tr><td>平成 25 年 12 月第 3 四半期四半期報告書</td><td>642,868 円</td></tr></table> が 600 万円を超えないことから、 イ 平成 25 年 6 月第 1 四半期四半期報告書については、 300 万円 ロ 平成 25 年 9 月第 2 四半期四半期報告書については、 300 万円 ハ 平成 25 年 12 月第 3 四半期四半期報告書については、 300 万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 i 平成 25 年 6 月第 1 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>200 万円</u> ii 平成 25 年 9 月第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>200 万円</u> iii 平成 25 年 12 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>200 万円</u> ③ 重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の 100 分の 4.5 に相当する額が課徴金の額となることから、 イ 平成 24 年 12 月 26 日提出の有価証券届出書（株式）に係る課	平成 24 年 6 月第 1 四半期四半期報告書	39,922 円	平成 24 年 9 月第 2 四半期四半期報告書	32,514 円	平成 24 年 12 月第 3 四半期四半期報告書	33,974 円	平成 25 年 3 月期有価証券報告書	46,810 円	平成 25 年 6 月第 1 四半期四半期報告書	238,289 円	平成 25 年 9 月第 2 四半期四半期報告書	406,673 円	平成 25 年 12 月第 3 四半期四半期報告書	642,868 円	
平成 24 年 6 月第 1 四半期四半期報告書	39,922 円																
平成 24 年 9 月第 2 四半期四半期報告書	32,514 円																
平成 24 年 12 月第 3 四半期四半期報告書	33,974 円																
平成 25 年 3 月期有価証券報告書	46,810 円																
平成 25 年 6 月第 1 四半期四半期報告書	238,289 円																
平成 25 年 9 月第 2 四半期四半期報告書	406,673 円																
平成 25 年 12 月第 3 四半期四半期報告書	642,868 円																

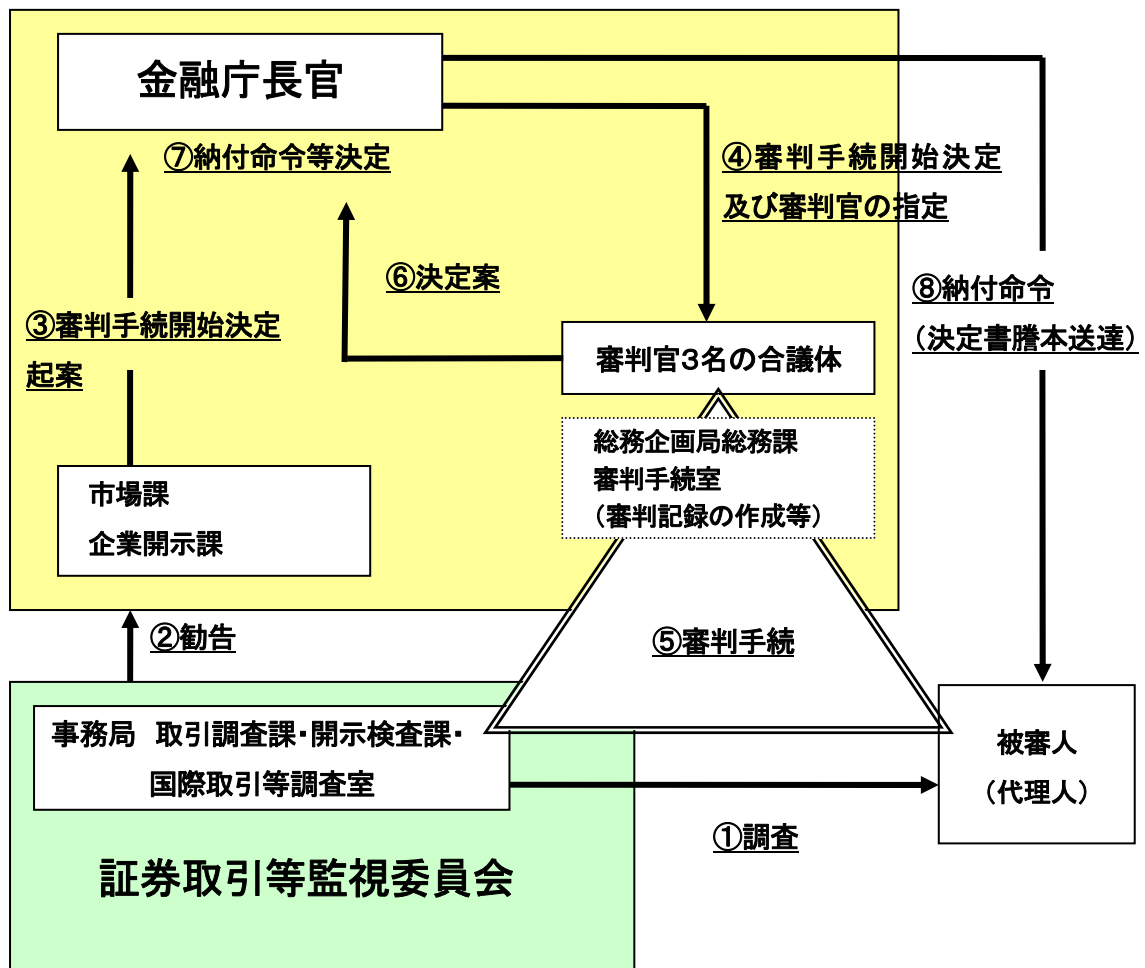
一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯																																																			
7 つづき		徴金の額は、 1,300,000,000 円×4.5／100＝5,850 万円となる。 ロ 平成 25 年 11 月 1 日提出の有価証券届出書（株式）に係る課徴金の額は、 1,800,000,438 円×4.5／100＝81,000,019 円 について、1 万円未満を切り捨てて、8,100 万円となる。																																																				
8	27.3.27	【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 (金商法第 172 条の 4 第 1 項・第 2 項、第 172 条の 2 第 1 項第 1 号) 【課徴金納付命令対象者】 (株)S J I（東証ジャスダック） 【違反行為の態様】 売買取引を装うなどして、実質破綻状態にあった当社役員に資金を流出させていたにもかかわらず、同流出資金について貸倒引当金繰入額を計上しなかった上、同役員の知人が代表取締役を務める会社等に対する貸付金について適切な貸倒引当金繰入額の計上等をしなかった結果、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書等を組込情報とする有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。 【虚偽記載の内容】 ○継続開示 (単位：百万円) <table><tr><th>(平成 22 年 12 月第 3 四半期)</th><th>虚偽記載額</th><th>認定金額</th></tr><tr><td>連結四半期純損益</td><td>▲363</td><td>▲865</td></tr><tr><td>(平成 23 年 3 月期)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>連結当期純損益</td><td>8</td><td>▲950</td></tr><tr><td>(平成 23 年 6 月第 1 四半期)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>連結四半期純損益</td><td>▲266</td><td>▲1,785</td></tr><tr><td>連結純資産額</td><td>11,796</td><td>9,318</td></tr><tr><td>(平成 23 年 9 月第 2 四半期)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>連結四半期純損益</td><td>930</td><td>▲788</td></tr><tr><td>(平成 23 年 12 月第 3 四半期)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>連結四半期純損益</td><td>697</td><td>▲998</td></tr><tr><td>(平成 24 年 3 月期)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>連結当期純損益</td><td>795</td><td>▲582</td></tr><tr><td>(平成 25 年 12 月第 3 四半期)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>連結四半期純損益</td><td>▲526</td><td>▲1,351</td></tr><tr><td>(平成 26 年 3 月期)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>連結当期純損益</td><td>▲6,149</td><td>▲6,714</td></tr></table> ○発行開示 平成 23 年 9 月 22 日提出有価証券届出書（株式） （組込情報）平成 23 年 3 月期報告書 平成 23 年 6 月第 1 四半期報告書 平成 24 年 11 月 27 日提出有価証券届出書 （新株予約権付社債） （重要な事項につき虚偽の記載がある以下の連結損益計算書を掲載） (単位：百万円)	(平成 22 年 12 月第 3 四半期)	虚偽記載額	認定金額	連結四半期純損益	▲363	▲865	(平成 23 年 3 月期)			連結当期純損益	8	▲950	(平成 23 年 6 月第 1 四半期)			連結四半期純損益	▲266	▲1,785	連結純資産額	11,796	9,318	(平成 23 年 9 月第 2 四半期)			連結四半期純損益	930	▲788	(平成 23 年 12 月第 3 四半期)			連結四半期純損益	697	▲998	(平成 24 年 3 月期)			連結当期純損益	795	▲582	(平成 25 年 12 月第 3 四半期)			連結四半期純損益	▲526	▲1,351	(平成 26 年 3 月期)			連結当期純損益	▲6,149	▲6,714	審判手続開始決定日 平成 27 年 3 月 27 日 課徴金納付命令決定日 平成 27 年 4 月 23 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。
(平成 22 年 12 月第 3 四半期)	虚偽記載額	認定金額																																																				
連結四半期純損益	▲363	▲865																																																				
(平成 23 年 3 月期)																																																						
連結当期純損益	8	▲950																																																				
(平成 23 年 6 月第 1 四半期)																																																						
連結四半期純損益	▲266	▲1,785																																																				
連結純資産額	11,796	9,318																																																				
(平成 23 年 9 月第 2 四半期)																																																						
連結四半期純損益	930	▲788																																																				
(平成 23 年 12 月第 3 四半期)																																																						
連結四半期純損益	697	▲998																																																				
(平成 24 年 3 月期)																																																						
連結当期純損益	795	▲582																																																				
(平成 25 年 12 月第 3 四半期)																																																						
連結四半期純損益	▲526	▲1,351																																																				
(平成 26 年 3 月期)																																																						
連結当期純損益	▲6,149	▲6,714																																																				

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
8 つづき		(平成 24 年 3 月期) <u>虚偽記載額</u> <u>認定金額</u> 連結当期純損益 795 ▲582 【課徴金額】 1 億 9,426 万円 (注) 課徴金額は、以下のように算出される。 ① 平成 22 年 12 月第 3 四半期四半期報告書及び平成 23 年 3 月第 3 期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 〔平成 22 年 12 月第 3 四半期四半期報告書 672,555 円〕 〔平成 23 年 3 月期有価証券報告書 761,980 円〕 が 600 万円を超えないことから、 イ 平成 22 年 12 月第 3 四半期四半期報告書については、 300 万円 ロ 平成 23 年 3 月期有価証券報告書については、 600 万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 i 平成 22 年 12 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>200 万円</u> ii 平成 23 年 3 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、<u>400 万円</u> ② 平成 23 年 6 月第 1 四半期四半期報告書、平成 23 年 9 月第 2 四半期四半期報告書、平成 23 年 12 月第 3 四半期四半期報告書及び平成 24 年 3 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 〔平成 23 年 6 月第 1 四半期四半期報告書 598,686 円〕 〔平成 23 年 9 月第 2 四半期四半期報告書 542,303 円〕 〔平成 23 年 12 月第 3 四半期四半期報告書 533,111 円〕 〔平成 24 年 3 月期有価証券報告書 566,724 円〕 が 600 万円を超えないことから、 イ 平成 23 年 6 月第 1 四半期四半期報告書については、 300 万円 ロ 平成 23 年 9 月第 2 四半期四半期報告書については、 300 万円 ハ 平成 23 年 12 月第 3 四半期四半期報告書については、 300 万円 ニ 平成 24 年 3 月期有価証券報告書については、 600 万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 i 平成 23 年 6 月第 1 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120 万円</u> ii 平成 23 年 9 月第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120 万円</u> iii 平成 23 年 12 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120 万円</u> iv 平成 24 年 3 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、<u>240 万円</u> ③ 平成 25 年 12 月第 3 四半期四半期報告書及び平成 26 年 3 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 〔平成 25 年 12 月第 3 四半期四半期報告書 445,489 円〕 〔平成 26 年 3 月期有価証券報告書 418,193 円〕 が 600 万円を超えないことから、	

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
8 つづき		イ 平成 25 年 12 月第 3 四半期四半期報告書については、 300 万円 ロ 平成 26 年 3 月期有価証券報告書については、 600 万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 i 平成 25 年 12 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>200 万円</u> ii 平成 26 年 3 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、<u>400 万円</u> ④ 重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の 100 分の 4.5 に相当する額が課徴金の額となることから、 イ 平成 23 年 9 月 22 日提出の有価証券届出書（株式）に係る課徴金の額は、 $1,417,000,000 \text{ 円} \times 4.5 / 100 = 63,765,000 \text{ 万円}$ について、1 万円未満を切り捨てて、<u>6,376 万円</u>となる。 ロ 平成 24 年 11 月 27 日提出の有価証券届出書（新株予約権付社債）に係る課徴金の額は、 $2,500,000,000 \text{ 円} \times 4.5 / 100 = 11,250 \text{ 万円}$となる。	

※ 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

3－4－4 課徴金納付命令までの流れ



- ① 証券取引等監視委員会が調査
- ② その結果、課徴金の対象となる法令違反行為があると認める場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告
- ③・④ 勧告を受け、金融庁長官（内閣総理大臣から委任。以下同じ。）は審判手続開始決定及び審判官を指定
- ⑤ 審判官による審判手続
- ⑥ 審判手続を経たうえで、審判事件についての決定案を作成、金融庁長官に提出
- ⑦・⑧ 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金の納付を命ずるか否かを決定

３－４－５ 課徴金納付命令に関する勧告件数及び課徴金額

(内部者取引、相場操縦及び偽計)

年度	勧告件数(件)・課徴金額(円)							
			内部者取引		相場操縦		偽計	
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
17	4	1,660,000	4	1,660,000	0	0	0	0
18	11	49,150,000	11	49,150,000	0	0	0	0
19	16	39,600,000	16	39,600,000	0	0	0	0
20	18	66,610,000	17	59,160,000	1	7,450,000	0	0
21	43	55,480,000	38	49,220,000	5	6,260,000	0	0
22	26	63,940,000	20	42,680,000	6	21,260,000	0	0
23	18	31,690,000	15	26,300,000	3	5,390,000	0	0
24	32	135,720,000	19	35,150,000	13	100,570,000	0	0
25	42	4,608,060,000	32	50,960,000	9	461,050,000	1	4,096,050,000
26	42	563,342,935	31	38,820,000	11	524,522,935	0	0
合計	252	5,615,252,935	203	392,700,000	48	1,126,502,935	1	4,096,050,000

(開示規制違反等)

年度	勧告件数(件)・課徴金額(円)					
			開示規制		その他	
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
17	0	0	0	0	0	0
18	3	633,330,000	3	633,330,000	0	0
19	8	66,849,997	8	66,849,997	0	0
20	11	1,913,909,997	11	1,913,909,997	0	0
21	10	711,479,998	9	703,979,998	1	7,500,000
22	19	1,879,819,994	19	1,879,819,994	0	0
23	11	569,250,000	11	569,250,000	0	0
24	9	721,749,994	9	721,749,994	0	0
25	9	1,048,369,999	9	1,048,369,999	0	0
26	8	604,640,000	8	604,640,000	0	0
合計	88	8,149,399,979	87	8,141,899,979	1	7,500,000

(注)

1 年度とは当年4月～翌年3月をいう。

2 課徴金額は勧告時点のもの。

3 内部者取引のうち、平成23年度に個人に対し行われた1件(課徴金額550,000円)については、課徴金納付命令の勧告後、審判手続により「違反事実なし」となっている。

4 開示規制のうち、平成21年度に個人に対し行われた1件(課徴金額120,730,000円)については、課徴金納付命令の勧告後、審判手続により「違反事実なし」となっている。

5 その他の1件は、公開買付開始公告実施義務違反である。

3-5 申立て実施状況

1 申立て実施件数一覧表

年度	22	23	24	25	26	合計
合計	2	3	1	2	6	14
無登録業者等	1	3	1	2	6	13
無届募集	1	0	0	0	0	1

2 無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て実績

一連 番号	被申立人	申立日 (申立てを行っ た裁判所)	申立ての内容	発令日
1	(株)大経 他2名 (東京都中央区)	平成22年 11月17日 (東京地裁)	○ 無登録金融商品取引業(株式等の募集の取扱い等)の禁止等 (株)大経(以下「当社」という。)は、金融商品取引業の登録を受けずに、平成22年2月ころから6月ころまでの間、業として、(株)生物化学研究所(山梨県中央市。以下「生物化学」という。)が新規に発行する株式及び新株予約権の取得の勧誘を行い、その結果、約100名の投資家が生物化学の株式等を1億円弱で取得していたほか、同年11月末に予定されている生物化学の新株発行に向けて投資家に対する取得の勧誘を行っていたものである。また、当社は上記株式等のほかにも、平成15年7月の設立以来、別の株式会社4社の株式につき、投資家に対する取得の勧誘を繰り返し行っていたものである。 このような当社の行為は、金商法第29条に違反するものであり、また、当社並びにその役員であるA及びBは、当該違反行為を今後も行う蓋然性が高いものと認められる。	平成22年 11月26日 (東京地裁)
2	(株)生物化学 研究所 (山梨県中央市)	平成22年 11月26日 (甲府地裁)	○ 無届募集(株式等)の禁止等 (株)生物化学研究所(以下「当社」という。)は、平成22年2月ころから同年6月ころまでの間、7回にわたって自社の株式及び新株予約権(以下「株式等」という。)の発行を行い、金融商品取引業の登録等がない(株)大経と連携して株式等の取得の勧誘を行った結果、約100名の投資家に株式等を取得させていた(株式の払込金額約1億円、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額約2億2,000万円)。また、当社は、平成22年11月末発行予定の株式について投資家に対する取得の勧誘を行っていた。 当社は、上記各発行のいずれについても有価証券届出書を提出していない。しかしながら、上記7回のうち6回の発行に係る株式等及び同月末発行予定の株式に関する取得の勧誘は、いずれも、有価証券の募集に該当し、かつ、金商法第4条第1項本文の規定の適用を受けることから、有価証券届出書を提出しなければ行ってはならないものである。 このような当社の行為は、金商法第4条第1項本文等に違反するものであり、また、当社は、当該違反行為を今後も行う蓋然性が高い。	平成22年 12月15日 (甲府地裁)

一連 番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
3	ジャパン リアライズ(株) 他2名 (北海道札幌市)、 (適格機関投資家等 特例業務届出者)	平成23年 4月28日 (札幌地裁)	○ 無登録金融商品取引業（ファンドの私募等、運用）の禁止等 ジャパンリアライズ(株)他2名（以下「当社ら」という。）は、平成20年11月ころから平成23年4月までの間、合計20本の組合契約（以下「J R ファンド」という。）の持分の私募を行い、その出資金の運用を行っている。当社らは、集めた出資金を外国為替証拠金取引により運用しており、J R ファンドの出資対象事業はいずれも同一である。 そうすると、J R ファンドは、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）の私募の要件として、6か月以内に持分を取得させた適格機関投資家以外の者（以下「一般投資家」という。）は通算49名以下でなければならないところ、遅くとも、平成22年4月上旬以降に行われた私募はいずれもこの要件を満たしていない。また、J R ファンドは、特例業務の運用の要件として、J R ファンド全体で、適格機関投資家1名以上及び一般投資家49名以下からの出資でなければならないところ、運用中のJ R ファンドの一般投資家の人数は、遅くとも、平成21年8月末以降、49名を超え、平成23年3月末現在約100名であり、この要件を満たしていない。 当社らの上記行為は、私募につき、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、運用につき、同条第4項に規定する「投資運用業」に該当し、いずれも、同法第29条に違反するものである。 また、当社らは、組合契約上、運用益のうち、配当上限額を超えた部分のみ成功報酬として取得するとしているが、実質的には十分な運用益が出ていないにもかかわらず、上限額の配当を行うとともに、出資金の一部を役職員の報酬等に充てていた。さらに、平成23年5月2日を募集開始日とする新たなJ R ファンドの勧誘を企画している。 以上からすれば、当社らは、上記違反行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	平成23年 5月13日 (札幌地裁)
4	(株)ベネフィット アロー 他3名 (東京都中央区)、 (適格機関投資家等 特例業務届出者)	平成23年 6月24日 (東京地裁)	○ 無登録金融商品取引業（ファンドの私募等の取扱い）の禁止等 (株)ベネフィットアロー（以下「当社」という。）は、平成22年11月ころ以降、(有)フロンティア（東京都中央区、適格機関投資家等特例業務届出者。以下「フロンティア社」という。）から委託を受け、多数の個人投資家に対し、フロンティア社が業務執行組合員となっている組合契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘し、多数の個人投資家に当該権利を取得させた。当社の株主であるA及び当社代表取締役Bは、当社の従業員に指示して、上記行為に当たさせた。 C（以下、当社、A、B及びCを併せて「当社ら」という。）は、平成22年6月ころ以降、当社、(株)コンサルティングファーム（東京都中央区）、Rリサーチ(株)（東京都中央区）、(株)セカンドミリオン（東京都港区）、リミックスマネジメント(株)（東京都台東区）、フロンティアターゲット(株)（東京都台東区）及び(株)ツアーコンサルタント（東京都台東区）（以下、併せて「委託会社」という。なお、委託会社は全て適格機関投資家等特例業務届出者である。）から委託を受け、勧誘を専門とする複数のグループに指示して、多数の個人投資家に対し、委託会社が営業者となっている匿名組合契約又は委託会社が業務執行組合員となっている組合契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘し、多数の個人投資家に当該権利を取得	・平成23年 7月5日 (東京地裁) (被申立人1名) ・平成23年 7月15日 (東京地裁) (上記1名以外の被申立人ら)

一連 番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
4 つづき			させた。 当社らの上記行為は、いずれも、金商法第 28 条第 2 項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第 29 条に違反するものである。 当社に対しては、平成 23 年 4 月に関東財務局から無登録で金融商品取引業を行っているとして警告書が発出されていたが、上記のとおり、当社は、その後も無登録で金融商品取引業を行っていたものであり、また、C は、当社以外の他の委託会社に係る組合契約に基づく権利の取得の申込みの勧誘を行っていたものである。 以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	
5	(株)Eファクトリー 及び (株)エクセレント 他 1 名 (東京都新宿区)、 (適格機関投資家等 特例業務届出者)	平成 23 年 12 月 22 日 (東京地裁)	○ 適格機関投資家等特例業務（自己私募）を行うに当たっての虚偽告知の禁止等 (株)Eファクトリー社及び(株)エクセレント社(以下「両社」という。)は、A社長（以下、両社と併せて「当社ら」という。）の指示の下、平成 23 年 1 月から同年 11 月までの間、多数の一般投資家に対し、両社が無限責任組合員となっている複数のファンドに係る投資事業有限責任組合契約の締結を勧誘しており、当該勧誘の際に顧客に交付した基本契約書、パンフレット、目論見書等(以下「パンフレット等」という。)により顧客に告知した手数料及び分配報酬金の支払い並びに主要投資対象先の経営実態に関する表示は、以下のとおり、事実と著しく相違するものであった。 (1) 両社は、顧客による出資金のうち一律に 50%に相当する金額を入金後直ちに売上げとして計上して自己の経費等に使用していたにもかかわらず、手数料又は報酬をこれよりも著しく低額である旨をパンフレット等において表示していた。 (2) 両社は、分配報酬金の支払いについて、投資による利益が生じた場合には年率 3%から 8%（なお、年率は各ファンドごとに異なる。）を上限として分配報酬金を支払う旨などをパンフレット等において表示していたところ、実際には投資による利益が生じていないのに、当該上限額による分配報酬金を機械的に算出して顧客に支払い、その原資として出資金を充てていた。 (3) 両社は、主要投資対象先について、成長性が高く、財務状況の健全なベンチャー企業への投資を主とする旨及び株式市場への上場が期待される会社である旨などをパンフレット等において表示していたところ、実際には主要投資対象先の経営実態は著しく相違するものであった。 上記行為は、金商法第 63 条第 4 項の規定に基づき適格機関投資家等特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして適用される同法第 38 条第 1 号に規定する「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当すると認められる。 両社に対しては、平成 22 年 12 月に関東財務局から無登録で金融商品取引業を行っているとして警告書が発出されており、さらに、平成 23 年 10 月に Eファクトリー社は名古屋営業所を開設し、同年 11 月にエクセレント社はファンドを新設しており、今後も上記の虚偽告知を伴うファンドの取得勧誘を締結する意向が認められる。 以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高いものと認められる。	平成 24 年 2 月 3 日 (東京地裁)

一連 番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
6	F－S E E D(株) 他1名 (名古屋市中区)、 (適格機関投資家等 特例業務届出者)	平成25年 3月22日 (名古屋地裁)	○ 適格機関投資家等特例業務（自己私募）を行うに当たっての虚偽告知の禁止等 F－S E E D(株)（以下「当社」という。）は、当社が組成する匿名組合の運営業務を統括管理するA（以下、当社と併せて「当社ら」という。）の指示の下、平成22年11月ころから平成25年3月ころまでの間、多数の投資家に対し、当社が組成する匿名組合の契約締結を勧誘しているが、当該勧誘の際に顧客に交付したパンフレット、契約書等（以下「パンフレット等」という。）により顧客に告知した営業者報酬及び分配金の支払いに関する表示は、以下のとおり、事実と著しく相違するものであった。 (1) 当社らは、平成23年3月ころ以降、出資金を充てて行う投資による収入の有無に関係なく、架空の収入を計上し、当該架空の収入の8割を営業者報酬として出資金から収受して自己の経費等に費消する意図を有し、実際にこれに沿った取扱いを行っていた。しかしながら、当社は上記意図や取扱いを顧客には秘匿して、収入が生じない限り営業者報酬を収受することは無い旨を表示したパンフレット等により勧誘を行っていた。 (2) 当社らは、平成23年5月ころ以降、営業者報酬を収受するために計上していた架空の収入の2割に相当する金額を分配金とし、出資金を原資として顧客に分配する意図を有し、実際にこれに沿った取扱いを行っていた。しかしながら、当社は上記意図や取扱いを顧客には秘匿して、収入が生じない限り分配金の支払いを行わないこと及び出資金を原資とした分配を行わない旨を表示したパンフレット等により勧誘を行っていた。 上記行為は、金商法第63条第4項の規定に基づき適格機関投資家等特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして適用される同法第38条第1号に規定する「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当すると認められる。 当社らは、上記虚偽告知ばかりでなく、運用方法に関しても虚偽告知を伴う勧誘を行っていたなど、法令遵守意識が欠如している。また、上記(1)(2)のとおり、架空の営業収入に基づく営業者報酬の収受や分配金の支払いによって出資金を毀損させている。更に、当社は、出資金を受け入れる以外に新たな資金調達の方法がないため、匿名組合の運営業務を継続するには今後も新たな出資金を受け入れ続けなければならない状況にあり、現に、従業員の募集を行ったり、直近においても勧誘を行ったりしている。 以上からすれば、当社らは、上記違反行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	平成25年 4月11日 (名古屋地裁)
7	(株)ライフステージ 他2名 (東京都新宿区)	平成25年 11月12日 (東京地裁)	○ 無登録金商業（ファンドの私募等の取扱い）の禁止等 (株)ライフステージ（以下「当社」という。）は、遅くとも平成23年8月頃以降、金融商品取引業の登録を受けずに、多数の一般投資家に対し、当社の関連会社である外国法人のL I F E S T A G E L I M I T E D（以下「リミテッド社」という。）が出資された資金を外国為替証拠金取引（以下「FX取引」という。）で運用し、それにより生じた運用益を支払うことを内容とする契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘し、多数の一般投資家に当該権利を取得させた。 また、当社は、平成25年9月頃以降、金融商品取引業の登録を受けずに、多数の一般投資家に対し、リミテッド社が出資された資金をFX取引等で運用し、当社の関連会社である外国法人のG L O B A L	平成25年 11月26日 (東京地裁)

一連 番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
7 つづき			INTERNATIONAL HOLDINGS LTD. がそれにより生じた運用益を支払うことを内容とする契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘し、多数の一般投資家に当該権利を取得させた。 当社の 100 パーセント株主で「会長」である A 及び代表取締役である B（以下、当社、A 及び B を併せて「当社ら」という。）は、自ら、上記申込みの取得勧誘行為を行っているほか、「エージェント」と呼ばれる個人又は法人に指示するなどして、上記申込みの取得勧誘行為に当たらせている。なお、当社は、「エージェント」に対して、勧誘した一般投資家の出資金額に応じた紹介料を毎月支払っている。 以上の結果、平成 23 年 8 月頃から平成 25 年 10 月頃までの間に、延べ 5,336 名の一般投資家が約 146 億円を出資した。 当社らの上記各行為は、いずれも、金商法第 28 条第 2 項第 2 号に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第 29 条に違反するものである。 当社らは、以上のとおり、長期間にわたり大規模かつ頻繁な勧誘を行っていたほか、平成 25 年 9 月頃以降、勧誘する権利を変更して当該権利に関する勧誘を本格的に実行し始めたところである。 以上からすれば、当社らは上記違反行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	
8	アイエムビジョン(株) 他 1 名 (名古屋市中区)、 (適格機関投資家等 特例業務届出者)	平成 26 年 1 月 10 日 (名古屋地裁)	○ 無登録金商業（ファンドの私募等、運用）の禁止等 アイエムビジョン(株)（以下「当社」という。）他 1 名（以下、当社と併せて「当社ら」という。）は、平成 23 年 1 月頃から平成 25 年 10 月頃までの間、合計 12 本の匿名組合契約（以下、同契約の個別の名称にかかわらず「本件ファンド」という。）に基づく権利の私募を行い、延べ 389 名から約 15 億円の出資を受け、その出資金の運用を行っている。当社らは、集めた出資金を主に国内上場株式へ投資することにより運用しており、本件ファンドの出資対象事業はいずれも同一である。 適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）の私募の要件として、6 か月以内に権利を取得させた適格機関投資家以外の者（以下「一般投資家」という。）は通算 49 名以下でなければならないところ、当社らが遅くとも平成 23 年 7 月頃以降、延べ 334 名の一般投資家に対して行った私募は、この要件を満たしていない。 また、特例業務の運用の要件として、一般投資家の人数は 49 名以下でなければならないところ、当社らが運用中の本件ファンドの一般投資家の人数は、遅くとも平成 23 年 7 月末以降、49 名を超え、平成 25 年 10 月末時点で少なくとも 139 名であり、この要件を満たしていない。 当社らの上記行為は、私募につき、金商法第 28 条第 2 項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、運用につき、同条第 4 項に規定する「投資運用業」に該当し、いずれも、同法第 29 条に違反するものである。 また、当社らは、顧客から受け入れた出資金の大半を混同して管理・運用していたため、その資金繰り状況を正確に把握できない状態にあった。 そのような状態の中、当社らは、契約上、投資による運用益から顧客への配当を控除した金額のみを当社の経費等に充てるべき営業者報酬として収受するとされているにもかかわらず、平成 23 年 1 月頃から平成 25 年 10 月頃までの期間を通じて、運用益を超えて既存顧客への配当及び当社の経費の支払を行うとともに、償還金等の支払を行うため、本件ファンドに新たに投資された出資金を充当していた。 以上の結果、当社らは、受け入れた出資金のうち約 4 割を投資しているにすぎず、出資金を毀損させ	平成 26 年 1 月 24 日の名 古屋地裁から 当社に対する 破産手続開始 決定の発令を 受け、同月 31 日に申立てを 取下げ

一連 番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
8 つづき			ている。 このような、当社らが出資金を配当及び経費に用いて流用する行為は、投資者保護上問題があるものと認められる。 さらに、当社らは、平成26年1月上旬を募集開始日とする新たな匿名組合契約に基づく権利の取得勧誘を企画している。 以上からすれば、当社らは、上記違反行為を今後も行ふ蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	
9	(株)UAG他2名 (大阪市福島区)、 (適格機関投資家等 特例業務届出者)	平成26年 6月6日 (大阪地裁)	○ 無登録金商業（ファンドの私募等の取扱い）の禁止等 (株)UAG（以下「当社」という。）代表取締役A及び従業員B（以下、当社と併せて「当社ら」という。）は、遅くとも平成24年7月頃以降、当社の業務として、多数の一般投資家に対し、当社の関連会社である外国法人のUPDATE ASIA GROUP LIMITEDが営業者であり、外国為替証拠金取引などで出資金の運用を行うとする2本の匿名組合契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘し、多数の一般投資家に当該権利を取得させている。その結果、当該権利を取得した一般投資家は、平成24年7月頃から平成26年5月頃までの間で、延べ262名に及び、その出資額は約18億円となっている。 なお、当社らは、当社顧客を含む個人又は法人に対して、一般投資家を当社に紹介するよう委託するとともに、出資金額に応じた紹介手数料を毎月支払っている。 当社らの上記行為は、金商法第28条第2項第2号に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第29条に違反するものである。 そして、当社らは、こうした勧誘行為を現在まで継続しており、さらに、平成26年2月頃から同年3月頃にかけては、新たな匿名組合を組成し、当該匿名組合に係る権利の取得の申込みの勧誘を行っているなど、最近になって、より大規模かつ頻繁な勧誘を行っている。 以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行ふ蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	平成26年 6月23日 (大阪地裁)
10	(株)Grant他3名 (大阪市北区)	平成26年 7月3日 (大阪地裁)	○ 無登録金商業（ファンドの私募等の取扱い）の禁止等 (株)Grant（以下「当社」という。）代表取締役A、当社関係者B及び同C（以下、A及びBと併せて「Aら」という。また、当社及びAらを併せて「当社ら」という。）は、平成23年12月頃以降、Bが「会長」を務める当社において、自ら又は多数の金融商品取引業の登録のない代理店（以下「無登録代理店」という。）を利用して、多数の一般投資家に対し、海外の第一次販売代理店から紹介された、海外集団投資スキーム持分に該当する積立型の金融商品（以下「海外ファンド」という。）に係る取得勧誘を行っている。 その結果、海外ファンドを取得した顧客は、平成23年12月頃から平成26年5月頃までの間で、延べ約1,600名に及び、同月までの積立額の合計は約16億円に上る。 なお、当社らは、Aらが実質支配する海外の関連法人を介するなどして、無登録代理店に対して、販売手数料として、顧客の拠出金額に応じた金銭を支払っていた。 当社らは、現在においても、多数の一般投資家に対し、海外ファンドに係る取得勧誘を行っており、こうした取得勧誘行為は、金商法第28条第2項第2	平成26年 7月28日 (大阪地裁)

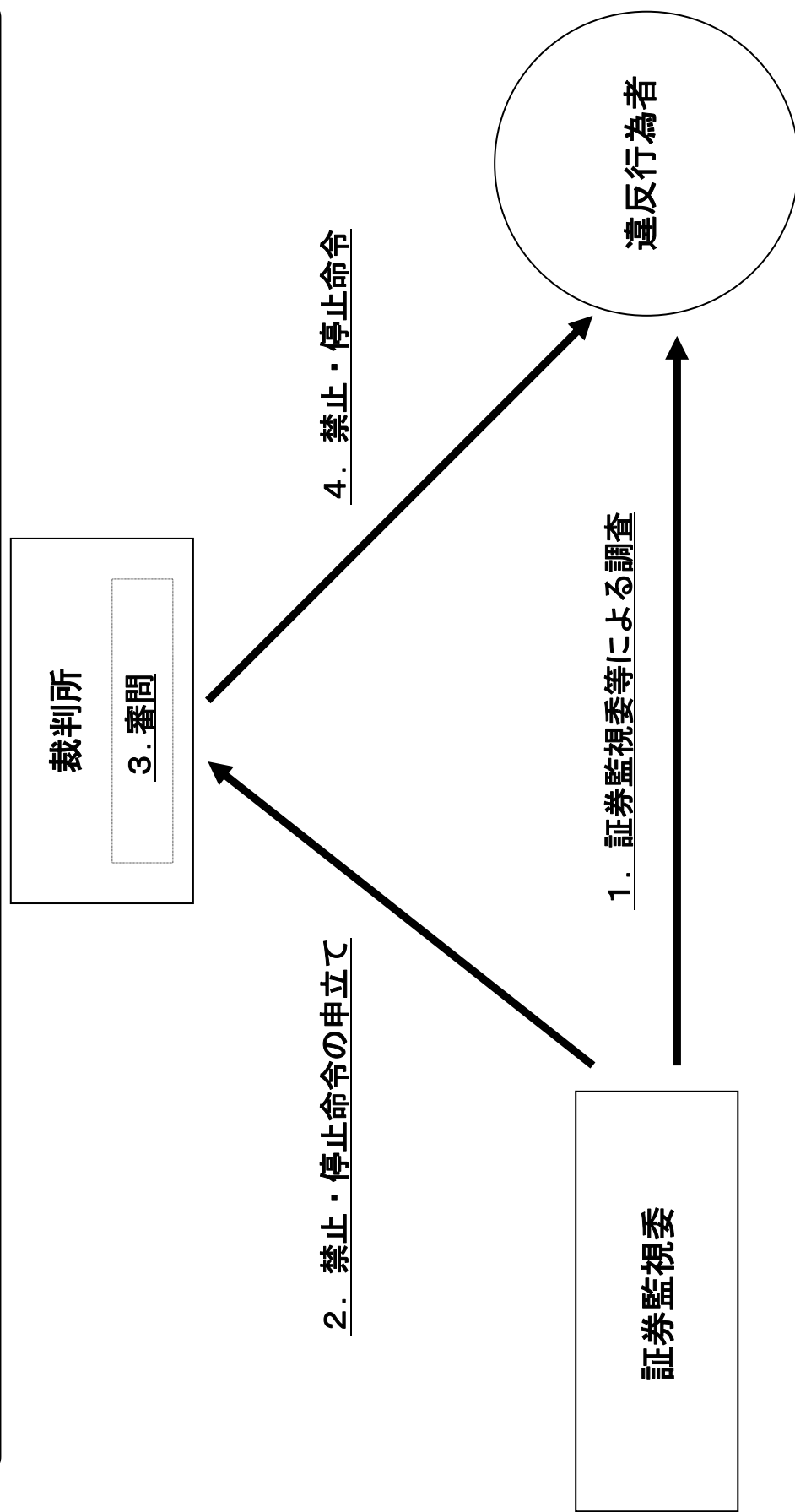
一連 番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
10 つづき			号に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、無登録でこれを行うことは同法第 29 条に違反するものである。 そして、当社は、平成 26 年 5 月において、より多くの顧客を獲得することを目的として、無登録代理店を増やす方法を企画し、海外ファンドの取得勧誘の拡大を図っている。 なお、以上に加え、Aらは、平成 19 年 8 月頃から平成 21 年 12 月頃までの間、B が代表者を務める株式会社アビオン 35（金融商品取引業の登録等はない。）において、また平成 22 年 1 月頃から平成 23 年 11 月頃までの間、C が代表者を務めるジースリー株式会社（第二種金融商品取引業、投資助言・代理業）において、自ら又は上記無登録代理店を利用して、海外ファンドに係る取得勧誘を行っていた。その結果、海外ファンドを取得した顧客は、平成 19 年 8 月頃から平成 23 年 11 月頃までの間で、延べ約 2,400 名に及び、本年 5 月までの積立額の合計は約 73 億円に上る。 さらに、Aらは、平成 19 年 3 月頃から平成 24 年 5 月頃までの間、自ら又は上記無登録代理店を利用して、同人らが実質支配する国内外の関連法人等が営業者となり組成・運用する複数のファンドの持分（主に匿名組合契約に基づく権利）の取得勧誘を行っていたところ、これらのファンド持分を取得した一般投資家は、上記期間で、延べ約 1,600 名に及び、その出資額は約 56 億円に上る。 以上からすれば、当社は上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	
11	(株)グランター他 2 名 (東京都港区)	平成 26 年 8 月 6 日 (東京地裁)	○ 無登録金商業（投資一任契約の締結の媒介及びファンド等の私募等の取扱い）の禁止等 (株)グランター(以下「当社」という。)、当社代表取締役 A 及び当社職員 B (以下、「当社ら」という。)は、全国各地で「資産運用セミナー」と称するセミナーを頻繁に開催して参加者に対し取得勧誘を行っているところ、平成 25 年 10 月頃以降、多数の一般投資家に対し、当社の関連会社である外国法人の P B E D G E C O M P A N Y L I M I T E D (以下「P B 社」という。)が運用を行うとする「資産管理口座」と称するラップ口座の開設の勧誘を行い、多数の一般投資家と P B 社との間で、投資一任契約を締結させた。 また、当社は、平成 26 年 1 月頃以降、多数の一般投資家に対し、当社の関連会社である S T パートナーズ株式会社が発行する社債の取得を行うことを事業内容とする S T P 合同会社の社員権に係る取得勧誘を行っている。 さらに、当社は、平成 24 年 10 月頃以降、多数の一般投資家に対し、海外集団投資スキーム持分に該当する積立型の金融商品（以下「海外ファンド」という。）に係る取得勧誘を行っている。 その結果、平成 25 年 10 月頃から平成 26 年 6 月頃までの間に、延べ 1,826 名の一般投資家が P B 社との間で投資一任契約を締結し、約 6 億円を出資した。また、同年 1 月頃から同年 6 月頃までの間に、延べ 1,129 名の一般投資家が S T P 合同会社の社員権を取得し、約 7 億円を出資した。さらに、平成 24 年 10 月頃から平成 26 年 6 月頃までの間に、延べ 251 名の一般投資家が海外ファンドを取得し、同月までに合計約 4,500 万円を出資した。 なお、当社は、顧客となっていた個人又は法人に対して、一般投資家を当社に紹介するよう委託するとともに、出資金額に応じた紹介手数料を毎月支払っている。 当社らの上記各行為は、金商法第 28 条第 3 項第 2 号に規定する「投資助言・代理業」又は同条第 2 項	平成 26 年 9 月 5 日 (東京地裁)

一連 番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
11 つづき			第2号に規定する「第二種金融商品取引業」にそれぞれ該当し、無登録でこれを行うことはいずれも同法第29条に違反するものである。 そして、当社は、こうした勧誘行為を現在まで継続しているとともに、今後も継続して勧誘を行っていくことを計画している。 以上に加え、当社は、平成23年10月頃から平成25年9月頃までの間、当社の関連会社である外国法人のStep 1 Up (Asia) Limitedが運用を行うとするラップ口座の開設の勧誘を行い、延べ4,553名の一般投資家と当社との間で投資一任契約を締結させ、約27億円を出資させた。また、当社は、平成24年10月頃から平成26年3月頃までの間、当社又は当社の関連会社である国内法人の株式会社エッジコンストラクショングループが組成するファンドの持分の取得勧誘を行い、延べ2,224名の一般投資家に約40億円を出資させた。そして、当社は、これらの顧客に対する配当支払が負担となったことなどから、当該顧客に対し、上記PB社が運用を行うとするラップ口座及びSTP合同会社の社員権への出資金の移行を勧めている。 以上からすれば、当社は上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	
12	(株)ESPLUS 他1名 (大阪市淀川区)	平成26年 9月12日 (名古屋地裁)	○ 無登録金商業（ファンドの私募等の取扱い）の禁止等 (株)ESPLUS（以下「当社」という。）は、平成25年10月頃以降、多数の一般投資家に対し、当社の関連会社である外国法人のCannip Limited（以下「カニップ社」という。）において出資金を集め、当社代表取締役A（以下「A」といい、当社と併せて「当社ら」という。）が役員会会長を務める外国法人のNippon Dragon Resources Inc. の鉱山開発事業へ投資して運用を行うとする「カニップインターナショナルリソースファンド」という名称のファンド（以下「カニップファンド」という。）に係る権利の取得勧誘を行っている。 また、当社は、同月頃以降、多数の一般投資家に対し、「ワールド・ハッピー・スマイル・チルドレン有限責任事業組合」を組合の名称とする有限責任事業組合契約に基づく権利（投資対象、投資条件等はカニップファンドと同一である。）の取得勧誘を行っている。 当社の代表清算人Aは、当社の名古屋事務所（名古屋市中村区）を主要な拠点とし、当社の大阪事務所（大阪市北区）の責任者及び名古屋事務所の従業員並びに金融商品取引業の登録のない「代理店」と呼ばれる個人又は法人に指示するなどして、上記取得勧誘行為に当たらせている。なお、当社は、カニップ社を介して、「代理店」に対して、勧誘した一般投資家の出資金額に応じた報酬を毎月支払っている。 以上の結果、平成25年10月頃から同26年6月頃までの間に、延べ75名の一般投資家に約2億4,000万円を出資させた。 当社らの上記各行為は、いずれも、金商法第28条第2項第2号に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第29条に違反するものである。 当社は平成25年9月末に解散決議を行った旨登記しているものの、当社は、上記のとおり自ら又は「代理店」を利用するなどして勧誘行為を継続していることに加え、平成24年1月頃から同26年6月頃までの間、多数の一般投資家に対し、Aが大韓民国に設立した金融投資貸付株式会社が組成する「KT」という名称のファンドに係る権利の取得勧	平成26年 10月22日 (名古屋地裁)

一連 番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
12 つづき			誘を行い、延べ 243 名の一般投資家に約 5 億 8,000 万円を出資させた。 以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	
13	MASTERS DPB LIMITED 他 1 名 (本店 ニュージー ランド・オークランド 市、日本支店 東京都 港区)	平成 27 年 1 月 14 日 (東京地裁)	○ 無登録金商業（投資一任契約に基づく運用）の 禁止等 MASTERS DPB LIMITED (以下「当社」という。)及び当社の代表取締役兼日本における代表者 A (以下「当社ら」という。)は、平成 25 年 3 月以降、多数の日本の一般投資家に対し、「ビジネスパック」という名称の商品 (以下「ビジネスパック」という。)を販売しており、その内容は、(1) 資産形成に関するメールマガジンの配信等、(2) アフィリエイト・プログラム (顧客紹介と報酬支払) への参加権、(3) 資産運用を行うための口座の提供などである。 さらに、当社らは、ビジネスパックを購入した顧客のうち資産運用を希望する者がいた場合、ウェブサイトに表示される投資一任契約基本約款に同意させる方法により、投資判断の委任及び当該顧客から預託を受けた口座内の資金の操作等に必要な権限の委任を受けた上で、当社が運用を行う「セパレートリーマネージドアカウント」という名称の口座 (以下「SMA 口座」という。)において顧客から預託を受けた運用資金を受け入れており、これにより当該顧客との間で投資一任契約を締結している。 また、当社らは、平成 26 年 10 月以降、「MASTERS DPB LIMITED ADVANCE」という新たな名称のサービス (以下「アドバンス」という。)の取扱いを開始し、顧客から SMA 口座における運用を委任する旨の申し出を受けた上で同口座に運用資金を受け入れている。 そして、当社らは、投資一任契約に基づき、少なくとも SMA 口座の資金の一部を国内株式等に投資して運用を行っている。 以上の結果、当社らは、平成 25 年 3 月頃から平成 26 年 12 月頃までの間、少なくとも延べ 940 名の一般投資家から約 7 億円の資金の預託を受けている。 当社らの上記行為は、金商法第 28 条第 4 項第 1 号に規定する「投資運用業」に該当し、無登録でこれを行うことは同法第 29 条に違反するものである。 そして、当社らは、上記のとおり、平成 26 年 10 月に新たなサービスとしてアドバンスの取扱いを開始したばかりであり、また、平成 25 年 3 月以降長期にわたり無登録投資運用業を継続して行ってきたものである。 また、当社らは、本来運用のみに用いられるべき SMA 口座内に入金された資金を、上記アフィリエイト・プログラムにおける顧客紹介に対する報酬等の会社事業のための支払いにも充当しているほか、運用益が全く生じていないにもかかわらず運用資金等を原資に配当を行うなど、運用資金について極めて杜撰な管理を行っている。 以上に加え、A は、平成 24 年 9 月頃から当社が設立されるまでの間、国内法人である株式会社マスターズを用いて同様の無登録投資運用業を行っていた。 以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	平成 27 年 2 月 23 日 (東京地裁)

一連 番号	被申立人	申立日 (申立てを行った 裁判所)	申立ての内容	発令日
14	(株)日本ヴェリータ 及び (株)ギフタージャパン 他1名 (東京都中央区) (適格機関投資家等 特例業務届出者)	平成27年 3月20日 (東京地裁)	○ 無登録金商業（ファンドの私募等）の禁止等及び適格機関投資家等特例業務（自己私募）を行うに当たっての虚偽告知の禁止等 (株)日本ヴェリータ社及び代表取締役A（以下「ヴェリータ社ら」という。）は、平成23年12月頃から同27年2月頃までの間、いずれもヴェリータ社を営業者とする3つの名称の匿名組合契約（以下、同契約の個別の名称にかかわらず「ファンド」ということがある。）に基づく権利の私募を行い、延べ392名から約12億円の出資を受けた。ヴェリータ社の各ファンドでは、いずれも外国為替証拠金取引への投資により同社において集められた出資金の一部が運用されており、各ファンドの出資対象事業は同一である。 適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）の私募の要件として、6か月以内に権利を取得させた適格機関投資家以外の者（以下「一般投資家」という。）は通算49名以下でなければならないところ、ヴェリータ社らが遅くとも平成26年6月頃以降、延べ107名の一般投資家に対して行った私募は、この要件を満たしていない。 ヴェリータ社らが業として行った上記行為は、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、ヴェリータ社らが同法第29条に基づく登録を受けることなく、上記行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。 (株)ギフタージャパン及び同社の業務の実質的管理者であるA（以下「ギフター社ら」という。）は、平成26年1月頃から同27年2月頃までの間、2つの名称の匿名組合契約に基づく権利の私募を行い、延べ84名から約2億5,000万円の出資を受けた。 ギフター社らは、運用益の有無にかかわらず顧客の出資金を原資として、毎月分配上限額相当額（出資金額の1%相当額）を分配する意図を有し、実際に出資金を原資とした上記配当を継続して行っていた。しかしながら、ギフター社らは上記意図や取扱いを顧客には秘匿して、運用益が生じない限り分配金の支払いを行わない旨を表示した契約書を顧客に示して勧誘を行っていた。 ギフター社らによる上記説明は、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為に該当する（金商法第63条第4項・第38条第1号）。 そして、ヴェリータ社、ギフター社及びAは、こうした勧誘行為を現在まで継続しているとともに、今後も継続して勧誘を行っていくことを企図している。 また、Aは、ヴェリータ社及びギフター社で一般投資家から集めた出資金を、(株)JBSホールディングスに集約した上で、出資金を原資として、上記分配金を毎月顧客に支払い、また、残りの大部分を各社の役職員の給与等の経費の支払いやAへの個人的な貸付けに充てているところ、このような経費の支出や既存顧客への分配金支払いを今後も継続して行うためには、ヴェリータ社及びギフター社におけるファンドの取得勧誘を行って新たな出資金を得ることが不可欠な状況にある。 以上からすれば、ヴェリータ社、ギフター社及びAは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	平成27年 5月22日 (東京地裁)

3-5-3 金融商品取引法違反行為に係る裁判所への申立て



<金商法第192条>

裁判所は、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣及び財務大臣の申立てにより、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

3-6 告発実施状況

1 告発件数等一覧表

区分	4～21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	合計
告発件数	134	8	15	7	3	6	173
告発人数	397	15	46	26	3	12	499

2 告発事件の概要一覧表（関係条文、肩書きは、犯則行為時点のもの。）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
1	5.5.21	証取法第 125 条第 1 項、第 2 項等 （相場操縦） 証取法第 27 条の 23 第 1 項等 （大量保有報告書の不提出）	① 日本ユニシス(株)の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買い上がり買付け等。 （嫌疑者）不動産会社社長 金融業者役員 ② 上記売買の過程において発行済株式総数の 5%を超える株式を保有するに至ったにもかかわらず、大量保有報告書を提出していなかった。 （嫌疑者）不動産会社社長	①につき 6.10.3（東京地裁） 不動産会社社長 懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年） 金融業者役員 懲役 2 年（執行猶予 3 年） （いずれも確定） ②につき 不動産会社社長 不起訴
2	6.5.17	証取法第 197 条第 1 号の 2 同法第 207 条第 1 項等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	(株)アイペックは、関連会社を利用した架空売上の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長 当該会社役員	13.9.28（東京地裁） 同社社長 懲役 1 年 8 月 同社役員 懲役 1 年 2 月 15.11.13（東京高裁） 同社役員 懲役 1 年 2 月（執行猶予 3 年） 15.11.18（東京高裁） 同社社長 懲役 1 年 8 月（執行猶予 4 年） （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
3	6.10.14	証取法第166条第1項、第3項同法第200条第6号等 (内部者取引)	日本商事(株)の新薬の投与による副作用死亡例の発生(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 会社役職員 取引先職員 医師(第一次情報受領者)	6.12.20(大阪簡裁) 会社役職員 取引先職員24名 罰金20～50万円(略式命令) 8.5.24(大阪地裁) 医師 罰金30万円 9.10.24(大阪高裁) 医師 原判決破棄 地裁へ差戻し 11.2.16(最高裁) 医師 原判決破棄 高裁へ差戻し 13.3.16(大阪高裁) 医師 控訴棄却 16.1.13(最高裁) 医師 上告棄却 (いずれも確定)
4	7.2.10	証取法第166条第1項 同法第207条第1項等 (内部者取引)	新日本国土工業(株)の約束手形の不渡りの発生(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 取引銀行 同行役職員 取引先 同社職員	7.3.24(東京簡裁) 取引銀行 罰金50万円 同行役職員2名 罰金20～50万円 取引先、同社職員 罰金30万円(略式命令) (いずれも確定)
5	7.6.23	証取法第158条同法第197条第9号 (風説の流布)	テーエスデー(株)の社長は、同社株券の価格を高騰させるため、虚偽の事実を発表。 (嫌疑者) 当該会社社長	8.3.22(東京地裁) 懲役1年4月(執行猶予3年) (確定)
6	7.12.22	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	千代田証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社社長 当該会社役職員 顧客	8.2.19(東京簡裁) 同社社長 同社役職員4名 罰金30～50万円(略式命令) 8.12.24(東京地裁) 証券会社 罰金1,500万円 同社役員 懲役6月(執行猶予2年) (いずれも確定)
7	8.8.2	証取法第166条第1項、第2項 同法第200条第6号 (内部者取引)	日本織物加工(株)の第三者割当増資の決定(重要事実)を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 割当先監査役(弁護士)	9.7.28(東京地裁) 懲役6月(執行猶予3年) 追徴金約2,621万円 10.9.21(東京高裁) 原判決破棄 地裁へ差戻し 11.6.10(最高裁) 原判決破棄 高裁へ差戻し 12.3.24(東京高裁) 控訴棄却 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
8	9.1.17	証取法第158条 同法第197条第9号 (風説の流布)	特定の株券の価格を高騰させ自ら売り抜けるため、「ギャンぶる大帝」の袋とじ株式欄に虚偽の事実を記載。 (疑惑者) 雑誌監修人(投資顧問業)	9.1.30(東京簡裁) 罰金50万円(略式命令) (確定)
9	9.4.8	証取法第166条第1項 同法第207条第1項等 (内部者取引)	㈱鈴丹の子会社の破綻に伴う損失等の発生(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (疑惑者) 当該会社社長 当該会社役員 関連会社	9.5.1(名古屋簡裁) 同社役員4名及び関連会社 罰金50万円(略式命令) 9.9.30(名古屋地裁) 同社会長 懲役6月(執行猶予3年) (いずれも確定)
10	9.4.25	証取法第166条第3項 同法第200条第6号等 (内部者取引)	シントム㈱の第三者割当増資の決定(重要事実)を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買い付けた。 (疑惑者) 割当先社長 割当先会社等	9.5.27(東京簡裁) 割当先社長及び割当先会社等 罰金30万円(略式命令) (いずれも確定)
11	9.5.13	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	野村証券㈱は、株式等取引の自己勘定から顧客勘定への付け替え等により損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 (疑惑者) 証券会社 当該会社社長 当該会社役員 顧客	11.1.20(東京地裁) 証券会社 罰金1億円 同社社長、同社役員A 懲役1年(執行猶予3年) 同社役員B 懲役8月(執行猶予3年) 11.4.21(東京地裁) 顧客 懲役9月 追徴金約6億9,363万円 (いずれも確定) (注)山一、日興、大和証券関連と共に一括審理
12	9.9.17	証取法第50条の3第1項、第2項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	山一証券㈱は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。顧客は、損失補てんを要求。 (疑惑者) 証券会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社役員 顧客	10.7.17(東京地裁) 証券会社 罰金8,000万円 同社役員A 懲役10月(執行猶予2年) 10.9.30(東京地裁) 同社副社長 懲役1年(執行猶予3年) 10.11.6(東京地裁) 同社職員 懲役10月(執行猶予2年) 同社役員2名 懲役8月(執行猶予2年) 11.4.21(東京地裁) 顧客 懲役9月 追徴金約6億9,363万円 (注)11号事件と一括審理 11.6.24(東京地裁) 同社役員B 懲役10月(執行猶予3年) 12.3.28(東京地裁) 同社社長 懲役2年6月 13.10.25(東京高裁) 同社社長 懲役3年(執行猶予5年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
13	9. 10. 21	証取法第 50 条の 3 第 1 項 同法第 207 条 第 1 項等 (損 失 補 て ん)	日興証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 (嫌 疑 者) 証券会社 当該会社副社長 当該会社役職員 顧客	10. 9. 21 (東京地裁) 証券会社 罰金 1,000 万円 同社副社長、同社職員 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 同社役員 2 名 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 11. 4. 21 (東京地裁) 顧客 懲役 9 月 追徴金約 6 億 9,363 万円 (注)11 号事件と一括審理 (いずれも確定)
14	9. 10. 23	証取法第 50 条の 3 第 1 項 同法第 207 条 第 1 項等 (損 失 補 て ん)	山一証券(株)は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。 (嫌 疑 者) 証券会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社役職員	10. 7. 17 (東京地裁) 証券会社 罰金 8,000 万円 同社役員 A 懲役 10 月 (執行猶予 2 年) 10. 9. 30 (東京地裁) 同社副社長 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 10. 11. 6 (東京地裁) 同社役職員 2 名 懲役 8 月 (執行猶予 2 年) 11. 1. 29 (東京地裁) 同社役員 B 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 11. 6. 24 (東京地裁) 同社役員 C 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 12. 3. 28 (東京地裁) 同社社長 懲役 2 年 6 月 13. 10. 25 (東京高裁) 同社社長 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) (いずれも確定)
15	9. 10. 28	証取法第 50 条の 3 第 1 項、第 2 項 同法第 207 条 第 1 項等 (損 失 補 て ん)	大和証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 (嫌 疑 者) 証券会社 当該会社副社長 当該会社役職員 顧客	10. 10. 15 (東京地裁) 証券会社 罰金 4,000 万円 同社副社長 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 同社役職員 3 名 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 同社役職員 2 名 懲役 8 月 (執行猶予 3 年) 11. 4. 21 (東京地裁) 顧客 懲役 9 月 追徴金約 6 億 9,363 万円 (注)11 号事件と一括審理 (いずれも確定)
16	10. 3. 9	証取法第 50 条の 3 第 1 項 同法第 207 条 第 1 項等 (損 失 補 て ん)	日興証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより利益追加。 (嫌 疑 者) 証券会社 当該会社副社長 当該会社役員	10. 9. 21 (東京地裁) 証券会社 罰金 1,000 万円 同社副社長、同社役員 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) (いずれも確定)

事 件	告 発 年 月 日	関 係 条 文	事 件 の 概 要	判 決
17	10. 3. 20	証取法第 197 条第 1 号 同法第 207 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	山一証券(株)は、有価証券の含み損を国内・海外のペーパーカンパニー等に飛ばしを行うことで隠蔽し、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社社長 当該会社社長 当該会社副社長	12. 3. 28 (東京地裁) 同社会長 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 5 年) 同社社長 懲役 2 年 6 月 13. 10. 25 (東京高裁) 同社社長 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) (いずれも確定)
18	10. 5. 29	証取法第 167 条第 1 項 同法施行令第 31 条 同法第 200 条第 6 号等 (内部者取引)	トーソク(株)の株券について、親会社が他社(買収先)へ一括株式譲渡を実施すること(重要事実)を知り、公表前に親族名義口座で同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 親会社役員	10. 8. 26 (横浜簡裁) 罰金 50 万円 (略式命令) (確定)
19	10. 7. 6	証取法第 166 条第 3 項 同法第 200 条第 6 号等 (内部者取引)	大都工業(株)の会社更生手続開始の申立ての決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引等を利用して同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 関連会社役員 関連会社職員の親族	10. 7. 17 (東京簡裁) 関連会社職員の親族 罰金 50 万円 (略式命令) 10. 11. 10 (東京地裁) 関連会社役員 懲役 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 50 万円 (いずれも確定)
20	10. 10. 30	証取法第 166 条第 1 項 同法第 200 条第 6 号等 (内部者取引)	日本エム・アイ・シー(株)のベンチャー企業の吸収合併の決定(重要事実)を知り、公表前に仮名口座で同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 合併相手先役員 証券会社職員	11. 3. 19 (東京地裁) 証券会社職員 懲役 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 50 万円 12. 3. 28 (東京地裁) 合併相手先役員 懲役 6 月 罰金 50 万円 12. 11. 20 (東京高裁) 合併相手先役員 控訴棄却 15. 12. 3 (最高裁) 合併相手先役員 上告棄却 (いずれも確定)
21	10. 12. 17	証取法第 166 条第 1 項 同法第 198 条第 15 号等 (内部者取引)	トーア・スチール(株)の解散の決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引を利用して部下の親族名義口座で同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 取引先役員 同部下職員	11. 2. 15 (東京簡裁) 部下職員 罰金 50 万円 (略式命令) 11. 4. 13 (東京地裁) 取引先役員 懲役 1 年 罰金 200 万円 11. 10. 29 (東京高裁) 取引先役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 200 万円 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
22	11. 2. 10	証取法第 166 条第 3 項 同法第 198 条第 15 号等 (内部者取引)	トーア・スチール(株)の解散の決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引を利用して同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 取引先役員 同業他社社長	11. 4. 13(東京地裁) 取引先役員 懲役 1 年 罰金 200 万円 同業他社社長 懲役 10 月 罰金 200 万円 11. 10. 29 (東京高裁) 取引先役員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 200 万円 同業他社社長 懲役 1 年 2 月(執行猶予 3 年) 罰金 200 万円 (いずれも確定) (注)21 号事件と一括審理
23	11. 3. 4	証取法第 159 条第 1 項、第 2 項 同法第 197 条等 (相場操縦)	昭和化学工業(株)の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買い上がり買付け等。 (嫌疑者) 金融業者 金融業者役員	11. 6. 24 (大阪地裁) 金融業者役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 金融業者 罰金 400 万円 (いずれも確定)
24	11. 6. 30	証取法第 197 条第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)日本長期信用銀行は、関連親密企業への融資に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該銀行 当該銀行頭取 当該銀行副頭取	14. 9. 10 (東京地裁) 同行頭取 懲役 3 年 (執行猶予 4 年) 同行副頭取 2 名 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 17. 6. 21(東京高裁) いずれも控訴棄却 20. 7. 18 (最高裁) いずれも原判決破棄 無罪 (いずれも確定)
25	11. 8. 13	証取法第 197 条第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)日本債券信用銀行は、取立不能と見込まれる貸出金に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該銀行 当該銀行会長 当該銀行頭取 当該銀行副頭取 当該銀行役員	16. 5. 28 (東京地裁) 同行会長 懲役 1 年 4 月 (執行猶予 3 年) 同行頭取 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 同行副頭取 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 19. 3. 14 (東京高裁) いずれも控訴棄却 21. 12. 7 (最高裁) いずれも原判決を破棄 東京高裁に差戻 23. 8. 30 (東京高裁) いずれも原判決破棄 無罪 (いずれも確定)
26	11. 12. 3	証取法第 159 条第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号、第 4 項 同法第 197 条第 8 号 (相場操縦)	(株)ヒューネットの株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした数名の名義による仮装売買等。 (嫌疑者) 会社社長 会社役員	12. 5. 19 (横浜地裁) 会社社長 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
27	11. 12. 27	証取法第 198 条第 4 号等 (虚偽の半期報告書の提出)	㈱ヤクルト本社は、プリンスン債が償還済であるという事実を隠蔽し、資産及び収益を過大に計上する方法で、虚偽の記載をした半期報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社副社長 証券会社会長	14. 9. 12 (東京地裁) 同社副社長 懲役 7 年 罰金 6,000 万円 当該会社 罰金 1,000 万円 15. 8. 11 (東京高裁) いずれも控訴棄却 (いずれも確定)
28	12. 1. 31	証取法第 197 条第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱テスコンは、架空売上の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	13. 1. 30 (横浜地裁) 同社社長 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) (確定)
29	12. 3. 21	証取法第 158 条 同法第 197 条第 6 号等 (偽計)	クレスパール・インターナショナル・リミテッドは、プリンスン債を販売するため「当局の承認が得られている商品である」旨の虚偽の資料を使用。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社役職員	12. 3. 22 (東京簡裁) 同社役職員 2 名 罰金 30 万円 (略式命令) (いずれも確定)
30	12. 3. 22	証取法第 158 条 同法第 197 条第 6 号等 (偽計)	クレスパール・インターナショナル・リミテッドは、プリンスン債を販売するため、投資家に虚偽の説明。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長	14. 10. 10 (東京地裁) 同社会長 懲役 3 年 罰金 6,400 万円 15. 11. 10 (東京高裁) 控訴棄却 18. 11. 20 (最高裁) 上告棄却 (確定)
31	12. 5. 26	証取法第 166 条第 3 項 同法第 198 条第 15 号等 (内部者取引)	㈱ピコイが和議開始の申立てを行うこと (重要事実) を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 取引先役員	12. 7. 19 (東京地裁) 懲役 8 月 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 448 万円 (確定)
32	12. 11. 28	証取法第 166 条第 3 項 同法第 198 条第 15 号等 (内部者取引)	㈱ブレナスが子会社の異動を伴う株券の取得を行う (重要事実) ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社役員の姉	12. 11. 28 (東京簡裁) 罰金 50 万円 (略式命令) 追徴金約 158 万円 (確定)

事 件	告 発 年 月 日	関 係 条 文	事 件 の 概 要	判 決
33	12. 12. 4	証取法第 158 条等 同法第 197 条 第 1 項第 5 号 等 (風説の流布、虚偽の大量保有報告書の提出)	㈱東天紅の株価を高騰させるため、公開買付けをする旨の虚偽発表をする とともに、虚偽の大量保有報告書を提出。 (嫌疑者) 会社役員等	12. 12. 4 (東京簡裁) 会社役員ら 3 名 罰金 50 万円 (略式命令) 14. 11. 8 (東京地裁) 会社役員 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 罰金 600 万円 (いずれも確定)
34	12. 12. 4	証取法第 27 条の 23 第 1 項 同法第 198 条 第 5 号 (大量保有報告書の不提出)	会社役員は、㈱東天紅の株券の大量保有者になったにもかかわらず、期限までに大量保有報告書を提出しなかった。 (嫌疑者) 会社役員	14. 11. 8 (東京地裁) 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 罰金 600 万円 (確定)
35	13. 3. 12	証取法第 166 条第 1 項 同法第 198 条 第 15 号等 (内部者取引)	武藤工業㈱が他社と資本業務提携を行う (重要事実) ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 提携先社員 (公認会計士)	13. 5. 29 (東京地裁) 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 1, 414 万円 (確定)
36	13. 4. 27	証取法第 159 条第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号 同法第 197 条 第 1 項第 5 号 (相場操縦)	アイカ工業㈱の株価を高騰させることを目的とした複数名義による買い上がり買付け、仮装売買等。 (嫌疑者) 会社社長	14. 9. 12 (名古屋地裁) 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 追徴金約 2, 818 万円 (確定)
37	13. 12. 20	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	フットワークエクスプレス㈱は架空収益の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社常務 当該会社社員	14. 10. 8 (大阪地裁) 同社社長 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 同社副社長 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 同社常務 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
38	14. 3. 20	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等、第 2 項第 1 号 同法第 197 条第 1 項第 7 号等 (相場操縦)	志村化工(株)の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等。 (嫌疑者) 会社役員等	15. 7. 30 (東京地裁) 会社役員 A 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 追徴金約 1 億 1, 395 万円 15. 11. 11 (東京地裁) 無職 C 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 追徴金約 1 億 2, 080 万円 会社役員 B 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 追徴金約 1 億 2, 080 万円 16. 7. 14 (東京高裁) 会社役員 B 控訴棄却 19. 3. 29 (最高裁) 会社役員 B 上告棄却 (いずれも確定)
39	14. 3. 26	証取法第 166 条第 1 項 同法第 198 条第 18 号等 (内部者取引)	(株)ティーアンドイーソフトが他社と業務提携を行う(重要事実)ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 記者発表会業務下請会社役員	14. 10. 16 (東京地裁) 懲役 8 月 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 922 万円 (確定)
40	14. 6. 7	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	フットワークエクスプレス(株)の監査業務を行った公認会計士が架空収益を計上するなどした虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 公認会計士	14. 6. 10 (大阪簡裁) 公認会計士 2 名 罰金 50 万円 (略式命令) (いずれも確定) 公認会計士 1 名 (大阪地裁) 死亡による公訴棄却
41	14. 6. 28	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)ナナボシは、平成 12 年 3 月期及び平成 13 年 3 月期決算において、架空工事の受注工事代金の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	15. 3. 13 (大阪地裁) 同社会長 懲役 2 年 6 月 15. 3. 31 (大阪地裁) 同社役員 懲役 3 年 6 月 15. 9. 16 (大阪高裁) 同社会長 控訴棄却 16. 1. 16 (最高裁) 同社会長 上告棄却 (いずれも確定)
42	14. 6. 28	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	コカ・コーラウェストジャパン(株)が、三笠コカ・コーラボトリング(株)株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 銀行員 (契約締結先) 等	15. 5. 2 (東京地裁) 銀行員 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 400 万円 医師 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 罰金 50 万円 追徴金約 400 万円 15. 11. 28 (東京高裁) 医師 控訴棄却 16. 5. 31 (最高裁) 医師 上告棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
43	14. 6. 28	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	三陽エンジニアリング(株)が三陽パックス(株)株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 銀行員 (第一次情報受領者) 等	15. 5. 2 (東京地裁) 銀行員 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 400 万円 医師 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 罰金 50 万円 追徴金約 400 万円 15. 11. 28 (東京高裁) 医師 控訴棄却 16. 5. 31 (最高裁) 医師 上告棄却 (いずれも確定) (注) 42 号事件と一括審理
44	14. 7. 31	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	(株)光通信が(株)クレイフィッシュ株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社員	15. 2. 28 (東京地裁) 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 1,048 万円 (確定)
45	14. 9. 6	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)ナナボシは、平成 10 年 3 月期及び平成 11 年 3 月期決算において、架空工事の受注工事代金の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	15. 3. 13 (大阪地裁) 同社会長 懲役 2 年 6 月 15. 3. 31 (大阪地裁) 同社役員 懲役 3 年 6 月 15. 9. 16 (大阪高裁) 同社会長 控訴棄却 16. 1. 16 (最高裁) 同社会長 上告棄却 (いずれも確定) (注) 41 号事件と一括審理
46	14. 11. 29	証取法第 158 条 同法第 197 条第 1 項第 7 号 (風説の流布及び偽計)	ドリームテクノロジー(株)の株券を取引していた者が、同株券の相場の変動を意図し、インターネット上で募集した会員に対し、電子メールで売買を推奨する内容虚偽の情報を提供した。 (嫌疑者) 当該株券取引者	15. 3. 28 (広島簡裁) 罰金 30 万円 追徴金 36 万 6 千円 (略式命令) (確定)
47	14. 12. 16	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券届出書及び報告書の提出)	(株)エムティーシーアイは、架空資産を計上するなど虚偽の記載のある貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出。その後の公募増資にあたり、上記貸借対照表を掲載した有価証券届出書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長	15. 7. 14 (東京地裁) 同社会長 懲役 2 年 (確定)

事 件	告 発 年 月 日	関 係 条 文	事 件 の 概 要	判 決
48	14. 12. 19	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	ニチメン(株)が、(株)ニチメンインフィニティ株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 公開買付代理人であった証券会社職員	15. 9. 10 (東京地裁) 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 921 万円 (確定)
49	14. 12. 26	証取法第 158 条 同法第 197 条第 1 項等 (偽計)	(株)エムティーシーアイは公募増資にあたり、一般投資家に対して、虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長	15. 7. 14 (東京地裁) 同社会長 懲役 2 年 (確定) (注)47 号事件と一括審理
50	15. 2. 13	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	コカ・コーラウェストジャパン(株)が、三笠コカ・コーラボトリング(株)株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社職員等	15. 7. 3 (大阪地裁) 会社職員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金 290 万円 職員知人 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 210 万円 (いずれも確定)
51	15. 2. 20	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	コカ・コーラウェストジャパン(株)が、三笠コカ・コーラボトリング(株)株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社職員等	15. 7. 3 (大阪地裁) 会社職員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金 290 万円 (注)50 号事件と一括審理 職員実弟 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 545 万円 (いずれも確定)
52	15. 3. 24	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)ケイビーは架空売上を計上するなどの方法により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社専務 当該会社常務	15. 9. 17 (東京地裁) 同社専務 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 15. 12. 11 (東京地裁) 同社常務 懲役 4 年 16. 7. 29 (東京高裁) 同社常務 控訴棄却 16. 10. 7 (東京地裁) 同社会長 懲役 8 年 17. 9. 28 (東京高裁) 同社会長 控訴棄却 18. 7. 3 (最高裁) 同社会長 上告棄却 (いずれも確定)
53	15. 5. 28	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	ニチメン(株)が、(株)ニチメンインフィニティ株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 公開買付代理人であった証券会社職員	15. 10. 21 (東京地裁) 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 70 万円 追徴金約 891 万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
54	15. 7. 16	証取法第 166 条第 2 項第 1 号等 (内部者取引)	㈱ソーテックが、自己株式を取得すること及び投資運用会社と業務提携を行うこと(ともに重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社職員	16. 1. 30 (横浜地裁) 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 845 万円 (確定)
55	15. 7. 25	証取法第 159 条第 1 項第 3 号等 (相場操縦)	大阪証券取引所が開設する有価証券オプション市場に上場されている株券オプションにつき、投資家にその取引が繁盛に行われていると誤解させることを目的として仮装売買等を行った。 (嫌疑者) ㈱大阪証券取引所 同取引所副理事長 証券会社 証券会社代表取締役	17. 2. 17 (大阪地裁) 同取引所副理事長 無罪 18. 10. 6 (大阪高裁) 同取引所副理事長 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 19. 7. 12 (最高裁) 同取引所副理事長 上告棄却 (確定)
56	15. 7. 30	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	ニチメン㈱が、㈱ニチメンインフィニティ株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 公開買付代理人であった証券会社職員 (元課長)	15. 10. 30 (東京地裁) 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 936 万円 (確定)
57	15. 11. 14	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	㈱アイチコーポレーションの業務に関し、他社と業務提携を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社役員	16. 8. 3 (名古屋地裁) 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 1, 105 万円 (確定)
58	16. 2. 24	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	㈱キャッツの株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 当該会社社長等	17. 2. 8 (東京地裁) 会社役員 A 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 追徴金 3 億 1, 082 万円 同社役員 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 追徴金 3 億 1, 082 万円 会社役員 B 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 追徴金 3 億 1, 082 万円 17. 3. 11 (東京地裁) 同社社長 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 追徴金 3 億 1, 082 万円 17. 9. 7 (東京高裁) 会社役員 B 控訴棄却 19. 2. 20 (最高裁) 会社役員 B 上告棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
59	16. 2. 27	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	大日本土木(株)が民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に信用取引を利用して同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 会社員	16. 5. 27 (名古屋地裁) 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 (確定)
60	16. 3. 29	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の半期報告書及び有価証券報告書の提出)	(株)キャッツは同社役員への貸付金を消費寄託契約に基づく預け金として計上した虚偽の記載のある半期報告書を提出し、 また、同社が保有する株式の取得価格を水増しして計上した虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 会社役員 公認会計士	17. 3. 4 (東京地裁) 会社役員 C 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 17. 3. 11 (東京地裁) 同社社長 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 追徴金 3 億 1,082 万円 (注)58 号事件と一括審理 18. 3. 24 (東京地裁) 公認会計士 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 19. 7. 11 (東京高裁) 公認会計士 控訴棄却 22. 5. 31 (最高裁) 公認会計士 上告棄却 (いずれも確定)
61	16. 5. 31	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	(株)デジタルが他社と業務提携を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社役員	16. 9. 3 (大阪地裁) 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 945 万円 (確定)
62	16. 6. 22	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)森本組は完成工事総利益及び当期未処理損失をそれぞれ粉飾するなどした虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社役員	17. 5. 13 (大阪地裁) 同社役員 A 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 17. 5. 20 (大阪地裁) 同社役員 B 懲役 2 年 (執行猶予 5 年) 17. 7. 12 (大阪地裁) 同社役員 C 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 5 年) 18. 4. 18 (大阪地裁) 同社役員 D 懲役 6 年 20. 1. 15 (大阪高裁) 同社役員 D 控訴棄却 22. 6. 4 (最高裁) 同社役員 D 上告棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
63	16. 6. 24	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	㈱イセキ開発工機が民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (疑念者) 当該会社役員 会社役員	17. 7. 22 (東京地裁) 会社役員 A 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金 655 万円 17. 10. 19 (東京地裁) 同社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金 1, 000 万円 18. 2. 2 (東京高裁) 会社役員 A 控訴棄却 18. 4. 26 (最高裁) 会社役員 A 上告棄却 (いずれも確定) 会社役員 B 死亡による公訴棄却
64	16. 11. 2	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	㈱メディア・リンクスが純利益及び配当予想値の修正を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (疑念者) 当該会社社長	17. 5. 2 (大阪地裁) 懲役 3 年 6 月 罰金 200 万円 17. 10. 14 (大阪高裁) 控訴棄却 18. 2. 20 (最高裁) 上告棄却 (確定)
65	16. 11. 19	証取法第 158 条 同法第 197 条第 1 項第 7 号等 (風説の流布及び偽計)	㈱メディア・リンクスは、同社の株価を高騰させるため、同社が発行を決定した転換社債型新株予約権付社債につき、払込みがなされていないのに発行総額について払込みが完了した旨の虚偽の事実を公表した。また、同社債の一部について株式転換が完了し、資本金が充実された旨虚偽の事実を公表した。 (疑念者) 当該会社 当該会社社長	17. 5. 2 (大阪地裁) 同社社長 懲役 3 年 6 月 罰金 200 万円 当該会社 罰金 500 万円 17. 10. 14 (大阪高裁) 同社社長 控訴棄却 当該会社 控訴棄却 18. 2. 20 (最高裁) 同社社長 上告棄却 (注)64 号事件と一括審理 当該会社 上告棄却 (いずれも確定)
66	16. 11. 30	証取法第 159 条第 2 項第 1 号等 (相場操縦)	真柄建設㈱等複数銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉を行った。 (疑念者) 会社員	17. 12. 9 (釧路地裁) 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
67	16. 12. 9	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱メディア・リンクスは、架空売上及び架空仕入れを計上するなどの方法により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (疑 念 者) 当該会社 当該会社社長	17. 5. 2 (大阪地裁) 同社社長 懲役 3 年 6 月 罰金 200 万円 当該会社 罰金 500 万円 17. 10. 14 (大阪高裁) 同社社長 控訴棄却 当該会社 控訴棄却 18. 2. 20 (最高裁) 同社社長 上告棄却 (注)64 号事件及び 65 号事件と一括審理 当該会社 上告棄却 (注)65 号事件と一括審理 (いずれも確定)
68	17. 1. 26	証取法第 166 条第 2 項等 (内部者取引)	㈱シーエスケイコミュニケーションズが㈱シーエスケイとの株式交換(重要事実)により㈱シーエスケイの完全子会社になることを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (疑 念 者) 会社役員等	18. 8. 10 (東京地裁) 会社役員 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 20 万円 追徴金約 310 万円 上記役員が経営する会社 罰金 100 万円 追徴金約 851 万円 (いずれも確定)
69	17. 3. 14	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	コダックジャパンデジタルプロダクトディベロップメント㈱が、産業活力再生特別措置法の適用を前提として、チノン㈱株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (疑 念 者) 国家公務員	17. 10. 28 (東京地裁) 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 90 万円 追徴金約 1, 373 万円 (確定)
70	17. 3. 22	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	南野建設㈱が第三者割当増資による新株の発行を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (疑 念 者) 当該会社役員等	17. 6. 27 (大阪地裁) 同社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 625 万円 役員妻 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 罰金 50 万円 追徴金約 625 万円 (いずれも確定)
71	17. 3. 22	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	西武鉄道㈱は、㈱コクドの所有に係る西武鉄道㈱株式につき、発行済み株式総数に対する所有割合を少なく記載するなどし、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (疑 念 者) 当該会社等	17. 10. 27 (東京地裁) 会社役員 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 当該会社 罰金 2 億円 (いずれも確定)
72	17. 3. 22	証取法第 166 条第 2 項等 (内部者取引)	西武鉄道㈱が有価証券報告書に継続的に㈱コクド所有に係る株式等について虚偽の記載をしてきた事実(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (疑 念 者) 会社役員等	17. 10. 27 (東京地裁) 会社役員 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 (注)71 号事件と一括審理 親会社 罰金 1 億 5, 000 万円 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
73	17. 6. 10	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	キヤノンソフトウェア㈱が株式の分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 業務委託契約先社員	18. 7. 7 (東京地裁) 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 50 万円 追徴金 658 万円 (確定)
74	17. 6. 20	証取法第 159 条第 1 項等 (相場操縦)	日信工業㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、偽装売買等を行った。 (嫌疑者) 個人投資家	19. 12. 21 (東京地裁) 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 追徴金約 1,166 万円 21. 3. 26 (東京高裁) 控訴棄却 22. 12. 13 (最高裁) 上告棄却 (確定)
75	17. 8. 17	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱カネボウは、大量の不良在庫等を抱え、業績が悪化していた子会社を連結決算の対象からはずすなどの方法により、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	18. 3. 27 (東京地裁) 同社社長 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 同社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) (いずれも確定)
76	17. 9. 30	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	公認会計士として㈱カネボウの監査業務を行った際、大量の不良在庫等を抱え、業績が悪化していた子会社を連結決算の対象からはずすなどの方法により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 公認会計士	18. 8. 9 (東京地裁) 公認会計士 A 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 公認会計士 B 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 公認会計士 C 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) (いずれも確定)
77	17. 11. 15	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	㈱ソキアの株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、偽装売買等を行った。 (嫌疑者) 会社役員	18. 7. 19 (大阪地裁) 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 4,924 万円 (確定)

事 件	告 発 年 月 日	関 係 条 文	事 件 の 概 要	判 決
78	18. 2. 10	証取法第 158 条 同法第 197 条 第 1 項第 7 号 (風説の流布及び偽計)	㈱ライブドアは、㈱ライブドアマーケ ティング株券の売買のため及び同社 の株価の高騰を図る目的をもって、同 社をして虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社子会社 当該会社代表取締役 当該会社役員 (2 名) 会社役員	19. 3. 16 (東京地裁) 同社代表取締役 懲役 2 年 6 月 19. 3. 22 (東京地裁) 同社役員 A 懲役 1 年 8 月 同社役員 B 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 会社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) (注)いずれも 82 号事件と一括審理 19. 3. 23 (東京地裁) 当該会社 罰金 2 億 8,000 万円 同社子会社 罰金 4,000 万円 20. 7. 25 (東京高裁) 同社代表取締役 控訴棄却 20. 9. 12 (東京高裁) 同社役員 A 懲役 1 年 2 月 21. 1. 7 (最高裁) 同社役員 A 上告棄却 (注)82 号事件と一括審理 23. 4. 25 (最高裁) 同社代表取締役 上告棄却 (注)82 号事件と一括審理 (いずれも確定)
79	18. 2. 22	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取 引)	㈱東北エンタープライズが民事再生 手続開始の申立てを行うこと (重要事 実) を知り、公表前に同社株券を売り 付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員	18. 9. 19 (仙台地裁) 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 60 万円 追徴金約 429 万円 (確定)
80	18. 2. 22	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取 引)	㈱東北エンタープライズが民事再生 手続開始の申立てを行うこと (重要事 実) を知り、公表前に同社株券を売り 付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員	18. 8. 11 (福島地裁) 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 345 万 (確定)
81	18. 2. 22	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取 引)	㈱東北エンタープライズが民事再生 手続開始の申立てを行うこと (重要事 実) を知り、公表前に同社株券を売り 付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員	18. 8. 11 (福島地裁) 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 罰金 30 万円 追徴金約 124 万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
82	18. 3. 13	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱ライブドアは、売上計上の認められない自社株売却益の売上高への計上等により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社役員 (3 名) 会社役員	19. 3. 16 (東京地裁) 同社代表取締役 懲役 2 年 6 月 19. 3. 22 (東京地裁) 同社役員 A 懲役 1 年 8 月 同社役員 B 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 会社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) (注) いずれも 78 号事件と一括審理 同社役員 C 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 19. 3. 23 (東京地裁) 当該会社 罰金 2 億 8,000 万円 (注) 78 号事件と一括審理 20. 7. 25 (東京高裁) 同社代表取締役 控訴棄却 20. 9. 12 (東京高裁) 同社役員 A 懲役 1 年 2 月 21. 1. 7 (最高裁) 同社役員 A 上告棄却 (注) 78 号事件と一括審理 23. 4. 25 (最高裁) 同社代表取締役 上告棄却 (注) 78 号事件と一括審理 (いずれも確定)
83	18. 3. 30	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	公認会計士や監査の実質的責任者として㈱ライブドアの監査業務を行った際、売上計上の認められない自社株売却益を売上高への計上等により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 公認会計士 (2 名)	19. 3. 23 (東京地裁) 公認会計士 A 懲役 10 月 公認会計士 B 懲役 1 年 (執行猶予 4 年) 20. 9. 19 (東京高裁) 公認会計士 A 懲役 1 年 (執行猶予 4 年) 20. 9. 26 (東京高裁) 公認会計士 B 控訴棄却 23. 5. 18 (最高裁) 公認会計士 B 上告棄却 (いずれも確定)
84	18. 5. 30	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	アライドテレシス㈱が株式の分割を行うこと (重要事実) を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社役員等	18. 11. 28 (さいたま地裁) 同社役員同居人 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 4 年) 追徴金約 452 万円 同社役員同居人の実妹 懲役 1 年 (執行猶予 4 年) 追徴金約 435 万円 19. 3. 20 (さいたま地裁) 同社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 5 年) 罰金 100 万円 追徴金約 1,089 万円 同社役員実子 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 4 年) 罰金 50 万円 追徴金約 1,532 万円 19. 7. 31 (東京高裁) 同社役員実子 控訴棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
85	18. 6. 22	証取法第 167 条第 3 項等 (内部者取引)	㈱ライブドアが㈱ニッポン放送の総株主の議決権数の百分の五以上の株券等を買集める旨の公開買付けに準ずる行為の実施を知り、公表前に㈱ニッポン放送株券を買付けた。 (嫌疑者) ファンド中核会社 ファンド実質経営者	19. 7. 19 (東京地裁) ファンド実質経営者 懲役 2 年 罰金 300 万円 追徴金約 11 億 4,900 万円 ファンド中核会社 罰金 3 億円 21. 2. 3 (東京高裁) ファンド実質経営者 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 罰金 300 万円 追徴金約 11 億 4,900 万円 ファンド中核会社 罰金 2 億円 23. 6. 6 (最高裁) 上告棄却 (いずれも確定)
86	18. 7. 25	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	㈱西松屋チェーンほか 4 社が株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買付けた。 (嫌疑者) 新聞社社員	18. 12. 25 (東京地裁) 新聞社社員 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 600 万円 追徴金約 1 億 1,674 万円 (確定)
87	18. 8. 3	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	㈱ピーシーデポコーポレーションが株式分割を行うこと(重要事実)、㈱オーエー・システム・プラザが㈱ピーシーデポコーポレーションと業務提携を行うこと(重要事実)、及び㈱オーエー・システム・プラザが株式を発行すること(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員	19. 12. 18 (横浜地裁) 懲役 4 年 6 月 罰金 500 万円 追徴金 1 億 938 万円 (確定)
88	18. 10. 20	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	㈱ I M J が株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買付けた。 (嫌疑者) 当該会社顧問	19. 1. 16 (東京地裁) 同社顧問 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 罰金 200 万円 追徴金 1,675 万円 (確定)
89	19. 2. 5	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	㈱セイクレストが株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員 会社役員 会社社員	19. 6. 22 (大阪地裁) 同社社員 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金 6,000 万円 (確定)
90	19. 2. 6	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	サンビシ㈱は、連結子会社があるにも関わらずこれがないとする等の、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	19. 5. 7 (名古屋地裁) 同社社長 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 4 年) 同社役員 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
91	19. 2. 26	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	㈱セイクレストが経常利益及び純利益の予想値の修正を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員 会社役員	19. 6. 22 (大阪地裁) 同社社員 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金 6, 000 万円 (確定) (注) 89 号事件と一括審理
92	19. 2. 26	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	㈱セイクレストが株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員の知人	19. 5. 9 (大阪地裁) 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 533 万円 (確定)
93	19. 3. 27	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	㈱ビーマップの株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 会社役員等 (7 名)	21. 9. 29 (大阪地裁) 会社役員 A 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 罰金 500 万円 追徴金 約 9 億 7, 843 万円 21. 9. 9 (大阪地裁) 会社役員 B 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 追徴金約 2 億 4, 533 万円 22. 8. 4 (大阪高裁) 会社役員 B 控訴棄却 24. 5. 29 (最高裁) 会社役員 B 上告棄却 20. 11. 13 (大阪地裁) 会社役員 C 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 追徴金約 2 億 4, 533 万円 20. 10. 31 (大阪地裁) 会社役員 D 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 追徴金約 2 億 4, 533 万円 21. 6. 24 (大阪高裁) 会社役員 D 控訴棄却 23. 9. 16 (最高裁) 会社役員 D 上告棄却 (いずれも確定) (注) 104 号事件と一括審理
94	19. 5. 29	証取法第 166 条第 1 項第 4 号等 (内部者取引)	ホームック㈱及び㈱カーマが、ホームック㈱、㈱カーマ及びダイキ㈱による共同持株会社を設立するために株式移転を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社役員	20. 1. 16 (札幌地裁) 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 70 万円 追徴金約 3, 591 万円 20. 7. 15 (札幌高裁) 原判決破棄 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 罰金 70 万円 追徴金約 3, 591 万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
95	19.6.4	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	ホームック㈱が㈱カーマ及びダイキ ㈱と共同持株会社を設立するために 株式移転を行うこと(重要事実)を知 り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社役員	19.9.10 (札幌地裁) 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 罰金 150 万円 追徴金約 5,407 万円 (確定)
96	19.6.7	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	㈱伊藤園ほか 17 社が株式分割を行う こと(重要事実)を知り、公表前に同 社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 印刷会社社員 印刷会社社員の親族(6 名)	20.1.23 (秋田地裁) 印刷会社社員 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 親族 A 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 親族 B 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 親族 C 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 罰金 250 万円 親族 D 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 * 追徴金 ・ 12 銘柄の取引について、全員から約 7 億 1,029 万円 ・ 3 銘柄の取引について、印刷会社社員及び 親族 A から約 9,985 万円 ・ 3 銘柄の取引について、印刷会社社員、親 族 A、B、C から約 1 億 3,463 万円 (いずれも確定)
97	19.6.25	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	川上塗料㈱の株価を高騰させること を目的とした買い上がり買付け、仮装 売買等を行った。 (嫌疑者) 無職 会社役員	20.6.30 (さいたま地裁) 無職 A 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 無職 B 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 5 億 1,108 万円 (連帯)
98	19.6.28	証取法第 159 条第 2 項第 2 号等 (相場操縦)	川上塗料㈱の株取引を誘引する目的 をもって、同株券の相場が自己又は他 人の操作によって変動する旨の情報 を流布した。 (嫌疑者) 無職	21.5.14 (東京高裁) 無職 A 控訴棄却 無職 B 控訴棄却 21.10.6 (最高裁) 無職 A 上告棄却 (いずれも確定) (注)102 号事件と一括審理 (102 号事件では 「無職 B」は「会社役員」と記載)
99	19.10.15	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	㈱オーエー・システム・プラザの株価 を高騰させることを目的とした買い 上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 会社役員等	20.7.25 (大阪地裁) 会社役員 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 追徴金約 4 億 4,225 万円 (確定)

事 件	告発年 月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
100	19. 10. 30	証取法第 158 条 (風説の流布)	㈱大盛工業の株券について、その売買等の目的のため及びその株価の高騰を図る目的をもって、虚偽の事実を流布した。 (嫌疑者) 会社役員	20. 9. 17 (東京地裁) 会社役員 懲役 2 年 6 月 追徴金 約 15 億 6, 110 万円 21. 11. 18 (東京高裁) 会社役員 懲役 2 年 6 月 追徴金 約 15 億 5, 810 万円 (確定)
101	19. 11. 1	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	南野建設㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 株式投資アドバイザー等	20. 3. 21 (大阪地裁) 会社役員 A 懲役 2 年 (執行猶予 5 年) 追徴金約 3 億 8, 379 万円 20. 7. 25 (大阪地裁) 会社役員 B 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 追徴金約 4 億 4, 225 万円 (注) 99 号事件と一括審理 22. 4 (大阪地裁) 株式投資アドバイザー 公訴棄却 (いずれも確定)
102	19. 11. 29	証取法第 159 条第 1 項等 (相場操縦)	オー・エイチ・ティー㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 会社役員等	20. 6. 30 (さいたま地裁) 無職 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 会社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 5 億 1, 108 万円 (連帯) 21. 5. 14 (東京高裁) 無職 控訴棄却 会社役員 控訴棄却 21. 10. 6 (最高裁) 無職 上告棄却 (いずれも確定) (注) 97、98 号事件と一括審理
103	20. 3. 4	証取法第 159 条第 3 項等 (相場固定)	丸八証券㈱は、同社が主幹事であったケイエス冷凍食品㈱の株価を公募価格以上に固定する目的をもって、一定の価格以下の同社株券の買付注文を勧誘し、受託した。 (嫌疑者) 当該証券会社 当該証券会社役員	20. 6. 17 (名古屋地裁) 当該証券会社 罰金 2, 500 万円 証券会社役員 B 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 証券会社役員 C 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 20. 9. 9 (名古屋地裁) 証券会社役員 A 懲役 1 年 4 月 21. 3. 30 (名古屋高裁) 証券会社役員 A 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
104	20. 3. 5	証取法第 158 条 (偽計)	㈱アイ・シー・エフ (現：㈱オーベン) の株券の取引のため、会社役員の 1 名が実質的に支配する会社の企業価値を過大に評価し、虚偽の事実の公表等を行った。 (嫌疑者) 会社役員等	20. 10. 10 (大阪地裁) 当該会社 罰金 500 万円 追徴金 7 億 3, 315 万円 (連帯) 22. 2. 3 (大阪高裁) 当該会社 控訴棄却 24. 7. 5 (最高裁) 当該会社 上告棄却 20. 10. 17 (大阪地裁) 会社役員 B 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 追徴金 7 億 3, 315 万円 会社役員 C 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 追徴金 7 億 3, 315 万円 (連帯) 21. 9. 29 (大阪地裁) 会社役員 A 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 罰金 500 万円 追徴金約 9 億 7, 843 万円 (いずれも確定) (注) 93 号事件と一括審理
105	20. 3. 14	証取法第 167 条第 1 項第 5 号等 (内部者取引)	㈱ボッカコーポレーションほか 4 社の株券について公開買付けが行われることを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 印刷会社社員	20. 3. 25 (札幌簡裁) 印刷会社社員 B 罰金 50 万円 20. 5. 23 (札幌地裁) 印刷会社社員 A 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 700 万円 追徴金約 1 億 5, 938 万円 (いずれも確定)
106	20. 5. 30	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	証券会社社員等は、三光純薬㈱ほか 3 社が株式交換を行うことなど (重要事実) を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 証券会社社員等	20. 12. 25 (東京地裁) 証券会社社員 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 100 万円 追徴金 635 万円 証券会社社員の知人 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金 5, 544 万円 (内 635 万円は連帯) (いずれも確定)
107	20. 6. 16	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱アクセスは、架空売上を計上するなど、虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社役員	20. 11. 28 (神戸地裁) 当該会社 罰金 500 万円 当該会社役員 B 懲役 3 年 (執行猶予 4 年) 24. 12. 25 (神戸地裁) 当該会社役員 A 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 罰金 1, 500 万円 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
108	20. 6. 17	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	㈱アイ・エックス・アイは、架空売上を計上するなど、虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の公募増資にあたり、上記有価証券報告書をとじ込んだ有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社役員	21. 1. 29 (大阪地裁) 当該会社役員 C 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 21. 2. 9 (大阪地裁) 当該会社役員 B 懲役 3 年 (執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 21. 11. 26 (大阪地裁) 当該会社役員 A 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 罰金 800 万円 (いずれも確定)
109	20. 10. 7	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	㈱ L T T バイオファーマが子会社の異動を伴う株式の譲渡を行うこと (重要事実) 及び同子会社が主力事業として投資を募っていた事業が架空であったこと (重要事実) を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社役員	21. 9. 14 (東京地裁) 当該会社役員 懲役 15 年 罰金 500 万円 追徴金約 4 億 1, 223 万円 (確定)
110	20. 11. 26	金商法第 158 条等 (暴行・脅迫)	㈱ドン・キホーテ株券について、有価証券等の相場の変動を図る目的をもって、同社店舗に放火 (暴行) し、新聞社宛に警告文を送信して同社役員に対し同社に危害を加える旨告知 (脅迫) した。 (嫌疑者) 会社員	21. 11. 24 (横浜地裁) 会社員 懲役 6 年 (確定) (注) 112 号事件と一括審理
111	20. 12. 5	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	㈱ L T T バイオファーマが子会社の異動を伴う株式の譲渡を行うこと (重要事実) 及び同子会社が主力事業として投資を募っていた事業が架空であったこと (重要事実) を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 会社役員	21. 4. 15 (東京地裁) 会社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 1, 924 万円 (確定)
112	20. 12. 17	金商法第 158 条等 (暴行・脅迫)	㈱ドン・キホーテ株券について、有価証券等の相場の変動を図る目的をもって、同社店舗に放火 (暴行) し、新聞社宛に警告文を送付して同社役員に対し同社に危害を加える旨告知 (脅迫) した。 (嫌疑者) 会社員	21. 11. 24 (横浜地裁) 会社員 懲役 6 年 (確定) (注) 110 号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
113	20.12.24	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	オー・エイチ・ティー(株)は、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出(2期)し、その後の新株予約権付社債募集を行うにあたり、虚偽の有価証券報告書をとじ込んだ有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役社長 当該会社役員(2名)	21.4.28(広島地裁) 当該会社 罰金 800 万円 当該会社代表取締役社長 懲役 2 年(執行猶予 4 年) 当該会社役員 A 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 当該会社役員 B 懲役 1 年(執行猶予 3 年) (いずれも確定)
114	21.2.10	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等(内部者取引)	(株)ワークスアプリケーションズの経常利益について、公表された直近の予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付け、エネサーブ(株)の剰余金の配当について、公表された前事業年度の対応する期間にかかる実績値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) I R コンサルティング業	21.5.25(大阪地裁) 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 1 億 2,092 万円 (確定)
115	21.3.25	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券届出書の提出)	(株)プロデュースは、上場に伴う株式の募集等を行うに際し、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社専務取締役	21.8.5(さいたま地裁) 当該会社代表取締役 懲役 3 年 罰金 1,000 万円 22.3.23(東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 22.8.10(最高裁) 当該会社代表取締役 上告棄却 21.8.5(さいたま地裁) 当該会社専務取締役 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) (いずれも確定) (注) 120 号事件と一括審理
116	21.3.27	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等(内部者取引)	(株)キャビンがプライベートエクイティファンドとの業務上の提携を解消することについて決定したこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 東証一部上場企業代表取締役 同人の実質支配会社	21.7.8(高松地裁) 上場企業代表取締役 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 100 万円 同人の実質支配会社 罰金 200 万円 両名 追徴金 3 億 5,500 万円 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
117	21. 3. 31	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等（内部者取引）	㈱プロデュースが粉飾決算を内実とする金融商品取引法違反等の嫌疑で証券取引等監視委員会から強制調査を受けたこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社元役員	21. 5. 27（さいたま地裁） 懲役 3 年（執行猶予 4 年） 罰金 500 万円 追徴金約 7,888 万円（確定）
118	21. 4. 22	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等（内部者取引）	ジェイ・ブリッジ㈱の売上高及び経常利益について、直近の公表された予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社常務執行役員	21. 6. 17（東京地裁） 懲役 1 年（執行猶予 3 年） 罰金 100 万円 追徴金約 915 万円（確定）
119	21. 4. 27	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等（内部者取引）	ジェイ・ブリッジ㈱の売上高及び経常利益について、直近の公表された予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと（重要事実）を知り、シンガポールの金融機関に開設した英領ヴァージン諸島に設立された法人名義の口座を利用し、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社取締役会長	21. 12. 10（東京地裁） 懲役 3 年（執行猶予 5 年） 罰金 200 万円 追徴金約 3,750 万円（確定）
120	21. 4. 28	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 （虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出）	㈱プロデュースは、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出（2 期）し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役 当該会社専務取締役	21. 8. 5（さいたま地裁） 当該会社代表取締役 懲役 3 年 罰金 1,000 万円 22. 3. 23（東京高裁） 当該会社代表取締役 控訴棄却 22. 8. 10（最高裁） 当該会社代表取締役 上告棄却 21. 8. 5（さいたま地裁） 当該会社専務取締役 懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年） （いずれも確定） （注）115 号事件と一括審理

事 件	告発年 月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
121	21. 4. 28	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有 価証券報告 書及び有価 証券届出書 の提出)	㈱プロデュースは、架空売上を計上する など、上場に伴う株式の募集等を行 うに際し虚偽の記載のある損益計算 書等を掲載した有価証券届出書を提 出し、さらに虚偽の記載のある損益計 算書等を掲載した有価証券報告書を 提出(2期)し、その後の株式募集を 行うにあたり虚偽の有価証券報告書 を参照すべき旨を記載した有価証券 届出書を提出した。 (嫌疑者) 公認会計士	24. 1. 30 (さいたま地裁) 懲役 3 年 6 月 25. 1. 11 (東京高裁) 控訴棄却 26. 9. 17 (最高裁) 上告棄却 (確定)
122	21. 7. 14	証取法第 158 条等 (偽計)	㈱ペイントハウスが発行する新株式 を犯則嫌疑者が実質的に統括管理し ていた投資事業組合名義で取得する に際し、真実は、同組合が払い込む金 額の大半は、直ちに社外に流出させる ものであるのに、その情を秘し、あた かも当該払込みによって相応の資本 充実が図られたものであるかのような 虚偽の事実を公表させた。 (嫌疑者) 会社役員	22. 2. 18(東京地裁) 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 400 万円 追徴金約 3 億 147 万円 22. 11. 30 (東京高裁) 控訴棄却 23. 3. 23 (最高裁) 上告棄却 (確定)
123	21. 7. 31	証取法第 167 条第 1 項第 5 号等 (内部者取 引)	エヌエー㈱が日産ディーゼル工業㈱ 株券の公開買付けを行うことを知り、 公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社従業員 会社員	21. 12. 24 (さいたま地裁) 当該会社従業員 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 罰金 200 万円 追徴金約 1, 293 万円 会社員 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 罰金 300 万円 追徴金約 1 億 6, 164 万円 22. 6. 10 (東京高裁) 当該会社従業員 控訴棄却 会社員 控訴棄却 (いずれも確定)

事 件	告 発 年 月 日	関 係 条 文	事 件 の 概 要	判 決
124	21. 9. 29	証取法第 159 条第 2 項第 1 号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、日立造船 (株)ほか 1 銘柄の株価を高騰させること を目的とした見せ玉等を行い、当該上 昇させた株価により、各株券の売買を 行った。 (嫌疑者) 無職 (2 名) 会社役員	22. 4. 28 (東京地裁) 無職 A 懲役 2 年 2 月 (執行猶予 4 年) 罰金 250 万円 追徴金約 2 億 2,661 万円 会社役員 B 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 2,661 万円 無職 C 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 150 万円 追徴金約 2 億 2,661 万円 (連帯) (いずれも確定)
125	21. 10. 20	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取 引)	グッドウィル・グループ(株)が子会社の 異動を伴う株券の取得を行うこと (重 要事実)を知り、公表前に同社株券を 買い付けた。 (嫌疑者) 無職	22. 2. 4 (東京地裁) 懲役 2 年 6 月 罰金 500 万円 追徴金 15 億 3,180 万円 (確定)
126	21. 11. 24	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、ユニオン ホールディングス(株)の株価を高騰さ せることを目的とした買い上がり買 付け、仮装売買等を行い、もって当該 変動させた相場により有価証券の売 買を行った。 (嫌疑者) 当該会社代表取締役 会社役員 (4 名) 会社員 不詳 (3 名)	22. 8. 18 (大阪地裁) 代表取締役 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 5,529 万円 (注) 129 号事件と一括審理 22. 8. 25 (大阪地裁) 会社員 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 2 億 5,529 万円 22. 9. 1 (大阪地裁) 会社役員 懲役 3 年 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 6,477 万円 (注) 132 号事件と一括審理 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
127	21. 12. 15	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	㈱テレウェイヴ(現:㈱SBR)の売上高及び経常利益について、直近の公表された予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (疑念者) 会社役員 (2 名) 会社員	22. 4. 5 (東京地裁) 会社役員 A 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 追徴金約 8, 462 万円 会社役員 B 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 200 万円 会社員 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 追徴金約 2 億 7, 218 万円 (いずれも確定)
128	21. 12. 15	金商法第 167 条第 3 項等 (内部者取引)	ロシュ・ファームホールディング・ビー・ヴィが中外製薬㈱株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に、同社株券を買い付けた。 (疑念者) 会社員	懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 追徴金約 2 億 7, 218 万円 (いずれも確定)
129	21. 12. 24	金商法第 158 条等 (偽計)	ユニオンホールディングス㈱の発行予定の新株等を売却するため、同社の第三者割当増資等につき、I A B j a p a n 株式会社は、第三者割当増資の払込金等を実際に拠出する資力がないのに同社が、実際に資金拠出するかのような虚偽の事実を公表し、同社名義で払い込む第三者割当増資の払込金の一部は見せ金に過ぎないのに、払込が実際にあったかのように偽装した上、第三者割当増資等の資本増強が行われたかのような虚偽の事実を公表した。 (疑念者) 当該会社 当該会社代表取締役	22. 8. 18 (大阪地裁) 代表取締役 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 5, 529 万円 (注) 126 号事件と一括審理 被告会社 罰金 3, 000 万円 (いずれも確定)
130	22. 2. 9	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、ユニオンホールディングス㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、偽装売買等を行い、もって当該変動させた相場により有価証券の売買を行った。 (疑念者) 会社経営者	24. 6. 6 (大阪地裁) 会社経営者 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 罰金 400 万円 追徴金約 3 億 7, 637 万円 25. 10. 25 (大阪高裁) 会社経営者 控訴棄却 27. 4. 8 (最高裁) 会社経営者 上告棄却 (確定) (注) 132 号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
131	22.3.2	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	ニイウスコー(株)は、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社取締役	23.9.15 (横浜地裁) 当該会社代表取締役副会長 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 23.9.20 (横浜地裁) 当該会社代表取締役会長 懲役3年 罰金800万円 24.12.13 (東京高裁) 当該会社代表取締役会長 控訴棄却 25.1.17 (東京高裁) 当該会社代表取締役副会長 控訴棄却 25.6.4 (最高裁) 当該会社代表取締役副会長 上告棄却 (いずれも確定) (注) 133号事件と一括審理
132	22.3.16	証取法第166条第1項第1号等 (内部者取引)	(株)テークスグループが、第三者割当増資を行うこと(重要事実)及び第三者割当増資の約9割は失権すること(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付け、売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社実質的経営者 会社役員	22.9.1 (大阪地裁) 会社役員 懲役3年(執行猶予4年) 罰金300万円 追徴金約2億6,477万円 (注) 126号事件と一括審理 (確定) 24.6.6 (大阪地裁) 当該会社実質的経営者 懲役3年(執行猶予5年) 罰金400万円 追徴金約3億7,637万円 25.10.25 (大阪高裁) 当該会社実質的経営者 控訴棄却 27.4.8 (最高裁) 当該会社実質的経営者 上告棄却 (確定) (注) 130号事件と一括審理

事 件	告 発 年 月 日	関 係 条 文	事 件 の 概 要	判 決
133	22. 3. 19	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	ニイウスコー(株)は、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の株式募集及び売出しを行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社代表取締役副会長	23. 9. 15 (横浜地裁) 当該会社代表取締役副会長 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 23. 9. 20 (横浜地裁) 当該会社代表取締役会長 懲役 3 年 罰金 800 万円 24. 12. 13 (東京高裁) 当該会社代表取締役会長 控訴棄却 25. 1. 17 (東京高裁) 当該会社代表取締役副会長 控訴棄却 25. 6. 4 (最高裁) 当該会社代表取締役副会長 上告棄却 (いずれも確定) (注) 131 号事件と一括審理
134	22. 3. 26	金商法第 158 条等 (偽計)	トランスデジタル(株)は、新株予約権について、その行使に係る払込みを仮装した上、その情を秘し、適法な新株予約権の行使による新株の発行が行われた旨の虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 会社役員 (2 名) 元当該会社代表取締役 元当該会社顧問 元会社役員	22. 11. 24 (東京地裁) 元当該会社顧問 懲役 3 年 (執行猶予 4 年) 元当該会社代表取締役 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) (いずれも確定)
135	22. 5. 11	証取法第 166 条第 1 項第 4 号等 (内部者取引)	(株)GDHほか 3 社が発行する株式を引き受ける者を募集することなど (重要事実) を知り、公表前に同社株券を売買した。 (嫌疑者) 銀行員	23. 4. 26 (東京地裁) 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 5,824 万円 (確定) (注) 136 号事件と一括審理
136	22. 6. 15	金商法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	(株)リサ・パートナーズが、銀行団による協調融資により新規事業資金を調達できることが確実になったことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 銀行員	23. 4. 26 (東京地裁) 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 5,824 万円 (確定) (注) 135 号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
137	22. 10. 6	金商法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券届出書の提出)	㈱エフオーアイは、上場に伴う株式の募集等を行うに際し、架空売上高を計上する方法により、虚偽の記載のある連結損益計算書を掲載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役社長 当該会社代表取締役専務 当該会社役員	24. 2. 29 (さいたま地裁) 当該会社代表取締役社長 懲役 3 年 24. 2. 29 (さいたま地裁) 当該会社代表取締役専務 懲役 3 年 (いずれも確定)
138	22. 10. 26	金商法第 158 条等 (偽計)	㈱エフオーアイは、虚偽の売上高を前提とした有価証券届出書等の開示書類につき、真実かつ正確な記載がなされている旨の虚偽の表明をするなどし、多数の一般投資家にこれらの虚偽の内容を記載した目論見書を交付させるなどした。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役社長 当該会社代表取締役専務	
139	22. 10. 28	金商法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、㈱テクノマセマティカルほか 2 銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉等を行い、当該上昇させた株価により、各株券の売買を行った。 (嫌疑者) 会社役員	23. 3. 10 (大分地裁) 懲役 2 年 4 月 (執行猶予 4 年) 罰金 600 万円 追徴金約 2 億 6148 万円 23. 8. 26 (福岡高裁) 控訴棄却 24. 11. 19 (最高裁) 上告棄却 (確定)
140	22. 12. 7	証取法第 167 条第 3 項等 (内部者取引)	ワイオミング・ホールディング・ジーエムビーエイチの業務執行を決定する機関が㈱西友株券の公開買付けを行うことについての伝達を受け、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社社外取締役の配偶者 同人の主宰法人	24. 9. 7 (東京地裁) 当該会社社外取締役の配偶者 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 3,725 万円 (うち 2,766 万円は被告会社と連帯) 同人の主宰法人 罰金 400 万円 追徴金 2,766 万円 (被告人と連帯) (いずれも確定)
141	23. 2. 9	証取法第 197 条の 2 第 1 号等 (無届社債券募集)	内閣総理大臣に届出をしないで、新たに発行される社債券の取得の申込みの勧誘を行い、有価証券の募集をしたもの。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役会長	25. 7. 3 (福岡地裁) 当該会社代表取締役会長 懲役 6 年 罰金 300 万円 26. 2. 27 (福岡高裁) 当該会社代表取締役会長 控訴棄却 27. 4. 1 (最高裁) 当該会社代表取締役会長 上告棄却 (確定)

事 件	告発年 月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
142	23. 3. 22	証取法第 166 条第 1 項第 4 号等 (内部者取引)	オックスホールディングス㈱の子会社の業務遂行の過程で損害が発生したこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 会社役員	24. 3. 7 (東京地裁立川支部) 懲役 3 年 追徴金約 3,232 万円 24. 7. 19 (東京高裁) 控訴棄却 24. 10. 30 (最高裁) 上告棄却 (確定)
143	23. 5. 27	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	㈱富士バイオメディックスは、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社取締役 当該会社嘱託社員 会社役員	24. 3. 8 (東京地裁) 当該会社代表取締役 懲役 2 年 当該会社取締役 懲役 2 年 6 月(執行猶予 3 年) 当該会社嘱託社員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 400 万円 会社役員 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 罰金 800 万円 24. 9. 20 (東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 (いずれも確定)
144	23. 6. 10	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	㈱スルガコーポレーションが委託先法人に行かせていた同社所有の商業ビルの立ち退き交渉業務に関し、警察において、同委託先法人が反社会的勢力であるとし、当該交渉業務について、同社役員らも捜査対象となっていたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社執行役員 当該会社社員	公判手続停止中(横浜地裁)
145	23. 7. 13	金商法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	㈱ジャストシステムの業務執行を決定する機関が㈱キーエンスを割当先とする第三者割当増資を行うこと(重要事実)及び業務提携を行うこと(重要事実)についての決定をした旨の伝達を受け、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社役員	23. 9. 16 (東京地裁) 懲役 3 年(執行猶予 3 年) 罰金 400 万円 追徴金約 1 億 1,796 万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
146	23.8.2	金商法第 158 条等 (偽計)	㈱NESTAGEは、クロスビズ㈱を引受人とする現物出資を含む第三者割当増資において、宿泊施設等であった土地及び建物3物件の価値を過大に評価した上、募集株式の払込金額に相当する価値のある不動産が現物出資として給付される旨の虚偽の内容を含む公表を行った。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社取締役 当該会社執行役員 (2 名) 会社役員 会社員 不動産鑑定士	23.10.11 (大阪地裁) 会社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 会社員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) (いずれも確定) 25.5.10 (大阪地裁) 当該会社 罰金 300 万円 当該会社代表取締役会長 懲役 1 年 4 月 (執行猶予 3 年) 当該会社取締役 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 当該会社執行役員 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) (確定)
147	23.8.5	金商法第 159 条第 2 項第 1 号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、㈱GABAほか2銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉等を行い、当該上昇させた株価により、各株券の売買を行った。 (嫌疑者) 会社役員	24.5.14 (福岡地裁) 懲役 3 年 罰金 300 万円 追徴金約 1 億 8,695 万円 25.1.25 (福岡高裁) 控訴棄却 (確定)
148	23.12.12	金商法第 158 条等 (偽計)	井上工業㈱は、アップル有限責任事業組合を割当先とする第三者割当増資につき、その払込みを仮装した上、その情を秘し、新株式発行増資の払込金として全額の払込みが完了した旨の虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社社員 (2 名) 会社員 証券ブローカー	24.2.14 (東京地裁) 会社員 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 3 年) 24.3.7 (東京地裁) 当該会社社員 B 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 24.3.12 (東京地裁) 当該会社社員 A 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 証券ブローカー 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) (いずれも確定)
149	23.12.21	金商法第 158 条等 (風説の流布及び偽計)	エスプールほか3銘柄の株券の売買のため、かつ相場の変動を図る目的をもって、インターネットを介して電子掲示板上で、内容虚偽の文章を不特定多数かつ多数の者が閲覧できる状態に置いた。 (嫌疑者) 無職	23.12.22 (神戸簡裁) 罰金 30 万円 追徴金 4 万 8,330 円 (略式命令) (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
150	24. 1. 31	金商法第 166 条第 1 項第 3 号等 (内部者取引)	N E Cエレクトロニクス(株)が(株)ルネサステクノロジと合併することについて決定したこと(重要事実)及びエルピーダメモリ(株)が産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業再構築計画の認定を取得し、同計画に沿って(株)日本政策投資銀行を割当先とする第三者割当増資を行うことについての決定をしたこと(重要事実)を知り、それぞれの事実の公表前にN E Cエレクトロニクス(株)及びエルピーダメモリ(株)の株券を買い付けた。 (疑惑者) 国家公務員	25. 6. 28 (東京地裁) 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 1, 031 万円 26. 12. 15 (東京高裁) 控訴棄却 公判係属中 (最高裁)
151	24. 3. 6	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	オリンパス(株)は、損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空ののれん代を計上するなどの方法により、重要な事項につき虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出 (2 期) した。 (疑惑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社監査役 当該会社取締役 会社役員 (3 名)	25. 7. 3 (東京地裁) 当該会社 罰金 7 億円 当該会社代表取締役 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 当該会社監査役 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 当該会社取締役 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) (確定) 26. 12. 8 (東京地裁) 会社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 700 万円 公判係属中 (東京高裁) (注) 155 号事件と一括審理 公判係属中 (東京地裁) 会社役員 (2 名) (注) 156 号事件と一括審理
152	24. 3. 22	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	黒崎播磨(株)及び同社が所属する企業集団の経常利益の各予想値について、直近に公表された各予想値と比較して新たに算出した各予想値との間に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付け、買い付けた。 (疑惑者) 当該会社社員 会社役員	24. 9. 26 (福岡地裁) 当該会社社員 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 2, 442 万円 会社役員 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 2 億 1, 693 万円 25. 2. 20 (福岡高裁) 会社役員 控訴棄却 (いずれも確定) (注) 153 号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
153	24. 3. 22	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	黒崎播磨(株)及び同社が所属する企業集団の経常利益の各予想値について、直近に公表された各予想値と比較して新たに算出した各予想値との間に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員 会社役員	24. 9. 26 (福岡地裁) 当該会社社員 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 2, 442 万円 会社役員 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 2 億 1, 693 万円 25. 2. 20 (福岡高裁) 会社役員 控訴棄却 (いずれも確定) (注) 152 号事件と一括審理
154	24. 3. 26	金商法第 158 条等 (偽計)	(株)セラーテムテクノロジーは、自己資金を北京誠信能環科技有限公司と WEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITED の三社間で 2 回循環させる方法により、北京誠信能環科技有限公司を買収したかのように偽装するため、WEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITED を割当先とする第三者割当増資を実施して資金を調達し、北京誠信能環科技有限公司を実質的に完全子会社化するための買収資金に充当することを決議した旨の虚偽の事実を公表し、さらに前記第三者割当増資に係る払込手続が完了した旨の虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社取締役兼最高財務責任者 当該会社代表取締役	25. 4. 12 (東京地裁) 当該会社取締役兼最高財務責任者 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 400 万円 (確定) 当該会社 罰金 800 万円 当該会社代表取締役 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 400 万円 26. 1. 17 (東京高裁) 当該会社 控訴棄却 当該会社代表取締役 控訴棄却 26. 10. 16 (最高裁) 当該会社 上告棄却 当該会社代表取締役 上告棄却 (確定)
155	24. 3. 28	金商法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	オリンパス(株)は、損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空ののれん代を計上するなどの方法により、重要な事項につき虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出 (3 期) した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社監査役 当該会社取締役 会社役員	25. 7. 3 (東京地裁) 当該会社 罰金 7 億円 当該会社代表取締役 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 当該会社監査役 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 当該会社取締役 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) (確定) 26. 12. 8 (東京地裁) 会社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 700 万円 公判係属中 (東京高裁) (注) 151 号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
156	24. 3. 28	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	オリンパス㈱は、損失を抱えた金融商品を簿外処理するなどの方法により、重要な事項につき虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出(2期)した。 (嫌疑者) 会社役員	公判係属中(東京地裁) 会社役員 (注) 151 号事件と一括審理
157	24. 3. 28	金商法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	日本風力開発㈱の株券について監理銘柄に指定される可能性があること(重要事実)についての伝達を受け、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 無職	24. 5. 18 (神戸地裁) 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 罰金 300 万円 追徴金約 8,637 万円 (確定)
158	24. 7. 9	金商法第 38 条の 2 第 1 号等 (投資一任契約の締結に係る偽計)	A I J 投資顧問は、虚偽の運用実績等を記載した資料を年金基金の運用担当者らに提示するなどし、犯則嫌疑法人との間で投資一任契約を締結させた。 (嫌疑者) 当該会社、当該会社代表取締役、当該会社取締役、証券会社代表取締役	25. 12. 18 (東京地裁) 当該会社代表取締役 懲役 15 年 当該会社取締役 懲役 7 年 証券会社代表取締役 懲役 7 年 没収金約 5 億 6,884 万円 上記被告人 3 名から連帯して追徴金約 156 億 9,809 万円 27. 3. 13 (東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 当該会社取締役 控訴棄却 証券会社代表取締役 控訴棄却 公判係属中(最高裁) (注) 160、162、163 号事件と一括審理
159	24. 7. 13	金商法第 167 条第 1 項第 4 号等 (内部者取引)	㈱日立物流が㈱バンテック株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) アトバザリー業務委託契約を締結していた証券会社社員(元執行役員)、会社役員 A、会社役員 B、無職	25. 2. 28 (横浜地裁) 会社役員 A 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 1 億 43 万円 (確定) 25. 9. 30 (横浜地裁) 証券会社社員(元執行役員) 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 150 万円 公判係属中(東京高裁) (注) 161 号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
160	24. 7. 30	金商法第 38 条の 2 第 1 号等 (投資一任契約の締結に係る偽計)	A I J 投資顧問は、虚偽の運用実績等を記載した資料を年金基金の運用担当者らに提示するなどし、犯則嫌疑法人との間で投資一任契約を締結させた。 (嫌疑者) 当該会社、当該会社代表取締役、当該会社取締役、証券会社代表取締役	25. 12. 18 (東京地裁) 当該会社代表取締役 懲役 15 年 当該会社取締役 懲役 7 年 証券会社代表取締役 懲役 7 年 没収金約 5 億 6,884 万円 上記被告人 3 名から連帯して追徴金約 156 億 9,809 万円 27. 3. 13 (東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 当該会社取締役 控訴棄却 証券会社代表取締役 控訴棄却 公判係属中 (最高裁) (注) 158、162、163 号事件と一括審理
161	24. 8. 3	金商法第 167 条第 1 項第 4 号等 (内部者取引)	㈱TM コーポレーションが㈱株券の公開買付けを行うこと (ほか 1 件) を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) アトバザリ業務委託契約を締結していた証券会社社員 (元執行役員)、会社役員 A、会社役員 B、無職	25. 2. 28 (横浜地裁) 会社役員 A 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 1 億 43 万円 (確定) 25. 9. 30 (横浜地裁) 証券会社社員 (元執行役員) 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 150 万円 公判係属中 (東京高裁) (注) 159 号事件と一括審理
162	24. 9. 19	金商法第 38 条の 2 第 1 号等 (投資一任契約の締結に係る偽計)	A I J 投資顧問は、虚偽の運用実績等を記載した資料を年金基金の運用担当者らに提示するなどし、犯則嫌疑法人との間で投資一任契約を締結させた。 (嫌疑者) 当該会社、当該会社代表取締役、当該会社取締役、証券会社代表取締役	25. 12. 18 (東京地裁) 当該会社代表取締役 懲役 15 年 当該会社取締役 懲役 7 年 証券会社代表取締役 懲役 7 年 没収金約 5 億 6,884 万円 上記被告人 3 名から連帯して追徴金約 156 億 9,809 万円 27. 3. 13 (東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 当該会社取締役 控訴棄却 証券会社代表取締役 控訴棄却 公判係属中 (最高裁) (注) 158、160、163 号事件と一括審理
163	24. 10. 5	金商法第 38 条の 2 第 1 号等 (投資一任契約の締結に係る偽計)	A I J 投資顧問は、虚偽の運用実績等を記載した資料を年金基金の運用担当者らに提示するなどし、犯則嫌疑法人との間で投資一任契約を締結させた。 (嫌疑者) 当該会社、当該会社代表取締役、当該会社取締役、証券会社代表取締役	25. 12. 18 (東京地裁) 当該会社代表取締役 懲役 15 年 当該会社取締役 懲役 7 年 証券会社代表取締役 懲役 7 年 没収金約 5 億 6,884 万円 上記被告人 3 名から連帯して追徴金約 156 億 9,809 万円 27. 3. 13 (東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 当該会社取締役 控訴棄却 証券会社代表取締役 控訴棄却 公判係属中 (最高裁) (注) 158、160、162 号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
164	24. 12. 18	金商法第 158 条等 (偽計)	㈱セイレストは、合同会社かやまを引受人とする現物出資を含む第三者割当増資において、現物出資財産である山林には募集株式の払込金額に相当する価値がなく、本件土地を取得後に開発、販売する具体的な事業計画もない上、合同会社かやまは割り当てられた株式を短期間で譲渡する意図であったにもかかわらず、虚偽の内容を含む公表を行った。 (嫌疑者) 当該会社元代表取締役、会社役員	25. 9. 12 (大阪地裁) 会社役員 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 6 億 2, 926 万円 26. 3. 25 (大阪高裁) 会社役員 控訴棄却 公判係属中 (最高裁) 25. 9. 26 (大阪地裁) 当該会社元代表取締役 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 (確定)
165	25. 4. 30	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	イー・アクセス㈱の業務執行を決定する機関が、同種事業を営むソフトバンクモバイル㈱と業務上の提携をする (重要事実) とともに、ソフトバンクモバイル㈱の親会社であるソフトバンク㈱との間で株式交換を行うこと (重要事実) についての決定をした旨を自己の職務に関して知り、公表前にイー・アクセス株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員	25. 11. 22 (東京地裁) 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 4, 473 万円 (確定)
166	25. 7. 12	金商法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、セントラル総合開発㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 会社役員	26. 7. 4 (東京地裁) 懲役 3 年 (執行猶予 4 年) 罰金 2, 000 万円 追徴金約 8, 286 万円 公判係属中 (東京高裁)
167	26. 3. 19	金商法第 158 条等 (風説の流布)	カネヨウ㈱ほか 2 銘柄の株券の売買のため、及び相場の変動を図る目的をもって、インターネットを介し、電子掲示板上に、合理的な根拠もない書き込みを行い、不特定かつ多数の者が閲覧できる状態に置き、風説を流布した。 (嫌疑者) 会社役員	26. 3. 20 (名古屋簡裁) 罰金 80 万円 追徴金 275 万円 (略式命令) (確定)

事 件	告発年 月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
168	26. 6. 16	金商法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有 価証券報告 書の提出)	㈱インデックスは、架空売上を計上す るなどの方法により、虚偽の記載のあ る連結損益計算書等を掲載した有価 証券報告書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社取締役会長 当該会社代表取締役社長	公判係属中 (東京地裁)
169	26. 8. 8	金商法第 158 条等 (偽計)	井上工業㈱は、アップル有限責任事業 組合を割当先とする第三者割当増資 につき、その払込みを仮装した上、そ の情を秘し、新株式発行増資の払込金 として全額の払込みが完了した旨の 虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 会社員	26. 10. 21 (東京地裁) 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) (確定)
170	26. 10. 7	金商法第 159 条第 2 項第 1 号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、㈱オリエ ントコーポレーションほか 3 銘柄の相 場を変動させることを目的とした見 せ玉手法等を行い、当該変動させた相 場により、各株券の売買を行った。 (嫌疑者) 無職、会社員	公判係属中 (東京地裁)
171	26. 12. 19	金商法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、㈱ f o n f u n の株価を高騰させることを目 的とした買い上がり買付け、仮装売買 等を行った。 (嫌疑者) 無職	27. 4. 14 (神戸地裁) 懲役 2 年 8 月 罰金 500 万円 追徴金約 3, 291 万円 公判係属中 (大阪高裁)
172	27. 2. 2	金商法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有 価証券報告 書の提出)	㈱太陽商会 (当時: ㈱ N o w L o a d i n g) は、架空売上を計上するなど の方法により、虚偽の記載のある連結 損益計算書等を掲載した有価証券報 告書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社取締役	公判係属中 (東京地裁)
173	27. 3. 24	金商法第 167 条第 3 項等 (内部者取 引)	豊田通商㈱が㈱トーメンエレクトロ ニクス株券の公開買付けを行うこと についての伝達を受け、公表前に同社 株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社役員 (2 名)	公判係属中 (東京地裁)

3-7 建議実施状況等

1 建議実施状況一覧表

(単位：件)

年度	4～21	22	23	24	25	26	合計
件数	19	2	1	1	0	1	24

2 建議案件の概要一覧表

建議 年月日	建議の内容	措置の状況
6.6.14	重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書の提出の嫌疑に係る犯則事件の調査の結果、店頭売買有価証券の登録審査について問題点が認められたので、日本証券業協会の店頭売買有価証券の登録に関する規則等について、会員証券会社等による厳正かつ深度ある登録審査を確保し、投資者保護に十全を期する観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	日本証券業協会は、登録審査に関し、①証券会社と公認会計士等との十分な連携、②審査項目の見直し、③申請会員と協会の連携等の改善策を講じている。
9.12.24	大手証券会社による損失補てん事件について、犯則事件の調査等を行った結果、法令遵守のための内部管理に関して問題点が認められたので、委託注文と自己の計算による取引の区分の制度化等、法令遵守のための内部管理体制の充実・強化の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	各証券取引所では、株式の売買等について、証券会社に対して自己・委託の別の入力を義務付ける措置を講じ、実施済である。
11.12.21	日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行の有価証券報告書の虚偽記載に関し、犯則事件の調査を行った結果、銀行が提出する財務諸表について問題点が認められたので、銀行・信託業等における担保資産の開示、関連当事者との取引の十分な開示の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	大蔵省は、ガイドラインを改正し、銀行業等を営む会社の財務諸表における担保資産の注記を義務付けるとともに、全銀協等は、会員に関連当事者との取引の開示を徹底することを通知した。
12.3.24	証券会社の検査を行った結果、証券投資信託の償還乗換えの際の優遇措置の未利用取引、同一外貨建て商品間の売買に係る不適正な取扱いという営業姿勢に関する問題点が認められたので、顧客に対する誠実かつ公正な業務の執行の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	金融監督庁は、日本証券業協会に対し会員に不適正な投資勧誘について周知・指導の徹底を要請する旨の文書を発出するとともに、財務局ほか関係先にも通知した。
15.4.22	証券会社の検査を行った結果、①発行会社の既発債の市場における流通利回りが大幅に上昇している状況下における普通社債の個人投資家向けの募集の取扱い、②対象株式の株価が大幅に下落している状況下における他社株券償還特約付社債券の個人投資家向けの売出しに関して証券会社の営業姿勢に問題点が認められたので、これらを取得する個人投資家を保護するためのルールの整備を建議した。	金融庁は、行為規制府令を改正し、証券会社の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として、「募集期間中または売出期間中に生じた投資判断に影響を及ぼす重要な事象について、個人の顧客に対して説明を行っていない状況」を追加するとともに、事務ガイドラインに具体的なケースを規定した。

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
15. 6. 30	証券会社の検査を行った結果、インターネット取引を取り扱う複数の証券会社の検査において、①証券会社が、インターネット取引において、不十分な売買審査体制の下で、買い上がり買付けと自己対当取引を繰り返す等の作為的相場形成となる顧客の注文を継続的に受託している行為、②証券会社が、インターネット取引において、個人顧客が空売りの価格規制を潜脱する目的で行ったと認められる短時間に連続する複数回の信用売り注文を受託し、これを発注している行為、③証券会社が、インターネット取引において、顧客の注文が本人になりすましている疑いがある取引であるにもかかわらず、これを受託している行為が認められたので、市場の公正性を確保するため、インターネット取引を取り扱う証券会社の売買審査体制や顧客管理体制の適正性を確保させるための適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、行為規制府令を改正し、証券会社の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として、「実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引の受託等に関して、当該取引を防止するための売買管理が十分でない」と認められる状況」を追加するとともに、この「売買管理」について事務ガイドラインに具体的に規定した。また、顧客による空売り規制の潜脱行為を防止するための管理の徹底や、本人確認の徹底についても事務ガイドラインに具体的に規定した。
15. 12. 16	証券会社の検査を行った結果、①証券会社が、当該証券会社に所属しないアナリストとの間で、投資者への勧誘等に際し使用するためのアナリスト・レポートの作成に係る契約を締結したが、当該アナリストは、当該契約に基づき作成する個別の発行体に関するアナリスト・レポートに、当該発行体に係る株式について新規に買い推奨を示すレーティングを付した場合に、同レポートの投資者への公表前に当該株式の買付けを行い、公表後に売付けを行うといった行為を繰り返しており、証券会社のアナリスト・レポート及びアナリストに係る管理が十分なものとは認められない状況、②証券会社が、情報提供会社に対し、銘柄を指定した上、対価を支払ってアナリスト・レポートの作成を依頼したが、同レポートがそのような事情の下で作成されたことを同レポートに表示することなく投資者に対し公表している状況が認められたので、投資者保護及び市場の公正性、透明性を高める観点から、アナリスト・レポート及びこれを作成したアナリストに対する適切な管理体制を構築させるため必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	日本証券業協会は、「アナリスト・レポートの取扱い等について」（理事会決議）を改正し、証券会社が、契約等に基づき外部アナリストが執筆したアナリスト・レポートを使用する場合には、外部アナリストの有価証券の売買等に関し、外部アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるための措置が講じられていることの確認や、対価の支払い又は銘柄の指定等をして外部アナリストにアナリスト・レポートの作成を依頼した場合には、その旨を顧客に通知又はアナリスト・レポートに表示することなどを追加した。
17. 11. 29	相場操縦の一手法として、市場の株価を誘導するために、約定させる意思がないにもかかわらず、市場に注文を出して売買を申込み、約定する前に取り消す、いわゆる「見せ玉」等が認められた。 相場操縦の禁止について規定する証取法第159条第2項第1号は、顧客による「見せ玉」等売買の申込み行為を規制の対象としているが、相場操縦に対する課徴金について規定する同法第174条は、売買等が成立している取引のみを規制の対象としており、「見せ玉」等売買の申込み行為は売買等が成立していないことから、課徴金制度が適用されない。したがって、相場操縦等の不公正取引規制の実効性を確保するための課徴金制度においても「見せ玉」等売買の申込み行為を適用対象とするよう建議した。	取引誘引目的で行われる証券会社への売買等の委託（媒介、取次ぎ又は代理の申込み）の内、売買等が成立していないもの（いわゆる「見せ玉」等）についても、新たに課徴金の対象とすることを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年6月7日成立した（同法の当該部分は平成18年7月4日から施行された。）。

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
17. 11. 29	証券会社の顧客が「見せ玉」等売買の申込み行為を行った場合、証取法第 159 条第 2 項第 1 号にいう売買等の委託に該当し、処罰の対象となるにもかかわらず、証券取引所の取引参加者である証券会社が自己の計算で「見せ玉」等売買の申込み行為を行った場合には、売買等にも売買等の委託にも該当しないことから、同号による禁止の対象とされていない。 「見せ玉」等売買の申込み行為による相場操縦につき、証券会社とその顧客において、当罰性には何ら差異がないことから、証券会社の自己の計算における「見せ玉」等売買の申込み行為をも、同号における禁止規定の対象とするとともに、同法第 197 条第 1 項第 7 号において規定する刑事罰の対象とし、併せて同法第 174 条に規定する課徴金の対象にもするよう建議した。	取引誘引目的で行われる証券会社の自己の計算による「見せ玉」等売買の申込みについて、新たに相場操縦行為として禁止するとともに、刑事罰及び課徴金の対象とすることを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成 18 年 6 月 7 日成立した（同法の当該部分は平成 18 年 7 月 4 日から施行された。）。
17. 11. 29	金融審議会金融分科会第一部会（中間整理）によると、業務範囲に関して、「投資サービス法においては、本来業務として、投資商品として位置付けられる幅広い金融商品に係る販売・勧誘やこれに関する資産運用・助言、資産管理を、一体として規制すべきである。この際、現行法の下においては、例えば、現在、証券業と証券投資一任業を兼業するためには、証券業の登録、投資顧問業との兼業の届出、投資助言業の登録、一任の認可、証券業との兼業の認可といった手続が必要となるほか、兼業に伴う弊害防止措置についても証取法と投資顧問業法にそれぞれ規定が置かれているなど、縦割りの法律が健全な兼業を妨げているといった指摘があることに留意が必要である。」と指摘されている。 当委員会による証券会社に対する検査の結果を踏まえると、現在も、取引一任勘定取引により顧客が不当な手数料の支払いを強いられるような状況が散見されるところである。このため、投資サービス法における業務範囲の見直しに当たって、幅広い金融商品に係る販売・勧誘やこれに関する資産運用・助言、資産管理を一体として規制することとなり、それに伴い取引一任勘定取引契約の禁止の扱いも見直される場合には、投資者保護に支障を来たさないよう証券会社が顧客の利益を損なうことを防止するため、現行の投資顧問業法における投資一任契約に係る規制も踏まえ、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	投資一任契約に係る業務に関する各種行為規制、証券業と投資一任契約に係る業務を同時に行うことに関する弊害防止措置など、所要の規制を課すことを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成 18 年 6 月 7 日成立した（同法の当該部分は平成 19 年 9 月 30 日から施行された。）。
18. 4. 14	上場会社が株式や新株予約権付社債（以下「株式等」という。）を発行しようとする際、主幹事証券会社又はその関連会社が、発行体による当該株式等の発行に係る情報（以下「発行情報」という。）の公表前に、国内外の機関投資家に対して当該株式等に係る需要動向の調査（以下「プレ・ヒアリング」という。）を行うことがある。このようなプレ・ヒアリングの過程で発行情報を入手した海外の投資家が、発行情報の公表前に、当該株式等の発行体に係る上場普通株式を売り付けている事例が認められた。 当委員会では、このような事例が認められた場合、内部者取引を行ったものと認められる海外投資家に関して、海外当局に対する調査依頼を行っており、これを受けて、海外当局において当該投資家に対する処分が行われるに至っている。 他方で、証券会社の検査の結果、①プレ・ヒアリングの過程で発行情報を外部に伝達することに関して手続規程を整備していない②発行情報を外部に伝達する際に、その対象者に対し、伝達される発行情報が公表前の重要事実	金融庁は、行為規制府令を改正し、プレ・ヒアリングにおける情報提供行為を禁止するとともに（平成 18 年 11 月 1 日施行）、日本証券業協会においても「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いについて」（理事会決議）を制定し、具体的な取扱いが規定された（平成 19 年 1 月 4 日施行）。

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
	該当することを伝達するなどの適切な注意喚起を行っていないことが疑われる③プレ・ヒアリングをいつ、誰に対して、どのような方法で実施し、その過程でどのような発行情報を外部の者に伝達したかについて記録を残していない会社が存することが認められた。このような情報管理体制を放置することは内部者取引を誘発しかねない。 については、証券会社がプレ・ヒアリング等において公表前の発行情報等を外部に伝達する行為により内部者取引が誘発されることを防止し、もって証券取引の公正を確保するため適切な措置を講ずるよう建議した。	
18. 4. 21	上場会社が重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出していた犯則事件に関し、当該上場会社の会計監査を担当した監査法人の公認会計士が、当該犯則行為に深く関与していた事例が複数認められた。 当委員会は、これらの事例について、当該上場会社及び同社の役員に加え当該公認会計士についても共同正犯（刑法第 60 条）として証取法第 226 条の規定に基づき告発した。 一方で、現行の証券取引法には、虚偽有価証券報告書を提出した上場会社の役員らと共謀した公認会計士が所属する監査法人の刑事責任を追及できる規定はないなど、上記公認会計士が所属していた監査法人に対しては、刑事責任を追及することは困難である。 しかし、当該上場会社との監査契約の当事者は監査法人であり、また、監査法人は、所属する公認会計士による業務の公正かつ的確な遂行のため、業務管理体制を整備しなければならない立場にある。 公認会計士法上、監査法人の社員が虚偽又は不当な証明をした場合に、監査法人に対して行政処分を行うことが可能であり、また監査法人の社員は民事上の責任も負うこととされているが、監査法人による厳正な監査を確保していく観点から、民事・行政責任のほか刑事責任を含めた監査法人の責任のあり方について総合的に検討を行い、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	平成 18 年 12 月 22 日の金融審議会公認会計士制度部会報告において、「(行政処分の) 処分類型の多様化を図っていくことが適当である。」とした一方、刑事罰の導入については、「非違の抑止等の観点から、監査法人に対する刑事罰を導入する可能性が否定されるべきではなく一つの検討課題であるが、非違事例等に対しては、課徴金制度の導入をはじめとする行政的な手法の多様化等により対応することをまず求めていくことが考えられる」と示されており、今後とも引き続き十分な検討を行っていくこととされた。 また、公認会計士・監査法人に対し違反行為を適切に抑止する観点から、利得相当額を基準とする課徴金を賦課する内容等が盛り込まれた「公認会計士法の一部を改正する法律」が平成 19 年 6 月 20 日成立した(平成 20 年 4 月 1 日施行)。
19. 2. 16	証券会社の検査の結果、①主幹事会社が、新規上場・公募増資を予定している発行体の業績の見通しについて適切な審査を行っていないものと認められる事例、②主幹事会社が、上場会社による公募増資において発行体の財政状態、経営成績等について何ら引受審査を行っていない事例が認められた。 株券等の募集・売出しに際して引受けを行おうとする証券会社には、発行体の財政状態、経営成績、業績の見通し等の厳正な審査を通じて、投資者が当該募集・売出しについて適切な投資判断をなし得る状況を確保するとともに、投資者が不測の損害を被ることを未然に防止する役割が期待されているところ、証券会社がこのような引受審査を適切かつ十分に実施することが確保されるよう建議した。	金融庁は有価証券の元引受を行う証券会社が、当該有価証券の発行者の財政状態、経営成績その他引受けの適否の判断に資する事項について、適切な審査を行うべき旨を規定する内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」を制定した(平成 19 年 9 月 30 日施行)。
19. 2. 16	証券会社の検査の結果、証券会社のトレーダーが、東京証券取引所における東証株価指数先物取引のある限月の売買取引（以下「本件 TOPIX 先物取引」という。）において、同一委託者による同一指数での買付注文と売付注文とを対当させることにより、権利の移転を目的としない取引を大量かつ反復継続的に成立させ（以下、このようにして成立した取引を「本件仮装取引」という。）、その結果、当日の本件 TOPIX 先物取引の約定指数の出来高加重平均値（いわゆる「市場 VWAP」）を当該トレーダーに有利な方向	金融庁は証券会社が市場 VWAP、あるいは、出来高といった市場指標を変動させる目的で仮装取引を行うこと、及び、これらの取引を受託することを禁止・規制するべき旨を規定する内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」を制定した(平成 19 年 9 月 30 日施行)。

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
	に変動させるとともに、当日公表された本件 TOPIX 先物取引の出来高が、本件仮装取引に対応する枚数分増加するという事態を生じさせていた事例が認められた。 市場 VWAP は、取引関係者において広く参照されている数値であり、当該数値を実勢を反映しない数値とする取引は、当該数値に基づいて行われる市場内・外における他の取引の内容を歪めさせ得るものである。また、仮装取引により、その対象とされた取引の出来高を現実の需給に基づかない取引によって増加させる行為は、出来高を参照しつつ投資判断を行う市場関係者の投資判断を誤らせ得るものである。 ついては、証券会社が市場 VWAP、あるいは、出来高といった市場指標を実勢を反映しないものに歪めさせる取引を行うこと及び証券会社がこれらの取引を受託することが規制されるよう建議した。	
19. 2. 16	平成 18 年証券取引法改正においては、罰則の見直しが行われ、虚偽有価証券報告書等の提出（第 24 条第 1 項ほか）、不正取引（第 157 条）、風説の流布・偽計等（第 158 条）、及び相場操縦行為等（第 159 条）に係る懲役刑が 5 年以下から 10 年以下に引き上げられている。 これに伴い、これらの罪に係る公訴時効については、刑事訴訟法第 250 条の規定によって 5 年から 7 年へと延長されている。 一方、証券取引法第 188 条に定める証券会社等の業務に関する書類（以下「法定帳簿」という。）については、保存期間も含め具体的には証券会社に関する内閣府令第 60 条に規定されているところであるが、そのうち注文伝票については保存期間が 5 年とされているところであり、5 年から 7 年へと延長された公訴時効に対応したものとなっていない。 そのため、法定帳簿の保存期間につき、公訴時効の延長も勘案しつつ、適切に見直すよう建議した。	金融庁は虚偽の有価証券報告書等の提出等の罪について、公訴時効が延長されたことに伴い、注文伝票の保存期間（5 年）と公訴時効（最大 7 年）との整合性が図られる内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」を制定した（平成 19 年 9 月 30 日施行）。
21. 4. 24	外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、カバー取引先への預託によって顧客からの保証金が管理される場合でありながら、顧客からの保証金の額を把握しておらず、自己の固有財産と顧客の財産を適切に区分管理していない事例が多く認められた。 これらの中には、①顧客から預託を受けた保証金が、カバー取引先から引き出され、不当に流用されていた、②カバー取引先に預託していた顧客の保証金を基に行う自己勘定取引を繰り返した結果、外国為替相場の急変により損失を拡大させ破綻し、顧客に損害を被らせた、といった事例が認められた。 したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者の区分管理について、保証金が金銭である場合の管理方法を金銭信託に限る等、適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、外国為替証拠金取引の区分管理の方法を金銭信託に一本化する旨を規定した（平成 21 年 8 月 1 日施行）。
21. 4. 24	ロスカットルールとは、保証金に対して損失が一定割合以上となった際には、自動的に反対取引により決済するルールであるが、当該ルールが機能しない場合には、顧客に不測の損害を与えるばかりか、業者の財務体質を悪化させ、最悪の場合には業者が破綻して顧客全体にも著しい損害を与えかねないような問題を含むことから、外国為替証拠金取引に係るロスカットルールの適切な運用は極めて重要である。 外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対	金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、金融商品取引業者に外国為替証拠金取引に係るロスカット・ルールの整備・遵守を義務付ける旨を規定した（平成 21 年 8 月 1 日施行）。

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
	する重点検査の結果、①ロスカットルールを設けていなかったことから、顧客の損失を拡大させた、②外国為替証拠金取引に係る約款上、ロスカットルールを定めていたにもかかわらず、顧客の要請に応じて追加保証金の入金を猶予していた、といった事例が認められた。 したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対し、ロスカットルールの制定を義務付ける等、適切な措置を講ずるよう建議した。	
21. 4. 24	外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者においては、顧客がその入金した保証金を上回る多額の取引を行うことができるという外国為替証拠金取引の特性等から、適切なリスク管理態勢の構築が極めて重要である。 外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、為替相場の急変時に適切な対応が取られていない事例が認められた。 現行法上、外国為替証拠金取引の保証金についての規制はなく、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者が自由にレバレッジを設計しているところであるが、いわゆる高レバレッジの商品については、僅かな為替変動であっても保証金不足が生じ、顧客に不測の損害を与えるばかりか、業者の財務体質を悪化させるおそれがある。 したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対し、為替変動を勘案した水準の保証金の預託を受けることを義務付ける等、適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、1日の為替の価格変動をカバーできる水準を証拠金として確保することを基本として、個人顧客を相手方とする外国為替証拠金取引等について、取引所取引・店頭取引共通の規制として、想定元本の4%以上の証拠金の預託を受けずに業者が取引を行うことを禁止する旨を規定した（平成22年8月1日施行）。
21. 4. 24	金融商品取引業の登録にあたり、その適格性を判断するためには、登録申請時に提出する書類は極めて重要である。 外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、虚偽の記載をした最終の貸借対照表及び損益計算書を作成したほか、純財産額を算出した書面及び自己資本規制比率を算出した書面についても虚偽の記載をし、登録拒否要件に該当しないものとして登録申請を行い、登録を受けていた事例が認められた。 したがって、金融商品取引業の登録にあたり、申請書類に記載された純財産額及び自己資本規制比率等の数値が虚偽でないことを裏付ける疎明資料等を提供させる等、適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正し、新規に第一種金融商品取引業の登録申請を受けた場合の留意事項として、登録拒否要件等に該当しないかを確認するため、疎明資料の提出を求める旨を明確化した（平成21年8月1日発出）。
22. 10. 19	集団投資スキーム（以下「ファンド」という。）の出資持分の販売を行う業者（以下「販売業者」という。）に対する集中的な検査において、出資又は拠出を受けた金銭（以下「出資金」という。）を主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資以外の事業に投資するファンド（以下「事業型ファンド」という。）について、 ① 出資金とファンドの運用業者の固有財産を同一の口座で混在させているもの、 ② 出資金をファンドの運用業者の運転資金等に流用するもの、 など、ファンドの運用業者において分別管理を適切に行っていないにもかかわらず、販売業者がファンドの出資持分の販売・勧誘を行っている状況が多く認められた。その中には、出資金の流用により投資者に被害が生じている事例も認められている。 また、このような状況の下においては、投資者に対して、重要な投資判断材料であるファンドの運用業者の具体的	金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、事業型ファンドに係る出資持分の販売に関する契約締結前交付書面の記載事項に次の内容を追加した（平成23年4月1日施行）。 ① ファンド毎の出資金の具体的な預託先、支店名、口座名義及び口座番号等。 ② 分別管理の実施状況及びその確認を行った方法。

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
	な分別管理の内容について、十分な情報提供がなされていない。 したがって、こうした状況に鑑みれば、事業型ファンドに係る投資者保護の一層の徹底を図るため、出資金の分別管理の徹底及び投資者に対する重要な投資判断材料の提供の観点から、事業型ファンド販売の契約締結前交付書面における分別管理に関する記載事項を拡充するよう建議した。	
23. 2. 8	投資助言・代理業者に対する集中的な検査において、 ① 投資助言・代理業者自らが無登録業務を行っている状況 ② 無登録業者に対する名義貸し等 ③ 顧客に対する情報提供が不適切な状況（著しく事実と相違する表示のある広告、契約締結前交付書面の未交付等） ④ 基本的な帳簿書類の作成・管理が不適切な状況（法定帳簿の未作成・未保存、虚偽内容を記載した事業報告書の提出等） など、多数の法令違反事例や不適切事例が認められた。 これらの発生原因をみると、ほとんどすべての事例において、役職員の基本的な法令の知識や法令遵守意識の著しい欠如等により、自己の営業上の利益のみを優先した業務運営が行われているという状況が認められた。 こうした状況に鑑みれば、投資助言・代理業者に係る投資者保護の一層の徹底を図るため、投資助言・代理業に関する基本的な法令の知識や法令遵守意識が欠如しているなど業務を適確に遂行するに足る役職員が確保されていない場合に登録を拒否できるよう、他の業種と同様に、投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加するよう建議した。 なお、平成 22 年 12 月 14 日の犯罪対策閣僚会議に報告された暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチームによる「企業活動からの暴力団排除の取組について」において、各府省は業の主体から暴力団等を排除する対策の充実に努めることとされているところ、登録拒否事由に人的構成要件を追加することにより、投資助言・代理業者についても、こうした対策の充実が図られるものと考えられる。	金融庁は、投資助言・代理業者の登録申請に当たり、業務を適確に遂行するに足る役職員が確保されていない場合に登録を拒否できるよう、投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加する金商法の改正（改正法公布後 1 年以内に施行）を含む「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」案を国会に提出した。同法は、平成 23 年 5 月 25 日に公布された（同法の該当部分は平成 24 年 4 月 1 日から施行された。）。
23. 12. 20	不公正取引事案の調査において、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、顧客等の計算において不公正取引を行った疑いがある事例が認められた。 現行の制度では、顧客等の計算において不公正取引を行った者（以下「違反者」という。）に係る課徴金については、課徴金の計算規定の適用が、違反者が金融商品取引法の「金融商品取引業者等」である場合に限定されていることから、違反者が対価を得ているにもかかわらず課徴金を課することができない。 したがって、違反行為の抑止の観点から、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、他人の計算において不公正取引を行い、対価を得ている場合においても、課徴金を課することができるようにする必要がある。	金融庁は、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、他人の計算において不公正取引を行い、対価を得ている場合においても、課徴金を課することができることとする金商法の改正（改正法公布後 1 年以内に施行）を含む「金融商品取引法等の一部を改正する法律」案を国会に提出した。同法は、平成 24 年 9 月 12 日に公布された（同法の該当部分は平成 25 年 9 月 6 日から施行された。）。

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
25. 3. 29	信用格付業者に対する検査において、社内で決定・付与された信用格付を提供し又は閲覧に供する行為（以下「公表等」という。）を行う際に、誤って異なる信用格付を公表等している事例が認められた。これは、信用格付を利用する投資者の投資判断を歪める状況を生み出すとともに、信用格付業者に対する信用失墜にもつながる重大な問題である。 このように、信用格付業者においては、信用格付の付与に係る業務を的確に実施することが求められると同時に、付与した信用格付の公表等を的確に行うことも重要な業務であり、その公表等にあたっては当然に正確性が求められるものである。しかし、現行の制度では、信用格付業者に対して、信用格付の公表等に係る正確性の確保を直接求める制度になっていない。 したがって、信用格付を利用する投資者の保護及び金融・資本市場において重要な役割を担う信用格付業者の信頼性確保の観点から、信用格付業者が信用格付の公表等を行う際にその正確性の確保を直接求める制度の整備を行う必要がある。	金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、信用格付業者が整備を求められる業務管理体制の一環として、信用格付の公表等に係る正確性を確保するための体制を規定した（平成 25 年 9 月 2 日施行）。
26. 4. 18	集団投資スキーム（以下「ファンド」という。）のうち適格機関投資家等（1 名以上の適格機関投資家及び 49 名以下の適格機関投資家以外の者）を出資者とするもの（いわゆる「プロ向けファンド」）の販売・投資運用を行う特例業務届出者については、これまでの検査において、 ・顧客に対する虚偽の告知 ・適格機関投資家等特例業務の要件を満たさずに行った登録が必要となるファンドの販売・投資運用 ・出資金の流用・使途不明 など、多数の金商法違反事例や一般投資家に被害が生じている悪質な事例が認められた。 また、その中には、出資金を毀損させている状態の中、その後も金商法違反行為を行う蓋然性が高く、裁判所への禁止・停止命令の申立てに至ったものもある。 したがって、こうした状況に鑑みれば、ファンドに係る投資者保護の一層の徹底を図る観点から、適格機関投資家等特例業務に関する特例について、出資者に係る要件を厳格化する等、一般投資家の被害の発生等を防止するための適切な措置を講ずる必要がある。	平成 26 年 9 月、金融担当大臣から、金融審議会に対して、「投資家の保護及び成長資金の円滑な供給との観点を踏まえ、いわゆるプロ向けファンドをめぐる制度のあり方などの課題について検討すること」について諮問が行われた。この諮問を受けて、金融審議会は「投資運用等に関するワーキング・グループ」を設置し、同年 10 月から 6 回にわたり検討・審議が行われ、平成 27 年 1 月 28 日に同ワーキング・グループにおいてとりまとめられた「報告書」が公表された。この報告書を踏まえ、金融庁は、平成 27 年 3 月 24 日、適格機関投資家等特例業務に関する特例等の見直しを含む「金融商品取引法の一部を改正する法律」案を国会に提出し、同法は同年 6 月 3 日に公布された。

3-8 市場のグローバル化への対応状況

1 市場のグローバル化への対応に向けての取組み

海外証券規制当局

○海外当局による摘発事例

海外当局 の発 表日	摘発した 海外当局	被加分者(処分)	銘柄名	違反行為
H16.10.21	シカポール MAS	シカポール政府投資公社 の従業員(制裁金)	三井住友 フィナンシャル グループ	内部者取引
H18.8.1	英国FSA	英国ヘッジファンドの GLG Partners LP及びそ の元役員(制裁金)	三井住友 フィナンシャル グループ	内部者取引
H18.12.13	香港SFC	クレディ・スイス(香港)リ ミットドのトレーダー(懲 戒処分)	住友軽金属 工業株	内部者取引
H23.9.15	香港SFC	香港の投資運用会社の オアシスマネジメント LLC及びその最高経営 責任者(戒告処分、制裁 金)	日本航空	相場操縦 不正行為

(注) 上記は証券監視委員会による市場監視を端緒として海外証券
規制当局との情報交換を行った結果、海外証券規制当局が当
地の法令に基づき処分を行った事例である。

○海外規制当局等が主催する国際会議等への参加

- ・証券監視委員会の幹事が国際シンポジウムに参加、講演
を実施
- ・当局間の協力関係の維持・強化や当面の証券市場を
巡る諸問題について、海外証券規制当局と意見交換を
実施

グローバルに活動する金融機関
海外自主規制機関
国際的な業界団体

意見交換・人材交流等

IOSCO
(International
Organization of
Securities Commissions,
証券監督者
国際機構、
昭和49年発足)

証券規制の国際的な調和や
規制当局間の相互協力を目
指して活動する国際的機関。
各国・地域から203機関が加
盟(平成27年3月末現在。)証
券監視委員会は、平成5年10月に
準会員資格として加盟。

国際的な議論
への参画

国際的な議論
への参画

IOSCO 多国間MOU及び二国間MOU
を通じた法執行上必要な情報の交換

金融庁は平成20年2月にIOSCO多国間MOU
に署名。その他、7つの証券規制当局と二国
間MOUを締結。

意見交換

証券取引等監視委員会

第8期活動方針

「市場のグローバル化に対応した監視力の強化」
○クロスボーダー事業の摘発事例(平成26年度)

告発日	摘発者	違反行為
H26.6.16	横インデックス及び同社役員	虚偽有価証券報告書提出
H27.3.24	会社役員等	内部者取引
勧告日	勧告対象者	違反行為
H26.9.5	【課徴金勧告】 個人	相場操縦
H26.12.5	【課徴金勧告】 Areion Asset Management Company Limited	相場操縦
H27.3.6	【課徴金勧告】 Select Vantage Inc.	相場操縦
申立日及び 処分日	対象者	違反行為及びその対応
H26.6.6	【禁止・停止命令の申立て】 株主会社UAG及びその役 員等2名	・株主会社UAG(適格機関投資家等特別業務届出者)に よる無登録での集団投資スキーム特約の募集又は私募 の取扱い ・証券監視委員会は、大阪地方裁判所に対し、当該行為の禁 止及び停止を命ずるよう申立てを実施
H26.7.3	【禁止・停止命令の申立て】 株主会社Grant及びその役 員等3名	・株主会社Grant及びその役員等3名(金融商品取引業の 登録はない)による無登録で海外ファンド等の募集又は私 募の取扱い ・証券監視委員会は、大阪地方裁判所に対し、当該行為の禁 止及び停止を命ずるよう申立てを実施
H26.9.12	【禁止・停止命令の申立て】 株主会社ESPLUS及びその 役員1名	・株主会社ESPLUS(金融商品取引業の登録等はない) 及びその役員1名による無登録での集団投資スキーム特 約の募集又は私募の取扱い ・証券監視委員会は、名古屋地方裁判所に対し、当該行為の 禁止及び停止を命ずるよう申立てを実施
H27.3.30	【調査結果の公表】 株主会社Money Management Strength	・株主会社Money Management Strength(適格機関投資家 等特別業務届出者)による顧客に対し虚偽のことを告げる 行為及び第二種金融商品取引業に係る無登録営業 ・証券監視委員会は、当社に対する調査の結果を公表

○市場のグローバル化への体制整備

- ・国際・情報総括官(次長級)の設置
- ・国際専門審査官、国際専門調査官等の国際担当職員の配置
- ・クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不正取
引の実態解明を専門に担当する国際取引等調査室の設置
- 海外規制当局への事務局職員派遣及び海外規制当局か
らの職員受入れ・短期研修への参加
- ・海外規制当局の中・長期派遣
- ・海外規制当局等が主催する短期研修への参加
- アジアの証券市場整備に向けた技術支援
- ・事務局職員がアジアの海外当局に対し、調査手法のアドバイスを
実施
- ・事務局職員が研修講師を務め、昨今の証券監視委員会における活動
状況や、市場監視・検査手法等を紹介

(注) IOSCO 多国間MOU: Multilateral Memorandum of Understanding (平成14年のIOSCO年次総会で採択された証券規制当局間の多国間情報交換枠組み)

３－８－２ 市場のグローバル化への対応（一覧表）

１．証券監視委による主な摘発等の事例

<告発>

告発日 (事件番号※)	嫌疑者	違反行為	連携した 主な海外当局
H21. 4. 27 (119 号事件)	ジェイ・ブリッジ(株)取締役会長	内部者取引	シンガポール通貨 監督庁 (MAS)
H24. 3. 6、H24. 3. 28 (151、155、156 号事 件)	オリンパス(株)、同社役員及び協力者	虚偽有価証券報告書提出	－
H24. 3. 26 (154 号事件)	(株)セラーテムテクノロジー及び同 社役員	偽計（架空増資）	－
H24. 7. 9、H24. 7. 30、 H24. 9. 19、H24. 10. 5 (158、160、162、163 号事件)	AIJ 投資顧問(株)及び同社役員等	投資一任契約の締結に係 る偽計	－
H26. 6. 16 (168 号事件)	(株)インデックス及び同社役員	虚偽有価証券報告書提出	－
H27. 3. 24 (173 号事件)	会社役員等	内部者取引	－

(※) 事件の概要及び公判の状況については、「附属資料 3－6－2 告発事件の概要一覧表」参照

<課徴金納付命令勧告>

勧告日 (課徴金納付命令決定日)	勧告対象者	違反行為	銘柄名	連携した 主な海外当局
H25. 7. 31 (H26. 8. 1)	ジャガーノート・キャピタ ル・マネジメント・ピーテ ィイー・リミテッド	相場操縦	(株)RISE	シンガポール通貨 監督庁 (MAS)
H25. 11. 1 (未定)	個人	偽計取引	(株)ウェッジホール ディングス	タイ証券取引委員会 (SECT)
H25. 12. 2 (H26. 12. 26)	MAM P T E. L T D.	内部者取引	日本板硝子(株)	シンガポール通貨 監督庁 (MAS)
H26. 2. 18 (H26. 3. 24)	Select Vantage Inc.	相場操縦	(株)西島製作所、 ホシザキ電機(株)	オンタリオ証券委員 会 (OSC)
H26. 9. 5 (H26. 11. 6)	個人	相場操縦	長期国債先物	シンガポール通貨 監督庁 (MAS)
H26. 12. 5 (未定)	Areion Asset Management Company Limited	相場操縦	日東電工(株)	香港証券先物取引 委員会 (SFC)
H27. 3. 6 (未定)	Select Vantage Inc.	相場操縦	日本海洋掘削(株)等 合計 4 5 銘柄	英国金融行為規制 機構 (FCA)

<行政処分勧告>

勧告日 (行政処分日)	勧告対象者	違反行為	連携した 主な海外当局
H25. 4. 26 (H25. 4. 26)	MRI INTERNATIONAL, INC	- 顧客からの出資金を他の顧客に対する配当金及び償還金の支払いに流用する行為等 - 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 - 虚偽の内容の事業報告書を作成し、関東財務局長に提出する行為 - 報告徴取命令に対する虚偽の報告	米国証券取引委員 会 (SEC)

＜裁判所の禁止・停止命令の申立て及び調査結果の公表＞

申立日 及び公表日 (発令日)	対象者	違反行為及びその対応	連携した主な海外当局
H26. 6. 6 (H26. 6. 23)	株式会社 UAG 及びその役員等 2 名 (禁止・停止命令の申立て)	・ 株式会社 UAG (適格機関投資家等特例業務届出者) による無登録での集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱い ・ 証券監視委は、大阪地方裁判所に対し、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを実施	香港証券先物委員会 (SFC)
H26. 7. 3 (H26. 7. 28)	株式会社 Grant 及びその役員等 3 名 (禁止・停止命令の申立て)	・ 株式会社 Grant 及びその役員等 3 名 (金融商品取引業の登録はない) による無登録で海外ファンド等の募集又は私募の取扱い ・ 証券監視委は、大阪地方裁判所に対し、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを実施	香港証券先物委員会 (SFC)
H26. 9. 12 (H26. 10. 22)	株式会社 ESPLUS 及びその役員 1 名 (禁止・停止命令の申立て)	・ 株式会社 E S P L U S (金融商品取引業の登録等はない) 及びその役員 1 名による無登録での集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱い ・ 証券監視委は、名古屋地方裁判所に対し、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを実施	香港証券先物委員会 (SFC)
H27. 1. 30	株式会社 Money Management Strength (調査結果の公表)	・ 株式会社 Money Management Strength (適格機関投資家等特例業務届出者) による顧客に対し虚偽のことを告げる行為及び第二種金融商品取引業に係る無登録営業 ・ 証券監視委は、当社に対する調査の結果を公表	米国証券取引委員会 (SEC)

2. 海外当局による摘発事例

海外当局による 処分発表日	摘発した 海外当局	被処分者 (処分)	銘柄名	違反行為
H16. 10. 21	シンガポール通貨監督庁 (MAS)	シンガポール政府投資公社の従業員 (制裁金)	(株)三井住友フィナンシャルグループ	内部者取引
H18. 8. 1	英国金融サービス機構 (FSA)	英国ヘッジファンドの GLG Partners LP 及びその元役員 (制裁金)	(株)三井住友フィナンシャルグループ	内部者取引
H18. 12. 13	香港証券先物委員会 (SFC)	クレディ・スイス (香港) リミテッドのトレーダー (懲戒処分)	住友軽金属工業(株)	内部者取引
H23. 9. 15	香港証券先物委員会 (SFC)	香港の投資運用会社のアアシスマネジメントLLC及びその最高運用責任者 (戒告処分、制裁金)	(株)日本航空	相場操縦、不正行為

※ 平成 25 年 9 月に、当委員会からの協力要請を受けた米国証券取引委員会の申立てを受け、米国ネヴァダ州連邦地方裁判所から、同州にある MRI インターナショナル本社及びその代表者等に対し資産凍結命令等が出されている。

3-9 平成26年度 主な講演会等の開催状況
ー市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取り組みー

	開催日	講演等主催者	テーマ
【対象：市場参加者(32件)】			
平成26年	5月14日	日本証券業協会(東京)	内部管理態勢整備の留意点
	5月21日	資本市場研究会(大阪)	証券検査を巡る最近の動向について ～平成26年度証券検査基本方針と最近の指摘事例～
	5月26日	資本市場研究会(東京)	証券検査を巡る最近の動向について ～平成26年度証券検査基本方針と最近の指摘事例～
	5月28日	資本市場研究会(名古屋)	証券検査を巡る最近の動向について ～平成26年度証券検査基本方針と最近の指摘事例～
	6月4日	日本証券業協会(東京)	内部管理態勢整備の留意点
	6月10日	日本証券業協会(大阪)	内部管理態勢整備の留意点
	6月11日	日本投資顧問業協会	証券検査を巡る最近の動向について ～平成26年度証券検査基本方針と最近の指摘事例～
	6月19日	日本投資顧問業協会	運用を考える——経済と制度の日米比較
	7月2日	日本証券業協会(東京)	内部管理における検証手法
	7月11日	日本証券業協会(東京)	最近の検査結果から見た主な指摘事項について～営業員向け～
	7月17日	日本証券業協会(東京)	システムリスク(情報セキュリティ)管理態勢について～検査官の視点で～
	9月11日	国際銀行協会	The SESC's Inspection Policy and Program for 2014-2015
	10月10日	日本証券業協会(東京)	証券取引等監視委員会の最近における検査概要について
	10月15日	日本証券業協会(東京)	内部管理態勢整備の留意点
	10月21日	日本証券業協会(東京)	最近の検査結果から見た主な指摘事項について～リテール業務向け～
	10月29日	投資信託協会	証券検査を巡る最近の動向について ～平成26年度証券検査基本方針と最近の指摘事例～
	10月29日	全国信用組合中央協会	証券検査をめぐる最近の動向～登録金融機関業務における内部管理態勢～
	11月7日	日本証券業協会(東京)	内部管理態勢整備の留意点
	11月11日	日本証券業協会(名古屋)	内部管理態勢整備の留意点
平成27年	1月14日	日本証券業協会(東京)	内部管理態勢整備の留意点
	1月16日	日本取引所自主規制法人、 3取引所共催	インサイダー取引を巡る動向ー健全で活力ある市場を目指してー (上場会社コンプライアンスフォーラム(名古屋))
	1月27日	日本証券業協会(東京)	証券会社のリスク管理態勢について ～財務の健全性等に必要なリスク管理態勢～
	2月5日	日本証券業協会(名古屋)	証券取引等監視委員会の最近における検査概要について
	2月5日	不動産証券化協会	証券取引等監視委員会の最近における検査概要について
	2月6日	日本証券業協会(大阪)	証券取引等監視委員会の最近における検査概要について
	2月10日	日本証券業協会(東京)	内部管理態勢整備の留意点
	2月16日	日本証券業協会(東京)	証券取引等監視委員会の最近における検査概要について
	2月20日	日本取引所自主規制法人、 3取引所共催	インサイダー取引を巡る動向ー健全で活力ある市場を目指してー (上場会社コンプライアンスフォーラム(大阪))
	3月2日	日本取引所自主規制法人、 3取引所共催	インサイダー取引を巡る動向ー健全で活力ある市場を目指してー (上場会社コンプライアンスフォーラム(東京))
	3月13日	日本取引所自主規制法人、 3取引所共催	インサイダー取引を巡る動向ー健全で活力ある市場を目指してー (上場会社コンプライアンスフォーラム(札幌))
	3月25日	日本取引所自主規制法人、 3取引所共催	インサイダー取引を巡る動向ー健全で活力ある市場を目指してー (上場会社コンプライアンスフォーラム(福岡))
	3月31日	日本証券業協会	最近の検査指摘事例

	開催日	講演等主催者	テーマ
【対象：自主規制機関等(21件)】			
(取引所)			
平成26年	4月8日	日本取引所自主規制法人	活動状況を踏まえた意見交換
	5月29日	札幌証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	6月3日	名古屋証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	6月5日	福岡証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	6月10日	東京金融取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	6月19日	日本取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換
	8月27日	日本取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換
	11月26日	日本取引所自主規制法人	活動状況を踏まえた意見交換
	12月4日	日本取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換
平成27年	2月4日	日本取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換
(取引業協会等)			
平成26年	4月15日	投資信託協会	活動状況を踏まえた意見交換
	5月13日	日本証券業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	5月27日	金融先物取引業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	6月25日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	8月21日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	10月17日	日本証券業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	10月23日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	11月7日	日本投資顧問業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	12月12日	証券保管振替機構	活動状況を踏まえた意見交換
	12月16日	日本証券クリアリング機構	活動状況を踏まえた意見交換
平成27年	1月28日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
【対象：公認会計士(3件)】			
平成26年	11月21日	仰星監査法人等	インサイダー取引について
平成27年	1月7日	三優監査法人	インサイダー取引について
	2月10日	会計教育研修機構	金融商品取引法及び証券取引等監視委員会の活動状況
【対象：弁護士等(2件)】			
平成26年	5月19日	第二東京弁護士会金融商品等取引法研究会	不公正ファイナンスへの証券監視委の対応
	10月22日	第一東京弁護士会金商法研究部会	証券監視委の業務説明
【対象：大学・大学院(5件)】			
平成26年	5月12日	慶應義塾大学	証券市場と日本経済
	6月19日	慶應義塾大学	証券取引等監視委員会の活動状況～いくつかの事例を題材にした、今後、日本市場を支えていかれる皆様へのメッセージ～
	10月28日	福岡大学	“不公正ファイナンス”と証券取引等監視委員会の取組み
	11月11日	福岡大学	有価証券報告書等虚偽記載
	12月10日	中央大学法科大学院	証券監視委の業務説明

3-10 平成26年度 各種広報媒体への寄稿
 - 市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み -

掲載日		媒 体	テーマ
平成26年	4月25日	日本証券業協会HP 証券業報	平成26年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画について
	10月27日	日本証券業協会HP 証券業報	不公正取引に関する課徴金事例集の公表について
平成26年	4月2日	東京証券取引所 メールマガジン	平成26年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画について
	4月16日		HFT などの金融市場における新たな動きに関する研究のご紹介
	4月30日		「証券検査」のあり方と最近の取組みについて
	5月14日		平成25年7月以降に勧告した内部者取引に関する課徴金納付命令勧告事案の特色について
	5月28日		事実を事実として
	6月11日		ネット掲示板を悪用した風説の流布事件の告発について
	6月25日		平成25年度の証券監視委活動状況について
	7月9日		デリバティブ取引に係る相場操縦事案について
	7月30日		金商法第192条に基づく裁判所への禁止・停止命令の申立ての活用について
	8月13日		公開買付関係者によるインサイダー取引について
	8月27日		開示検査の結果行われた自発的訂正について
	9月10日		“性悪説”
	9月24日		証券監視委の更なる機能強化を目指して - 基盤・体制の整備 -
	10月8日		証券取引等監視委員会のポスター刷新及びナビダイヤルの導入について
	10月22日		金商法第192条に基づく裁判所への禁止・停止命令の申立て事例等について
	11月5日		本年7月以降の課徴金納付命令勧告の概要について
	11月19日		開示規制違反に係る課徴金事例集の公表について
	12月3日		リスクを愛することについて
	12月17日		海外の市場監視執行当局との連携・協力強化について
平成27年	1月7日	東京証券取引所 メールマガジン	国際取引等調査室における勧告事案について
	1月21日		朝日に、ほふ山ざくら花
	2月4日		最近の課徴金納付命令勧告の概要について(26年11~12月分)
	2月18日		有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令勧告事案について
	3月4日		平成26年度の証券取引等監視委員会による告発状況について
	3月18日		IOSCO APRC法執行当局課長級会合について

掲載日		媒 体	テーマ
平成27年	1月12日	週刊経営財務	開示規制違反に係る課徴金事例集の公表について
平成27年	2月16日	週刊金融財政事情	金融商品取引法における課徴金納付命令勧告事案の傾向
平成26年	12月25日 (1月号)	月刊日本行政	不公正取引に関する課徴金事例集の公表について
平成26年	12月1日 (12月号)	月刊監査研究	不公正取引に関する課徴金事例集の公表について
平成27年	1月1日 (1月号)		開示規制違反に係る課徴金事例集の公表について
平成27年	1月1日 (1月号)	会計・監査ジャーナル	不公正取引に関する課徴金事例集の公表について
	2月1日 (2月号)		開示規制違反に係る課徴金事例集の公表について
平成27年	2月25日 (2月号)	月刊監査役	不公正取引に関する課徴金事例集の公表について
	3月25日 (3月号)		開示規制違反に係る課徴金事例集の公表について

○ 証券監視委メールマガジンの発行

掲載日		媒 体	テーマ
平成26年	4月1日	証券監視委メールマガジン	電子掲示板を悪用した風説の流布事件の告発について
	5月1日		適格機関投資家等特例業務に関する特例についての建議
	6月2日		情報提供窓口(ウェブサイト)の改修等について「SESC Latest Topics」の新設について
	7月1日		「証券取引等監視委員会の活動状況」の公表について
	8月1日		最近の不正取引事案に係る課徴金納付命令勧告について
	9月1日		最近の不正取引事案(国際取引等調査)に係る課徴金納付命令勧告について
	10月1日		開示規制違反に関する課徴金事例集の公表について
	11月4日		告発事案から見た相場操縦行為に対する犯則調査について
	12月1日		第2回アジア太平洋市場監視当局者対話を東京で開催しました
平成27年	1月5日		証券取引等監視委員会のポスター刷新及びナビダイヤルの導入について
	2月2日		証券検査における最近の主な指摘事項について
	3月2日		最近の不正取引事案に係る課徴金納付命令勧告について

皆様からの情報提供が、市場を守ります！

証券監視委では、広く一般の皆様から情報を受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

個別銘柄に関する情報

- ・相場操縦(見せ玉や空売りによるもの など)
- ・インサイダー取引(会社関係者による重要事実公表前の売り抜け など)
- ・風説の流布(ネット掲示板の書き込み等によるデマ情報 など)
- ・疑わしいディスクロージャー(有価証券報告書・適時開示 など)
- ・疑わしいファイナンス(架空増資や疑わしい割当先 など)
- ・上場会社の内部統制の問題 …… など

金融商品取引業者に関する情報

- ・証券会社や外国為替証拠金取引(FX)業者、運用業者、投資助言業者などによる不正行為(リスク説明の不足、システム上の問題 など)
- ・経営管理態勢や財務内容に関する問題(リスク管理、自己資本規制比率の算定 など) …… など

その他の情報

- ・疑わしい金融商品やファンド(投資詐欺的な資金集め など)、無登録業者
- ・市場の公正性を害する市場参加者(いわゆる仕手グループ など) …… など

※株式に限らず、デリバティブや債券等に関する情報についても幅広く受け付けています。



お気付きの情報がありましたら、こちらまでお寄せください

証券取引等監視委員会 情報提供窓口

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

電話 : 0570-00-3581(ナビダイヤル) ※一部のIP電話等は03-3581-9909(情報提供窓口直通)

FAX : 03-5251-2136

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

年金運用ホットラインでの情報受付について

～疑わしい年金運用等に関する情報の提供をお願いします～

年金運用ホットラインのウェブサイトにごアクセスいただきありがとうございます。

証券取引等監視委員会では、年金運用等に関する有用性の高い情報を収集するための専用の窓口「年金運用ホットライン」において、投資一任業者の業務運営の実態等についての以下のような情報を受け付けております。

〔提供いただきたい情報の例〕

- ・ 投資一任業者における疑わしい運用等の情報
（例）相場の上昇局面・下落局面のいずれにおいても高い運用実績が恒常的に続いているなど、市場環境や運用手法の特性等に反する運用実績となっており、その理由が合理的に説明されないような場合
- ・ 年金投資一任契約の不適切な勧誘に関する情報
（例）年金投資一任契約を契約する見返りとして、運用報酬等の一部を年金基金の担当者にリベートとして供与するなど、不適切な勧誘が行われた場合
- ・ 年金投資一任契約の勧誘の際の不十分な情報提供に関する情報
（例）誤解を生ぜしめるような勧誘や虚偽の勧誘が行われたと疑われる場合
（例）年金基金の運用方針と異なるものなど、年金基金側の意向に沿わない運用商品を紹介された場合
（例）運用に係る報酬や費用を明確に開示しない勧誘が行われ、契約時や契約後に、想定外の費用負担等を行う必要が生じた場合
- ・ 契約や説明を遵守しない運用に関する情報
（例）実際の運用内容が当初の契約内容と一致しない場合
（例）運用報告等が実際の運用内容と異なっていると疑われる場合
（例）投資一任業者が行うべきデュー・ディリジェンスやモニタリングが不十分で、市場変動等に起因しない不測の損失を蒙った場合

〔情報提供に当たっての留意事項〕

- ・ 本ホットラインへの情報提供は実名の方を対象としております（匿名の場合は情報提供窓口で受け付けております。）。
- ・ 情報提供に当たっては、できる限り具体的な情報（運用業者名や商品名、仲介している業者名等）の提供をお願いします。
- ・ 特に詳細な情報提供をいただける場合、当委員会の年金運用の専門家が対応させていただきますので、面談等の日程を調整するため、ご都合の良い日程及び、電話番号やメールアドレス等の連絡先を予めお知らせください。

《宛先》

○郵送：〒100-8922 東京都千代田区霞が関 3-2-1

証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

○直通電話：03-3506-6627

○電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

※当委員会では、情報を提供いただいた方のお名前などの個人情報や情報内容は、外部に漏洩することがないように、セキュリティには万全を期しております。

※皆様からの情報提供をベースに、当委員会の年金運用の専門家が積極的かつ質の高い分析を行うことにより、投資一任業者の検査対象先の選定や検査における検証の着眼点の明確化に活用しております。

※当委員会では、調査結果に関する照会への回答等は行っていないほか、個別のトラブル処理・調査等には対応しておりません。その場合、金融商品取引業者の利用者からの相談、苦情の解決や紛争解決サービスを行っている「証券・金融商品あっせん相談センター」等をご紹介します。

（参考 1）匿名の情報提供は、引き続き、当委員会情報提供窓口で歓迎します。

○郵送：〒100-8922 東京都千代田区霞が関 3-2-1

証券取引等監視委員会 情報提供窓口

○直通電話：0570-00-3581（ナビダイヤル）

※一部の IP 電話等は 03-3581-9909

○FAX：03-5251-2136

○インターネット：<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

（参考 2）公益通報者保護法（平成 18 年 4 月施行）により、労働者の方が、公益のために労務提供先の法令違反行為を通報したことを理由とした解雇等の不利益な取扱いから保護されるとともに、公益通報を受けた行政機関には、必要な調査や適切な措置をとる義務が課されているところです。こうした公益通報については、当委員会では、公益通報を受け付ける専用の窓口を設置するとともに、電話による相談の対応も行っております。

○郵送：〒100-8922 東京都千代田区霞が関 3-2-1

証券取引等監視委員会 公益通報窓口

○直通電話：03-3581-9854

○FAX：03-5251-2198

○インターネット：<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

証券取引等監視委員会公益通報窓口・相談窓口

証券取引等監視委員会（以下「当委員会」という。）では、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。）の施行に伴い、外部の労働者の方からの公益通報を適切に処理するため、公益通報に係る通報窓口・相談窓口を設置しました。金融商品取引法に規定する法令違反行為（犯則行為等）の事実等で、当委員会が処分若しくは勧告等を行う権限を有するものについて通報されたい方は、下記の注意事項をご確認の上、郵送、電子メール又はFAXによりご連絡ください。また、当委員会に対する公益通報についてご相談されたい方は、電話によりご連絡ください。

《公益通報窓口で受け付ける通報について》

公益通報としての通報においては、以下の要件を満たす必要がありますのでご注意願います。

- (1) 通報者が、通報対象となる事実に関係する事業者には雇用されている労働者であること。
（当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者の取引先の労働者も含みます。）
- (2) 通報に不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的等がないこと。
- (3) 通報対象となる事実が生じ、又はまさに生じようとしていること。
- (4) 通報対象となる事実が真実であると信ずるに足る相当の理由、証拠等があること。
- (5) 当委員会が処分若しくは勧告等をする権限を有している事実であること。

※ 当委員会では、公益通報窓口の他に情報提供窓口を設置しております。通報者が匿名での通報を望まれる場合や通報対象となる事実に関係する事業者には雇用されていない労働者でない場合などには、情報提供窓口にて情報提供をお願いいたします。

（証券取引等監視委員会情報提供窓口）

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

〒100-8922 東京都千代田区霞ヶ関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 情報提供窓口

電話番号: 0570-00-3581（ナビダイヤル）

※一部のIP電話等は03-3581-9909

FAX: 03-5251-2136

《公益通報にあたってのご注意》

1. 公益通報をされる際には、以下の情報が必要になりますので明記願います。

- (1) 氏名（匿名を希望される場合は情報提供窓口で受け付けております）
- (2) 連絡先（住所、電話番号、メールアドレス等）
- (3) 被通報者（法令違反を行った（行おうとしている）事業者）
- (4) 通報者と被通報者の関係
- (5) 法令違反の具体的事実（法令違反行為が行われた（行われようとしている）内容、年月日、関与者、事実を知った経緯など）

2. 受け付けた通報は、審査を行い、法に基づく公益通報として受理するか否かの決定を行い、受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨を通知させていただきます。

3. 通報内容を把握するため、当委員会から連絡をさせて頂く場合があります。
4. 受理しないときは、当委員会の活動において活用させて頂くため、情報提供窓口へ回付の上、一般からの情報提供として受け付けさせて頂きます。
5. 通報に関する秘密は、国家公務員法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等により守られます。

《通報及び相談窓口について》

通報は、郵送、電子メール、FAXのいずれかの方法で受け付けております。

通報にあたっては、「公益通報」と明記して頂くようお願いいたします。

(通報先)

郵送 〒100-8922 東京都千代田区霞ヶ関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 公益通報窓口

FAX番号 03-5251-2198

電子メール koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

(相談先)

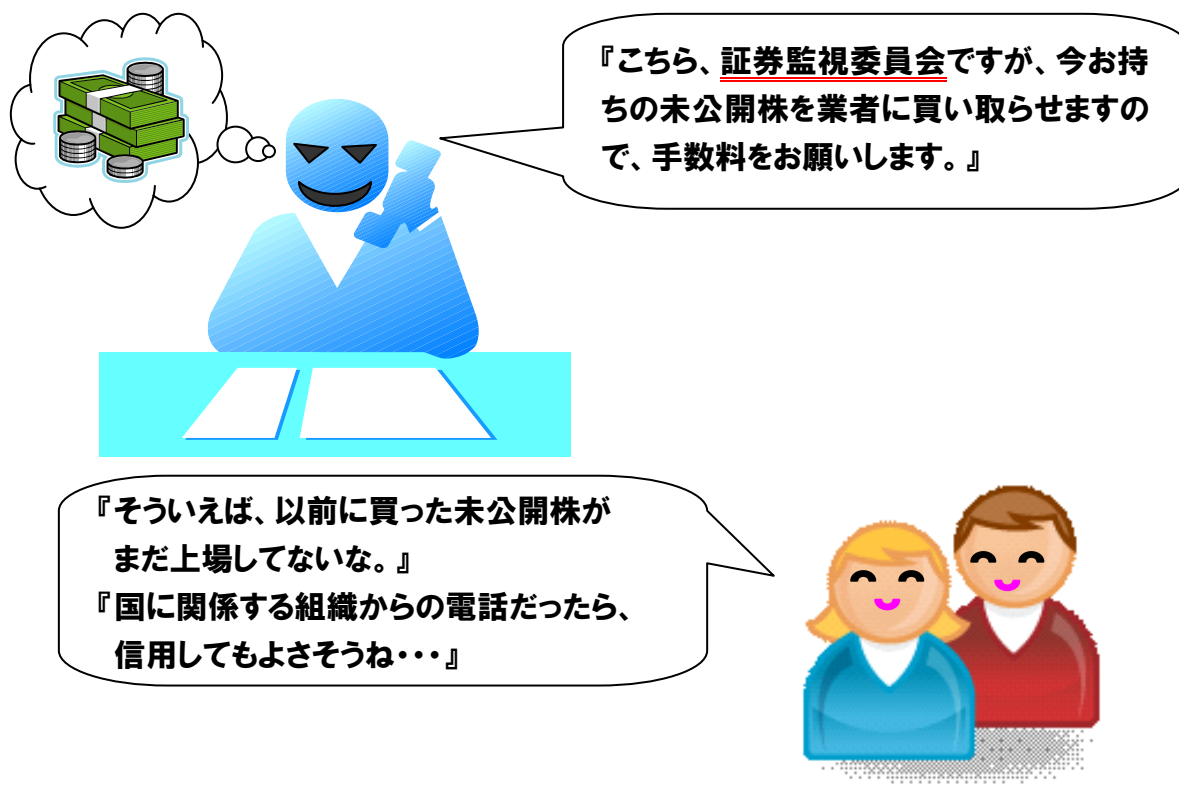
直通電話 03-3581-9854

相談受付日 月曜日～金曜日(祝祭日、年末年始は除く)

受付時間 午前9時30分～午後6時15分まで

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話にご注意ください！ ～ 未公開株に関するご注意 ～

最近、金融庁や証券取引等監視委員会又はこれを連想させる組織を名乗る者から「未公開株の上場が決まりました」「未公開株の買取り交渉を行います」などといった不審な電話がある、との情報が多数寄せられています。



金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、このような電話をしたり、外部に委託したりすることは一切ありませんので、くれぐれもご注意ください！

※このような電話を受けた場合には、裏面の金融庁又は証券取引等監視委員会の窓口までご連絡ください。

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話にご注意ください！

～ 未公開株に関するご注意 ～

平成21年6月19日

金 融 庁

証券取引等監視委員会

最近、金融庁や証券取引等監視委員会又は証券取引等監視委員会を連想させる組織(注)の職員であると名乗る者が、

- 「未公開株の被害調査を行っている。」「いまお持ちの未公開株は上場が決定しているので安心である。」などと告げ、それと前後して、未公開株の発行業者と称する者が未公開株の買い増し勧誘などを行う、
- 「未公開株被害者のため、会社に対して買取り交渉を行う。」などと告げ、仲介手数料や報酬を要求する、

などといった情報が、多数寄せられています。

注：証券取引等監視委員会を連想させるような名称の例

- ・日本証券監視委員会 ・証券取引管理委員会
- ・証券取引等監察委員会 ・金融監視委員会 など

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話により未公開株の上場時期などについて言及したり、未公開株の買取り交渉を行ったりすること、また、これらの行為を外部に委託することも一切ありませんので、上記のような不審な連絡等については、十分ご注意ください。

このような連絡を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室又は証券取引等監視委員会情報提供窓口まで情報のご提供を頂くとともに、最寄りの警察署にご相談ください。

情報の受付窓口

- 金融庁金融サービス利用者相談室

電話（ナビダイヤル）：0570-016811

※IP電話・PHSからは03-5251-6811におかけください。

FAX：03-3506-6699

- 証券取引等監視委員会 情報提供窓口

証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 情報処理係

直 通（ナビダイヤル）：0570-00-3581

※一部のIP電話等は03-3581-9909

FAX：03-5251-2136

代 表：03-3506-6000 （内線3091、3093）